川崎市地域防災計画

震 災 対 策 編

（令和６年度修正）

川 崎 市 防 災 会 議

目　次

第１部　総　則
　第１章　計画の方針
　　第１節　計画の目的 …… 1
　　第２節　国・県の防災計画との関係 …… 1
　　第３節　川崎市国土強靭化地域計画との関係 …… 1
　　第４節　計画の修正 …… 1
　　第５節　計画の習熟 …… 2
　　第６節　計画の構成及び内容 …… 2
　　第７節　個別防災計画の策定等 …… 2
　　第８節　男女共同参画の視点への配慮 …… 4
　　第９節　計画の体系 …… 5
　第２章　市の概況と過去の震災
　　第１節　地勢の概況 …… 6
　　第２節　社会的条件 …… 7
　　第３節　震災の記録 …… 9
　第３章　被害の想定
　　第１節　被害想定地震の経過及び設定 …… 16
　　第２節　被害の概要 …… 16
　第４章　減災目標、かわさき強靭化計画及び業務継続計画
　　第１節　減災目標及びかわさき強靭化計画の策定 …… 22
　　第２節　業務継続計画の策定 …… 25
　第５章　市及び防災関係機関等の業務大綱
　　第１節　川崎市 …… 26
　　第２節　神奈川県 …… 26
　　第３節　神奈川県警察 …… 27
　　第４節　指定地方行政機関 …… 27
　　第５節　自衛隊 …… 29
　　第６節　指定公共機関 …… 29
　　第７節　指定地方公共機関 …… 31
　　第８節　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 …… 32
　　第９節　住民組織 …… 33
　第６章　市民及び事業者の基本的責務
　　第１節　市民の基本的責務 …… 34
　　第２節　事業者の基本的責務 …… 34

第２部　予防計画
　第１章　防災都市づくり
　　第１節　基本的な方針 …… 35
　　第２節　災害に強い市街地の形成 …… 35

第３節　都市の防災化 …… 36
第４節　総合的な耐震対策等の促進 …… 37
第５節　オープンスペースの確保 …… 38
第２章　公共施設等の安全対策
第１節　道路・橋りょう施設の安全対策 …… 41
第２節　河川の安全対策 …… 41
第３節　港湾施設の安全対策 …… 42
第４節　重要建築物及び特定建築物等の安全対策 …… 43
第５節　上下水道施設の安全対策 …… 44
第６節　廃棄物処理関連施設の安全対策 …… 47
第７節　転倒・落下物防止対策 …… 48
第８節　災害時交通ネットワークの形成 …… 49
第９節　災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上 …… 51
第３章　土砂災害・宅地災害対策
第１節　土砂災害防止対策 …… 52
第２節　宅地災害の予防対策 …… 53
第３節　道路崖防災工事 …… 54
第４節　地盤の液状化の危険性の周知 …… 54
第５節　空家等対策 …… 55
第４章　地震火災の防止
第１節　計画方針 …… 58
第２節　広報・広聴計画 …… 58
第３節　指導計画 …… 58
第４節　防火対象物の火災予防 …… 60
第５節　消防施設等の整備 …… 60
第５章　震災に対応するための情報システムの整備
第１節　震度情報ネットワークシステム …… 61
第２節　震災被害シミュレーション …… 61
第３節　総合防災情報システム …… 61
第６章　防災情報発信の基本的な考え方
第１節　趣旨・背景 …… 63
第２節　効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針 …… 63
第３節　基本的な考え方 …… 63
第７章　地域防災拠点及び避難所の整備
第１節　地域防災拠点 …… 64
第２節　避難所等 …… 64
第３節　在宅での避難の考え方の啓発等 …… 66
第８章　物資の備蓄及び供給体制の整備
第１節　食料・飲料水及び生活必需品の備蓄 …… 67
第２節　資器材の備蓄 …… 67
第３節　備蓄場所 …… 68
第４節　各局の備蓄業務 …… 68

第５節　物資の供給体制の整備 ····· 68
第６節　物資の受援体制の構築 ····· 68
第９章　緊急輸送体制の整備
第１節　緊急交通路 ····· 70
第２節　緊急輸送道路 ····· 71
第 10 章　防災力の向上
第１節　基本理念 ····· 72
第２節　防災知識の普及と意識の高揚 ····· 73
第３節　自主防災組織等の育成・強化 ····· 75
第４節　防災ネットワークづくりの推進 ····· 76
第５節　消防団の充実・強化 ····· 77
第６節　企業防災の促進 ····· 77
第７節　応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進 ····· 78
第８節　その他防災力の活用 ····· 78
第９節　地区防災計画の提案等 ····· 79
第 11 章　防災訓練の実施
第１節　訓練の方針及び実施時期 ····· 80
第２節　訓練の検証 ····· 81
第 12 章　災害ボランティアとの連携
第１節　災害ボランティアの活動分野 ····· 82
第２節　災害ボランティアの活動支援のための環境整備 ····· 83
第 13 章　災害時要配慮者対策
第１節　地域と連携した共助体制の確保 ····· 84
第２節　個別避難計画 ····· 86
第３節　難病患者等に対する対策 ····· 86
第４節　災害時要配慮者利用施設等の対策 ····· 86
第５節　外国人等に関する対策 ····· 88
第６節　避難所等の対策 ····· 88
第 14 章　混乱防止及び帰宅困難者対策 ····· 90
第 15 章　津波対策
第１節　基本方針 ····· 92
第２節　予防対策 ····· 92
第３節　市の活動体制 ····· 93
第４節　津波警報等の発表 ····· 94
第５節　津波警報・注意報等の受伝達 ····· 96
第６節　市及び防災関係機関等の措置 ····· 98
第 16 章　高層集合住宅の震災対策 ····· 101
第 17 章　臨海部における液状化、長周期地震動対策
第１節　液状化対策 ····· 103
第２節　長周期地震動対策 ····· 103
第 18 章　災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等

第１節　神奈川県等との連携体制の構築 ····· 104
第２節　救助の実施体制の整備 ····· 104

第３部　初動対策計画
第１章　組織
第１節　川崎市災害警戒体制 ····· 105
第２節　川崎市災害対策本部 ····· 105
第２章　配備
第１節　動員区分 ····· 110
第２節　配備体制及び基準 ····· 111
第３章　初動活動体制
第１節　災害対策本部における各要員の初動体制 ····· 115
第２節　災害対策本部・区本部の初動体制 ····· 116
第３節　災害対策本部・区本部における初動対応 ····· 116
第４章　災害情報の収集・伝達
第１節　連絡体制 ····· 118
第２節　通信の確保 ····· 120
第３節　災害情報の収集・伝達 ····· 121
第４節　防災行政無線等の運用 ····· 123
第５節　衛星通信の運用 ····· 123
第６節　防災相互無線の運用 ····· 123
第７節　災害情報の整理・報告 ····· 124
第８節　地震関連情報の収集・伝達 ····· 124
第９節　広報・広聴 ····· 127

第４部　応急対策計画
第１章　消防対策
第１節　消防の組織 ····· 131
第２節　警防活動 ····· 131
第３節　消防団 ····· 133
第４節　他の防災関係機関との連携 ····· 133
第２章　警備活動
第１節　警察の警備体制 ····· 135
第２節　海上保安庁の警備体制 ····· 136
第３章　交通対策
第１節　道路の啓開活動 ····· 137
第２節　車両の移動 ····· 138
第３節　道路交通対策 ····· 138
第４節　海上交通安全の確保 ····· 140
第４章　医療救護・福祉対応
第１節　医療救護活動体制の整備 ····· 144

第２節　医療救護班等の編成・活動 …… 148
第３節　被災傷病者の収容医療施設 …… 150
第４節　市内における医療資源等の確保 …… 151
第５節　市外への応援要請 …… 152
第６節　災害時の福祉対応 …… 152
第５章　応援体制
第１節　要請方法 …… 155
第２節　応援の要請 …… 155
第３節　九都県市応援調整本部 …… 156
第４節　自衛隊に対する災害派遣要請 …… 156
第５節　海外からの支援の受入れ …… 158
第６節　活動拠点の配置 …… 159
第７節　災害ボランティアの活動支援 …… 161
第６章　避難対策
第１節　避難場所等の指定 …… 163
第２節　避難情報 …… 163
第３節　住民説明の実施 …… 166
第４節　避難誘導 …… 166
第５節　被災者の受入れ …… 167
第６節　警戒区域の設定 …… 170
第７章　混乱防止及び帰宅困難者対策
第１節　情報パニックによる混乱防止措置 …… 172
第２節　主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置 …… 172
第３節　帰宅困難者への帰宅支援 …… 173
第８章　輸送計画
第１節　輸送の優先順位 …… 174
第２節　輸送の実施 …… 174
第３節　物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送 …… 175
第４節　基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携 …… 177
第５節　ヘリコプターの離着陸場及び管制等 …… 177
第９章　物資等の供給
第１節　飲料水・生活水の供給 …… 178
第２節　食料等の供給 …… 179
第３節　生活必需品等の供給 …… 181
第４節　災害用トイレの供給 …… 183
第５節　義援物資の受付等 …… 183
第６節　応援要請 …… 184
第７節　災害対策要員の飲料水・食料の確保 …… 184
第 10 章　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
第１節　被災建築物応急危険度判定 …… 185
第２節　被災宅地危険度判定 …… 187
第 11 章　災害廃棄物等処理計画

第１節　計画の対象 ····· 188
第２節　災害廃棄物等処理に係る組織体制 ····· 189
第３節　災害廃棄物等の処理に係る基本方針 ····· 191
第４節　各班の主な業務 ····· 194
第 12 章　防疫・保健衛生
第１節　防疫対策 ····· 207
第２節　環境・食品衛生対策等 ····· 208
第３節　保健衛生対策 ····· 209
第 13 章　行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
第１節　行方不明者・遺体の捜索 ····· 210
第２節　遺体の取扱い ····· 210
第３節　火葬 ····· 212
第 14 章　文教対策
第１節　学校施設の応急対策 ····· 214
第２節　児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法 ····· 214
第３節　わくわくプラザにおける措置 ····· 215
第４節　勤務時間外における教職員体制 ····· 215
第５節　学用品等の調達・支給 ····· 215
第６節　学校給食の対応 ····· 216
第７節　教育施設の応急対策 ····· 216
第８節　文化財の保護 ····· 216
第 15 章　応急住宅対策
第１節　被災した住宅の応急修理 ····· 217
第２節　障害物の除去 ····· 217
第３節　応急仮設住宅の供与 ····· 218
第４節　一時的居住先として公営住宅等の活用 ····· 219
第 16 章　公共施設等の応急対策
第１節　土木施設の応急対策 ····· 220
第２節　建築物等応急対策 ····· 220
第３節　上水道・工業用水道施設応急対策 ····· 221
第４節　下水道施設応急対策 ····· 222
第５節　港湾施設応急対策 ····· 223
第 17 章　災害救助法
第１節　災害救助法に基づく救助の実施等 ····· 225
第２節　災害救助法の適用基準 ····· 225
第３節　被害程度の認定基準 ····· 226
第４節　大規模な災害における神奈川県等との連携等 ····· 226
第５節　救助の内容 ····· 226
第６節　従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等 ····· 227

第５部　復旧計画・復興体制

第１章　民生安定のための緊急措置
第１節　相談窓口の開設 229
第２節　義援金等の配分 229
第３節　弔慰金・見舞金等の支給 229
第４節　資金の貸付 231
第５節　市税等・保険料等の減免措置等 234
第６節　罹災証明書の発行 239
第７節　被災者生活再建支援金の支給 239
第２章　公共施設の災害復旧
第１節　事業実施に伴う国の財政援助等 241
第２節　激甚災害の指定 242
第３節　激甚法に定める財政援助等 243
第３章　復興体制
第１節　復興本部 245
第２節　被害状況の把握とまちづくりの検討 245
第３節　復興方針 245
第４節　復興計画 245

第６部　南海トラフ地震に係る対応
第１章　基本方針
第１節　主旨 247
第２節　南海トラフ地震の震度等 247
第３節　対応の方針 248
第４節　業務の大綱 248
第２章　南海トラフ地震に関連する情報
第１節　南海トラフ地震に関連する情報 249
第２節　南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象 250
第３節　南海トラフ地震臨時情報の伝達 252
第３章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
第１節　南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応 253
第２節　市の組織・配備 254
第３節　消防局の組織・配備 254
第４節　広報 254
第５節　市による事前対応 255
第６節　市民・事業所等の対応 256
第７節　警備対策 256
第８節　交通対策 256
第９節　公共機関の事前対策 257
第４章　地震防災上必要な事前対策の推進
第１節　市職員に対する啓発 258
第２節　住民等に対する広報 258

第７部　公共事業施設防災計画
第１章　電力施設防災計画（東京電力パワーグリッド株式会社）
第１節　計画方針 259
第２節　防災体制 259
第３節　非常災害対策活動 260
第２章　ガス施設防災計画（東京ガス株式会社）
第１節　ガス施設の災害予防措置に関する事項 262
第２節　災害応急対策に関する事項 262
第３節　災害復旧に関する事項 264
第３章　通信施設防災計画（東日本電信電話株式会社）
第１節　計画方針 266
第２節　支店の所在地 266
第３節　事前措置 266
第４節　発災時等の措置 266
第４章　東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画（横浜支社）
第１節　計画の目的 268
第２節　施設の現況 268
第３節　災害予防計画 268
第４節　災害応急対策 268
第５節　復旧対策 269
第５章　東急電鉄株式会社防災計画
第１節　計画方針 273
第２節　施設の現況 273
第３節　施設の災害予防計画 273
第４節　応急対策 274
第５節　応急復旧計画 275
第６章　京浜急行電鉄株式会社防災計画
第１節　計画の目的 276
第２節　施設の現況 276
第３節　事前対策 276
第４節　災害応急対策 277
第５節　応急復旧対策 281
第７章　京王電鉄株式会社防災計画
第１節　計画の目的 284
第２節　施設の現況 284
第３節　事前対策 284
第４節　応急対策 284
第５節　応急復旧計画 286
第８章　小田急電鉄株式会社防災計画
第１節　計画方針 287

第２節　路線の現況 287
第３節　事前対策 287
第４節　応急対策 288
第５節　災害復旧 289
第９章　首都高速道路株式会社防災計画（神奈川管理局）
第１節　計画方針 291
第２節　施設の現況 291
第３節　事業計画 292
第４節　応急対策計画 292
第 10 章　中日本高速道路㈱東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画
第１節　計画の目的 294
第２節　防災体制 294
第３節　交通規制等 294
第４節　応急復旧対策 295

第１部　　総　　則

第１章　計画の方針【危機管理本部、消防局、市民文化局、各局室区】

第１節　計画の目的【危機管理本部、各局室区】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地震防災に関する計画であり、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、その有する全機能を発揮して、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに、各局室区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

１　防災行政を進める上での指針

２　住民等の防災活動に際しての指針

３　市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

なお、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づいて、地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

※　この計画において、市の組織については、川崎市災害警戒本部、川崎市災害対策本部が設置された場合には、川崎市災害対策本部規程、川崎市災害対策本部設置要綱、川崎市災害警戒本部設置要綱に定めるところにより読み替えを行うものとする。

（資料編　川崎市防災会議条例）
（資料編　川崎市防災会議運営要綱・構成表）
（資料編　川崎市防災対策検討委員会設置要綱）
（資料編　川崎市災害対策本部規程）
（資料編　川崎市災害対策本部実施要綱）
（資料編　川崎市災害警戒本部設置要綱）
（資料編　川崎市東海地震警戒本部設置要綱）

第２節　国・県の防災計画との関係【危機管理本部】

１　防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画等との整合性・関連性を有するものとする。

２　神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係【消防局、危機管理本部】

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）に係る災害については、原則として神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応するものとする。

第３節　川崎市国土強靱化地域計画との関係【危機管理本部】

この計画は、川崎市国土強靱化地域計画との整合性・関連性を有する。

第４節　計画の修正【危機管理本部】

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、

これを修正する。また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第５節　計画の習熟【危機管理本部】

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。また、このうち特に必要と認めるものについては、市における震災対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

第６節　計画の構成及び内容

この計画は、震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、南海トラフ地震に係る対応を示すものである。また本編に定めのない事項については、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」を準用するものとする。
この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構　　成	主　な　内　容
総　　則	市域への影響が懸念される地震とその被害想定、市及び防災関係機関等が地震防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予　防　計　画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初動対策計画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応急対策計画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復　旧　計　画 ・　復　興　体　制	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等について定める。
南海トラフ地震に係る対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に市及び防災関係機関等が行う対応等について定める。 ただし、発災後は、応急対策計画に定めるところによる。
公共事業施設防災計画	ライフライン施設管理者及び輸送施設管理者の防災計画について定める。

第７節　個別防災計画の策定等【危機管理本部、消防局、各局室区】

１　防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

2　市個別防災計画の策定等

各局室長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興対策の実施に関し、「局(室)防災計画」をあらかじめ策定するものとする。また、各区長は、区民の視点を踏まえ、地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとし、これを随時見直すものとする。

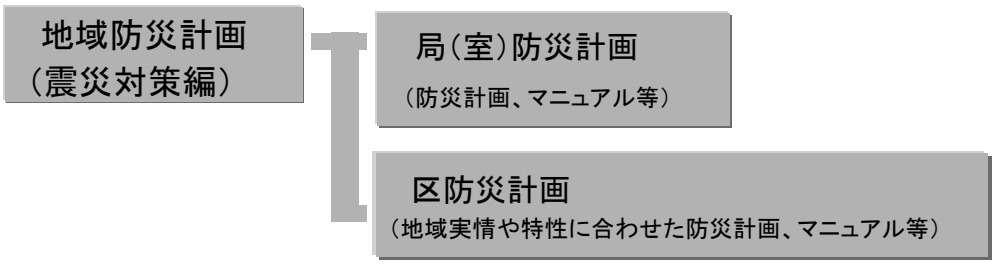

3　臨海部防災対策計画の策定

本市臨海部は重厚長大産業やエネルギー産業等が集積し、市民生活や経済活動を支える重要な地域であるとともに、東日本大震災ではコンビナート災害が発生したことから、その教訓を踏まえて防災対策を充実していく必要があるため、臨海部に特化した防災計画である「臨海部防災対策計画」を策定した。

臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」以南の地区を対象とし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」及び「川崎市地域防災計画」を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めている。

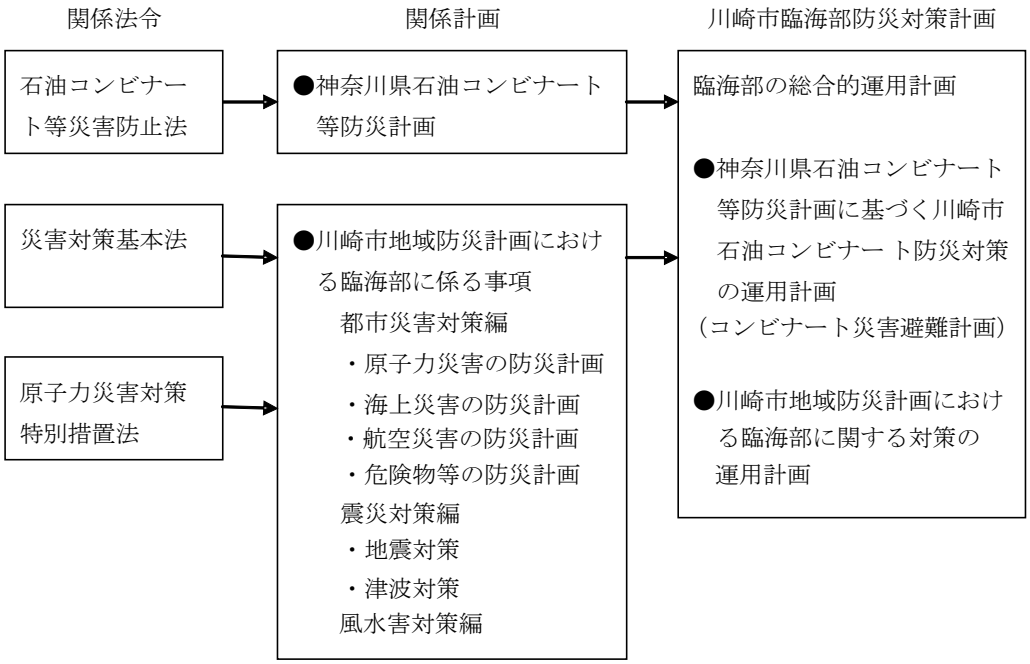

第８節　男女共同参画の視点への配慮【危機管理本部・市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。

時期	男女共同参画センターの役割
平常時	・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。 ・各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。
災害時	・男女共同参画の視点に基づく情報発信。 ・市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受理体制を確立する。

第９節　計画の体系

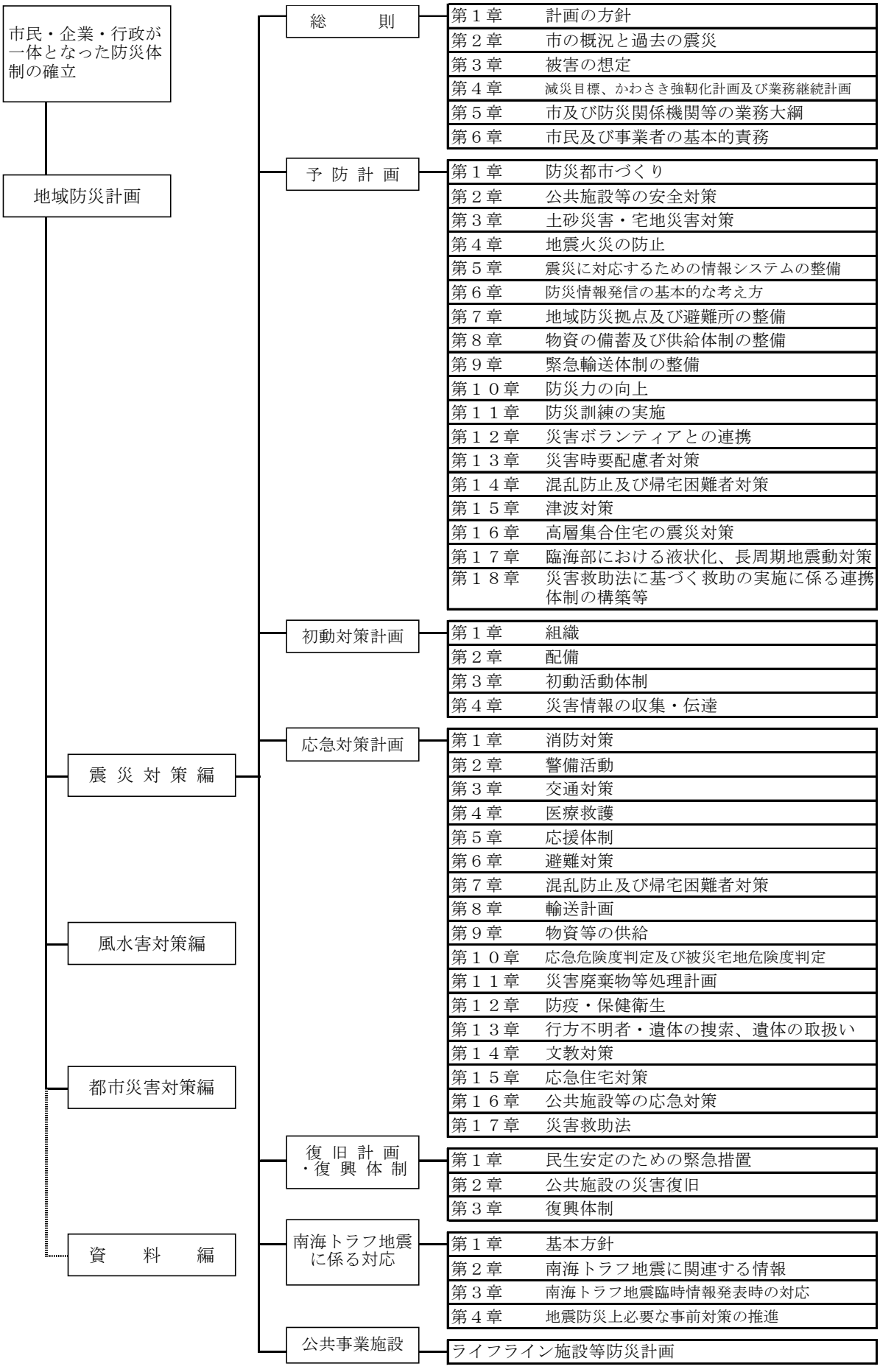
市民・企業・行政が一体となった防災体制の確立
地域防災計画
震災対策編
風水害対策編
都市災害対策編
資料編
総則
第１章 計画の方針
第２章 市の概況と過去の震災
第３章 被害の想定
第４章 減災目標、かわさき強靭化計画及び業務継続計画
第５章 市及び防災関係機関等の業務大綱
第６章 市民及び事業者の基本的責務
予防計画
第１章 防災都市づくり
第２章 公共施設等の安全対策
第３章 土砂災害・宅地災害対策
第４章 地震火災の防止
第５章 震災に対応するための情報システムの整備
第６章 防災情報発信の基本的な考え方
第７章 地域防災拠点及び避難所の整備
第８章 物資の備蓄及び供給体制の整備
第９章 緊急輸送体制の整備
第１０章 防災力の向上
第１１章 防災訓練の実施
第１２章 災害ボランティアとの連携
第１３章 災害時要配慮者対策
第１４章 混乱防止及び帰宅困難者対策
第１５章 津波対策
第１６章 高層集合住宅の震災対策
第１７章 臨海部における液状化、長周期地震動対策
第１８章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等
初動対策計画
第１章 組織
第２章 配備
第３章 初動活動体制
第４章 災害情報の収集・伝達
応急対策計画
第１章 消防対策
第２章 警備活動
第３章 交通対策
第４章 医療救護
第５章 応援体制
第６章 避難対策
第７章 混乱防止及び帰宅困難者対策
第８章 輸送計画
第９章 物資等の供給
第１０章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
第１１章 災害廃棄物等処理計画
第１２章 防疫・保健衛生
第１３章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
第１４章 文教対策
第１５章 応急住宅対策
第１６章 公共施設等の応急対策
第１７章 災害救助法
復旧計画・復興体制
第１章 民生安定のための緊急措置
第２章 公共施設の災害復旧
第３章 復興体制
南海トラフ地震に係る対応
第１章 基本方針
第２章 南海トラフ地震に関連する情報
第３章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
第４章 地震防災上必要な事前対策の推進
公共事業施設
ライフライン施設等防災計画

第２章　市の概況と過去の震災

第１節　地勢の概況

１　位置及び面積

本市は、神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。

位置及び面積は、東経 139 度 47 分 46 秒から 139 度 26 分 55 秒、北緯 35 度 38 分 34 秒から 35 度 28 分 11 秒に位置し、面積は 144.35ｋ㎡（神奈川県の約６％）である。

２　地　勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約 33 ㎞、南北の最短距離は約１㎞のところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高110ｍ余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、麻生川は北西部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

３　地　質

台地丘陵地には、顕著な段丘面として高い方から多摩Ⅰ面、多摩Ⅱ面、黒川面、下末吉面及び武蔵野面の主に５つの段丘面が残されている。なお、武蔵野面より新しい立川面は、局部的に台地の縁辺部に残っている程度である。

これらの段丘面は、古い段丘面ほどより高所に保存されているため、高い段丘ほど古い時期のローム層（火山灰層）から新しい時期のローム層を堆積しており、低い段丘には新しい時期のローム層だけを堆積している。このローム層は、更新世中期から後期にかけて、降下した火山灰であり関東ローム層の総称で知られている。ローム層の大部分は箱根火山の噴出物であるが、その最上部は富士火山の噴出物（黒土層）が主体をなしている。これらのローム層の中には、直径１～５㎜、最大 20 ㎜位の黄白色の軽石や赤色・青色のスコリヤからなる薄層が狭在している。この薄層は台地丘陵地においてローム層中に帯状に連続してみられ、層序区分や堆積環境の形成時期などの解明や段丘面の対比などの指標となる重要な鍵層である。

このように、台地丘陵地の形成時期は、ローム層によって識別され、本市にみられる主な段丘面は、多摩Ⅰローム層と多摩Ⅰ面、多摩Ⅱローム層と多摩Ⅱ面、下末吉ローム層と下末吉面などにより構成される。

多摩川や鶴見川周辺地域や臨海部の低地は、最終氷河期（ウルム氷期最盛期の約２万年前）以後の完新世につくられた沖積層からなる。古多摩川の河床には、最終氷河期に蓄積した基底礫層が 10～15ｍで見られる。その後は気候の温暖化に伴い海進が進み、約 6,000～5,000 年前の最盛期には、当時の海面が現在のそれよりも若干高位に達していた。この現象を縄文海進（又は有楽町海進）と呼んでいる。この時期の様子は貝塚の分布から求められた旧汀線位置によると多摩川流域では溝口付近まで海が進入していたと考えられる。

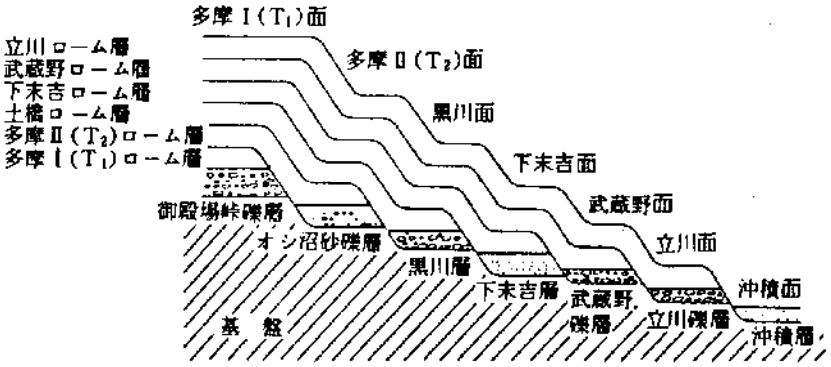

関東ローム層と段丘の関係

ところで、第四紀層の基盤は、全体に上総層群から構成されているが、多摩川河口付近では沖積層下に相模層群が局部的に分布している。

上総層群は、第三紀～第四紀更新世前期にかけて堆積した海成層である。この上総層群の分布の中心地域は、房総半島にあり厚さは3,000m以上に達している。一方、本市域やその周辺地域では、約 350m以上の層厚を示す程度で、それ程厚く堆積していない。本市域に分布する本層群は、一般に固結したシルト層（土丹）や半固結状の砂層からなっているが、礫層をレンズ状に挟むこともある。泥層は所により植物化石や貝化石を含むこともある。本層群の地質構造は、溝ノ口～原町田にかけて東北東～西南西の方向に伸びる向斜軸をもち、北東方向に２～３度程度の極めてゆるい傾斜をもつ。本層群は多摩川沿いでは、下位から稲城砂層、生田砂層、飯室泥岩層、高津互層と呼ばれ、また、多摩丘陵中部では、鶴川互層、柿生泥岩層、王禅寺互層と呼ばれている。

第２節　社会的条件

1　市勢の概況

本市は、大正 13 年７月１日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し令和６年 10 月１日現在、人口 1,551,788 人、面積 144.35km^2 となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘地が行われたこと等があげられる。

戦前はもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大いに行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。

その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス経済化の進展などにより、その産業構造は大きく変貌し、本市においても、大規模な工場等の市外移転などが発生したものの、最近では、本市の首都圏における地理的優位性などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換などが進み、最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

2　人口・世帯数

令和６年 10 月 1 日現在で、本市の人口は 1,551,788 人、世帯数は 784,086 世帯であり、この 5 年間で人口は 0.9%、世帯数は 4.9%増加している。また、人口密度は、1 ㎢あたり 10,750 人となっており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。

（資料編　人口・世帯数の推移）

（資料編　区別面積と人口）

3　建物の概況

本市の建物棟数は平成 24 年３月時点で 249,368 棟であり、このうち木造は 170,471 棟（全体の約 68%）である。また、建築年代別に見ると、新耐震設計基準（昭和 56 年）以前の建物棟数が 89,200 棟あり、全体の 35%を占めている。（「川崎市地震被害想定調査報告書（平成 25 年３月）」より）

なお、市内には平成 15 年 7 月 11 日に国土交通省が「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」として指定した地区が２地区存在しており、整備が急がれている。

また、市内では、住宅の中高層化が進んでおり、特に武蔵小杉駅周辺においては、民間活力を中心とした再開発により都市型マンションが建築され、超高層ビル群が形成されている。

4　道路及び橋りょうの概況

道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道６路線、県道主要地方道９路線、一般県道７路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道４０９号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。本市が管理する道路延長は 2480.20 ㎞であり、面積舗装率は 96.80%である。（令和５年４月１日現在）また、本市の都市計画道路（102 路線・総延長約 305 ㎞）のうち、完成延長は約 210 ㎞（進捗率＝約 69%）となっている。（令和６年４月１日現在）

また、本市が管理する橋りょうは 609 橋（令和５年４月１日現在）であり、内訳は国道に 6 橋、主要地方道に 40 橋、一般県道に 12 橋、市道に 551 橋となっている。緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる 124 橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済みの橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。

5　鉄道の概況

鉄道網については、ＪＲ、私鉄合わせて６鉄道事業者・15 路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の１日平均乗車人員は、ＪＲ川崎駅が 175,876 人で最も多く、次いで東急溝の口駅が 129,096 人、ＪＲ武蔵小杉駅が 99,969 人となっている。（「令和５年版川崎市統計書」より）

6　産業

(1) 臨海部工業地帯

川崎臨海部工業地帯は、大正初期から順次海岸地帯の埋立事業に着手するとともに積極的に工場誘致を行い、全国屈指の工業地帯に発展した。

これら造成事業により埋め立てられた地域は、多摩川の沖積層上に造成された埋立地であるため軟弱地盤、地盤沈下という二つの宿命を担っていること及びこれら大川町地区、扇町地区、水江町地区、千鳥町地区、浮島町地区がいずれも一本の道路・橋りょうにより内陸部と結ばれており、また、扇島地区、東扇島地区は京浜運河を隔てて水江町地区、千鳥町地区と海底トンネルだ

けで結ばれていることから、地震による災害又は地震発生に伴う複合的な大火災等が発生した場合、これらの地帯は災害による被害を受けるとともに当該地区が市街地から孤立する危険性を多分に含んでいる。

近年、この地域は、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいてはライフサイエンス関連を中心とした集積によるまちづくりが概成しており、また、扇島地区における高炉等設備の休止（2023 年 9 月）に伴って扇島南地区（川崎市側）に用途未定の２２２ha の土地が発生するとともに周辺地区においても今後の土地利用転換が見込まれている。南渡田地区においては臨海部全体の機能転換をけん引する新産業拠点の形成が進められている。

(2) 高度研究機能の集積

産業・経済のグローバル化、情報化の進展により産業構造が大きく変化しているなか、市内に立地している企業にあっては、研究開発センター化しているところも多く見られ、研究者や技術者、技能者が多数就業するなど地域の産業資源が豊富に蓄積されている。

また、過去の環境問題の経験で培われた環境技術が集積するとともに、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積し、先端産業都市として成長を続けており、この経験と技術力を駆使し、地球環境を守る新しい技術やシステムを創出し、広く世界へ発信している。

7　危険物施設の概況

令和５年３月末現在の市内の危険物施設数は 4,380 施設であり、このうち川崎区内が 3,811 施設で 87.0％を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第４類の設置許可施設数は 1,559 施設で、貯蔵量は約 3,493,335kℓとなっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が約 3,493,053kℓと市全体の 99.9％以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「令和４年消防年報」より）

第３節　震災の記録

本市において、岩盤での加速度振幅が大きかったと推定される過去の地震について、その被害の状況を整理したものを別表（本章末）に示す。

（本章末資料　過去の地震による被害の概要）

過去の地震による被害の概要

No	発生年月日	北 緯 東 経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地 震 名 [地 域]
1	818.--.--	35.20 139.30	7.9	51.8	194.9	[関東諸国]
2	878.11. 1	35.50 139.30	7.4	36.9	170.5	[関東諸国]
3	1241. 5.22	35.10 139.40	7.0	55.1	85.5	[鎌 倉]
4	1498. 9.20	34.10 138.20	8.6	210.0	105.6	[東海道全般]
5	1605. 2. 3	33.50 138.5 33.00 134.9	7.9	—	—	慶長地震
6	1615. 6.26	35.70 139.70	6.4	19.1	127.8	[江 戸]
7	1633. 3. 1	35.20 139.20	7.1	58.6	88.3	[相模，駿河，伊豆]
8	1648. 6.13	35.20 139.30	7.1	51.8	98.2	[相 模]
9	1649. 7.30	36.10 139.70	7.1	63.6	82.2	[武蔵，下野]
10	1649. 9. 1	35.50 139.60	6.4	10.1	222.5	[江戸，川崎]
11	1697.11.25	35.30 139.50	6.9	31.5	127.4	[相模，武蔵]
12	1703.12.31	34.70 139.80	8.2	92.5	152.6	元禄地震
13	1782. 8.23	35.20 139.20	7.3	58.6	104.8	[相模，武蔵]
14	1812.12. 7	35.40 139.60	6.6	17.2	166.6	[武蔵，神奈川]
15	1854.12.23	34.10 137.80	8.4	235.6	80.6	安政東海地震
16	1855.11.11	35.80 139.80	6.9	31.4	127.6	安政江戸地震

被　害　の　概　要	
川　崎　市	そ　の　他
（記載なし）	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野にて山崩れ、谷埋まること数里。百姓の圧死多数
相模、武蔵が特にひどく、５～６日震動継続。地陥り、家屋破壊し、圧死者多数。	相模国分寺の金色薬師丈六像１体、挟侍菩薩像２体摧破す。国分尼寺の堂舎頽潰す。京都、奈良で有感
（記載なし）	津波を伴い、由比ヶ浜大鳥居内拝殿が流出。 岸にあった船10艘破損
（記載なし）	紀伊～房総、甲斐で震動強し。遠江で山崩れ、地裂けた余震月を重ねたり。津波が紀伊～房総を襲い死者、家屋流出多数。由比ヶ浜では津波が大仏殿に達し流死200人
（記載なし）	地震被害は、淡路島安坂村千光寺の諸堂が倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に来襲し、死者、家屋の流出多数。
（記載なし）	家屋破壊、死者多く、地割れを生じた。
（記載なし）	小田原で最も強く、小田原城矢倉、門塀などことごとく破壊。民家倒壊多く、圧死150人。箱根で山崩れ。吉原で地割れ潰家。熱海に津波襲来
（記載なし）	小田原城破損、領内壊家多し。箱根の坂崩れる。江戸にて屋根瓦落ち、土蔵や練塀半ばくずれ倒れる。
（記載なし）	江戸城石垣破損。家屋破損し圧死多し。 余震日々40～50回。伊那で有感
川崎駅の民家、140～150戸、寺7宇崩壊。	付近の村で民家破倒、死傷者多し。 江戸で被害あり。
（記載なし）	鶴岡八幡宮の鳥居が倒れ潰家あり。江戸平川口梅林坂御多門の石垣崩れる。日光で有感
川崎で10軒ほどを残し、ほとんど全壊。 ［震度Ⅵ～Ⅶ］	津波は東京湾内品川を襲った。
（記載なし）	小田原城の櫓、石垣破損、民家倒壊1,000戸。箱根大山で山崩れ。江戸でも壊家、死者あり。名古屋、富山、金沢、飛騨で有感。津波あり。前震あり。
（記載なし）	神奈川、保土ヶ谷、品川で激しく、潰家死者多数。 江戸で土蔵の壁落ち、江戸城の土塀小破
（記載なし）　［震度Ⅴ］	伊豆～伊勢沿岸と甲斐、信濃、近江、越前、加賀で家屋倒壊。津波が房総～土佐を襲う。倒壊流出8,300戸余、焼失600戸、圧死300人、流死300人
（記載なし）　［震度Ⅳ～Ⅴ］	江戸とその東、径20㎞の範囲に被害大。山手で被害少なく下町で大。死者4,000人余。倒壊、焼失14,346戸。有感半径500㎞。津波はなかった。

No	発生年月日	北 緯 東 経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地 震 名 [地 域]
17	1889. 2.18	35.50 139.70	6.0	3.2	431.4	[神奈川県東部]
18	1892. 6. 3	35.70 139.90	6.2	26.0	82.7	[下総]
19	1894. 6.20	35.70 139.80	7.0	20.9	197.7	東京湾北部地震
20	1894.10. 7	35.60 139.80	6.7	11.7	253.3	[東京湾北部]
21	1901. 4.23	35.50 139.50	6.0	18.9	91.7	[神奈川県東部]
22	1906. 2.24	35.50 139.80	6.4	9.1	244.1	多摩川河口地震
23	1909. 7. 3	35.60 139.80	6.1	11.7	151.5	[東京湾]
24	1922. 4.26	35.20 139.80	6.8	37.5	100.6	[浦賀水道]
25	1923. 9. 1	35.10 139.50	7.9	51.1	197.1	関東地震
26	1923. 9. 1	35.40 138.40	6.6	31.2	99.4	[神奈川県中部]
27	1923. 9. 1	35.20 139.70	6.6	36.5	86.7	[三浦半島沿岸]
28	1923. 9. 1	35.40 139.80	7.0	16.6	241.7	[東京湾]
29	1923.11.23	35.40 139.50	6.2	23.5	90.2	[神奈川県東部]
30	1924. 1.15	35.50 139.20	7.3	45.9	129.5	[丹沢山塊]

被　害　の　概　要	
川　崎　市	そ　の　他
（記載なし）	東京で壁に亀裂を生じ、土蔵の鉢巻の崩れたもの、石燈籠の倒れたものあり。愛甲郡や剣崎で土蔵の壁に亀裂を生じた。
（記載なし）	（記載なし）
橘樹郡で被害がひどく、家屋全半壊24、破損2，434、煙突17が崩れる。川崎大師の石塀倒れ、死3、傷4。この他、山崩れ、地盤亀裂あり。［震度Ⅳ～Ⅵ］	青森から中国、四国地方まで有感。東京の神田、本所、深川で被害多し。横浜と橘樹郡で被害大。鎌倉、浦和方面にも被害
（記載なし）　［震度Ⅳ］	東京は芝、赤坂、下谷で建物小被害。南足立郡小台で震動やや強し。横浜ではところにより壁土剥落する。
（記載なし）	（記載なし）
（記載なし）	京浜地域で震度大。東京では麻布、芝、赤坂、淀橋、四谷で土蔵に小被害
（記載なし）	東京湾の西岸で強く、特に、本所、深川辺で古い土蔵壁に亀裂を生じた。
（記載なし）　［震度Ⅳ］	東京湾沿岸に被害。東京、横浜で水道管破裂。横浜、横須賀で家屋、土蔵が破損
橘樹郡で死者1，060、負傷者1，261、行方不明33、家屋全壊5，249、半壊9，295、全半壊5。［震度Ⅵ］	被害は南関東全域、静岡県に及んだ。死者99,331人、行方不明43,476人、家屋全壊128,266戸、半壊126,233戸、焼失447,128戸。山崩れ、崖くずれが多い。津波あり。
（記載なし）	（記載なし）
（記載なし）	（記載なし）
（記載なし）	（記載なし）
（記載なし）	（記載なし）
橘樹郡で傷22、全半壊14。　［震度Ⅳ～Ⅴ］	関東地震の余震。東京、神奈川、山梨、静岡各県に被害。死者19人、全壊1,302戸。神奈川県中南部の高座郡、中郡、愛甲郡に被害集中

No	発生年月日	北 緯 東 経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地 震 名 [地 域]
31	1930.11.26	35.08　139.05	7.3	77.6	82.1	北伊豆地震
32	2011.3.11	38.10　142.86	9.0	23.7	－	東日本大震災

被　害　の　概　要	
川　崎　市	そ　の　他
（記載なし）　［震度Ⅳ～Ⅴ］	２～５月伊東で群発。11日より前震あり。余震多し。死者272人、家屋全壊128,266戸、半壊126,233戸、焼失447,128戸。山崩れ崖崩れが多い。津波あり。丹那断層（長さ35㎞、横ずれ最大２～３ｍ）及び、それに直交する姫之湯断層を生じる。
死者2人、重傷者5人、軽傷者12人、住家一部損壊が133、非住家一部損壊が13、公共施設被害が225、火災2件の被害。臨海部の一部で液状化現象が発生した。　［震度４～５強］	東北～関東地方の広い範囲で死者19,775人、不明2,550人、負傷者6,242人、住家全壊122,050人、半壊283,988人の被害が発生。（令和6年3月現在）被害の多くは巨大津波によるものである。

被害の概要は、「日本被害地震総覧」宇佐見龍夫（１９７５）、「理科年表　平成24年度版、平成25年度版」東京天文台編（東日本大震災については緊急災害対策本部資料）による。

第３章　被害の想定【危機管理本部】

第１節　被害想定地震の経過及び設定

本市では、将来に発生が予想される地震の危険性をあらかじめ明らかにしておき、地震防災対策をより効果的に進めていくために、これまで昭和 63 年、平成９年、平成 22 年及び平成 25 年に地震被害想定調査を行い、それぞれ「川崎市地震被害想定調査報告書」に取りまとめ公表した。

昭和 63 年調査の想定地震は、「南関東地震」、「東海地震」、「近距離地震」の３地震とし、平成９年調査では追加として「三浦半島の断層群による地震」、「プレート間地震」、「立川断層」の３地震を想定対象とした。

また、平成 22 年調査では市内の社会情勢の変化などを考慮するとともに、最新の知見の研究の成果を取り入れて、「川崎市直下の地震」、「南関東地震」、「東京湾北部地震」の３地震を調査対象とした。

その後、平成 25 年調査では、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、「川崎市直下の地震（再検証）」及びこれまで未調査だった「元禄型関東地震」の２地震を調査した。この調査結果から、川崎市に最大の被害をもたらす地震として「川崎市直下の地震」を想定地震とし、また、津波被害については、神奈川県が公表した津波浸水予測のうち、本市で最大の浸水域・浸水深となる「慶長型地震」を津波被害の想定地震とした。

第２節　被害の概要

本計画の策定にあたり、想定地震とした「川崎市直下の地震」と「慶長型地震」の川崎市地震被害想定調査報告書による被害想定は次の通りである。

また、最新の知見に基づき行った平成 25 年の川崎市地震被害想定調査では、平成 22 年の調査よりも想定される震源域の位置が２ｋｍ程度深くなっているため、被害が軽減する傾向にある。

このため、平成 22 年と平成 25 年の被害想定結果を比較して安全面を考慮し、被害が大きい結果を踏まえて川崎市地域防災計画を策定することとした。

１　平成 25 年調査と平成 22 年調査の川崎市直下の地震の被害概要

種別	被害項目		単位	平成 25 年	平成 22 年
建物被害	全壊（津波を除く）		（棟）	22,329	33,861
	半壊（津波を除く）		（棟）	49,798	56,701
	津波	全壊	（棟）	-	-
		半壊	（棟）	-	-
		浸水	（棟）	-	-
地震火災	出火		（件）	243	247
	延焼による焼失棟数		（棟）	16,395	17,372
人的被害	死者（津波を除く）		（人）	819	1,143
	負傷者（津波を除く）		（人）	15,822	19,730
	津波による死者（避難しない場合）		（人）	－	-

ライフライン	上水道	直後断水	（世帯）	351,337	414,852
	下水道	直後支障	（世帯）	276,022	263,404
	通信	一般回線電話不通	（台）	129,450	175,934
	電力	直後停電	（件）	399,050	329,661
	都市ガス供給停止			49%～100%	76%
	ＬＰガス供給停止		（件）	955	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	（橋）	0/85	7/83
		中規模損傷	（橋）	83/85	75/83
		軽微な被害	（橋）	2/85	1/83
	修復を要する港湾岸壁		（バース）	17/27	※14/27
生活支障等	避難所への避難者	（１～３日後）	（人）	361,077	414,715
		（２８日後）	（人）	162,472	204,708
	主要駅での駅前滞留者	私用等外出者	（人）	34,616	-
		就業者、学生	（人）	101,002	-
	建物被害による直接被害額		（億円）	32,041	44,142
	直接経済被害額		（億円）	40,336	53,067

※復旧に長期間を要するバースのみ

2　慶長型地震による津波被害（平成 25 年調査）

種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	（棟）	8
	半壊（50cm 以上浸水）	（棟）	10,025
	浸水（50cm 未満浸水）	（棟）	4,617
人的被害	死者（避難しない場合）	（人）	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	（億円）	9,510

平成22年調査　川崎市直下の地震（冬18時）における主な被害想定結果

地震動　建物被害　　**地震火災**

区名	震度	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		津波				*合計*		出火	延焼
	震度範囲	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	床上浸水数（棟）	床下浸水数（棟）	*全壊数（棟）*	*半壊数（棟）*	出火件数（件）	焼失棟数（棟）
川崎区	5強-6強	8,069	11,108	335	598	0	0	0	0	0	2	*8,403*	*11,707*	42	5,386
幸区	5強-6強	4,775	6,159	125	286	0	0	0	0	0	0	*4,899*	*6,445*	28	2,330
中原区	6弱-7	7,315	8,996	158	389	14	32	0	0	0	0	*7,487*	*9,417*	53	4,161
高津区	6弱-7	6,269	8,616	19	55	98	230	0	0	0	0	*6,386*	*8,901*	50	1,671
宮前区	6弱-6強	3,202	7,548	1	2	50	116	0	0	0	0	*3,252*	*7,667*	37	1,238
多摩区	6弱-6強	1,936	6,645	4	12	52	122	0	0	0	0	*1,992*	*6,778*	19	1,313
麻生区	6弱-6強	1,377	5,634	0	1	65	151	0	0	0	0	*1,442*	*5,786*	18	1,274
合計	5強-7	32,942	54,707	640	1,343	279	651	0	0	0	2	*33,862*	*56,700*	247	17,372

人的被害

区名	建物倒壊				急傾斜地崩壊		屋外落下物		家具転倒		ブロック塀倒壊		火災		津波		*合計*		り災世帯				
	死者（人）	負傷者（人）			死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	*死者（人）*	*負傷者（人）*	全壊世帯（世帯）	半壊世帯（世帯）	焼失世帯（世帯）	床上浸水世帯（世帯）	床下浸水世帯（世帯）
		入院	重傷	軽傷																			
川崎区	215	161	396	2,461	0	0	0	34	5	62	3	112	79	1,705	0	0	*302*	*4,930*	17,852	24,868	12,969	0	5
幸区	117	98	232	1,365	0	0	0	20	3	36	2	72	36	677	0	0	*159*	*2,500*	12,921	16,998	6,802	0	0
中原区	219	188	442	2,292	1	12	0	32	4	54	4	126	65	1,354	0	0	*293*	*4,500*	20,976	26,384	13,209	0	0
高津区	158	167	370	1,937	4	71	0	22	4	51	3	104	26	442	0	0	*196*	*3,165*	18,570	25,883	5,124	0	0
宮前区	63	78	166	1,267	2	37	0	8	3	41	3	93	19	270	0	0	*89*	*1,960*	8,627	20,337	3,412	0	0
多摩区	36	39	85	955	3	51	0	5	2	32	2	83	20	295	0	0	*63*	*1,544*	5,072	17,259	3,465	0	0
麻生区	18	25	51	635	3	49	0	3	2	23	2	67	19	279	0	0	*43*	*1,131*	2,770	11,115	2,539	0	0
合計	826	755	1,740	10,913	11	220	2	125	22	299	19	656	263	5,023	0	0	*1,144*	*19,730*	86,788	142,846	47,521	0	5

ライフライン　　**生活支障等**

区名	上水道		下水道		通信・電力			都市ガス	LPガス	避難者（避難所）			災害用トイレ	災害廃棄物			自力脱出困難者	エレベータ停止	
	被害数（箇所）	断水世帯（1～3日後）（世帯）	被害数（箇所）	機能支障世帯（1～3日後）（世帯）	電柱被害（本）	不通台数（台）	停電件数（件）	供給停止件数（件）	ｶﾞｽﾎﾝﾍﾟ被害（世帯）	1～3日後（人）	10日後（人）	28日後（人）	需要基数（1～3日後）（個）	発生量推計値 可燃物（千ﾄﾝ）	発生量推計値 不燃物（千ﾄﾝ）	発生量推計値 *合計（千ﾄﾝ）*	（人）	停止台数（基）	閉じ込め台数（基）
川崎区	139	77,730	236	66,643				96,998	68	79,167	69,088	45,094	792	267	1,069	*1,336*	144	1,692	1
幸区	63	53,590	96	38,236				61,598	80	56,439	55,534	30,403	564	92	367	*458*	83	608	1
中原区	93	78,642	111	42,576				105,139	137	82,979	71,465	49,710	830	146	583	*729*	156	1,035	1
高津区	89	71,020	131	33,513				74,459	310	71,133	58,798	35,968	711	111	445	*556*	125	940	1
宮前区	88	62,223	67	30,545				59,024	223	58,660	51,051	20,327	587	58	232	*290*	54	651	1
多摩区	43	40,621	139	32,888				6,713	188	36,469	14,578	13,378	365	35	142	*177*	28	570	0
麻生区	58	31,026	103	19,003				0	54	29,867	13,803	9,828	299	30	120	*150*	16	431	0
合計	574	414,852	885	263,404	9,016	175,934	329,661	403,931	1,060	414,715	334,315	204,708	4,147	739	2,957	*3,696*	607	5,928	5

交通等

全市	道路橋	鉄道	港湾	医療機能	帰宅困難者		経済被害
	大規模損傷（箇所）	1日後不通路線（路線数）	被害バース（ﾊﾞｰｽ数）	1～3日間来院者（人）	川崎市から帰宅（人）	川崎市へ帰宅（人）	直接経済被害（億円）
合計	7	8	14	19,784	443,414	502,339	53,067

※「川崎市直下の地震」の津波は本調査では想定していません。ここでは「東京湾北部地震」と同程度と想定しました。
※※合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

～基礎資料～

総世帯数と時間帯別人口（平成20年9月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総世帯数	110,037 (16.9%)	70,031 (10.8%)	112,504 (17.3%)	99,011 (15.2%)	91,409 (14.0%)	98,126 (15.1%)	69,575 (10.7%)	650,693 (100%)
18 時	267,599 (19.6%)	149,484 (10.9%)	226,127 (16.5%)	201,729 (14.8%)	185,958 (13.6%)	188,629 (13.8%)	147,908 (10.8%)	1,367,434 (100%)

全建物棟数と内訳（平成20年3月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総数	45,694 (18.8%)	23,974 (9.9%)	35,441 (14.6%)	32,286 (13.3%)	33,174 (13.7%)	37,176 (15.3%)	34,893 (14.4%)	242,638 (100%)
木造	26,428 (15.9%)	16,483 (9.9%)	22,877 (13.8%)	22,235 (13.4%)	24,360 (14.6%)	26,767 (16.1%)	27,226 (16.4%)	166,376 (100%)
RC造	4,511 (18.9%)	1,735 (7.3%)	3,841 (16.1%)	3,386 (14.2%)	3,607 (15.1%)	3,748 (15.7%)	3,062 (12.8%)	23,890 (100%)
S造	14,755 (28.2%)	5,756 (11.0%)	8,723 (16.7%)	6,665 (12.7%)	5,207 (9.9%)	6,661 (12.7%)	4,605 (8.8%)	52,372 (100%)

平成25年調査　川崎市直下の地震（冬18時）における主な被害想定結果

地震動　建物被害　　**地震火災**

区名	震度	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		津波※			合計		出火	延焼
	域内最多震度	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	全壊数（棟）	半壊数（棟）	半壊に至らない浸水数（棟）	*全壊数（棟）*	*半壊数（棟）*	出火件数（件）	焼失棟数（棟）
川崎区	6弱	6,281	10,473	262	491	0	0				*6,543*	*10,964*	36	3,987
幸区	6強	4,547	6,071	102	243	0	0				*4,649*	*6,314*	33	2,394
中原区	6強	3,620	7,644	116	302	12	28				*3,748*	*7,974*	49	2,858
高津区	6強	2,978	7,216	13	38	92	214				*3,083*	*7,468*	52	2,028
宮前区	6強	1,768	6,153	0	2	43	101				*1,811*	*6,256*	38	1,663
多摩区	6弱	1,336	5,643	3	11	56	131				*1,395*	*5,785*	19	1,783
麻生区	6弱	1,035	4,890	0	1	63	146				*1,098*	*5,037*	16	1,683
合計	6強	21,566	48,089	497	1,088	266	621	－	－	－	*22,329*	*49,798*	243	16,395

人的被害

区名	建物倒壊				急傾斜地崩壊		屋外落下物		家具転倒		ブロック塀		火災		津波		合計		り災世帯			
	死者（人）	入院者（人）	負傷者（人） 重傷	負傷者（人） 軽傷	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）	*死者（人）*	*負傷者（人）*	全壊世帯（世帯）	半壊世帯（世帯）	焼失世帯（世帯）	浸水世帯（世帯）
川崎区	168	139	330	2,235	0	0	1	27	4	52	3	112	59	1,224			*235*	*3,980*	14,622	24,501	9,762	
幸区	115	104	241	1,318	0	0	0	18	2	32	2	68	37	707			*156*	*2,384*	12,570	17,072	7,182	
中原区	103	96	220	1,661	1	10	0	16	3	40	4	130	43	851			*154*	*2,928*	11,269	23,970	9,337	
高津区	68	83	176	1,332	3	66	0	10	2	33	3	103	32	580			*108*	*2,300*	8,834	21,398	6,185	
宮前区	32	45	94	937	2	32	0	5	2	29	3	106	25	415			*64*	*1,618*	4,670	16,124	4,500	
多摩区	23	29	61	766	3	54	0	3	2	23	3	88	27	468			*58*	*1,463*	3,451	14,310	4,626	
麻生区	12	21	41	529	2	48	0	2	1	18	2	78	26	432			*43*	*1,148*	2,039	9,357	3,275	
合計	521	517	1,164	8,777	11	210	1	81	17	227	20	685	249	4,678	－	－	*819*	*15,822*	57,456	126,733	44,868	－

ライフライン　　**生活支障等**

区名	上水道		下水道		通信・電力			都市ガス	LPガス	避難者（避難所）			災害用トイレ	震災廃棄物			自力脱出困難者	エレベータ停止		直接経済被害	
	被害数（箇所）	断水世帯（1～3日後）（世帯）	被害延長（km）	機能支障世帯（直後）（世帯）	電柱被害（本）	不通（回線）	停電件数（直後）（世帯）	供給停止件数（件）	ｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ被害（世帯）	1～3日後（人）	10日後（人）	28日後（人）	必要個数（1～3日後）（個）	がれき発生量 可燃物（千ﾄﾝ）	がれき発生量 不燃物（千ﾄﾝ）	がれき発生量 *合計（千ﾄﾝ）*	（人）	停止台数（基）	閉じ込め台数（基）	建物被害（揺れ・液状化）による被害（億円）	*合計（億円）*
川崎区	81	64,996	8	86,845			66,682		97	67,689	59,970	36,127	1,128	225	900	*1,125*	117	2,065	2	13,609	
幸区	53	50,226	6	64,720			43,244		101	56,363	54,131	30,616	939	94	375	*469*	84	752	1	4,770	
中原区	50	63,931	6	89,894			77,108		127	65,467	45,088	31,293	1,091	91	363	*454*	76	1,378	1	4,757	
高津区	57	58,831	4	22,177			60,187		260	58,457	40,872	24,423	974	65	260	*325*	57	1,139	1	3,559	
宮前区	64	53,580	3	7,568			56,879		203	50,719	43,133	16,577	845	41	162	*203*	30	841	1	2,166	
多摩区	34	31,550	1	3,963			56,603	267,972	125	33,575	13,281	13,281	560	32	129	*162*	20	662	1	1,743	
麻生区	52	28,223	1	855			38,347	～	42	28,806	10,156	10,156	480	29	115	*144*	12	515	0	1,436	
合計	391	351,337	29	276,022	7,856	129,450	399,050	546,882	955	361,077	266,632	162,472	6,018	576	2,305	*2,881*	396	7,352	6	32,041	*40,336*

交通等

全市	道路橋	鉄道	港湾	医療機能	主要駅前滞留者（私用等の目的）					
	大規模損傷（箇所）	1日後不通路線（路線数）	被害バース（ﾊﾞｰｽ数）	1～3日間来院者数（人）	川崎駅（人）	武蔵小杉駅（人）	武蔵溝ノ口駅（人）	登戸駅（人）	新百合ヶ丘駅（人）	*合計*（人）
合計	0	9	17	16,481	19,128	4,745	6,364	1,847	2,532	*34,616*

※「H24川崎市直下の地震」の津波は本調査では想定していない。
※※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

～基礎資料～

総世帯数と時間帯別人口（平成 24 年 6 月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総世帯数	111,875 (16.7%)	72,763 (10.9%)	116,877 (17.5%)	102,158 (15.3%)	94,571 (14.1%)	98,900 (14.8%)	72,173 (10.8%)	669,318 (100%)
5　時	220,872 (15.5%)	156,225 (11.0%)	232,160 (16.3%)	217,325 (15.3%)	221,850 (15.6%)	204,585 (14.4%)	169,622 (11.9%)	1,422,639 (100%)
12　時	275,020 (22.7%)	120,956 (10.0%)	207,841 (17.2%)	178,105 (14.7%)	157,179 (13.0%)	149,520 (12.3%)	123.065 (10.2%)	1,211,685 (100%)
18　時	281,402 (19.9%)	146,043 (10.3%)	236,859 (16.8%)	210,126 (14.9%)	197,149 (14.0%)	185,371 (13.1%)	154,510 (10.9%)	1,411,459 (100%)

全建物棟数と内訳（平成 24 年 3 月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総　数	45,694 (18.3%)	24,254 (9.7%)	35,775 (14.3%)	33,495 (13.4%)	34,946 (14.0%)	38,116 (15.3%)	37,088 (14.9%)	249,368 (100%)
木　造	26,167 (15.3%)	16,483 (9.7%)	22,762 (13.4%)	23,055 (13.5%)	25,757 (15.1%)	27,319 (16.0%)	28,928 (17.0%)	170,471 (100%)
ＲＣ造	4,520 (18.3%)	1,797 (7.3%)	4,017 (16.2%)	3,596 (14.5%)	3,812 (15.4%)	3,825 (15.5%)	3,178 (12.8%)	24,745 (100%)
Ｓ　造	15,007 (27.7%)	5,974 (11.0%)	8,996 (16.6%)	6,844 (12.6%)	5,377 (9.9%)	6,972 (12.9%)	4,982 (9.2%)	54,152 (100%)

※ＲＣ造･･･鉄筋コンクリート造、Ｓ造･･･鉄骨造

第４章　減災目標、かわさき強靭化計画及び業務継続計画【危機管理本部、各局室区】

第１節　減災目標及びかわさき強靭化計画の策定

１　減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定

国においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱を踏まえ、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、『今後 10 年間で、死者数を半減、経済被害を 4 割減』という減災目標を掲げた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成 18 年 4 月に策定した。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 12 月に「首都直下地震（都心南部直下地震）の被害想定と対策について（最終報告)」を取りまとめた。

このような中で、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同法第 4 条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」として「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を平成 27 年 3 月に策定した。この基本計画は、『今後 10 年間で、死者数概ね半減、全壊･焼失棟数概ね半減』の減災目標を設定するとともに、住宅の耐震化率を平成 32 年度までに 95％（全国）を目指すなど、減災目標を達成するための施策についての具体的な目標を明示したものになっている。

神奈川県においては、国の検討と連携して、平成 19･20 年度に地震被害想定調査を実施し、7 地震を対象とした上で、『今後 6 年間で、三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を 4 割減以上、神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上』を減災目標とする「地震防災戦略」を平成 22 年 3 月に策定した。

また、東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成 25･26 年度に地震被害想定調査を実施し、新たな地震防災戦略を、平成 28 年 3 月に策定した。

川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定した。

しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、平成 25 年 4 月に地震防災戦略を改定し、各種施策の実現に向けて取り組んできた。

平成 25 年４月に改定を行った地震防災戦略が、平成 27 年度末に計画期間が終了したことから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな地震防災戦略を平成 28 年 3 月に策定した。

２　かわさき強靭化計画の策定

国において、首都直下地震などの大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭化の取組を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を公布、施行し、さらに同法に基づき国土の強靭化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を、平成 26 年６月に策定し、政府一丸となって強靭な国づく

りに向けた取組を進めている。

本市においても、これら国の動向を踏まえ、国と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靭な地域」をつくりあげるために、本市の強靭化に関する指針となる「川崎市国土強靭化地域計画」を、平成 28 年３月に策定した。

このような中、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 30 年 12 月に国土強靭化基本計画が改定されたこと及び川崎市国土強靭化地域計画と川崎市地震防災戦略の計画期間が同時期に終了することから、計画の見直しを行い、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から両計画を統合することとし、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するため、令和３年３月に「かわさき強靭化計画」を策定した。

【かわさき強靭化計画における減災目標】

項　目	目　標（令和７年度）
地震による死者	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者の数（約 1,140 人）を約 480 人とする
津波による死者	慶長型地震において想定される津波による死者の数（約 5,820 人）をゼロとする

【かわさき強靭化計画の概要】

１　基本目標

（１）人命の保護が最大限図られる

（２）市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

（３）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

（４）迅速な復旧復興

２　リスクシナリオ等

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等	2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
		2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
	の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-6	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
		7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

第２節　業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、かわさき強靭化計画における行政としての施策の１つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。

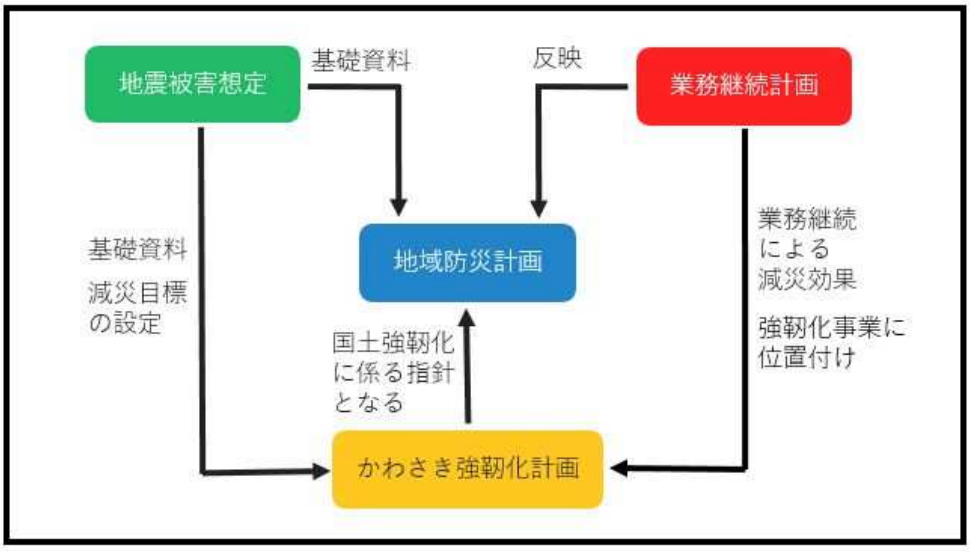

第５章　市及び防災関係機関等の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

第１節　川崎市

川崎市	1　地震対策計画の策定 2　地震防災に関する施設及び組織の整備 3　防災知識の普及及び教育 4　防災訓練の実施 5　南海トラフ地震臨時情報の収集伝達及び広報 6　自主防災組織等地域防災体制の整備推進 7　避難対策及び児童生徒等の保護対策 8　被害の拡大防止対策 9　罹災者の救助、救護及び医療 10　清掃及び防疫 11　障害物の除去及び輸送 12　遺体の処理 13　飲料水、食料及び生活必需品の確保 14　文教対策 15　災害救助法に基づく被災者の救助 16　災害用物資、資機材の備蓄及び整備 17　住宅対策 18　その他震災応急対策の準備及び実施

第２節　神奈川県

神奈川県	1　防災組織の整備 2　市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3　防災知識の普及及び教育 4　防災訓練の実施 5　防災施設の整備 6　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7　地震に関する情報の収集、伝達及び広報 8　緊急輸送の確保 9　保健衛生 10　文教対策 11　市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 12　災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市の区域を除く）及び連絡調整 13　被災施設の復旧

	14　その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

第３節　神奈川県警察

神 奈 川 県 警 察	1　警備体制の整備 2　災害に関する情報の収集及び被害調査 3　避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置 4　犯罪の予防取締その他治安維持の措置 5　交通規制・管制 6　遺体の検視等に関する措置

第４節　指定地方行政機関

関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援 3　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
神奈川労働局 （川崎南・北労働基準監督署）	1　事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2　事業所等の被災状況の把握 3　復旧・復興工事の労働災害防止の指導援助 4　被災者の雇用対策
関東農政局 （神奈川県拠点）	1　農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2　応急用食料等の支援に関すること 3　食品の需給・価格動向等に関すること
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2　商工業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局 （川崎国道事務所） （横浜国道事務所）	1　災害時における道路啓開等交通確保 2　災害応急工事及び復旧工事の施工 3　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 （京浜河川事務所）	1　所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理 2　地震防災対策の実施

	3　災害応急工事及び復旧工事の施工 4　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5　関係職員の派遣に関すること
関東地方整備局 （京浜港湾事務所）	1　港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2　港湾施設、海岸保全施設に係わる災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 3　港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 4　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東運輸局 （神奈川運輸支局） （川崎海事事務所）	1　災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整事務 2　災害時における応急海上輸送対策 3　代替輸送の輸送機関への指導調整
第三管区海上保安本部 （横浜海上保安部、川崎海上保安署）	1　大規模地震災害対策訓練等の実施 2　関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3　港湾の状況等の調査研究 4　船艇、航空機等による警報等の伝達 5　船艇、航空機等を活用した情報収集 6　活動体制の確立 7　船艇、航空機等による海難救助等 8　船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送 9　被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10　要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11　排出油等の防除等 12　避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13　警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14　海上における治安の維持 15　危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16　海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17　災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
東京管区気象台 （横浜地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力
関東財務局	1　主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

（横浜財務事務所）	2　地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 3　災害発生時（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 4　災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
国土地理院 （関東地方測量部）	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供 2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3　地殻変動の監視

第５節　自衛隊

陸上自衛隊 第３１普通科連隊	1　防災関係資料の基礎調査 2　自衛隊災害派遣計画の作成 3　川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5　災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊 横須賀地方総監部	1　防災関係資料の基礎調査 2　自衛隊災害派遣計画の作成 3　川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5　災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 6　艦艇、航空機等による人員・物資輸送 7　艦艇、航空機等による救援

第６節　指定公共機関

東日本旅客鉄道㈱ 東海旅客鉄道㈱ 日本貨物鉄道㈱	1　鉄道、軌道施設の整備及び保全 2　災害時の応急輸送対策 3　旅客の避難及び誘導 4　警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報 5　鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

東日本電信電話㈱（神奈川事業部） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ㈱ＮＴＴドコモ（神奈川支店） ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンクテレコム㈱ ソフトバンクモバイル㈱	1　電気通信施設の整備及び点検 2　電気通信の特別取扱い 3　電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行 （横浜支店）	1　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報
日本赤十字社 （神奈川県支部）	1　医療救護 2　こころのケア 3　救援物資の備蓄及び配分 4　災害時の血液製剤の確保及び供給 5　義援金の受付及び配分 6　その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 （横浜放送局）	1　気象予報、警報等の放送周知 2　緊急地震速報の迅速な伝達 3　災害情報及び災害対策に関する放送 4　放送施設の保安
中日本高速道路㈱ （東京支社横浜保全・サービスセンター）	1　東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの保全 2　災害時における緊急交通路の確保 3　東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの災害復旧
東日本高速道路㈱ （関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所）	1　第三京浜・東京湾アクアラインの保全 2　災害時における緊急交通路の確保 3　第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
首都高速道路㈱ （神奈川管理局）	1　首都高速道路の保全 2　首都高速道路の災害復旧 3　災害時における緊急交通路の確保
日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (一社) AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	1　災害対策用物資の輸送確保 2　災害時の応急輸送対策

東京電力パワーグリッド㈱ （川崎支社）	1　電力供給施設の整備及び点検 2　災害時における電力供給の確保 3　被災害施設の調査及び復旧
東京ガス㈱ （神奈川支社川崎支店）	1　ガス施設の災害予防措置 2　災害時の応急対策 3　警戒宣言発令時の応急対策
日本郵便㈱	1　郵便物の運送施設及び集配施設の整備 2　郵便物の送達の確保 3　窓口業務の維持 4　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5　被災者が差し出す郵便物の料金免除 6　被災者あて救助用郵便物の料金免除 7　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

第７節　指定地方公共機関

東急電鉄㈱ 京浜急行電鉄㈱ 小田急電鉄㈱ 京王電鉄㈱	1　鉄道施設の整備及び保全 2　災害時の応急輸送対策 3　旅客の避難及び誘導 4　鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5　警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(一社)神奈川県バス協会 東急バス㈱ 京浜急行バス㈱ 小田急バス㈱ 川崎鶴見臨港バス㈱ 神奈川中央交通㈱ (一社)神奈川県トラック協会 (一社)神奈川県タクシー協会	1　被災地の人員輸送の確保 2　災害時の応急輸送対策 3　災害対策用物資の輸送確保 4　警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報
(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (公社)神奈川県栄養士会	1　医療助産等救護活動の実施 2　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
㈱アール・エフ・ラジオ日本 ㈱テレビ神奈川 横浜エフエム放送㈱ イッツ・コミュニケーションズ㈱ YOU テレビ㈱	1　気象予報、警報等の放送周知 2　緊急地震速報の迅速な伝達 3　災害情報及び災害対策に関する放送 4　放送施設の保全

㈱神奈川新聞社	1　災害状況及び災害対策に関する報道
(公社)神奈川県ＬＰガス協会 （川崎南支部、川崎北支部）	1　燃料の確保に関する協力 2　復旧用資機材の確保及び復旧対策

第８節　その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1　被害状況調査及び応急対策への協力 2　農作物災害応急対策の指導 3　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4　被害農家に対する融資のあっ旋
川崎河川漁業協同組合	1　被害状況調査及び応急対策への協力 2　被災組合員に対する融資のあっ旋 3　漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(一社)川崎建設業協会	1　道路・河川等応急対策に関する協力 2　復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1　復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1　被害調査及び応急対策への協力 2　物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1　被災事業者に対する資金融資
神奈川臨海鉄道㈱	1　鉄道施設の整備及び保全 2　災害時の応急輸送対策 3　旅客の避難及び誘導 4　鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5　警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(公社)川崎市病院協会	1　医療救護病院における医療対策
(公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	1　医療助産等救護活動の実施 2　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(公社)川崎市獣医師会	1　動物救援活動に関する協力
社会福祉施設管理者	1　防災用施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2　入所者の保護及び安全確保 3　災害時要援護者に関すること
学校法人	1　避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2　災害時の文教対策

危険物施設、高圧ガス施設の管理者	1　安全管理の徹底 2　防護施設の整備 3　自衛消防組織の整備 4　施設利用者の避難等安全確保
地下街等の管理者	1　安全管理の徹底 2　防護施設の整備 3　自衛消防組織の整備 4　施設利用者の避難等安全確保
放射性物質取扱い施設の管理者	1　安全管理の徹底 2　防災施設の整備及び点検の実施 3　自衛消防組織の整備 4　従業員への研修及び訓練の実施
かわさき市民放送㈱	1　気象情報等の放送周知 2　災害状況及び災害対策に関する放送 3　放送施設の保全 4　緊急地震速報の迅速な伝達
川崎港運協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部	1　公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送 2　災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送 3　人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通報
日本埋立浚渫協会関東支部	1　港湾施設の応急復旧対策
神奈川倉庫協会	1　救援物資の一時保管場所の提供 2　救援物資の提供

※　その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、資料編に掲載する。

第９節　住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1　防災知識の普及 2　防災行動（避難（在宅での避難を含む）、備蓄、情報の取得など）の啓発 3　情報伝達、消火、避難、救護及び避難所開設等の計画及び訓練の実施 4　防災用資器材の整備・点検 5　災害時要援護者の支援

第６章　市民及び事業者の基本的責務

本市では、地震対策の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とし、震災の予防、大規模な地震に係る緊急時の事前措置、震災応急対策その他必要な事項を定めた「川崎市地震対策条例（昭和 56 年４月１日条例第 26 号）」を制定し、その中で、市民及び事業者の基本的な責務について定めている。

地震被害の軽減を目指して、行政が目標意識を持って計画的に施策を推進していくためには、市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、また、市民・事業者等が自主的に行動することも、減災のためには重要な要素となる。

第１節　市民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は地震及び地震防災に関する知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低３日間、推奨１週間分以上の飲料水・食料や災害用トイレ、非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合に、出火の防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう備える必要がある。

第２節　事業者の基本的責務

事業者は震災の防止について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努めなければならない。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、地域と連携した帰宅困難者支援や、住民と協力した周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

第２部　　予 防 計 画

第１章　防災都市づくり【まちづくり局、消防局、危機管理本部、建設緑政局、経済労働局】

第１節　基本的な方針

防災都市づくりは、地震による被害の最小化と早期復興を実現するため、自助・共助・公助の連携等により、地域防災力を高め、災害に強い都市づくりを目指すものである。

本市が位置する関東地方南部は地震活動が活発な地域であり、今後 30 年以内にＭ７クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされている。被災時には首都圏において多大な人的・物的被害が想定されるとともに行政機能自体が大幅に低下する恐れがあり、できるだけ被害を少なくし、首都圏における都市機能をいかに継続するかが課題であるため、災害に強いまちづくりの実現に向けて、防災都市づくり施策の一層の推進を図る必要がある。

防災都市づくりを進めるにあたっては、都市計画マスタープラン等を踏まえ、災害に強い市街地形成を目指した予防的な対策や大規模災害発生後の迅速な都市復興方策を取りまとめた防災都市づくり基本計画に基づき、防災・減災に資する都市計画手法等の対策実施に向けた取組や地域住民との協働による防災・減災に資する対策を効果的・効率的に推進していく。

このための基本的な方針は次のとおりである。

1　都市全体を災害に強い体質にするため、地域の災害リスクを、市、市民、事業者等が共有化し、各々の防災に対する責務の明確化や、防災意識の高揚を図るとともに、地域住民との協働による防災まちづくりを推進する。

2　災害に強い都市構造の形成を図るため、防火規制等の指定拡大、都市計画施設等の整備促進、建築物の耐震・不燃化、市街地の整備による避難空地・避難道路等の確保、公共建築物の災害時の機能維持など総合的な対策を進める。

3　土砂災害や液状化による地盤被害や津波による浸水に対するリスクの周知、被災時の避難対策等の重点強化を図る。

4　災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を進めるとともに、被災状況に応じた柔軟な復興対応を可能とするため、都市復興計画策定手順を整理し、計画策定訓練等を通じて復興準備の質的向上を図る。

5　危険物施設の改善指導体制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。

6　災害予防行政の強化と、迅速な消火活動ができる消防体制の確立を図る。

7　崖崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

第２節　災害に強い市街地の形成

１　拠点地域等の整備

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区、新百合ヶ丘駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。

また、新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、鷺沼・宮前平駅周辺地区等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備

による安全なまちづくりを推進する。

2　市街地の整備

従来は、商業地を中心とした再開発計画が中心であったが、これに加えて既成市街地における木造密集地域など防災性や住環境に問題のある地域の改善が必要であり、速やかにこれら木造密集住宅を中心とした住宅地の防災性や住環境の向上を推進していく必要がある。

このため、局部的な再開発にとどまらず、広域な区域を対象とした基盤整備事業が必要であり、避難地としての公園、緊急輸送道路、延焼遮断帯としての幹線街路、避難路としての区画道路等の機能的な配置等、避難者の安全確保に向けた整備が重要である。密集市街地の整備手法としては、「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の法律に基づくもののほか、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び優良建築物等整備事業等の手法の中から地区に適した手法を選択し、地元関係者の理解と協力のもとに事業を実施し、市民とともに安全で健全なまちづくりを進めていく必要がある。

また、多摩川の河川流域では、氾濫を防止するため、高規格堤防事業と一体となった市街地整備を進めることにより、防災上重要な役割を担うとともに、まちなみに潤いをもたらすオープンスペースの確保に努める。

なお、本市において、防災的整備を図る市街地開発事業は以下のとおりである。

(1) 市街地再開発事業

ア　京急川崎駅西口地区

イ　柿生駅南口地区

ウ　鷺沼駅前地区

(2) 土地区画整理事業

ア　登戸土地区画整理事業

第３節　都市の防災化

本市の都市計画は、都市計画法に基づいて定められており、その概要は本章末資料１のとおりである。これらのうちで、特に都市の防災化に関係の深いものは、防火地域及び準防火地域である。

なお、都市の防災化を図るためには、防火地域の指定や市街地再開発事業等の推進が今後の課題とされている。

1　防火地域及び準防火地域の指定

本市の防火地域は、原則として拠点地域等（川崎駅、新川崎・鹿島田駅、小杉駅、溝口駅、宮前平・鷺沼駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅の各周辺地区）で容積率 400％以上の区域に指定している。

また、概ね東急東横線以東の主要幹線道路沿いの容積率 300％の区域において、道路端より奥行11ｍまでの区域に路線的に防火地域を指定している。

準防火地域は、防火地域の指定区域を除く商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び準工業地域のうち、土地利用の状況をふまえ指定が必要な区域等で、容積率 200％以上の区域に指定している。

市内防火地域、準防火地域図　（令和６年４月現在）

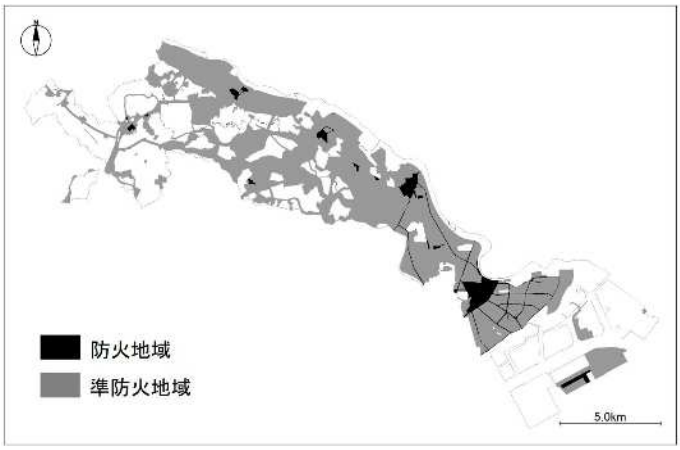

２　都市の防災化

防災性の向上のための施策として、防火地域及び準防火地域の拡大等により、災害時における避難地及び避難路として重要な幹線街路の機能の確保並びに都市の不燃化等を推進し、災害に強い都市づくりを図る。

このため、概ね東急東横線以東の既成市街地内の主要幹線道路沿いについて、路線的防火地域（道路境界線から奥行 11m、原則として両側）を指定し、耐火建築物の建築を促進することにより延焼遮断機能を持たせ、都市の防災化を図る。また、特に延焼危険性が高い川崎区及び幸区の密集市街地については、建物の不燃化を促進するとともに区画道路の拡幅や空地の整備等の誘導を図る。

第４節　総合的な耐震対策等の促進

１　一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】

住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、マンション耐震診断事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物等耐震改修等事業助成制度を活用すること、耐震診断義務化沿道建築物の耐震性を高めるために、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

２　公共建築物の災害予防対策

設計及び施工にあたり、耐震性の配慮と防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備の完備並びに災害発生時の避難口等を十分考慮し、安全性の高い建物の建築を促進する。

３　分譲住宅の災害予防対策

川崎市住宅供給公社が建設する分譲住宅の設計及び施工にあたっては、防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備の完備並びに災害発生時の避難等を十分考慮して、安全性の高い建築物の建築を促進する。また、高層集合住宅の耐震対策として、防災備蓄スペース等の震災対策用施設の整備を促進するとともに、長周期地震動による特有な揺れの特性について啓発を行う。

４　既成市街地の災害予防対策

都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）をはじめ、市街地開発事業や優良建築物等整備事業等の手法を活用し、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物等を建築することにより、都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。

5　既存建築物からの落下物等に対する安全対策

震災後の避難所（小学校）までの避難経路の安全確保に寄与するため、市立小学校 114 校の通学路沿いにある建築物の「落下物及びブロック塀等実態調査」を実施し、その結果に基づき、継続的に改善指導を行う。

6　川崎市防災行政無線回線の保護【危機管理本部】

無線回線のうち、多重系無線回線については、その回線に影響する開発、再開発を行う事業者に対し、回線が遮断されないよう指導又は協力を要請する。

（資料編　川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱）
（資料編　川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱）
（資料編　川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱）
（資料編　川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱）
（資料編　川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱）
（資料編　川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱）

第５節　オープンスペースの確保

1　公園緑地の確保【建設緑政局】

公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能を持っている。

また、ヘリポート・緊急車両の配置や救急医療など救援活動や物資集積等の拠点、災害廃棄物の仮保管場所、応急仮設住宅の建設用地としても重要な役割を果たすものである。そこで、国・公有地の積極的活用、国の交付金の活用等により引き続き整備・拡充を図り、防災機能向上に向けて公園緑地のオープンスペースの確保等に努めるとともに、大規模な公園緑地については、再整備等にあたって防災機能の向上に努める。

2　市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】

震災時の市民の一時避難場所又は応急仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。

毎年、ＪＡの協力を得て市民防災農地の追加登録を行なっており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール、標識柱又は標識板で表示することにより市民に周知する。なお、令和６年１月１日現在で、544 箇所、80.7ha の市民防災農地を登録している。

3　企業等との連携による一時避難場所等の確保【危機管理本部】

企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場等については、震災時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めるとともに、川崎市防災協力連絡会や川崎市防災協力事業所登録制度を通じて企業等へ協力を求めていく。

4　緑化の推進【建設緑政局】

街路樹などの樹木は家屋の倒壊を防止したり、火災の延焼を防止したりするなど、優れた防災機能を有している。そこで、街路樹・グリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を促進する。特に避難地や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽し、防災に資する緑のネットワークの形成に努める。

5　川崎臨海部の整備の推進

臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には隣接市街地に被害が波及するおそれがあるので、緑地及び不燃化施設の立地等有効な手法により整備推進を図る。

また、コンビナート等の災害発生源対策、災害拡大防止策、避難体制等を緩衝ゾーンの実現と合わせて整備し、臨海部における防災ネットワークの整備推進を図るものとする。

（本章末資料　川崎市都市計画概要表）

（資料編　川崎市防災協力連絡会設置要綱）

（資料編　川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱）

資料　　川崎市都市計画概要表　　令和６年４月現在

ア　市　域　面　積			14,435 ha
イ　都市計画区域			14,435 ha
(ｱ) 市街化区域			12,728 ha
(ｲ) 市街化調整区域			1,707 ha
ウ　用途地域等指定面積及び割合			
(ｱ) 用途地域			
a　第一種低層住居専用地域			2,749 ha (21.6 %)
b　第二種低層住居専用地域			15 ha (0.1 %)
c　第一種中高層住居専用地域			2,209 ha (17.3 %)
d　第二種中高層住居専用地域			432 ha (3.5 %)
e　第一種住居地域			1,394 ha (11.0 %)
f　第二種住居地域			942 ha (7.4 %)
g　準住居地域			632 ha (5.0 %)
h　近隣商業地域			621 ha (4.9 %)
i　商業地域			806 ha (6.3 %)
j　準工業地域			683 ha (5.3 %)
k　工業地域			461 ha (3.7 %)
l　工業専用地域			1,782 ha (14.0 %)
(ｲ) 防火地域及び準防火地域			
a　防火地域			552 ha
b　準防火地域			6,888 ha
(ｳ) 高　度　地　区			
a　第１種高度地区			2,765 ha
b　第２種高度地区			2,640 ha
c　第３種高度地区			3,924 ha
d　第４種高度地区			461 ha
(ｴ) 都市計画道路			
a　自動車専用道路	3 路線	延長	23,150 m
b　幹　線　街　路	74 路線	延長	274,710 m
c　区　画　街　路	11 路線	延長	3,890 m
d　特　殊　街　路	14 路線	延長	3,810 m
(ｵ) 都市計画公園　緑地			
a　公　　園	320 箇所	面積	197.65 ha
b　緑　　地	39 箇所	面積	797.9 ha
(ｶ) そ　の　他			

第２章　公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、環境局、交通局、市民文化局、消防局、健康福祉局、危機管理本部】

第１節　道路・橋りょう施設の安全対策【建設緑政局、まちづくり局】

１　道路の安全性の向上【建設緑政局、まちづくり局】

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割は極めて重要であることから、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進めることにより防災機能の強化を図る。また、緊急活動道路（第２部第９章「緊急輸送体制の整備」参照）を選定し、優先的に道路施設の安全対策を図る。

(1) 路線の持つ性格や予想される被害の程度とその発生確率等を総合的に考慮した耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、被害を受けた場合の影響を最小限に抑えるため、代替する道路構造物、路線の整備について配慮するものとする。

(2) 選定された路線が広幅員であっても、発災時に路上に車両が放置されると有効幅員が狭められ、緊急活動道路としてその機能を十分に発揮することが困難であるため、発災時のドライバーの心構えの広報を徹底するとともに、選定路線・避難場所付近の駐車禁止措置に配慮する。

(3) 路上占用物件、隣接建築物等の倒壊による道路の閉塞及び沿道の可燃物、集堆積物、落下物等による道路の閉塞が予想されるので、建築物の耐震化の促進や危険箇所の改善指示とともにパトロール、取締りを実施し、地域ぐるみで総点検し安全性の向上を図る。

(4) 地震後の道路交通の混乱を避けるため、通過交通や主要幹線道路の一般車両の通行止めの実施措置と、規制される道路の周知徹底を図る。

２　橋りょう等の安全性の向上【建設緑政局】

緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など、優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施する。また、横断歩道橋については、耐震性の高い構造物であるが、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、さらに引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進する。

３　応急復旧体制の整備【建設緑政局】

迅速かつ適切な応急活動が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

(1) 要員及び資機材の確保

(2) 応急復旧活動実施要領の整備

(3) 応援協力依頼及び受入体制の充実

第２節　河川の安全対策【建設緑政局河川課】

市内を流れる河川は、地盤の高さが河川水位より低いところはほとんどないが、地震による護岸の沈下や、土砂等によりせき止められた河川の溢水等による二次災害の発生防止に重点を置き安全対策の推進を図るものとする。

１　河川構造物の耐震性

国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して護岸・防潮堤等の耐震を配慮する。

2　応急復旧体制の整備

地震後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

(1) 要員及び資材の確保

(2) 応急措置実施要領の整備

(3) 応援協力体制の充実

3　増水時等における水門操作情報

一級河川多摩川の増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、関係機関と水門操作情報の共有を図る。

(資料編　多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編　多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

第３節　港湾施設の安全対策【港湾局】

震災直後やその後の応急復旧期に港湾施設が果たす役割は大きく、特に岸壁、桟橋等の係留施設は救援物資・人員あるいは避難者の移送や経済活動を維持する物流機能の確保等、海上輸送施設の拠点として、また、海底トンネルは救援物資等の市街地への輸送路として重要な施設である。このため地震による施設の被害等を防止するため、施設の耐震性を強化するとともに、救援物資・人員あるいは避難者の移送に必要な緊急輸送道路等の液状化対策を検討し、施設の安全対策と輸送路確保を図る。

さらに、川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については官民一体の対策が必要である。したがって、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、地区を分担して対処する。

1　公共岸壁の耐震性強化

(1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース（－12m）及び（－7.5m）２バース（現在整備済み）

(2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース（－10m）１バース（現在整備中）

(3) 東扇島外内貿コンテナ耐震強化岸壁（－14m）及び（－9m）２バース（計画）

2　緊急輸送等の安全性確保

海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、緊急輸送道路等を対象に必要に応じて液状化の検討・対策を進めるとともに、川崎港海底トンネルを適切に維持管理し、安全性を確保する。

また、東扇島からの避難路や緊急物資輸送路の代替手段の確保につながる、臨港道路東扇島水江町線の整備を進める。

3　港湾 BCP 協働体制の確立

大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に救援物資の受入れができるよう、川崎港連絡協議会を開催し、港湾関係者との連携協働体制を確立する。

第４節　重要建築物及び特定建築物等の安全対策【まちづくり局、関係局】

地震による建築物の被害が市民生活や社会経済活動全般に及ぼす影響は、計りしれないものがある。このため、既存の一般建築物はもとより、発災時における応急復旧活動の中枢的な拠点となる公共建築物については、より効果的な地震対策が望まれるため、川崎市公共建築物耐震対策推進会議を設置し、総合的な安全対策の推進を図るものとする。

１　地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化

地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中枢拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物の耐震・不燃化の確保に努める。

(1) 主な対象施設

ア　市役所
イ　区役所
ウ　消防署
エ　道路公園センター
オ　川崎港管理センター
カ　病院
キ　学校
ク　社会教育施設
ケ　社会福祉施設
コ　卸売市場
サ　競輪場

(2) 耐震性の確保

(1)の施設の耐震性の確保については、平成 27 年度までに必要な耐震対策を実施した。

なお、これらの施設における電気、水道、ガス及び電話等の設備の機能確保についても配慮しておくものとする。

２　各種施設の耐震性の確保【市民文化局、消防局】

防災活動の拠点となる「消防出張所・消防団器具置場」及び住民自治活動の拠点である「町内会・自治会会館」についても、改築や耐震改修費補助などの支援等により、計画的に耐震性を確保し、拠点の機能確保や市民の安全確保に努める。

３　一般建築物の耐震化の促進

大地震等の発生による建築物の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、昭和 56 年以前に建てられた建築物の耐震診断や耐震改修等を行う際の支援を行い、耐震化の促進を図る。

(1) 川崎市耐震改修促進計画の推進

川崎市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する昭和 56 年以前に建てられた既存建築物の耐震化の促進のための総合的な施策を推進する。

(2) 耐震診断、耐震改修に関する普及、啓発

昭和 56 年以前に建てられた木造住宅や分譲共同住宅（マンション）や特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の耐震化の促進のため、リーフレット等を区役所等に備えるとともに、防災フェア等を通じて、耐震診断や耐震改修等の耐震対策の啓発を図る。

(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談対応

まちづくり局防災まちづくり推進課及び川崎市住宅供給公社に耐震相談窓口を常設するとともに、耐震診断後に耐震化に踏み出せない所有者等への専門家の派遣や個別相談会を実施し、市民からの相談に対応する。

(4) 住宅の耐震化の促進のための支援制度

木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、マンション耐震診断事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。

(5) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度

特定建築物等耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震化の促進を図る。

(6) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度

耐震診断が義務付けられた沿道建築物について、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用し、耐震化を促進する。

(7) 耐震診断・改修を促進するための関連団体等との連携

耐震診断・改修を促進するための組織体制の整備と県及び関連団体との連携を図る。

(資料編　川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱)
(資料編　川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱)
(資料編　川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱)
(資料編　川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱)
(資料編　川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱)
(資料編　川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)

第５節　上下水道施設の安全対策【上下水道局】

1　上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。市における水道施設は、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。

(1) 取水・導水・浄水施設

ア　取水・導水施設

取水所の電源及び通信施設の二重化として自家発電設備等を設置し、災害時に停電が発生しても安定して取水・導水が継続できる体制を確保する。さらに、施設の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。また、緊急時の水道水の安定供給のため、県内水道事業体との広域連携による相互協力体制の一層の充実を図る。

イ　浄水施設

長沢浄水場の耐震化が完了し、浄水場の受電を２系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置したことで、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保している。

(2) 送・配水施設

ア　送水施設

ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。

イ　配水施設

配水池・配水塔に関して、計装設備及び通信設備等の停電対策を実施し、災害時に停電が発生しても安定して配水が継続できる体制を確保した。今後も、実施済の耐震診断の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図り、災害時にも安定して配水が可能となるよう施設整備を推進する。

管路については、重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートや地震時の被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置付け、耐震管への更新を実施し、地震に強い配水システムを構築する。

ウ　給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水装置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大きな被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いて積極的に更新する。

(3) 応急給水・応急復旧体制の確立

ア　水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内 3 箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ　応急給水用資器材備蓄計画に基づき、応急給水に必要な資器材を確保する。

ウ　災害時に半径約 750m 以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点や市立小中学校の開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、令和 5 年度末では 313 箇所となっている。

エ　災害時における断水被害等の影響を軽減するため、配水管網を中配水ブロック化し、被害の局所化を図る。

オ　地震発生後の他都市等からの応援隊受入体制の確立を図る。

カ　応急対策活動を円滑に行うため、図面等を整備し共有化を図る。

キ　関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

2　工業用水道施設

工業用水道施設は、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。

(1) 取水・導水・浄水施設

ア　取水・導水施設

取水所の電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して取水・導水が継続できる体制を確保した。今後も、実施済の耐震診断の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、施設の耐震化を進める。

イ　浄水施設

安定した給水を確保した上で、長沢浄水場に機能集約する再構築事業の実施により、浄水施設の耐震化率が100%となった。また、浄水場の受電を２系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置し、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる体制を確保している。

(2) 送・配水施設

ア　送水施設

ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保した。送水管については主として溶接鋼管を使用し、耐震化を推進し、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。

イ　配水施設

配水ポンプ施設や調整池については、更新により耐震化、電源及び通信設備の二重化等の施設整備を完了し、災害時にも安定した配水が可能となった。今後も、鋳鉄管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用することにより、地震に強い配水システムを構築する。

(3) 応急復旧体制の確立

ア　水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内３箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ　地震発生後の他都市等からの応援隊受入体制の確立を図る。

ウ　応急対策活動を円滑に行うため、図面等を整備し、共有化を図る。

エ　関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

3　下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進する。

(1) 下水管きょ

ア　「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、新設・改良時は可とう性のある管きょを用いるなど、耐震性能の向上を図る。また、老朽管の更新に当たっては、耐震性能を有する工法を採用する。

イ　地盤の液状化が予想される区域では、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材を使用するとともに、マンホールの浮き上がりを防止する対策を図る。

(2) 水処理センター・ポンプ場・スラッジセンター

ア　「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。

イ　災害時に地盤の液状化が予想される地域の施設には、二次災害が発生する恐れがあることから、液状化対策を図る。

ウ　災害時に停電が発生しても、安定した水処理機能が確保できるよう自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは２回線受電を行う。

エ　災害時においても水質保全や浸水の防除のため、揚水、消毒、管理機能等の基本機能が確保

できるよう対策を図る。

オ　地震の影響が大きいと予想される場所では、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。

カ　二次災害を防止するため、火災の恐れのある機器は、難燃性のものを使用する。

キ　設備の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、設備の機能低下を予防することで事前対策を図る。

ク　災害時における市民の生命、身体の保護を目的として、加瀬水処理センター施設上部に整備した、消火設備を有する「加瀬ふれあいの広場」を緊急時には一時避難場所として利用する。

ケ　東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用する。

(3) 応急復旧体制の確立

ライフラインとしての下水道の役割を、早期に応急復旧させるために必要な体制整備のほか、次の事項について整備する。

ア　地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。

イ　応急対策を円滑に行うために下水道台帳のバックアップを行う。

ウ　関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を図る。

（資料編　川崎市ライフライン連絡会議設置要綱）

第６節　廃棄物処理関連施設の安全対策【環境局】

廃棄物処理事業は、市民生活の維持に欠かすことのできない重要な社会インフラ事業である。廃棄物処理関連施設は都市の基幹的施設であり、震災により機能が停滞しないように施設の耐震性や安全性の強化を図る必要がある。

今後のごみ焼却処理施設をはじめとする廃棄物処理関連施設の建設時にも、「廃棄物処理施設整備計画」をはじめ、官庁施設の総合耐震計画基準、建築基準法や火力発電所の耐震設計規程等の各基準を勘案しながら、耐震性、強靭性及び機能継続性の確保に取り組む。

１　耐震性の確保

ごみ焼却処理施設において、建築物の構造体や重要な建築設備に加え、焼却炉やボイラー、タービン発電機、復水器、排ガス処理設備等のごみ焼却処理施設の根幹をなす重要なプラント機器についても、可能な限り耐震性を高め、大地震動時に人命及び安全を確保するだけでなく、震災後に大規模な補修をすることなく施設を使用できるよう努める。

ごみ焼却処理施設以外の廃棄物処理関連施設についても、官庁施設の総合耐震計画基準や建築基準法の基準等を勘案して耐震性を確保する。

２　震災後の機能確保に向けた取組み

定期的な点検等により、建築物の構造体やプラント設備等について、損傷や支障の有無を確認するものとし、支障等が認められた場合には、必要に応じて精密な調査及び保守、補修等の措置を講じて、機能の確保を図る。

また、補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両等を常時整備して災害時にも対応できるよう備えておく。

３　今後の廃棄物処理関連施設の役割

廃棄物処理関連施設の地域における災害廃棄物処理体制上の役割を明確にしつつ、今後、耐震、耐水及び耐浪性の確保をはじめ、特に、ごみ焼却処理施設の建設時には、商用電源を確保できない場合でも焼却炉立上げを可能とするための始動用電源や燃料保管設備等の配備や薬剤等の備蓄を行うなど、災害対策を講じるよう努める。

第７節　転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、危機管理本部、関係局】

地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる対策が必要である。

１　転倒防止対策

(1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】

危険なブロック塀、組積造の塀等について、可能な限り補強、改修、フェンス化、生け垣化を行うよう次の対策を実施する。

ア　市有施設のブロック塀について、補強、改善等の措置をさらに推進する。

イ　教育施設の塀等のフェンス化を引き続き推進する。

ウ　避難所である小学校の通学路に面した危険なブロック塀について平成 9 年度から平成 11 年度まで行った実態調査に基づき、補強、改善等の指導を行うとともに、生け垣化の啓発を図る。

エ　ブロック塀等を新設又は改修しようとする者に対して、技術指導する。

オ　ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。

カ　避難所に通じる道路及び公園等に面したブロック塀等の撤去を支援する。

(2) 家具等の転倒防止【健康福祉局、危機管理本部、関係局】

転倒により危険を及ぼす次のものについて、各種広報媒体や出前講座等、あらゆる機会を通じて、家具の固定や高層集合住宅における長周期地震動による特有の被害への対応を呼びかけ、転倒防止の指導・啓発を図るとともに、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋への家具転倒防止金具の設置を推進する。

ア　家具、照明器具、冷蔵庫などの家電等

イ　自動販売機

ウ　自立型の暖房機器

エ　ＬＰガスボンベ（プロパンガスボンベ）

オ　その他

２　落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局】

地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を実施する。

(1) 一般建築物の落下物防止対策

避難所である小学校の通学路に面した３階建以上の建築物を対象に平成９年から平成 11 年に行った実態調査の追跡をしている。実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(2) 公共建築物の落下防止対策

公共建築物の管理者は、建築基準法第 12 条第２項に基づき定期点検を行い、建築物の窓ガラ

ス、外壁、看板等についての落下防止措置を実施する。

(3) 屋外広告物条例に基づいて設置されている広告物【建設緑政局】

許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図る。

ア　実態調査の対象

(ｱ) 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物

(ｲ) 建築物の上部に設置されたもので表示面積が 50 ㎡を超えた広告物

(ｳ) 建築物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積が 30 ㎡を超えた広告物

(ｴ) 建築物から突き出したもの（袖看板等）で、表示面積が 20 ㎡を超えた広告物

(ｵ) その他市長が特に必要と認めたもの

イ　調査事項

(ｱ) アンカーボルト（取付部分）に関すること

(ｲ) 主要な部分の鉄骨部分に関すること

(ｳ) 主要な部分の接合部（ネジ・ビス等）に関すること

(ｴ) その他市長が特に点検調査を必要と認めたもの

ウ　調査方法

２年に１回、対象となる広告物の設置者又は管理者に対し点検を依頼し、報告書により点検結果の報告を求める。

エ　指導

(ｱ) 提出された報告書について審査を行い、必要な場合は補修等の助言・指導を行う。

(ｲ) 点検率の向上を図るため、報告書の提出につき広告物の設置者又は管理者に対し指導する。

(ｳ) 自主的な定期点検を行うよう、広告物管理者に対し指導する。

（資料編　川崎市家具転倒防災事業実施要綱）

第８節　災害時交通ネットワークの形成【総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、臨海部国際戦略本部、交通局、港湾局】

本市では、成熟社会における持続可能なまちづくりを進めるために、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する、「広域交通ネットワークの形成」、さらに、都市の再生や活力を高める「市内の幹線交通ネットワーク」の形成をめざして、道路、鉄道に係わる市域の交通幹線網の整備を推進しており、災害時においても有効に活用できるよう検討していく。

１　交通ネットワークの整備

「広域拠点」、「地域生活拠点」、「臨空・臨海都市拠点」それぞれを連携した交通ネットワークの形成は、初動対策、応急対策、復旧・復興対策期にも重要な要素となることから、災害における相互補助のネットワーク化を含めて、各拠点を結ぶ連携体制の形成に努める。

(1) 道路網の整備【建設緑政局】

隣接都市及び臨海部を利用した広域的な応援が受けられるよう、首都圏における広域的な幹線道路網の整備を進める。

区分	交通機能	配慮すべき機能
ア　広域幹線道路 （自動車専用道路等）	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・防災空間機能 ・緊急活動道路
イ　幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・防災空間機能 ・緊急活動道路
ウ　補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
エ　区画道路 （生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
オ　歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	

(2) 鉄道網、道路交通網等の整備【総務企画局、まちづくり局、建設緑政局、臨海部国際戦略本部、交通局】

新線整備、空港、新幹線駅、臨海都市拠点等との接続や、市バス等の活用について検討し、災害対応力の向上を図る。

(3) 海上・河川交通網の整備【港湾局、建設緑政局】

川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、浮桟橋等の係留施設や大師河原河川防災ステーション及び幸町緊急用船着き場等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

2　配慮すべき事項【建設緑政局、まちづくり局、港湾局】

地域特性に応じて、次の取組を進める。

(1) 幹線道路の延焼遮断帯機能や緊急活動道路の確保といった防災空間形成を推進する。

(2) 災害時要援護者に配慮した道路のバリアフリー化に寄与する電線類の地中化を推進する。

(3) 主要な鉄道駅（川崎駅、武蔵溝ノ口駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅等）周辺を、バリアフリー法に基づく「重点整備地区」として、交通事業者による鉄道駅舎やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路である歩道のバリアフリー化に努める。

(4) バリアフリー社会の実現に向けたガイドラインに基づき、市民・事業者と連携した取組を進める。

(5) 生活道路の安全性の確保に向けて、一定の幅員が確保されている道路の歩道設置に努める。

(6) 災害時に有効に機能する、道路、鉄道、船舶の交通機関が相互に連携したネットワークによる広域的な輸送・交通体制の整備を検討する。

第９節　災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上【総務企画局公共施設総合調整室、危機管理本部、関係局】

災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。

津波により、受変電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失等した場合、災害時の応急対応等に影響が出ることが想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。

第３章　土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、危機管理本部、区、建設緑政局】

市域において、急傾斜地の多い市北西部を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号)」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号)」に基づき、県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等の指定及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、市とともに土砂災害の防止に努めている。

この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成工事規制区域においては宅地造成等規制法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行う。

また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。

第１節　土砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、危機管理本部、区】

１　土砂災害警戒区域の指定

(1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊）

ア　傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5m以上の区域

イ　急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域

ウ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域

(2) 土砂災害警戒区域への対策

ア　市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ)、防災行政無線、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。

イ　市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線等による情報伝達を行う。

ウ　市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。

２　土砂災害特別警戒区域の指定

(1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域への対策

ア　県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。

イ　市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく構造規程を定める。

ウ　県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

３　急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地）の高さが 5m以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生じるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの又は、5 戸未満であっても、官公署、学校、

病院、旅館等に危険が生じるおそれがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策

ア　県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事の勧告を行う。また、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

イ　県は、制限行為が行われ、崖崩れが起こるおそれが著しい場合は、土地所有者等に改善命令を出す。

ウ　市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と定める区域を災害危険区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規程を定める。

エ　県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び管理者等に対する防災措置の勧告等を実施する。

オ　市は、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）、防災行政無線、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。

（本章末資料　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図）

（本章末資料　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図）

（資料編　急傾斜地崩壊危険区域一覧表）

（資料編　土砂災害警戒区域一覧表）

第２節　宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】

1　宅地造成工事に対する規制と指導

市は、市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく、宅地造成工事規制区域（多摩丘陵一帯約 5,790ha）内で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があると認めるときは、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。

また、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止または復旧工事等に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促していく。

さらに、梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努める。

2　崖崩れ災害防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共同で、事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）の防止について周知・啓発を行う。

また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧

告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。

3　急傾斜地の把握等

市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。

また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。

4　相談体制の構築

市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。

5　擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事に対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	川崎市宅地防災工事助成金制度
助成額	【宅地防災工事】工事資金の３分の１　かつ　上限 300 万円 【宅地減災工事】工事資金の３分の１　かつ　上限 100 万円
対象	【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし､宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事 【宅地減災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし､補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認める工事 その他、助成金交付要件については交付要綱等による
根拠法令	川崎市宅地防災工事助成金交付要綱

（資料編　川崎市宅地防災工事助成金交付要綱）

第３節　道路崖防災工事【建設緑政局、区】

市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的な道路防災事業の整備を推進する。

第４節　地盤の液状化の危険性の周知【危機管理本部】

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和 39 年の新潟地震を契機に注目されるようになった。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも埋立地においてかなりの範囲で液状化に伴う噴砂現象が

発生し、地下埋設物等の被害が報告されている。

本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されている。本市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周知していく。

第５節　空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、区、消防局】

適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等で対応する。その後、空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応し、情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局区が連携し適切な対応を行うものとする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

1　指定権者　　都道府県知事
2　区域の要件
(1) 土砂災害警戒区域
　急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの
(2) 土砂災害特別警戒区域
　警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの

土砂災害警戒区域の指定（７条）

指定されるとその効果

警戒避難体制の整備（８条）

(1) 主体
　市町村防災会議
(2) 内容
・市町村地域防災計画の中で、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項について定める
・当該警戒区域内の災害時要援護者施設に対する情報伝達方法を定める
・土砂災害ハザードマップの配布等

土砂災害特別警戒区域の指定（９条）

指定されるとその効果

特定開発行為の制限（１０条）

(1) 主体
　特定開発行為を行おうとする者
(2) 制限
　あらかじめ県知事に許可を受けなければならない

建築基準法の適用（２５条）

(1) 主体
　市町村
(2) 内容
　居室を有する建築物に対し、建築基準法基づく構造規程を定める

移転等の勧告（２６条）

(1) 主体
　都道府県知事
(2) 勧告の要件
　急傾斜地の崩壊による災害防止のために必要があると認める場合
(3) 勧告の相手方
　建築物の所有者、管理者、占有者
(4) 勧告の内容
・建築物の移転
・土砂災害を防止、軽減するための措置

↓

土地取得のあっ旋等
住宅金融支援機構の融資

緊急時の指示（３５条）

(1) 主体
　国土交通省
(2) 内容
　大臣は、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事に対し必要な指示をすることができる

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図

1　急傾斜地崩壊危険区域の概要

(1) 指定権者
　都道府県知事

(2) 区域の要件
・崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地（斜度が30度以上である土地）
・急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのあるもの

2　指定の参考基準（次の各号に該当するもの）

(1) 急傾斜地の高さが５メートル以上のもの

(2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

急傾斜地崩壊危険区域の指定
（３条）

指定されるとその効果

3　行為の制限

次の行為は都道府県知事の許可を必要とする。
・土石の採取又は集積
・のり切り、切土、掘さく、盛土
・水を放流し、又は停滞させる行為
・木竹の滑下又は地引による搬出
・立木竹の伐採
・ため池、用水路等の施設又は工作物を設置、改造する行為

行為の制限（７条）

(1) 許可権者
　都道府県知事

(2) 制限の内容
　切土、盛土など一定の行為は許可が必要

防災措置の勧告（９条３項）

(1) 主体
　都道府県知事

(2) 勧告の要件
　急傾斜地の崩壊による災害防止のために必要があると認める場合

(3) 勧告の相手方
・土地所有者等
・一定の行為者
・被災のおそれのある者等

(4) 勧告の内容
　急傾斜地崩壊防止工事の施行等

↓

住宅金融支援機構等の貸付け

改善の命令（１０条）

(1) 主体
　都道府県知事

(2) 命令の要件
　一定の行為が行われた等のために急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合

(3) 命令の相手方
・一定の行為が行われた土地所有者等
・一定の行為者

(4) 命令の内容
　急傾斜地崩壊防災工事の施行

↓

住宅金融支援機構等の貸付け

急傾斜地崩壊防止工事の施行（１２条）

(1) 主体
　都道府県

(2) 工事の対象
　制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するための工事以外の工事で急傾斜地の所有者等又は被災のおそれある者が施行することが困難又は不適当と認められるもの

↓

国の補助

補助額1/2以内

緊急時の指示（２０条）

(1) 主体
　国土交通省

(2) 内容
　大臣は、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事に対し、急傾斜地崩壊区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事の施行等について指示することができる

第４章　地震火災の防止【消防局】

第１節　計画方針

地震時の出火防止を図るための諸施策を計画し、その適正な執行によって効果的な運営を図る。

第２節　広報・広聴計画

地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。

１　予防広報

(1) 集会広報

講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。

(2) 巡回広報

消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。

(3) 印刷物広報

ポスター・パンフレット・チラシ・その他の印刷物を活用して実施する。

(4) インターネット広報

ホームページを活用し実施する。

(5) その他の広報

消防施設の見学と合わせて、消防機器及び訓練の展示等により実施する。

２　広聴活動

消防に対する市民の考え方や、意見・要望等、世論の動向を常に把握して消防行政に反映させるための活動を行うものとし、アンケート調査、集会等を積極的に行うほか、市長への手紙・陳情・苦情・提案その他の方法により市民の声を広聴する。

第３節　指導計画

予防行政は、法令規制事項の執行と合わせ、市民及び防火対象物の関係者等の消防に対する理解と協力が必要であり、第２節に掲げる広報・広聴と合わせて一層具体的な実践活動として、次に掲げる各種指導を行う。

１　市民防火意識の高揚と協力組織の確立

(1) 少年消防クラブの育成指導

少年及び少女に対して次の組織を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

ア　川崎市少年消防クラブ運営委員会（消防局）

イ　地区少年消防クラブ運営委員会（各消防署単位）

ウ　地区少年消防クラブ（各消防署単位）

(2) みんなが消防士事業の実施

小学生に対して授業を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

(3) 幼年消防クラブの育成指導

幼年消防クラブは、市内の各幼稚園単位で結成し、幼児がいろいろな事に興味を持ちはじめるような時期を捉えて、地震・火事の恐ろしさを教える。

(4) 地域防災スクール事業の実施

大規模地震、豪雨などをはじめとする災害の被害を軽減するために、次代を担う青少年への防災教育を通して、自助・共助の精神を醸成するとともに、地域の防災力を高める。

(5) 一般家庭における初期消火等の推進

出火防止を図るため、安全装置付火気使用設備、器具の普及及び消火器等住宅用防災機器の設置、促進を指導するとともに、「区民の集い」、その他自主防災組織の防災訓練等において初期消火対策等を推進する。

(6) 消火ホースキットの普及啓発

消火ホースキットの避難所等への整備に併せて、自主防災組織への訓練指導を通して消火ホースキットの効果を検証・確認し、消火ホースキットの普及啓発を図りながら、地域における自助、共助力の向上に努める。

2　防火管理者及び防災管理者（以下「防火防災管理者」という。）の育成並びに防火管理業務及び防災管理業務の指導

(1) 防火防災管理者の指導

消防法第８条に定める防火管理者制度及び消防法第 36 条第１項において準用する法第８条に定める防災管理者制度は、消防行政を補完し、自主管理体制を確立する意味から極めて重要であるため、防火防災管理者が防火防災管理業務を適正に行えるよう指導する。

(2) 消防計画の指導

防火防災管理者が作成する消防計画については、内容の充実した計画になるよう事前に指導するとともに、届出（変更を含む。）時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(3) 統括防火管理及び統括防災管理（以下「統括防火防災管理」という。）

統括防火防災管理者が作成する全体についての消防計画（以下「全体消防計画」という。）は、複数の権原者の意思統一を図る必要があるので、まず、関係者の理解が得られるよう個々の関係者に対し、具体的に指導し、その協議内容については、届出時に審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(4) 消防計画に基づく消防訓練の指導

消防計画及び全体消防計画に基づき、防火対象物の関係者が行う消火・通報・避難及び防災避難の訓練（以下「消防訓練」という。）については、内容を把握し実態に即した消防訓練が行われるよう指導する。

(5) 危険物安全担当者等の育成

危険物施設等の所有者、管理者、危険物取扱者及び安全担当者を対象に講習会を定期的に開催し、地震対策の確立、防災意識の高揚について指導する。

(6) 予防規程

予防規程を制定しなければならない事業者については、川崎市地震対策条例に規定する「地震防災事前措置計画」を含め充実した内容になるよう指導するとともに、保安管理の徹底を図らせる。

3　自衛消防力の強化

(1) 設置推進

自衛消防組織は、消防法の規定に基づき設置させるとともに、設置対象以外の事業所について

も、その実態から必要と認められるものについては設置を推進する。

(2) 育成指導

自衛消防力の育成指導は、次により積極的に行う。

ア　消防用設備その他諸施設の点検強化にあわせて、防火管理の徹底と防災意識の高揚について指導する。

イ　災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用機器資材取扱い等実践的な消防訓練の実施を指導する。

第４節　防火対象物の火災予防

立入検査等の各種予防業務を計画的に実施して、出火危険・延焼危険の排除、危険物の保安の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び防火管理体制等を強化し、防火対象物の火災予防の徹底を図る。

第５節　消防施設等の整備

消防活動を強化するため、次の整備充実を図る。

１　消防施設の整備

消防活動拠点となる消防庁舎等の整備を推進する。また、初動体制の強化を図るため、消防職員管理公舎を維持管理する。

２　情報収集設備及び消防機械器具の整備

被害情報を収集するための設備及び消火、救助、救急活動のための車両・資器材の整備を強化する。

３　消防水利施設の確保

消火栓使用不能時に備え、耐震性防火水槽の整備を促進する。

４　消防隊の充実強化

大規模火災に対応するため、震災時に用いる消火資器材を扱う消防隊の充実強化を図る。

５　特別高度救助隊等の充実強化

大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資器材を有する特別高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。

第５章　震災に対応するための情報システムの整備【危機管理本部】

被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作に習熟する。

第１節　震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の監視、震度情報の集計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置した１０箇所の計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度情報がサーバに集約され、神奈川県震度情報ネットワークシステムを通じ、気象庁へと送られる。気象庁によって集約された震度情報は、震度速報、震度情報として、Ｊアラート、Ｌアラート（公共コモンズ）等を通じて防災関係機関等に共有され、市民や防災関係機関等に電子メールや同報系無線により情報伝達を行う。

【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】

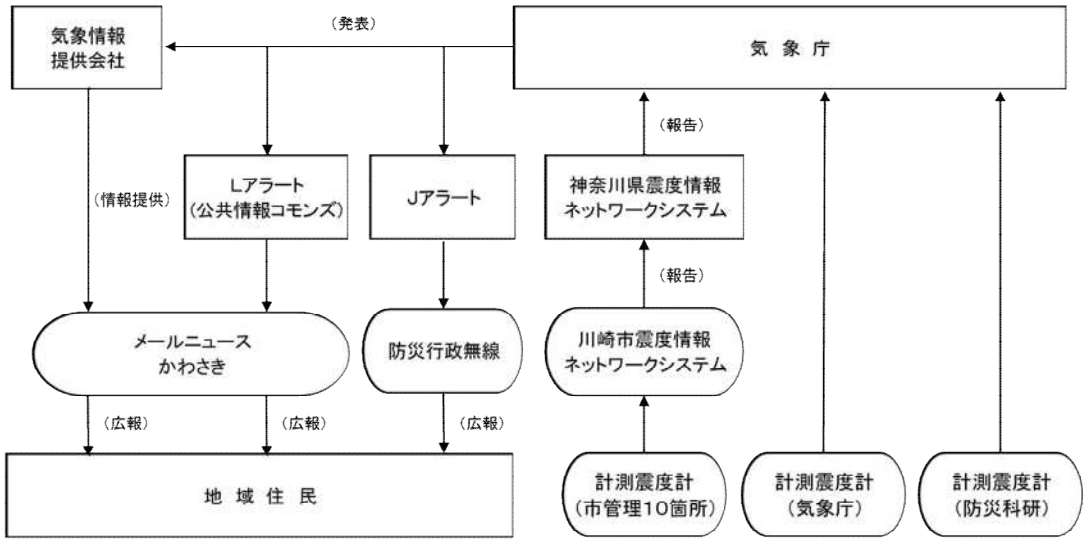

（資料編　市計測震度計一覧）

第２節　震災被害シミュレーション

消防防災ＧＩＳ等のソフトウェアを用いて、震度情報ネットワークシステムで観測した震度の実測値等に基づき、市域における人的被害、建物被害、道路被害等のシミュレーションを実施する。

第３節　総合防災情報システム

総合防災情報システムは、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となる。また、総合防災情報システムの構成については、情報を蓄積するデータベース及びメインシステムはクラウドサーバー上に構成されている。各防災関係機関への情報提供や、市民向けメール配信システム、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリなど、情報発信を行う各システムとは、インターネットを通じｗｅｂアプリケーション上で情報連携を行っている。

現システムは、災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、令和３年度から運用し、

次の３点の取組を実現するための機能が備わっている。

１　情報空白期を埋め、初動対応力を高める取組

災害情報カメラによる映像情報や、震度情報の他、各局区による被害報告を地図画面に示し、全庁で同時に被害状況を共有できるほか、地震発生後の大雨に備え各種ハザードマップ等の地図情報と組み合わせて情報を分析することができ、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。

２　過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組

被害情報(職員報告や市民通報、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報を含む)、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ポータルサイト等を通じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって実災害の被害報告や訓練の活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。

３　災害情報を確実に伝える取組

本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、防災行政無線、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。

【川崎市総合防災情報システム構成図(震災対策用)】

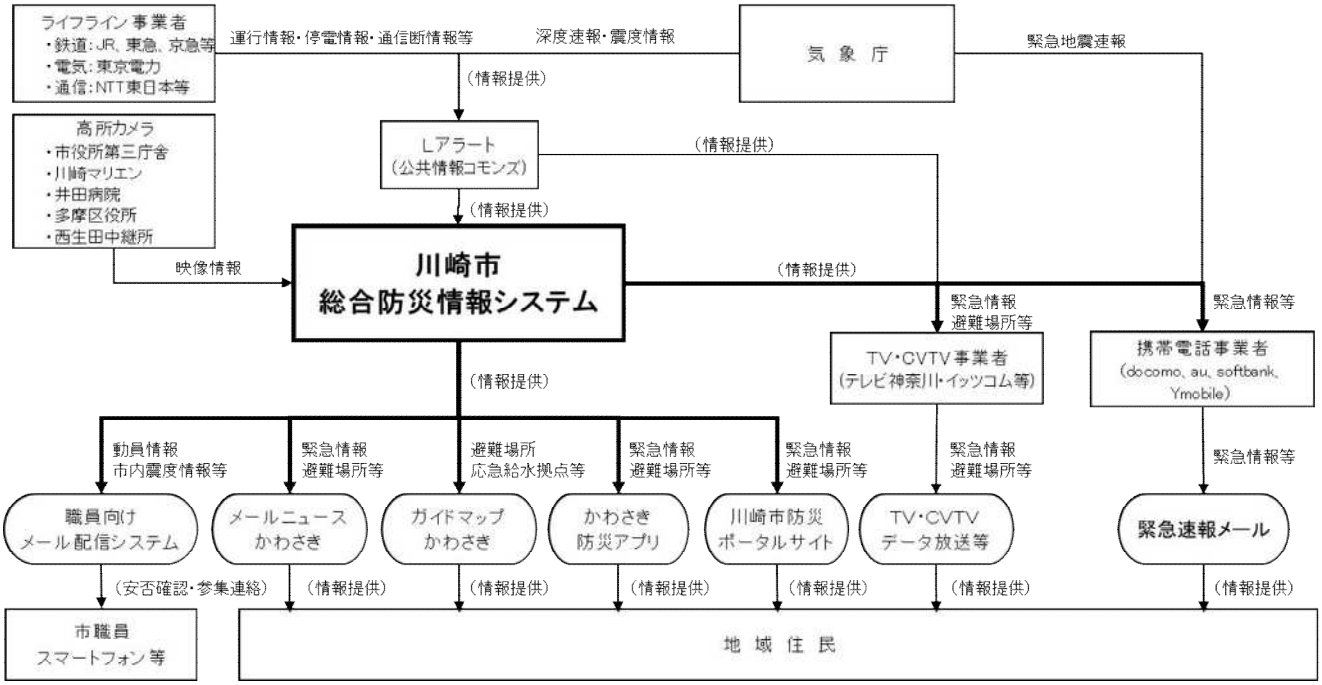

第６章　防災情報発信の基本的な考え方【危機管理本部】

第１節　趣旨・背景

災害発生時において、本市には避難指示等の避難情報を市民に伝える責務があり、様々な手段を活用して情報伝達を行っている。

大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせて伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページの他、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、各種ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。

一方で、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められている。

第２節　効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針

災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を与えるもので、その情報に基づいて個人個人が判断し、適切に行動することが必要となるが、その一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となる。

緊急時や発災直後においては、防災行政無線や緊急速報メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的・強制的に伝える手段（ＰＵＳＨ型）が有効となるが、時間が経過すると、地域ごとの生活情報等が必要となってくるため、市ホームページや川崎市防災ポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段（ＰＵＬＬ型）が有効となる。

上記の状況を踏まえるとともに、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の持続可能な防災情報の発信に向けて、基本的な考え方を整理し、令和６年３月に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

第３節　基本的な考え方

基本方針で示している基本的な考え方は次のとおりであり、これに基づいて、関連する取組を進めていく。

１　防災行政無線や緊急速報メールなど、ＰＵＳＨ型の伝達手段を活用し、気づきを与える（併せてＰＵＬＬ型の伝達手段へ誘導する。）。

２　市ホームページや川崎市防災ポータルサイトなど、ＰＵＬＬ型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える。

３　ＰＵＳＨ型・ＰＵＬＬ型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋げられるよう、かわさき防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る。

４　市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組む。

第７章　地域防災拠点及び避難所の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、まちづくり局、区】

第１節　地域防災拠点【危機管理本部、教育委員会、健康福祉局】

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。

１　ヘリサインの整備【危機管理本部】

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるよう整備する。

２　応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策部】

災害時の被災状況等に応じて、避難所巡回型救護所を設置する等、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会などの医療関係団体等との連携のもとに整えておく。

（資料編　地域防災拠点一覧表）

（資料編　九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項）

第２節　避難所等【危機管理本部、環境局、健康福祉局、教育委員会、区】

１　緊急避難場所の指定【危機管理本部】

市は、異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象）毎に被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を緊急避難場所に指定する。また、民間施設を緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。

市は、新たに緊急避難場所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、緊急避難場所の指定を解除したときも同様とする。

２　避難所の指定【危機管理本部】

災害時における被災者の安全と安心を確保するため、原則として小学校の通学区域を基本に、関係局区と協議の上、周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で、地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等を、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を備えた避難所として指定するものとする。

避難所は災害発生直後の緊急的な避難（緊急避難場所）に活用されるだけではなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設とする。

なお、避難所に指定している学校が、統廃合等により廃校となった場合においても、避難所としての機能を有していれば、関係機関と協議の上で引き続き避難所として指定することができるものとする。

市は、新たに避難所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、避難所の指定を解除したときも同様とする。

3　住民への周知【危機管理本部、区】

災害時に円滑に避難することができるよう、市広報紙、各種ホームページ、避難所標識等により、住民へ避難所等の周知徹底を図る。

4　情報受伝達手段の整備【危機管理本部】

避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。

(1) 移動系防災行政無線の整備

避難所と区の情報受伝達手段として、260MHz 帯デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。

(2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備

避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。

なお、災害時には、地震に関する情報、津波に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報、被害状況、避難指示等に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。

(3) 総合防災情報システムの整備

避難所の開設状況や混雑状況を報告する手段と共に、災害に関する情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。

(4) 災害時優先電話の整備

避難所から関係機関等への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図る。

(5) 特設公衆電話の整備

避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備している。

5　物資の備蓄【危機管理本部、環境局、区】

一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。

また、緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄する。

6　施設の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとする。

7　避難施設の運営【危機管理本部、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。

（資料編　避難所一覧表）
（資料編　防災への取り組みに関する協定書　(Google Inc)）
（資料編　災害に係る情報発信等に関する協定　（ヤフー株式会社)）
（資料編　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社神奈川支店)）

第３節　在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】

自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のための備蓄（循環型の備蓄や携帯トイレ）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。

第８章　物資の備蓄及び供給体制の整備【危機管理本部、各局室区】

震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。各局は災害応急対策活動に必要な食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。

また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられるよう、物資の受援体制の構築に努める。

なお、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成 22 年と平成 25 年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄計画」において定めるものとする。

第１節　食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【危機管理本部】

１　市の備蓄

(1) 公的備蓄数量

市が行う公的備蓄の計画数量は、平成 22 年と平成 25 年の川崎市地震被害想定調査報告書における川崎市直下の地震による想定避難者数を基に「川崎市備蓄計画」に定める。災害時の食料・飲料水及び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを基本とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者を対象として備蓄するものとする。

(2) 公的備蓄品目

市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。

また、食物アレルギーを持つ避難者対策として、食物アレルギーに配慮した食料品の備蓄も進める。

ア　食料品・飲料水

アルファ化米（おかゆ含む。）、簡易食料、粉ミルク、飲料水

なお、飲料水については、発災直後の応急対策として備蓄する。

イ　生活必需品

毛布、紙オムツ、生理用品　等

第２節　資器材の備蓄【危機管理本部、区】

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等の備蓄を推進するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

なお、地域の住民が災害時にガソリンスタンドの工具類を利用できる援助協定を神奈川県石油業協同組合と締結し、円滑に救出救助活動が実施できるよう体制を整備するものとする。

（資料編　災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定（神奈川県石油業協同組合各支部））

第３節　備蓄場所【危機管理本部、区】

市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。

第４節　各局の備蓄業務

各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。

１　経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定を締結し、流通在庫備蓄品の供給体制を確保する。

２　健康福祉局

医薬品及び医療救護用資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

３　建設緑政局

道路等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

４　環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

５　港湾局

神奈川倉庫協会等との保管物品の供給協定を締結し、緊急時支援物資の供給体制を確保する。

６　上下水道局

上下水道等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

第５節　物資の供給体制の整備

各局は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。

また、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。

第６節　物資の受援体制の構築

大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。 このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。

こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。

別　表　　集　中　備　蓄　倉　庫　一　覧

区　名	備 蓄 倉 庫 名	所　　在　　地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園１
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島１－２５－１０（川崎区道路公園センター内）
幸　区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場１
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間３５７－３（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中２－９－１（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町３－２４５
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力１－１（等々力陸上競技場内）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町２－２
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延５－２３－３
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口５－１５－7(高津区道路公園センター内)
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子３－１５－１
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹１－５先
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬２－６－４（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤２－９－１
	明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫	多摩区三田２－３２２７
	川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枡形７－１－１０
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢１２０（麻生区道路公園センター内）

第９章　緊急輸送体制の整備【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、神奈川県警察】

震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。

なお、緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第１項に基づき交通規制をする緊急交通路と、関係自治体と協議し指定された緊急輸送道路とがある。

第１節　緊急交通路

１　緊急交通路の指定【神奈川県警察】

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、都市間を結ぶ国道、主要な県道等から緊急交通路指定想定路線を選定している。震災発生時には、被災状況等を勘案し、県及び各道路管理者と協議の上、その中から緊急交通路を指定し、必要な区間について交通規制を行う。

２　緊急交通路の周知徹底【建設緑政局】

県全体で決められた緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に、33基の緊急交通路標識を設置し、道路利用者への周知徹底を図っている。

３　緊急通行車両

災害対策基本法第76条第１項に基づき交通規制が実施された場合、緊急交通路、通行禁止区域、通行制限区域のうち、指定された区間及び区域において、災害対策基本法施行令第32条の２に定める緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限される。

(1) 緊急通行車両の要件

ア　道路交通法第39条第１項の緊急自動車

イ　災害対策基本法第50条第２項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両

（ア）警報発令及び伝達並びに避難の指示

（イ）消防、水防その他の応急措置

（ウ）被災者の救難、救助その他の保護

（エ）災害を受けた児童及び生徒の応急教育

（オ）施設及び設備の応急復旧

（カ）清掃、防疫その他の保健衛生

（キ）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

（ク）緊急輸送の確保

（ケ）その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認の申出

上記(1)イに該当し、市で実施する災害応急対策等に使用する車両については、県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。確認の申出は、災害発生前、災害発生後のいずれも同様の手続となるが、災害発生後の手続は時間を要する可能性があることから、各局区は、災害応急対策等に使用する予定の車両については、災害発生前に確認の申出を行うことを原則とする。当該車両を災害応急対策等に使用す

る際は、交付を受けた確認標章を車両前面の見やすい箇所に掲示する。

なお、緊急通行車両の事前届出の手続は廃止となったが、事前届出済車両については、事前届出済証及び緊急通行車両確認申出書を県公安委員会（県警察交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に提出し、確認標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

第２節　緊急輸送道路【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、危機管理本部】

市は、発災時の避難路や物資を輸送するために利用する緊急輸送道路の確保に向けて、沿道の耐震化の推進や踏切の開閉に関する鉄道事業者との調整を行う。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第１次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線

第２次路線：第１次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

（資料編　緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路一覧表）

（資料編　川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱）

（資料編　川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱）

第１０章　防災力の向上【危機管理本部、総務企画局、教育委員会、経済労働局、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む。）・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとする。

第１節　基本理念【危機管理本部】

１　災害発生前及び災害時における、個人、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区　　分	基　本　理　念
自　　助 （ 個　人 ）	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共　　助 （ 地　域 ）	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公　　助 （ 行　政 ）	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

２　役割

(1) 個人（自助）

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、災害に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、災害に対する関心と理解を深める。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努める。

(2) 地域（共助）

ア　市民（個人）の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、被害の拡大を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努める。

イ　企業

企業は地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域一体となって地域防災力の向上を推進する。

ウ　自主防災組織

被害を最小に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、災害時の対策や連携について検討を行う。

(3) 行政（公助）

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努める。

第２節　防災知識の普及と意識の高揚【危機管理本部、総務企画局、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、教育委員会、消防局、区】

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。

取組にあたっては、平時と有事（災害時）の区別をなくし、「普段使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え（フェーズフリー）に留意するものとする。

１　自助及び共助の推進【危機管理本部、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、消防局、区】

市及び防災関係機関等は、防災週間等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

方法	1　市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2　ハザードマップ等の作成及び頒布 3　防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4　各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5　川崎市ホームページ（防災ポータルサイト等）での啓発 6　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発 7　防災訓練や災害図上訓練の実施 8　防災関係資料等の貸出（ぼうさいライブラリー） 9　企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 10　防災まちづくりの支援
内容	1　災害に関する基礎知識 2　災害発生時にとるべき行動 3　災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、「最低３日間、推奨１週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法等） 4　気象予報等発表時にとるべき行動 5　企業の防災対策 6　企業と地域住民との連携 7　避難所等の周知 8　各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9　市及び防災関係機関等の防災対策 10　自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11　災害に関する情報入手方法 12　東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など

	13　生活再建に向けた事前の備え 14　その他必要な事項

2　公助の推進【危機管理本部、総務企画局】

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。

また、各局区の所管する業務を踏まえ、専門性を有する職員の育成を行う。

方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。
	その他	災害時の動員区分や集合場所等を明記した個人用携帯カードの配布等により意識、知識、行動力の向上を行う。
内容	1　災害に関する基礎知識 2　災害発生時にとるべき行動、役割 3　市の防災対策 4　その他必要な事項	

3　学校での防災教育【教育委員会】

防災教育の充実を図るため、自然災害発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童・生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。また、体験型、実践的取組等を実施し、各学校の防災力向上を図る。

方法	1　防災副読本等の作成・配布 2　災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施 3　防災訓練の実施（図上訓練を含む。） 4　学校行事での啓発 5　講演会の実施
内容	1　災害に関する一般知識 2　危険箇所の例示 3　災害に対する日常の備えと心構え 4　気象予報発表時等にとるべき行動 5　災害発生時における学校の役割

（資料編 川崎市市民地震防災デー実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱）

第３節　自主防災組織等の育成・強化【危機管理本部、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】

災害時の被害を最小限にくい止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。合わせて、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動を行うものとする。

１　自主防災体制の充実・強化

(1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(2) 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図るとともに、市と連携し、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

２　自主防災組織の活動支援

(1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するために活動助成金を交付する。

(2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。

(3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。

(4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。

(5) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し

市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。

(6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。

(7) 自主防災組織への助言等

市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行う。

３　自主防災組織の普及・啓発

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所等に対し、定期的な広報誌の発行、ホームページ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して、自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

4　自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。

（資料編　川崎市自主防災組織育成指導要綱）
（資料編　「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱）
（資料編　川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱）
（資料編　川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱）
（資料編　川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱）
（資料編　下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領）
（資料編　川崎市防災資器材貸出要綱）
（資料編　都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領）

第４節　防災ネットワークづくりの推進【危機管理本部、区】

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。

1　防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、ＰＴＡ、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。

2　防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、ＰＴＡ、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・ＰＴＡ、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、ＰＴＡ、子ども会、施設管理者等

	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営

第５節　消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動等を消防署と連携して実施し、震災等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であることから、「共助」の推進のため、次のとおり消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

１　消防団員に対する防災教育

配置した資器材等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

２　情報伝達手段の確立

迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を整備し、情報伝達手段の確立を図る。

３　救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、資器材等の配置を図る。

第６節　企業防災の促進【危機管理本部、経済労働局】

企業は、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

１　企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：ＢＣＰ）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、不特定多数の市民を集客する施設を保有・管理する事業者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や被害拡大を防ぐため、必要な対策を講じるよう努める。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、「最低３日間、推奨１週間」分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。

2　地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

(1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。

(2) 被害情報の収集、伝達に関すること。

(3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。

(4) 被災者の避難収容に関すること。

3　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

企業は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がＢＣＰを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

① 経営者が方針を立て、

② 計画を立案し、

③ 日常業務として実施・運用し、

④ 従業員の教育・訓練を行い、

⑤ 結果を点検・是正し、

⑥ 経営者が見直すことを繰り返す、

このような一連のサイクルをＢＣＰとして明確に規定、遵守することを進める。

4　行政による企業防災の推進

市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策（施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等）について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。

また、企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行うとともに、「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。

（資料編　川崎市防災協力連絡会設置要綱）

（資料編　川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱）

第７節 応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進

近年の災害の頻発化、激甚化等により、救助等の実施に当たっては、国や他の地方自治体、関係団体等の支援等が不可欠であり、市では、医療救護・福祉、物資の調達、輸送、帰宅困難者支援等を目的としたさまざまな災害時協定を締結している。

各局は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取組を推進するものとする。

第８節　その他防災力の活用【危機管理本部、消防局】

市は、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。

1　川崎市防災インストラクター制度【危機管理本部】

防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「川崎市防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

2　市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

（資料編　川崎市防災インストラクター登録要綱）

第９節　地区防災計画の提案等【危機管理本部、各局室区】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

第１１章　防災訓練の実施【危機管理本部、各局室区】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。

第１節　訓練の方針及び実施時期【危機管理本部、各局室区】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時に迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、平常時から相互に連携した実践的な訓練を実施する。

なお、訓練は年間を通して定期的かつ継続的に実施する。

１　総合防災訓練

九都県市、相互援助協定市、防災関係機関、地域住民、企業等と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

９月１日の「防災の日」を含む「防災週間」（８月３０日～９月５日）を考慮した適切な日に市内全域を対象として実施する。

(2) 訓練内容

発災対応型訓練（首都直下地震）	災害対策本部訓練、情報伝達・広報訓練、避難・救護訓練、火災防ぎょ訓練、交通対策訓練、混乱防止訓練、ライフライン応急復旧訓練、広域応援訓練、帰宅困難者対策訓練等
	津波対策訓練（情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等）
	石油コンビナート等対策訓練（石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等）
	個別訓練（自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等）

２　市、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

市、防災関係機関等は各機関毎に、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練（市と防災関係機関等との共同訓練を含む。）を実施する。

(1) 市の訓練

災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部設置訓練、情報受伝達訓練、所管業務訓練等を実施する。

また、実地訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。

(2) 防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアル等に基づ

いた訓練を実施する。

また、東扇島基幹的広域防災拠点及び大師河原河川防災ステーションにおける国の訓練と連携した防災訓練を実施し、災害発生時の国と本市双方の機動性の向上を図る。

(3) 自主防災組織の訓練

「自らの生命は自ら守る。地域のことは地域で守る。」という防災の基本に即した訓練を実施する。

また、実施に際しては、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の保護に配慮した訓練とする。

(4) 事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアル等に基づき実施する。

第２節　訓練の検証【危機管理本部、各局室区】

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図るものとする。

第１２章　災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、まちづくり局、消防局】

第１節　災害ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、消防局】

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。

１　一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、川崎市災害ボランティアセンター、区、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。

２　専門ボランティア

(1) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとするボランティアで、被災住民に対して医療活動を行う。

(2) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有するボランティアで、消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。

(3) 応急危険度判定ボランティア

応急危険度判定に関する知識を有するボランティアで、余震等による建物の倒壊などの二次災害を防止するため、まちづくり局を通じて市職員の判定士であるコーディネーターの指示により、被災した一般建築物の応急危険度判定を行う。

(4) 外国語ボランティア

外国語の翻訳や通訳能力を有するボランティアで、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動、避難所・コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）等での通訳・翻訳活動を行う。

(5) 介護ボランティア

様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、健康福祉局を通じて活動を行う。

(6) 動物救援ボランティア

獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉部及び動物救援本部等と連携して被災動物の救援活動を行う。

(7) その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、社会福祉協議会等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

（資料編　川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書）

第２節　災害ボランティアの活動支援のための環境整備

市及び防災関係機関等は、それぞれの災害対応業務に係るボランティアの育成に努め、活動環境を整備し、各ボランティア相互の連携体制の構築に努める。

１　一般ボランティア

災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。

⑴社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。

⑵ 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。

⑶ 社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。

⑷ 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、ＭＣＡ無線の活用を図る。

⑸ 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び地域センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、各区に連携拠点を持つ社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関する環境やマニュアル等の整備を進める。

２　専門ボランティア

⑴ 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体、行政との連携体制を整備する。

⑵ 所管局は、専門ボランティア本部を速やかに設置・運営するため、マニュアル等の整備を進める。

第１３章　災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、こども未来局、危機管理本部、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】

市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、及び行政機関・社会福祉機関・自主防災組織・消防団・町内会・自治会・地域住民・企業等との協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。

注）ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第 49 条の 10 に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度３～５及び身体障害者手帳１級～４級（４級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級１級～２級の範囲とする。

第１節　地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、危機管理本部、区、消防局】

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、市と各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、次の取組を推進するものとする。

１　自助・共助の推進【危機管理本部、区】

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、避難などに関する情報の収集に努め、また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとし、市はこれらの取組を支援する。

２　災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、危機管理本部、区】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(1) 登録番号

(2) 氏名カナ

(3) 氏名漢字
(4) 年齢
(5) 性別
(6) 住所
(7) 連絡先
(8) 世帯状況
(9) 身体状況
(10) 介護保険要支援・要介護認定区分
(11) 身体障害（障害等級・障害区分）
(12) 知的障害（障害程度）
(13) 精神障害（障害等級）

また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

（資料編　川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

3　災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】

健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記２に掲げる情報を、福祉制度の庁内システムを活用して把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。また、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。

4　公助による支援体制の整備

(1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で災害時要援護者に関する情報を共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。

(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】

市は、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。

(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。

(4) 医療的ケア児者への発災時の電源確保事業【健康福祉局】

市は、大規模災害による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を使用している医療的ケア児者に対し、協定締結事業者の協力を得て本市が用意するプラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことにより、災害時における医療的ケア児者への支援体制の拡充を図るものとする。

(5) 在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業【健康福祉局障害計画課】

市は、人工呼吸器を在宅で連続６時間以上使用する者に対して、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等を給付することにより、災害時における要配慮者の支援体制の拡充

を図るものとする。

5　災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】

市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）、防災行政無線、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。

6　要配慮者に配慮した備蓄等の実施

市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。

（具体的検討品目　おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他）

7　防災訓練への参加

市は、自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

8　家庭や地域での防災対策の推進

市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

第２節　個別避難計画【健康福祉局】

市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、庁内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。

第３節　難病患者等に対する対策【健康福祉局、こども未来局】

1　難病患者対策

難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の医療を確保するとともに、区地域みまもり支援センターを中心として支援を行う。

2　人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。

3　その他の要配慮者対策

地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者（児）、医療依存度の高い療養者、アレルギー疾患を有する者、公害健康被害被認定者等に対し、区地域みまもり支援センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。

第４節　災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、建設緑政局河川課、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】

災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設（以下「災害時要配慮者利用施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、

防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号)」（以下、「土砂災害防止法」という。）第８条第２項に基づき、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。

１　災害時要配慮者利用施設等の範囲

(1) 災害時要配慮者利用施設

ア 社会福祉施設

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設
児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業)、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館

イ 学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ウ 医療施設

病院、診療所、助産所（有床に限る）

エ その他

※ 土砂災害防止法第８条第１項第４号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設等を資料編に示す。

（資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等一覧表）

２　土砂災害警戒情報等の伝達

市は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

３　各種計画の作成

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第８条の２の規定に基づき、当該施設の利用者の土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。

また、災害時要配慮者利用施設は、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、事業継続に必要な事項をあらかじめ定めておくことが有効であることから、事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するものとする。

４　防災教育・訓練の実施等

災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、策定された避難確保計画等に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。また、避難訓練を実施した場合は、市長へ報告するものとする。

さらに、市と各区は、災害時要配慮者利用施設の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防災研修等を開催する。

5　地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要配慮者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

6　防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、非常用発電設備、給水タンク、食料・医薬品の備蓄、災害時優先電話やＭＣＡ無線機等の整備を図るものとする。

また、保育所及び小学校等においては、保護者等による引取りまでの間、適切に園児・児童等を保護するため、災害時に必要となる物品の備蓄に努めるものとする。

第５節　外国人等に関する対策【危機管理本部、総務企画局企画調整課、シティプロモーション推進室、市民文化局多文化共生推進課、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

1　防災知識の普及・啓発

外国人（旅行者等の短期の訪日外国人を含む）向けに、「やさしい日本語」や６言語による防災啓発冊子の作成、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記を行うほか、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

2　外国人等への支援体制の整備

公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な避難所、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）等に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、通訳ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。

第６節　避難所等の対策【危機管理本部、健康福祉局、こども未来局危機管理担当、まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課、関係局区】

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの利用を促進する。

1　避難所における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあっては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等

バリアフリー対策に努めておくものとする。

さらに、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。

2　要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当】

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進める。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進める。

さらに、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福祉避難所の指定については、個別避難計画の優先作成対象者の作成支援を通じて、状況の把握に努めるとともに、関係団体等と連携し、課題の整理、検証などを行いながら、指定福祉避難所の指定に向けた検討を進める。

（資料編　川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）

（資料編　災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

3　応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した多様な住宅について、検討をする。

第１４章　混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部】

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想される。また、臨海部の橋りょうやトンネルに通行支障が生じた場合、島部が孤立化し一時的に訪問者が滞留するおそれもある。

膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

１　市及び関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シート、簡易トイレ及び食料を備蓄するとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用していくものとする。

(2) 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。また、駅構内及び列車等における混乱防止対策を講じるものとする。

(3) 企業等の役割

企業等は、交通機関の運行停止時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、来場者等のために、安否確認体制の整備や一時収容体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

(4) 市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

２　啓発普及

(1) 市は、企業・学校等に対し、従業員、来場者、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について周知する。

(2) 市は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル等）が十分活用できるよう、その啓発に努める。

３　情報収集伝達体制の整備

市は、主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、優先電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、市内の災害情報等の各種の災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備する。

４　主要駅等周辺における対策

市、主要駅、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設等は相互に連携して、協議会等を設置し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向け

た対応を図る。

5　広域的対策の推進

帰宅（帰宅困難者）支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都県市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

(1) 神奈川県等と連携した取組

ア　神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）との協定の締結

イ　自動車販売店等との協定の締結

神奈川県石油業協同組合に属するガソリンスタンド及び協定を締結した自動車販売店等において、情報、水道水、トイレ、一時休憩所の提供を行う。

(2) 九都県市と連携した取組

ア　徒歩帰宅者に対して、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア及びファミリーレストラン等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

イ　協定を締結したコンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペース等の店舗等において、情報、水道水、トイレの提供等を行う。

（資料編　帰宅困難者一時滞在施設一覧表）

（資料編　災害発生時における帰宅困難者に関する協定（神奈川県石油業協同組合））

（資料編　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

第１５章　津波対策【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局、区、横浜地方気象台、第三管区海上保安本部】

神奈川県が平成２４年３月に公表した津波浸水予測のうち、本市における浸水域、浸水深が最も大きい「慶長型地震」による津波被害を考慮した防災体制の整備に係る諸事業及び津波警報等が発表された場合の本市の活動体制について必要な事項を定める。

第１節　基本方針

市は次の津波想定のもと、４つの方針に基づき津波対策を行うものとする。

１　住民の避難等のソフト対策と海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせた総合的な取組により、津波被害による「死者数０」を目標に対策を推進する。

２　最大クラスの津波（以下「Ｌ２津波」という。）と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い津波（以下「Ｌ１津波」という。）の２つのタイプの津波を想定して対策を行う。

３　Ｌ２津波に対しては、住民避難などのソフト対策を主体とした総合的防災対策により、被害の減災に努める。

４　Ｌ１津波に対しては、防潮堤などの海岸保全施設の整備等のハード対策により津波の市街への侵入を防ぐものとする。

	説明
Ｌ１津波	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
Ｌ２津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

第２節　予防対策

１　海岸保全施設の点検・整備

(1) 防潮堤

防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改修、補修を行う。

(2) 防潮扉

年数回、防潮扉の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置をとることと併せ、常備器具の保管状況も点検する。また、防潮扉の閉鎖までの時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式等へ防潮扉の改修を進めるとともに、開閉作業について企業との連携を強化し、迅速確実な作業態勢を確保する。

２　下水道施設の津波対策

被害想定地震である慶長型地震により、津波浸水被害が想定されている下水道施設において、浸水深に応じた耐水化・防水化・減災対策等の重層的な対策を推進し、被災時に要求される耐津波性能（逆流防止機能、揚水機能、消毒機能）の確保に向けた対策を進める。

また、東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用するため、避難場所の確保や連絡体制の整備など所要の整理を行う。

３　潮位観測における検潮器の機能維持

津波等による高潮位時においても潮位観測ができるよう検潮器の適切な維持管理を行い、潮位観

測体制を確保する。

4　情報伝達体制の整備

インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ)、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

5　防災意識の啓発

「海辺では“地震の次は津波”という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということを原則として、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

6　避難体制の整備

国や県が公表を行った津波浸水予測図や津波被害想定等に基づき津波避難対象地域を設定するとともに、浸水が予想される地域において津波からの避難ができるよう、津波避難場所及び津波避難施設の確保を行う。また、津波避難対象地域及び津波避難施設等については、津波ハザードマップの作成や、各施設等への標識、津波避難誘導看板の設置、インターネットでの公表など、市民及び事業者へ周知する。また、津波避難計画を必要に応じ適宜修正を行うとともに、必要な対策について検討・実施していくものとする。

(1) 津波避難施設の指定

津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する避難施設を指定する。

(2) 津波避難施設の開設期間

東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたときから、解除されるまでとする。

7　備蓄倉庫の設置等

各学校等の備蓄倉庫の整備や備蓄物資の配置について、津波による浸水を考慮した対応を行う。

（本章末資料　川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図）
（資料編　津波避難施設及び避難場所一覧）
（資料編　防災への取り組みに関する協定書　(Google Inc)）
（資料編　災害に係る情報発信等に関する協定　(ヤフー株式会社)）

第３節　市の活動体制

1　川崎市災害対策本部等の設置及び廃止基準

地震の発生等により川崎市災害対策本部が設置されている場合は、その体制によるものとする。

(1) 設置基準

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の本市の活動体制は、次のとおりとする。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報	川崎市災害警戒体制
津波警報	川崎市災害対策本部
大津波警報	川崎市災害対策本部

(2) 廃止基準

ア　川崎市災害警戒体制の廃止基準

(ｱ) 川崎市災害対策本部が設置されたとき。

(ｲ) 津波注意報解除が発表されたとき。

(ｳ) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(ｴ) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

イ　川崎市災害対策本部の廃止基準

(ｱ) 津波警報解除又は大津波警報解除が発表されたとき。

(ｲ) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(ｳ) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

2　構成

(1) 災害警戒体制

危機管理監は、通常体制を強化した災害警戒体制をとり、情報収集及び関係機関との連絡体制を確立し、状況に応じて関係局区職員の参集を指示する。

また、各局区も必要に応じて警戒体制を確立する。

(2) 災害対策本部

津波警報又は大津波警報発表に伴う川崎市災害対策本部の構成局は原則として第３部第１章第２節の川崎市災害対策本部体制をもって構成するものとする。

なお、川崎市災害対策本部の組織及び運営については、川崎市災害対策本部規程及び川崎市災害対策本部実施要綱において定める。

（資料編　川崎市災害対策本部規程）

（資料編　川崎市災害対策本部実施要綱）

第４節　津波警報等の発表【横浜地方気象台】

1　津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速２分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに大津波警報、津波警報又は注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さ

を「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で大津波警報や津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

種　類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	**10m超**（10ｍ＜予想高さ） **10m**（5ｍ＜予想高さ≦10m） **5m**（3ｍ＜予想高さ≦5m）	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	**3m**（1ｍ＜予想高さ≦3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	**1m**（0.2ｍ≦予想高さ≦1m）	（表記しない）

（注）

1　津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、津波予報として、又は地震情報に付加して発表する。

2　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「大津波警報解除」・「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2　津波予報区

本市沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区　　域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

3　津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど津波情報で発表する。

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

4　津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第５節　津波警報・注意報等の受伝達

1　伝達系統

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

＜大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図＞

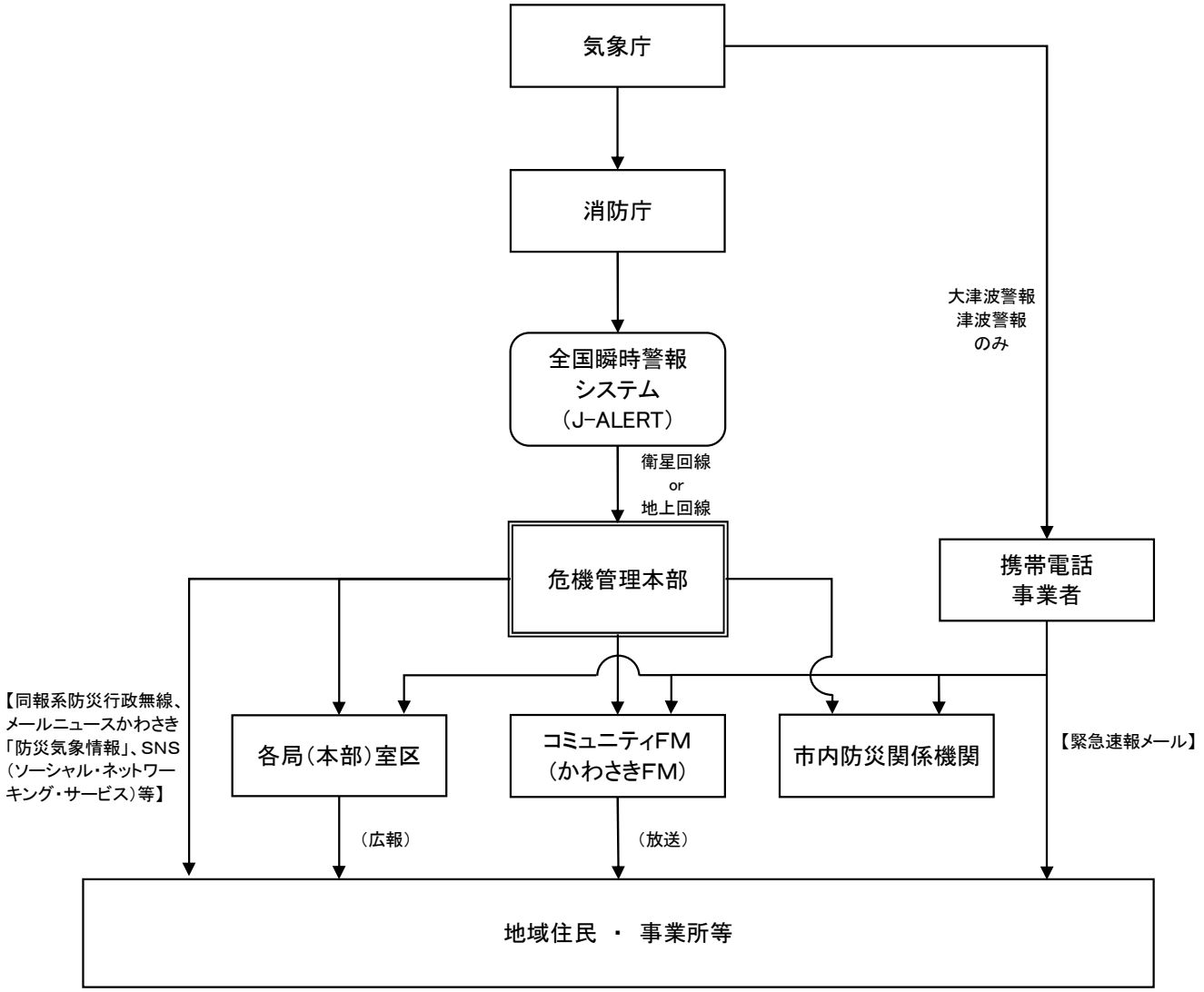

2　津波警報・注意報等の標識

津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。

種　　類	鐘　　音	サ　イ　レ　ン　音
大津波警報	●―●―●―● （連点）	（約３秒） ○――― ○――― （約２秒）（短声連点）
津波警報	●―● ●―● ●―● （２点）	（約５秒） ○――― ○――― （約６秒）
津波注意報	●―●―● ●―● （３点と２点の斑打）	（約 10 秒） ○――― ○――― （約２秒）
津波注意報解除 大津波・津波警報解除	● ● ●―● （１点２個と２点との斑打）	（約 10 秒） （約１分） ○――― ○――― （約３秒）
津波なし	鳴鐘、吹鳴しない。	

3　津波警報・注意報等の伝達

(1) 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、危機管理本部は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）、同報系無線、サイレン、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとする。なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとする。

(2) 船舶等への情報伝達

第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ情報伝達を行うものとする。

第６節　市及び防災関係機関等の措置

1　地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、特に潮位の変動に留意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

2　津波警報発表時等

(1) 市長（その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長）は、大津波警報、津波警報を覚

知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により避難指示等の情報伝達を行うものとする。（第４部第６章第２節「避難情報」参照）

(2) 港湾局長は、在港船舶に対して港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。

(3) 港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行うものとする。

(4) 港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。

(5) 港湾局長は、津波から避難する港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。

(6) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。

(7) 第三管区海上保安本部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

（資料編　川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領）

川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図

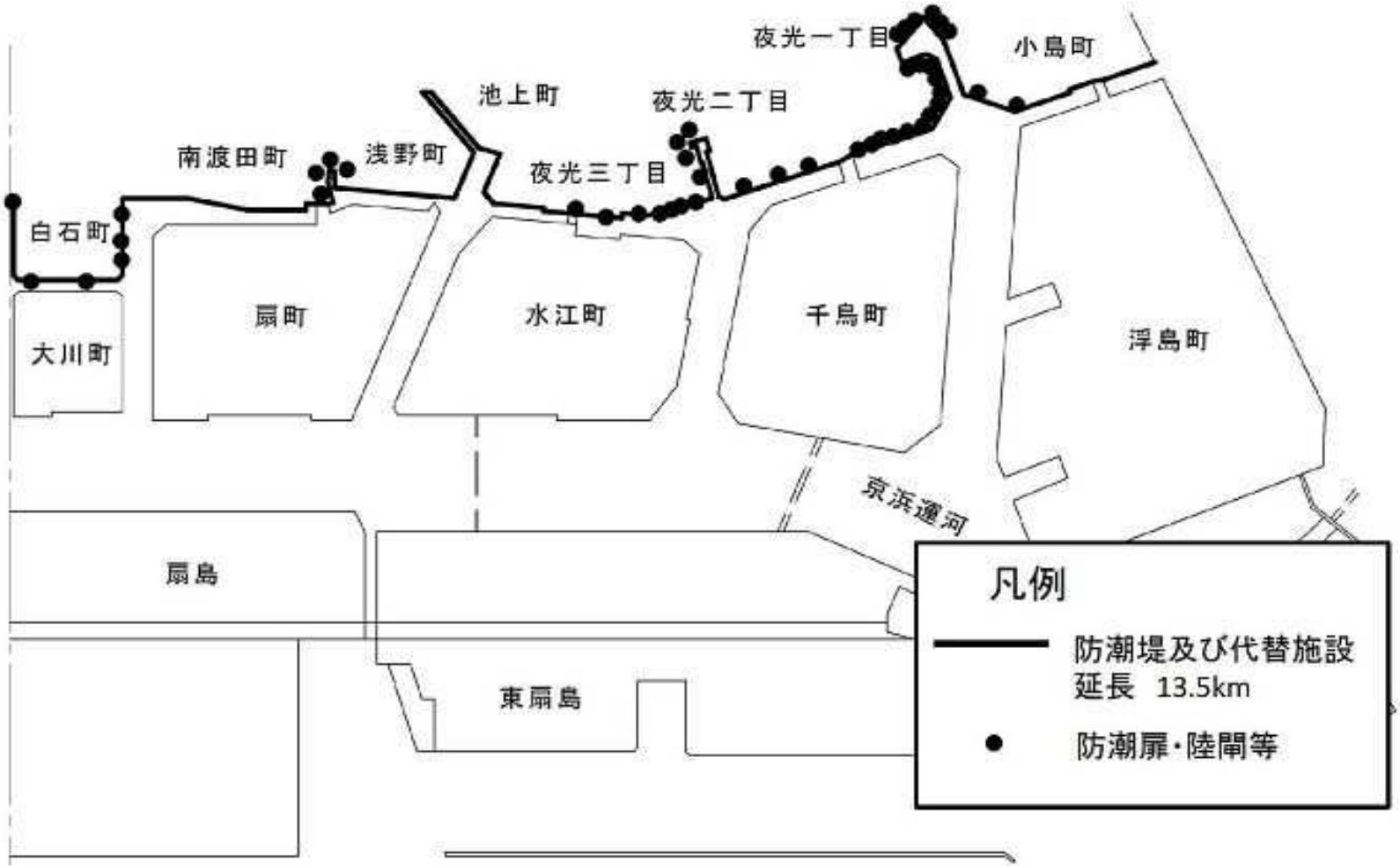

第１６章　高層集合住宅の震災対策【まちづくり局、危機管理本部】

高層集合住宅において、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられるが、地震動によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階にお住いの方々は上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障を来たすことが明らかとなっている。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されている。従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、本計画における「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。

そのため、市は、高層集合住宅に係る震災対策として、市民及び事業者と相互に連携・協力しながら、ライフラインが復旧するまでの間、高層階に居住する市民が自立生活できるよう、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導の推進や、在宅での避難を推進するための対策を実施するものとする。

１　市、市民及び事業者の責務・役割

(1) 市の責務・役割

ア　市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し、必要な措置を講じ、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するように努めなければならない。

イ　大地震等が発生した際に、高層集合住宅の倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識の普及啓発など必要な対策の実施に努めなければならない。

(2) 市民の責務・役割

ア　高層集合住宅に居住する市民、管理組合等は、居住する高層集合住宅の管理規約・使用細則その他これらに類する規定を遵守するとともに、震災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。

イ　高層集合住宅に居住する市民は、自主防災組織の結成のほか、日頃から、飲料水・食料・携帯トイレの備蓄や家具の転倒防止等を行い、在宅での避難に備えるよう努めなければならない。また、在宅での避難ができない状況となる可能性もあるため、避難所運営会議等の地域の防災活動を地域と連携・協力して行うものとする。

(3) 事業者の責務・役割

事業者は、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図ることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。

２　震災対策用施設の整備

事業者は、新たに高層集合住宅を建築しようとするときは、高層集合住宅に居住する市民の震災対策の用に供するため、その敷地内に、次の施設の整備を行うよう努めるものとする。

また、既存の高層集合住宅についても、次の施設の整備に努めるよう推進する。

施設	施設を整備する目的
防災備蓄スペース	高層階に居住する市民が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。
防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、高層集合住宅に居住する市民が共同で使用する。

3　普及啓発等

(1) 市は、市民が震災対策用施設の適正な維持管理に努めるよう、その旨周知する。

(2) 市は、高層集合住宅に対する震災対策用施設の整備を促進するため、必要な普及啓発を行う。

第１７章　臨海部における液状化、長周期地震動対策【危機管理本部、港湾局、消防局、関係局】

第１節　液状化対策

大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題であることから、次の対策を図る。

・臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策

港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に、必要に応じ液状化の検討・対策を行い、輸送路の確保を図る。

第２節　長周期地震動対策

本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海トラフ地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。

第１８章　災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等

【危機管理本部】

第１節　神奈川県等との連携体制の構築

市は、災害救助法第２条の２第１項の救助実施市（平成 31 年４月１日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。

第２節　救助の実施体制の整備

市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。

第３部　　初動対策計画

第１章　組織【危機管理本部】

災害の発生に際し、市民の生命・財産等を守るため、様々な災害対策を実施し、被害軽減に努めなければならない。その災害対策を迅速に行うためには、統制及び連携を図るための組織づくりが必要であるため、次のように定める。

なお、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの活動体制については第２部第 15 章第３節において、南海トラフ地震に関連する情報の発表時の活動体制については第６部において定める。

第１節　川崎市災害警戒体制

１　設置基準等

市内で震度５弱又は５強の地震があったときは第２章第２節に定める基準により職員を配備して災害警戒体制を確立する。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対策活動を実施するものとする。

２　廃止の基準

災害対策本部事務局長は、次にあたる場合、災害警戒体制を廃止する。

(1) 川崎市災害対策本部が設置されたとき。

(2) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

(3) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

第２節　川崎市災害対策本部

地震により、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害対策を行うための組織について、次に定める。

１　設置基準

市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

(1) 市内で震度６弱以上の地震を観測したとき（川崎市又は気象庁が設置した計測震度計による）

(2) 市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合

２　設置場所

災害対策本部は、本庁舎６階の「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局室」に設置するものとする。

なお、本庁舎に被害が生じ、設備の応急措置等によっても機能が回復しない場合は、多摩区役所６階の多摩防災センター等適切な場所を選定し、災害対策本部を設置するものとする。

３　設置の伝達

災害対策本部が設置された場合、次によりその旨を伝達する。

(1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。

(2) 市庁舎・区庁舎等の入口に災害対策本部を設置した旨の掲示を行う。

(3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

４　廃止の基準

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、次にあたる場合、災害対策本部を廃止する。

(1) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

(2) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

5　廃止の伝達

災害対策本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。

(1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。

(2) 市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。

(3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

6　指揮

災害対策本部は、本部長が指揮監督する。ただし、本部長に事故のあるとき等は、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）がその職務を代理する。なお、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、川崎市長の職務代理順序に関する規則（平成 15 年規則第 17 号）に定めるところによる。また、災害対策本部参与（以下「参与」という。）は本部長及び副本部長に進言し、他の災害対策本部員（以下「本部員」という。）に指示することができる。

7　構成

災害対策本部は、本部会議、部、区本部及び本部事務局をもって構成するものとし、災害対策本部の組織及び編成については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規程によるものとする。

8　本部会議

災害に係わる様々な情報等から、市の災害対策活動の基本的事項について審議し、被害の軽減に努めるため、本部長は本部会議を開催するものとする。なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(1) 構成員

ア　本部長（市長）

イ　副本部長（副市長）

ウ　参与（危機管理監、病院事業管理者、教育長）

エ　本部員（各局室長等及び危機管理監並びに本部長が必要と認める者。なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。）

(2) 所掌事務

本部会議において審議策定及び推進すべき事項は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部の配備体制及び廃止に関すること。

イ　災害対策活動の総合調整に関すること。

ウ　災害情報の収集及び伝達に関すること。

エ　消火又は延焼の防止に関すること。

オ　被災者の救出救助に関する措置に関すること。

カ　医療救護に関する措置に関すること。

キ　食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。

ク　避難所の開設及び避難者の救援に関すること。

ケ　警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。

コ　避難の指示に関すること。

サ　災害対策関係法令の運用に関すること。

シ　指定地方行政機関その他の地方公共団体及び公共機関等に対する応援の要請等に関すること。

ス　自衛隊の災害派遣に関すること。

セ　その他、応援要請に関すること。

ソ　公用負担等に関すること。

タ　災害対策に要する経費の処理に関すること。

チ　その他重要な災害対策に関すること。

9　部

各部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の決定に基づき、災害対策を実施するものとする。

(1) 構成員

各局室長等を部長とする。副部長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(2) 指揮

各部は、各部長が指揮監督するものとする。ただし、部長が不在のときは、副部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(3) 分掌事務

資料編　川崎市災害対策本部規程別表第１参照

10　区本部

各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。

なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。

(1) 設置基準

市長は、災害対策本部を設置したときは、各区に区本部を置くものとし、各区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。

(2) 構成員

区長を区本部長とする。区副本部長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(3) 指揮

各区本部は、各区本部長が指揮監督するものとする。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(4) 分掌事務

資料編　川崎市災害対策本部規程別表第２参照

(5) 区本部会議

本部会議の決定事項に基づき、応急対策について審議し、区の総合的な災害対策を実施するため、区本部長は区本部会議を開催するものとする。なお、区本部長は必要に応じ、区本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

ア　所掌事務

区本部会議において審議すべき事項は、次のとおりとする。

(ｱ) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ｲ) 消火又は延焼の防止に関すること。

(ｳ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
(ｴ) 医療救護に関する措置に関すること。
(ｵ) 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
(ｶ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
(ｷ) 緊急を要する避難の指示に関すること。
(ｸ) 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。
(ｹ) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
(ｺ) 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。
(ｻ) その他、災害対策に必要な措置

イ　その他

区本部会議の構成員ほか必要な事項については、区地域防災計画において定める。

11　事務局

(1) 目的

災害対策本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として、事務局を設置する。なお、災害対策基本法第 46 条第１項に定める災害予防に関する業務に平時から取組むため、川崎市災害対策本部規程第７条に基づき事務局は常設とする。

(2) 構成員

危機管理監を事務局長とする。事務局次長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(3) 班構成

資料編　川崎市災害対策本部規程別表第４参照

12　災害対策本部組織は別表１のとおりである。

13　各部・区本部間の相互応援

(1) 目的

災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

(2) 応援の要請

各部長及び各区本部長は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

(3) 応援職員の派遣

本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

なお、交通部長は、市バスの運行可能状況に応じて、各営業所に参集する営業所職員のうち市バスの運行（緊急輸送を含む。）に必要な職員以外を各避難所へ派遣する。

(4) 派遣職員の活動

派遣された職員は、派遣を受けた部長又は区本部長の指揮を受けて活動する。

（資料編　川崎市災害対策本部条例）
（資料編　川崎市災害対策本部規程）
（資料編　川崎市災害対策本部実施要綱）

＜別表１＞　　川崎市災害対策本部組織一覧

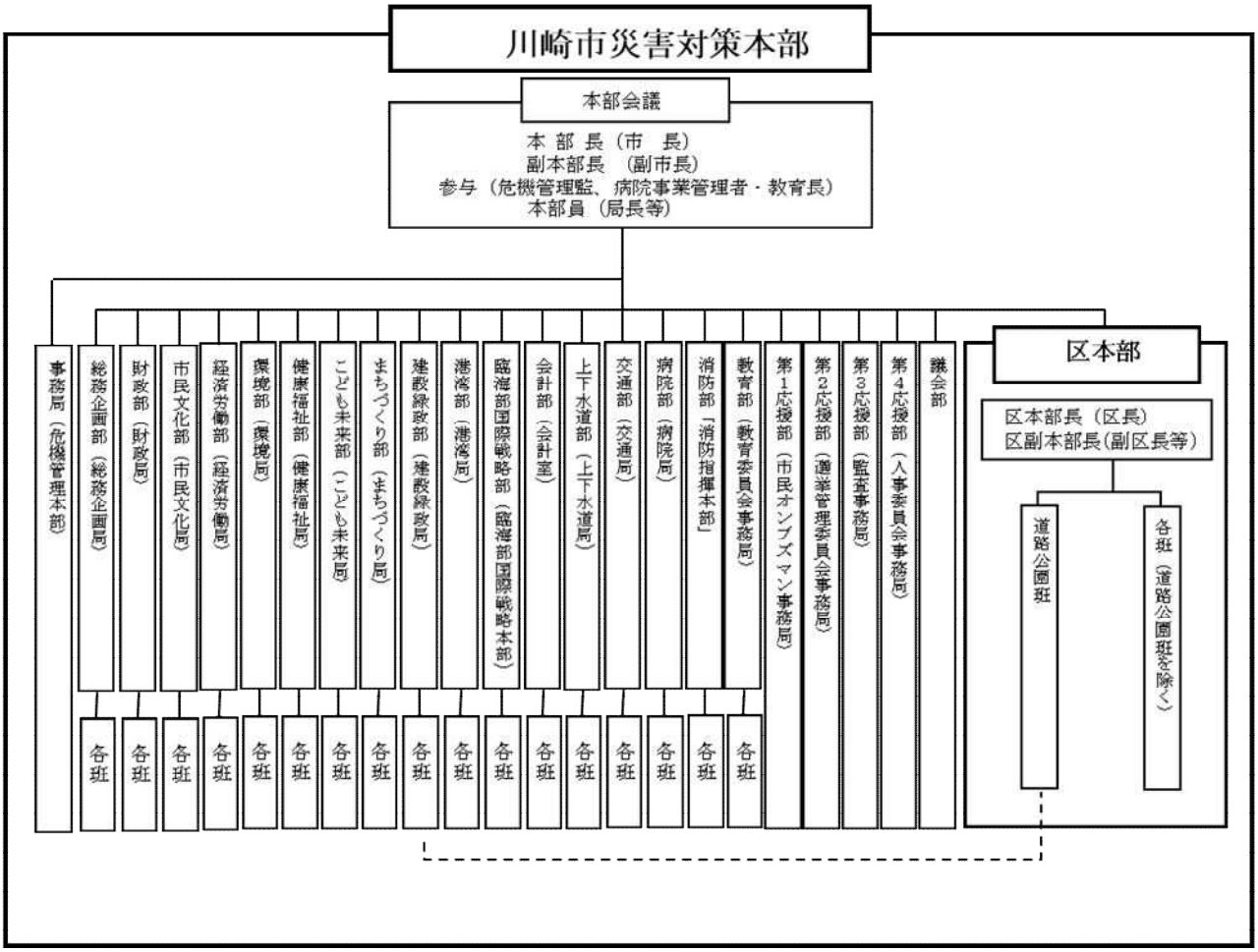

※区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

第２章　配備【危機管理本部】

大規模地震が発生した際、その対応の遅れが、被害やその後の対策に大きく影響を及ぼすものと考えられ、対応を迅速且つ効率的に行うことが必要であり、そのためには、発災時間・時間の経過・業務内容及び状況等に応じた人員の配備を行うことが必要であるため、次のように定める。

第１節　動員区分

大規模な災害の発生時における迅速な初動活動は、その後の被害に大きく影響することが考えられる。その初動活動を大きく決定する、情報の収集と迅速な活動に重点を置き、近距離在住職員の配置を考慮した動員体制を、次によりあらかじめ定める。

なお、災害発生から時間の経過に伴い、本部長が効果的に災害対応等を行うため必要と判断したときは、上記にかかわらず、本部長の指示による動員体制をとる。

１　勤務時間外

夜間・休日等、勤務時間外の発災の対応は、次のとおりとする。

(1) 動員区分及び主な活動内容

迅速かつ効率的な対応を行うため、動員区分を次のように定め、配置を行うこととする。

なお、次に掲げる職員は動員対象から除外する。

○　本市以外の関係機関・団体等への出向職員

○　被災状況を勘案し、所属長が参集が不可能と認めた職員

○　その他本部長が認める職員

※出向職員については、出向先の機関・団体等の応急活動等に従事するものとする

ア　本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。

参集場所‥‥‥‥‥役割に応じて、災害対策本部または各職場に参集する。

イ　応急対策要員

区役所を除く各職場において、災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な業務、または市民生活の維持のために必要な業務を担う職員。

参集場所‥‥‥‥‥各職場に参集する。ただし、各職場以外で活動を開始することとされている職員については、あらかじめ指定された参集場所に参集する。

ウ　業務継続要員

区役所を除く各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所‥‥‥‥‥各職場に参集する。

エ　避難所運営要員

各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。

参集場所‥‥‥‥‥指定された避難所に参集する。

オ　物資拠点運営要員

国などからの支援物資等を受け入れ、避難所に向けて送り出すために市が設置する地域内輸送拠点の管理・運営等に当たる職員

参集場所‥‥‥‥‥指定された地域内輸送拠点等に参集する。

カ　区本部要員

各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。

参集場所‥‥‥‥‥‥各職場に参集する。

キ　区業務継続要員

区役所の各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所‥‥‥‥‥‥各職場に参集する。

2　勤務時間内

勤務時間内において災害が発生した場合、市管理施設における施設の安全確認と施設内の市民の安全確認・避難対応等の実施はもとより、勤務時間外における対応と同様に、情報の収集等が急務になると考えられ、このような状況を考慮して、災害対策本部は、職員等の適切な配備を計画することとする。

(1) 動員区分

勤務時間内に災害が発生した場合、「勤務時間外における配備体制」に準ずる。

ただし、次の者は除く。

ア　応急対策を実施する事業所等にある者

イ　施設にある市民（児童等）の保護等の特別の理由により、避難所へ参集できない状態にある者

ウ　その他、災害対策本部により指定された者

(2) 活動内容

参集した職員は、原則として参集場所の所属長の指示に従い応急対策を実施する。

3　職員への周知

各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。

また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局（本部）室区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。

第２節　配備体制及び基準

1　平常時の体制

予測することができない地震の発生に対して、発災時の対応を早急に行うため、危機管理本部内に事務局を常設し、事務局内にて当直及び宿日直体制を敷き、災害発生時の対応に備える。

2　初動時の体制

勤務時間外に災害が発生し、又はその恐れがある場合、本部長（市長）は、(1)の基準に基づき職員の配備を指示する。

ただし、配備の基準により配備体制が明らかである場合は、緊急を要するため、災害対策本部事務局がこれに代わり指示を行うことができる。

なお、参集を要さない職員も、参集できる体制をとることとするが、次に掲げる場合は動員の対象外とする。

○ 本市以外の関係機関・団体等への出向職員

○ 病気等により応急活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合

○ その他市長が認めた場合

(1) 配備体制及び基準

名　称	基　　準	配備区分	参集	備　　考
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度５弱の地震があったとき（※）	予め指定された危機管理本部員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集	
	川崎市内で震度５強の地震があったとき（※）	・危機管理本部員 ・予め指定された本部要員及び区本部要員	自動参集	・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集	
川崎市災害対策本部	川崎市内で震度６弱以上の地震があったとき（※）	全　職　員	自動参集	・物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

※「川崎市内で震度○○の地震があったとき」とは、市内観測所の１箇所以上で当該震度を計測したとき

南海トラフ地震臨時情報発表時

名　称	基　　準	配備区分	参集	備　　考
川崎市災害警戒体制	南海トラフ地震臨時情報発表時	予め指定された危機管理本部員	自動参集	

大津波警報・津波警報・津波注意報発表時

<table>
<tr><th>名　称</th><th>基　　準</th><th>配備区分</th><th>参集</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">川崎市災害警戒体制</td><td rowspan="2">津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき</td><td>予め指定された危機管理本部員</td><td>自動参集</td><td rowspan="2">・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。</td></tr>
<tr><td>指示を受けた
・本部要員
・区本部要員
・区業務継続要員</td><td>指示による参集</td></tr>
<tr><td rowspan="3">川崎市災害対策本部</td><td rowspan="2">津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき</td><td>・本部要員
・区本部要員
・区業務継続要員
・避難所運営要員
ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く</td><td rowspan="2">自動参集</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の予め指定された区本部要員</td></tr>
<tr><td>津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき</td><td>上記以外の職員</td><td>指示による参集</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき</td><td>全　職　員</td><td>自動参集</td><td>・物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集</td></tr>
</table>

(2) 配備体制の伝達

市及び気象庁が設置した計測震度計により計測した震度等から、災害対策本部事務局は、配備体制に基づき、電子メール、電話等をもって参集指示を伝達する。

(3) 自動参集

自動参集基準に該当する事由が発生した場合、配備対象職員は、配備・参集指示の伝達の有無にかかわらず、ラジオ・テレビ等の情報に基づき、あらかじめ指定されている参集場所に速やかに参集することとする。また、参集にあたっては安全を十分に確保した上で参集することとする。

3　体制の移行

勤務時間外の発災における体制により、配備を行った場合において、本部長は、被害状況または、災害対策の活動状況から、人員の配備及び体制について判断し、必要があると認めるときは、各区本部、部に対し、各部の体制への移行・復帰について指示することができる。

また、被害状況又は、災害対策の活動状況により、体制移行の規模を限定することもできる。

（資料編　川崎市災害対策本部条例）
（資料編　川崎市災害対策本部規程）
（資料編　川崎市災害対策本部実施要綱）
（資料編　川崎市災害警戒本部設置要綱）

第３章　初動活動体制【危機管理本部】

地震発生時において、初動時の体制をいかに確立させるかが、その後の防災対策の成否を決めるので、市は、次の初動体制を執るものとする。

発災時間は勤務時間外に起きたことを想定し、勤務時間内の対応については各部の初動体制に基づき活動する。

なお、災害対策本部が設置された際に、本部長は①市内の複数の観測点で震度６弱以上の震度が観測されたとき②市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき③本部長が必要と認めたときのいずれかにあたる場合、業務継続計画を発動する。

第１節　災害対策本部における各要員の初動体制

１　本部長の初動体制

本部長は、地震が発生し、又は地震による大規模な被害が発生したときは、直ちに災害対策本部へ参集するものとする。

なお、自宅において地震が発生したときの参集については、消防ヘリコプターなど安全かつ効率的な手段によるものとする。

２　災害対策本部事務局長の初動体制

災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーションによる震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得て、直ちに災害対策本部へ参集する。

３　災害対策本部及び各部における本部要員の初動体制

災害対策本部及び各部における本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに災害対策本部または各部へ参集するものとする。

４　区本部における各要員の初動体制

区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。

５　応急対策要員の初動体制

応急対策要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された、区本部及び区本部に所属する事業所等へ参集するものとする。

６　業務継続要員の初動体制

業務継続要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに通常の職場へ参集するものとする。

７　避難所運営要員の初動体制

避難所運営要員は、地震が発生したときは、市内在住の職員にあっては自宅周辺の被害状況等を調査し、また市外在住の職員にあってはインターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等によ

り本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された避難所に参集するものとする。

8　物資拠点運営要員の初動体制

物資拠点運営要員は、地震が発生したときは、地域内輸送拠点の候補施設や周辺道路の被害状況等を調査し、災害対策本部と情報連携を図るとともに、本部長からの地域内輸送拠点拠点開設指示後、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された地域内輸送拠点等に参集するものとする。

9　当直及び宿日直担当者の初動体制

夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、本庁舎６階で当直及び宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーション、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。

次に、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、防災行政無線、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく放送各社の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。

第２節　災害対策本部・区本部の初動体制

1　災害対策本部

災害対策本部が設置された場合、参集した関係職員は、直ちに災害対策本部が機能できるよう、必要な情報の収集及び物品等の配置を行う。

2　区本部

区本部が設置された場合、参集した関係職員は、直ちにあらかじめ指定した場所で区本部室が機能できるよう、必要なものを準備する。

第３節　災害対策本部・区本部における初動対応

1　災害対策本部における災害対応方針

災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、１１９番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、震災被害シミュレーションの被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報等に基づき、災害対策本部の災害対応方針を決定する。

(1) 被害の全体像の把握
(2) 人的被害（死者数）の把握
(3) 火災被害の把握
(4) 建物被害の把握
(5) 応援要請の必要性（自衛隊の派遣・他都市への要請等）
(6) 優先する応急活動の選択

2　区本部における災害対応方針

消防署、避難所運営要員、市災害対策本部、その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。

(1) 被害の全体像の把握

(2) 人的被害（死者数）の把握
(3) 火災被害の把握
(4) 建物被害の把握
(5) 避難所の状況及び対応策の検討
(6) 駅前滞留者の状況把握及び帰宅困難者一時滞在施設開設の検討
(7) 災害対策本部への要請事項の検討

第４章　災害情報の収集・伝達【危機管理本部、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】

被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電子メール、総合防災情報システム、防災行政無線、Ｌアラート（公共コモンズ）等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

第１節　連絡体制

１　気象庁からの地震関連情報等の連絡体制

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときに、被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住民等に気象庁からの地震関連情報等を、正確かつ迅速に伝達することが必要である。そのため地震関連情報等に関する伝達系統は次のとおりとする。

＜地震関連情報等の伝達系統図＞

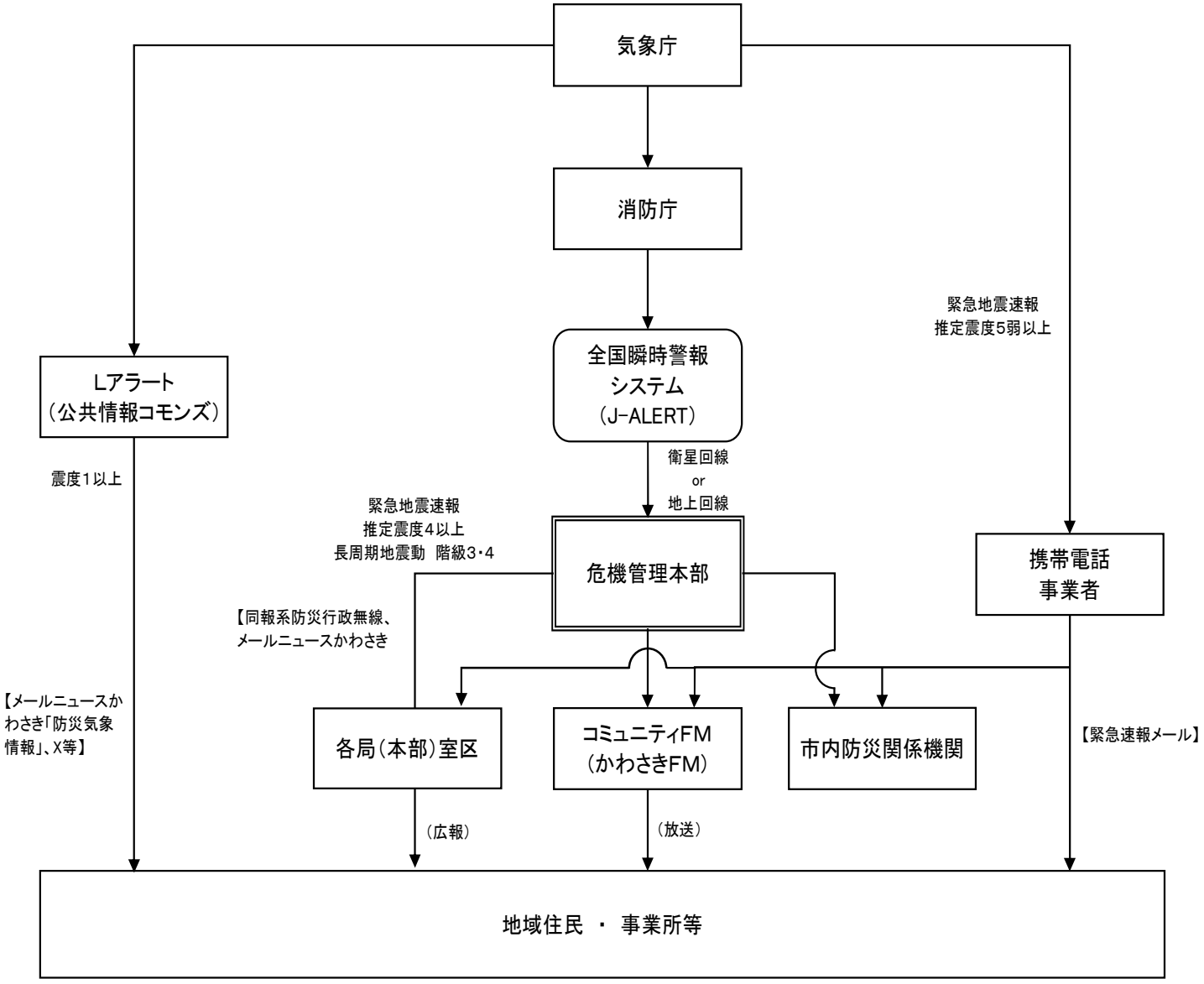

2　災害発生時の情報収集及び伝達体制

災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、市及び防災関係機関等の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。そのため、災害発生時の情報収集及び伝達系統は次のとおりとする。また、石油コンビナート等特別防災区域の被害発生時の情報収集及び伝達系統は神奈川県石油コンビナート等防災計画によるものとする。

〔災害発生時の情報収集及び伝達系統〕

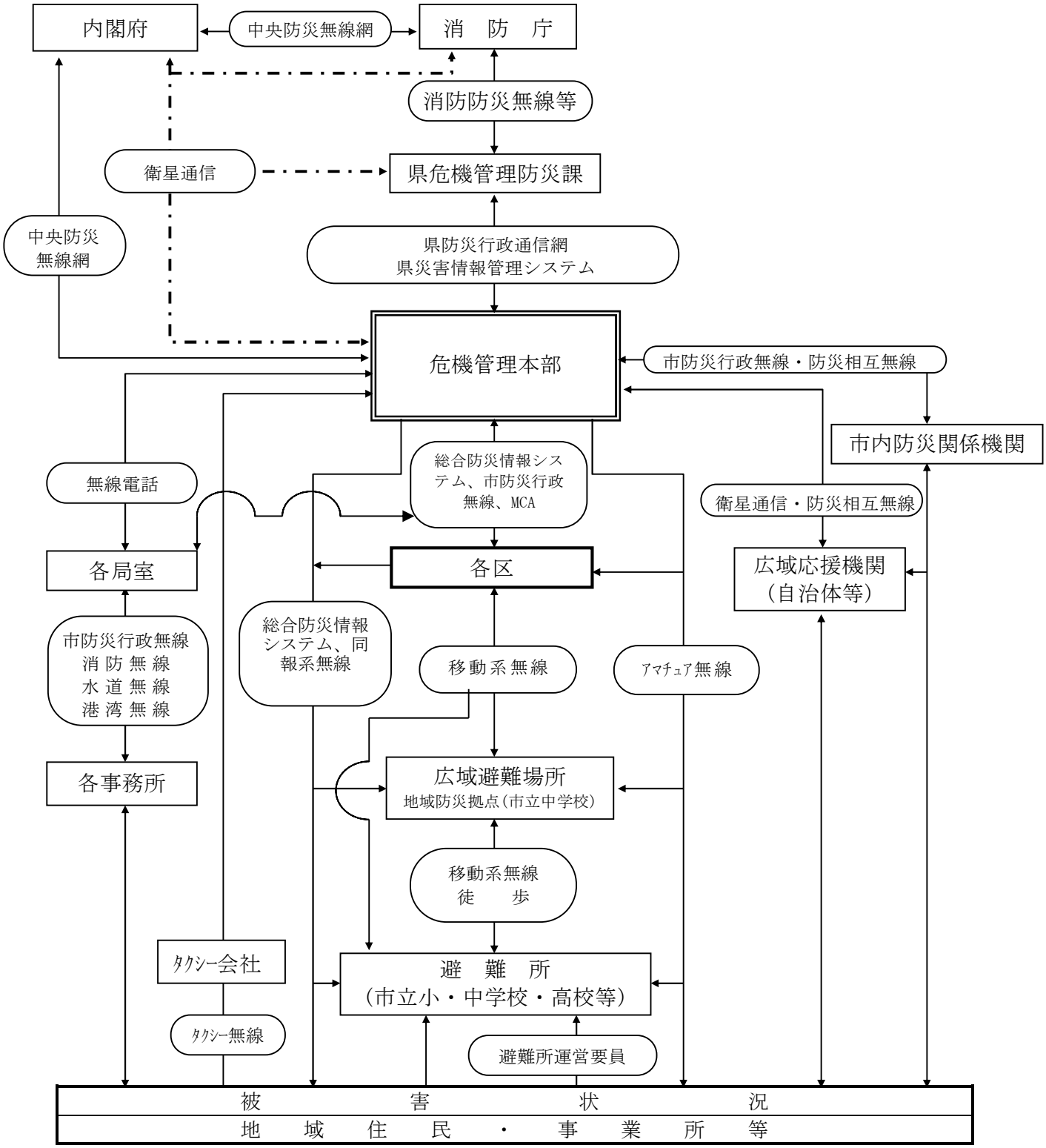

3　連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。

第２節　通信の確保

災害時において、市及び防災関係機関等並びに地域住民との迅速な情報連絡を図るため、通信手段の確保が非常に重要となる。ここでは、通信の確保等について定める。

1　連絡体制

(1) 連絡責任者の設置

市及び防災関係機関等においては、情報連絡に関する直接の責任者として、連絡責任者を置く。

(2) 習熟

連絡責任者のもとで通信事務を担当する者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、習熟を図る。

2　通信設備の確保

(1) 一般的な通信設備

ア　一般加入電話（市においては内線電話も含む）

イ　インターネット回線（ｗｅｂサイトアクセス、電子メール等の通信）

ウ　災害時優先電話

東日本電信電話（株）等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。また、電話回線数が不足する場合は、速やかに臨時電話の準備を行うものとする。

(2) 災害時の通信設備

ア　防災行政無線設備等

有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種市防災行政無線等を使用する。また、防災行政無線等を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。

(ｱ) 多重系防災行政無線

市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びＦＡＸによる通信を行う。

(ｲ) 移動系防災行政無線

市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはＦＡＸによる通信も整備している。

(ｳ) 同報系防災行政無線

屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。

(ｴ) ＭＣＡ

本部長、副本部長、災害対策本部事務局長、区本部長、災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声やメール機能による通信を行う。

(ｵ) 衛星系防災行政無線

国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うため、地域衛星通信ネットワークを活用する。

(ｶ) 神奈川県防災行政通信網

神奈川県及び県内の自治体との間で、音声及びＦＡＸによる通信を行うとともに、神奈川県から地震情報及び各種気象情報を入手するのに利用する。

(ｷ) 中央防災無線網

国、都道府県及び首都圏政令市との間で、音声による通信、映像の送受信、テレビ会議などを行う。

(3) 災害時の情報通信システム

ア　総合防災情報システム

市において、各種情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、広報等を迅速かつ的確に行うため総合防災情報システムを活用する。

イ　神奈川県災害情報管理システム

神奈川県への被害状況の報告等に県災害情報管理システムを活用する。

(4) 多摩防災センターの通信設備

本庁舎６階の災害対策本部室等の予備施設である多摩区役所６階の多摩防災センターには、情報受伝達ができる通信設備を整備する。

３　設備の応急措置

有線・無線通信機能が損傷又は停止した場合、早急な機能回復を図るための体制をとる。

（資料編　災害時における通信施設等の整備協力に関する協定書（川崎市通信設備連絡協議会））

第３節　災害情報の収集・伝達

市は、震災の発生直後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を防災関係機関等に提供するものとする。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに地域住民からの通報・要請等について、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に対し周知する。

１　情報収集・伝達体制

(1) 避難所運営要員による情報収集

避難所運営要員は発災直後、地域の災害情報の収集を行うものとし、情報を整理し、所管する区本部に伝達を行うものとする。

(2) 防災関係機関の情報収集

災害対策本部への情報受伝達手段として、総合防災情報システム、有線等を使用し、有線等が途絶した場合は、市防災行政無線等を使用するものとする。

(3) コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）等

多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）を活用する。また、広域的には「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき協定を締結する各報道機関に、放送要請を行うものとする。

(4) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況の迅速な把握を行うため、神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合に協力依頼を行い、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図る。

(5) アマチュア無線

災害対策本部と避難所間等の情報連絡及び災害情報の収集伝達のため、川崎市アマチュア無線情報ネットワークに協力依頼を行い、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(6) インターネット等

災害対策本部、区本部、地域防災拠点、避難所間等の情報受伝達を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システム及びインターネットを利用したパソコンや携帯電話の活用を図る。

(7) 市保有無線

市防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(8) 非常通信

災害時において、有線等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第５２条第４号に定める非常通信に該当〕

2　映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

(1) 災害情報カメラ

市役所第３庁舎、多摩区総合庁舎、西生田中継所、市立井田病院及び川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に設置している災害情報カメラからの映像情報を、災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映し出し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像情報を、消防局から災害対策本部等に電送し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

3　異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関（職員）又は警察署（官）若しくは海上保安署（官）に通報する。

なお、石油コンビナート等災害防止法第23条の通報義務については、神奈川県石油コンビナート等防災計画による。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

（資料編　神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書）
（資料編　神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書）
（資料編　災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））
（資料編　災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））
（資料編　災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社、株式会社ｼﾞｪｲｺﾑ関東せたまち局、YOUﾃﾚﾋﾞ株式会社））
（資料編　ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社））
（資料編　地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））
（資料編　災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）
（資料編　災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか））
（資料編　災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））
（資料編　関東地方非常通信協議会会則）

第４節　防災行政無線等の運用

市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、市防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報の市民等への伝達については、市総合防災情報システムと市役所庁舎、区役所庁舎等市施設の放送設備との連携を図るとともに、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても検討を行うものとする。

１　無線設備の配置

(1) 市防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。

ア　多重系

イ　移動系

ウ　衛星系

エ　同報系

(2) 無線設備全体の運用を統制するため、本庁舎６階に無線統制局を置く。

(3) 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を３日以上確保できるよう努める。

２　運用

市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。

（資料編　川崎市防災行政無線管理運用規程）
（資料編　川崎市防災行政無線管理運用要綱）
（資料編　川崎市防災行政無線系統図）
（資料編　同報系屋外受信機設置一覧表）
（資料編　雨量・水位・潮位観測局設置図）

第５節　衛星通信の運用

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

１　無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置（TVRO)を配置する。

２　運用

衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。

第６節　防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用アナログ移動系無線（かわさきぼうさい１～２）を活用するものとし、本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。

１　市から応援要請を行う際に、応援都県市との間で防災相互無線局を使用するための周波数、識別信号等を確認とする。

２　市は応援要請を行った時点で防災相互無線局を開局する。

3　応援活動を行うために派遣される車両等との連絡には、原則として防災相互無線局を使用するものとし、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼するものとする。

4　市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合は、運用中の通信を妨げない範囲で速やかに、都県市名、識別信号、現在地等を確認する。

5　応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として市の指示に従い通信を行う。

6　防災相互無線局の閉局は、市の指示による。ただし、閉局の際に市が開局していない場合は、開局中の防災相互無線局各局で協議して閉局する。

第７節　災害情報の整理・報告

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、被害情報、避難情報、気象情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告する。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等を目的に県が行う安否不明者・死者の氏名等の公表にあたり、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行う。

1　報告内容

(1) 被害の状況

(2) 災害応急対策の実施状況

避難状況、救助活動、応急措置のほか、応急対策の実施方針、動員状況等

(3) 応急対策上参考となる情報

(4) その他必要な事項

2　情報の整理

災害応急対策を円滑に実施するため、被害等の情報は総合防災情報システムを用いて、次により具体的に整理するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害が発生した日時

(3) 災害が発生した場所又は地域

(4) 被害の程度

(5) 災害に対してとられた措置

(6) その他必要な事項

3　報告の方法

(1) 被害状況報告（速報）

発災直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

(2) 被害状況報告（中間・確定報告）

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各局長・区長は被害の状況がすべて明らかになった時点で、最終の被害報告を行う。

4　県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から、直ちに県災害情報管理システム等によって県知事に報告する。

5　安否不明者・死者の氏名等の公表

災害発生時の、安否不明者・死者について、氏名等の最小限の個人情報を、原則、県が速やかに公表する。県の公表にあたって、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行うものとする。

第８節　地震関連情報の収集・伝達

1　地震関連情報

横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次のとおりとする。（津波関連情報については第２部第15章に、南海トラフ地震に関連する情報については第６部第２章に掲載する。）

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国内で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

(2) 地域名

地震情報で用いる地域名は、次のとおりとする。

神奈川県東部	横浜鶴見区、横浜神奈川区、横浜西区、横浜中区、横浜南区、横浜保土ケ谷区、横浜磯子区、横浜金沢区、横浜港北区、横浜戸塚区、横浜港南区、横浜旭区、横浜緑区、横浜瀬谷区、横浜栄区、横浜泉区、横浜青葉区、横浜都筑区、川崎川崎区、川崎幸区、川崎中原区、川崎高津区、川崎多摩区、川崎宮前区、川崎麻生区、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町
神奈川県西部	相模原緑区、相模原中央区、相模原南区、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、神奈川大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

(3) 気象庁が震度を発表する市内の震度観測点

観　測　点
川崎川崎区宮前町※、川崎川崎区千鳥町、川崎川崎区中島、川崎幸区戸手本町、川崎中原区小杉陣屋町※、川崎中原区小杉町、川崎高津区下作延、川崎宮前区宮前平、川崎宮前区野川、川崎多摩区登戸、川崎麻生区万福寺、川崎麻生区片平 （計１２か所） ※：本市以外で設置したもの

2　地震関連情報の伝達

県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第１節　連絡体制」によるものとする。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。

放送手段	自動放送	手動放送	放送内容
緊急地震速報 （推定震度4以上または長周期地震動階級3・4）	○		緊急地震速報。地震がきます。ご注意ください。
津波注意報	○		津波注意報が発表されました。ただちに海や川から離れてください。注意報が解除されるまで、海や川には近づかないでください。
津波警報	○		津波警報が発表されました。高い津波が予想されます。ただちに海や川から離れてください。津波避難施設やビルなど3階以上に避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
大津波警報	○		大津波警報が発表されました。高い津波が予想されます。ただちに海や川から離れてください。津波避難施設やビルなど3階以上に避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
ライフライン関係		○	（大規模事故等）
誤報		○	（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）
南海トラフ地震に関連する情報		○	（臨時情報）

第９節　広報・広聴【関係局、区】

地震発生後、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策に万全を期するとともに、必要に応じ、収集された広域のあらゆる情報やニーズを防災関係機関等や地域住民に発信する地元密着型の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、人心の安定を図るものとする。

１　災害広報の実施

地震発生後直ちに広報活動を開始し、住民に対して地震に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

(1) 広報事項

ア　地震発生直後の広報

(ｱ) 地震・津波に関する情報

(ｲ) 混乱防止の呼びかけ

(ｳ) 避難指示等に関する事項

(ｴ) 出火防止の呼びかけ

(ｵ) 人命救助協力の呼びかけ

(ｶ) 被害状況

(ｷ) 応急対策進捗状況

(ｸ) その他必要な事項

イ　その後の広報

(ｱ) 地震・津波に関する情報

(ｲ) 被害情報及び応急対策実施状況

(ｳ) 生活関連情報

a　ライフラインの被害と復旧の見込み

b　物資の供給状況

(ｴ) 安否情報

(ｵ) 教育に関する情報

(ｶ) 医療機関の活動状況

(ｷ) 道路交通状況

(ｸ) その他必要な事項

(2) 広報の方法

ア　ラジオ・テレビの利用

(ｱ) 「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づく放送依頼

(ｲ) 災害時におけるスポット放送

(ｳ) 市政広報番組の利用

(ｴ) 特別報道番組の要請

イ　市防災行政無線の活用

同報系防災行政無線を活用し、音声による情報提供に努める。

ウ　コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）の活用

コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）を活用し、音声による情報提供に努める。

エ　テレビ神奈川データ放送の活用

テレビ神奈川の地上デジタル放送のデータ放送を活用し、文字による情報提供に努める。

オ　ケーブルテレビの活用

ケーブルテレビ事業者の情報媒体（ケーブルテレビ、インターネット網）を活用し、文字による情報提供に努める。

カ　インターネットの活用

インターネットによる「市ホームページ」や「川崎市防災ポータルサイト」、スマートフォン向け「かわさき防災アプリ」等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。

キ　電子メールの活用

事前にメールニュースかわさき「防災気象情報」に登録された、電子メールアドレス宛に、文字による情報提供に努める。

ク　緊急速報メールの活用

携帯電話による緊急速報メールを活用し、文字による情報提供に努める。

ケ　広報車の活用

(ｱ) 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。

(ｲ) 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。

コ　消防ヘリコプターの活用

必要に応じて消防ヘリコプターの拡声装置を使用し、広報を実施する。

サ　職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

シ　広報印刷物等の配布

必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。

ス　防災テレホンサービス

同報系無線で放送した内容については、防災テレホンサービスにより市民に提供する。

セ　ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用

X等を活用し、文字による情報提供に努める。

ソ　Lアラートの活用

災害時に避難指示等の重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等（テレビ、ラジオ等）への情報提供に、Ｌアラート（公共情報コモンズ）を活用する。

(3) 報道機関への情報提供

ア　災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。

イ　報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

ウ　市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所本庁舎２階会見室のレイアウトを変更し、設置する。

2　災害広聴の実施

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。

(1) 実施体制

ア　平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。

イ　臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。

ウ　臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ)、広報紙等によりその旨を広報する。

(2) 要望等の処理

ア　相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。

イ　処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

ウ　関係局長及び区長は、臨時相談所で受けた相談要望、苦情の内容、件数、対応状況の取りまとめを行う。

（資料編　災害に関する情報配信先一覧）

（資料編　災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））

（資料編　災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））

（資料編　災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社、株式会社ｼﾞｪｲｺﾑ関東せたまち局、YOUﾃﾚﾋﾞ株式会社））

（資料編　ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社））

（資料編　地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編　災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）

（資料編　電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定　（クリエイティブワークス、ダイドードリンコ））

（資料編　防災への取り組みに関する協定書　(Google Inc)）

（資料編　災害に係る情報発信等に関する協定　（ヤフー株式会社））

（資料編　災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア

無線情報ネットワーク))

第４部　　応急対策計画

第１章　消防対策【消防局】

我が国の地震発生による被害は、建築物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊等多岐にわたる。大正 12 年の関東大地震、平成７年１月の兵庫県南部地震では、地震による火災と家屋等の倒壊、平成23 年３月の東北地方太平洋沖地震では、津波被害により市民の生命、身体、財産に甚大な影響を及ぼした。これら地震による被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、防災関係機関が一体となった消防対策を定め、消防機関の指揮、調整のもとに消防活動を実施する。

第１節　消防の組織

１　消防指揮本部の組織

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めたときは、警防体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防局に消防指揮本部を、各消防署に方面指揮本部を設置し、震災時の警防体制を確立する。

２　事務分掌

消防指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌は、川崎市災害対策本部規程による。

３　消防隊等の編成

(1) 事前計画に基づき、参集職員によって非常用消防自動車、特殊車両等による増強隊を編成する。

(2) 地震時の同時多発火災等に対応するため、消火隊を増強する。

４　消防職員の動員体制

市域に震度「５強」以上の地震が発生したときは、次により非直職員（命令時勤務を要しない者）の動員を行って震災警戒体制を確立し、警防活動の万全を図る。

(1) 自主参集

市域に震度「５強」以上の地震を認知した非直職員は自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防職員は、自らの勤務場所又は指定された場所とする。

（本章末資料　消防署所配置図）

（資料編　川崎市災害対策本部規程）

第２節　警防活動

１　活動方針

地震時の警防活動は、災害発生件数、災害規模及び災害態様に応じて、消防力を効率的に運用し、次により、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(1) 消火活動

火災が多発したときは、全消防力をもって消火活動を行う。

(2) 救助活動

火災発生件数より消防力が優位な場合は、消火活動と平行して救助活動を行う。

２　部隊運用

(1) 地震発生後の初動時における消防隊運用は、方面指揮本部長が決定するものとし、消防隊等の編成は、事前計画により行う。

(2) 火災が拡大し、方面指揮本部の運用では対応が困難な場合においては、消防指揮本部長が全市的な見地から統括して消防隊の運用を行う。

3　情報収集伝達

市全域の被害状況を収集するために消防ヘリコプターに装備するヘリコプターテレビ電送システムにより、被害映像を消防指揮本部及び災害対策本部に対して伝送する。消防指揮本部、方面指揮本部は、災害対策本部及び区本部に対して収集した情報を提供し、また必要な情報の提供を受ける。

4　消火活動（地震火災防ぎょ）

次の原則に基づき、消火活動を実施する。

(1) 攻勢防ぎょ

火災件数が少なく現有消防力での初動時に鎮圧できる見込みのときは、積極的な攻勢防ぎょ活動を展開して一挙に鎮圧を図る。

(2) 重点防ぎょ

事前計画に基づく消火活動優先地域を重点に防ぎょする。しかし、現有消防力で対応が困難な場合においては、他の区域から応援を求めると同時に、防ぎょ線を設定して集中的な防ぎょ活動を行う。

(3) 避難路防ぎょ

延焼拡大して広域的に避難の必要があるときは、避難路確保に全力をあげて防ぎょ活動を行い、避難者の安全を図る。

(4) 市民優先防ぎょ

事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれあるときに限り局部的に防ぎょし、一般市街地の火災防ぎょ活動を優先する。

5　救助、救急活動

地震により、多数の人命被害が発生し、又はそのおそれがあるときの救助、救急活動は、次により人命保護を迅速的確に行う。

(1) 救助活動

同時多数の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、全市的に救助隊の統括運用を行うとともに、高度救助資器材等を有効に活用し、効率的に救助活動を行う。

(2) 救急活動

初動時の救急活動体制を確立するため、救急医療関係機関への受入れ調整を実施し、医療救護所、収容可能な医療機関及び後方医療機関への救急搬送を実施する。

6　航空活動

航空隊は、初動時の被害状況の把握、救助、救急、消火活動のほか、必要に応じて人員、物資及び資器材の輸送、広報活動の調整を行い実施する。

7　応援消防隊等の要請

消防指揮本部長が本市消防力で対応困難と判断したときは、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく県消防応援隊又は、消防組織法の規定に基づく緊急消防援助隊等を要請する。

第３節　消防団

１　消防団指揮本部の開設

消防指揮本部・方面指揮本部が設置されたときは、各消防署に消防団指揮本部を開設する。消防団指揮本部は、方面指揮本部と連携を密にし、方面指揮本部長の所轄の下に団員を指揮統制するものとする。

２　消防団員の動員体制

市域に震度「５強」以上の地震が発生したときは、次により消防団員の召集を行って警防体制の強化を図り、災害活動にあたる。

(1) 自主参集

市域に震度「５強」以上の地震を認知した消防団員は、自発的に参集する。

(2) 参集場所

消防団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

３　部隊の編成等

各器具置場に配備されている小型動力ポンプ付積載車及び手引動力ポンプにより消火隊を編成する。

４　部隊運用

(1) 原則として、通常時の災害出場区分に従い、方面指揮本部長の所轄の下に、管轄区域内の火災防ぎょ活動を優先する。

(2) 管轄区域外への出場は、消防指揮本部長の特命による。

第４節　他の防災関係機関との連携

警察、自衛隊、医療関係機関等と相互に密接な協力・連携により、消防活動を実施するものとする。

消防署配置図

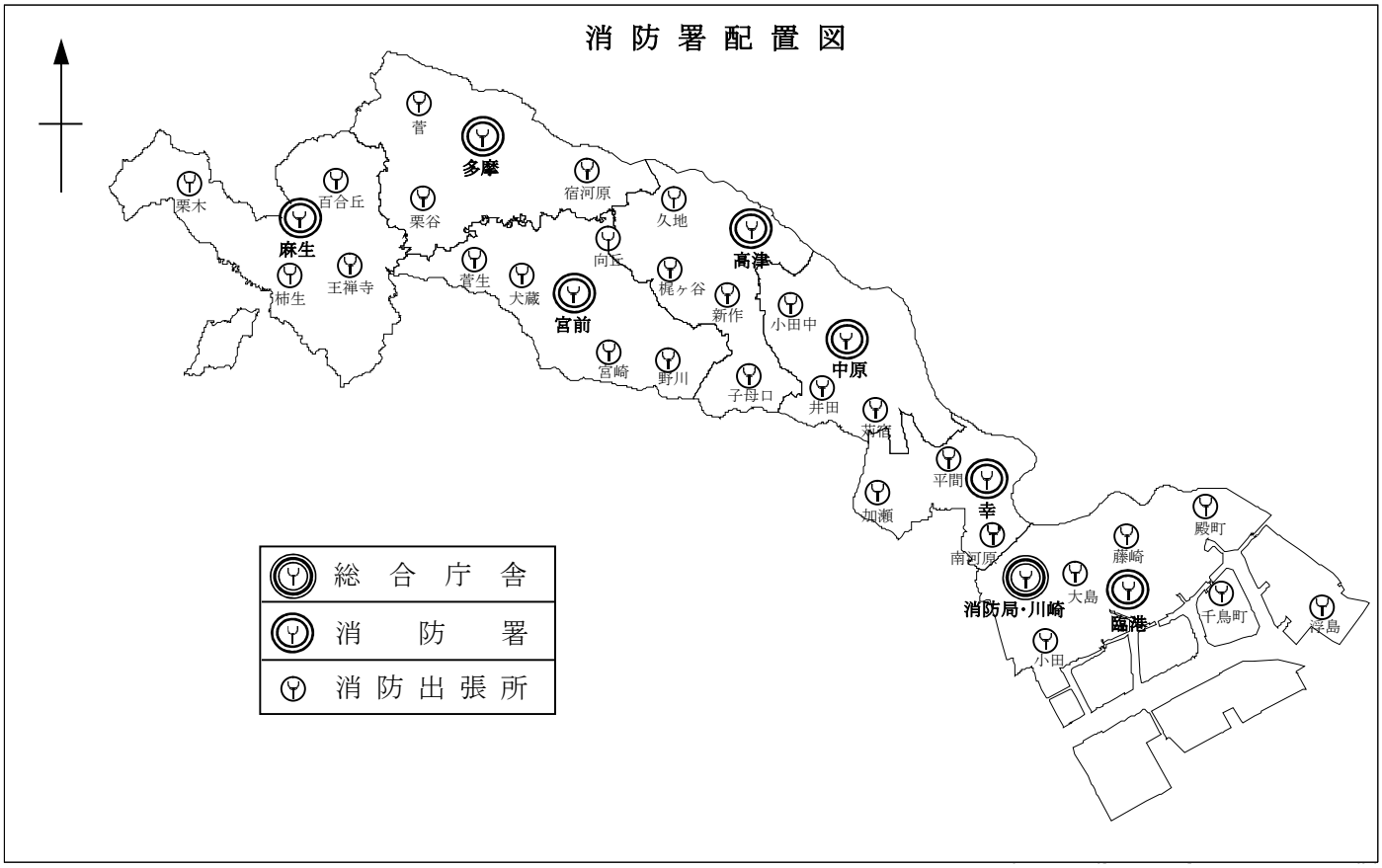
消 防 署 配 置 図
菅
多摩
栗木
百合丘
栗谷
宿河原
久地
麻生
向丘
高津
柿生
王禅寺
菅生
犬蔵
梶ヶ谷
新作
宮前
小田中
宮崎
野川
中原
子母口
井田
平間
幸
加瀬
南河原
殿町
藤崎
大島
消防局・川崎
臨港
千鳥町
小田
総 合 庁 舎
消 防 署
消 防 出 張 所

第２章　警備活動【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

警察は、大地震が発生した場合には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持に万全を期することとする。

第１節　警察の警備体制

１　警備体制の確立

(1) 警察は、大地震が発生した場合には、警察本部に警察本部長を警備本部長とする神奈川県警察災害警備本部を、市内各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

(2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

２　災害応急対策の実施

警察は、市及び防災関係機関等と連携して次の対策を実施する。

(1) 情報収集・連絡

警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により防災関係機関等に連絡する。

(2) 救出救助活動

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災地を管轄する警察署等に出動させ、市及び防災関係機関等と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 広報活動

警察は、災害の状況、その見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制、人心の安定と混乱防止のための広報活動を、市及び報道機関等と緊密な連携のもとに積極的に実施する。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第４条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。

(5) 津波対策

警察は、津波予報及び警報・注意報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な情報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(6) 交通対策

警察は、被災地における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(7) 危険物等対策

警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行う。

(8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(9) ボランティア等との連携

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(10) 広域応援

警察は、被害規模に応じ、広域緊急援助隊等県外からの応援部隊の派遣要請を行う。

第２節　海上保安庁の警備体制

1　第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第３章　交通対策【建設緑政局、危機管理本部、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

第１節　道路の啓開活動【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、区】

震災時における道路の状況次第では被災者の救助・救出・消火等の緊急活動作業に著しい影響を及ぼす。したがって、緊急活動道路（第２部第９章参照）に指定された路線から優先的に道路機能を復元する啓開活動を行うものとする。

１　道路

地震により道路が破損した場合、救助・救出・消火等の緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地割、陥没等に対し応急措置を実施し、交通の確保を図るものとする。

２　橋りょう

地震により、橋りょうが破損、落橋した場合、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、仮橋の設置、補強等の応急措置を実施し、交通の確保を図るものとする。

３　障害物

地震時に倒壊した家屋、転倒落下物、及び放置自動車等によって発生する障害物は被害の拡大、避難・消火・救助等の応急対策活動全般に著しい影響を及ぼすので、この障害物の除去を速やかに実施する。

４　実施者

啓開活動の実施者は道路施設の管理者が行うものとする。しかしながら、国及び他の道路管理者が管理する道路の啓開活動において要請があれば、市は速やかに協力するものとする。

５　実施方法

(1) 市が管理する道路における啓開活動は区と協議のうえ、道路管理者が速やかに実施する。

(2) 区長は、道路、橋りょう、河川の被害状況について、被害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集する。

(3) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。

(4) 作業が大規模・広域に及ぶ場合は、協定締結事業者（川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合等）に応援を要請するものとする。

(5) 作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障をきたさない範囲で実施するものとする。

６　除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするが災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

(1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所

(4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

７　除去した障害物の処理

集積場所の障害物のうち、災害廃棄物等については、「第 4 部　第 11 章 災害廃棄物等処理計画」に基づき処理するものとする。その他の障害物については、関係機関及び関係者と協議の上、対応

を図るものとする。

8　応援要請

障害物除去の範囲が広範・大規模であり、市及び協定締結事業者では対応が困難な場合、市長は、県知事に必要な事項を明らかにして人員・車両等の応援派遣の要請を行うものとする。

9　資機材の整備、備蓄

道路、橋りょうの応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

(1) フレコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。

(2) 応急復旧に備え、仮設橋りょう用資機材の調達方法を確立する。

（資料編　災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会））

（資料編　災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川県建設重機協同組合））

（資料編　災害時における応急対策の協力に関する協定（神奈川県自動車整備振興会））

（資料編　災害時の緊急対策業務に関する協定（日本埋立浚渫協会関東支部））

第２節　車両の移動【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

道路管理者及び港湾管理者は、自らが管理する道路において災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

1　車両等の移動命令

道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第 76 条の 6）

2　指定区間の周知

道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、Twitter、その他の広報手段により、周知する。

3　道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4　措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。

第３節　道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。

1　被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険個所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(2) 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア　被災地等への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

(ｱ) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。

(ｲ) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。

(ｳ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

イ　緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、市は踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。

ウ　道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行う。

エ　警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、または自ら当該措置をとる。

2　交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

また、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求める。

3　緊急通行車両等の確認

災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

（本章末資料　交通規制路線図）

第４節　海上交通安全の確保【第三管区海上保安本部】

第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行なう船舶が円滑に航行できるよう努める。

2　海難の発生及び津波による被害が発生する恐れがあると判断される場合など、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、船舶の移動等の措置を講ずる。

3　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

5　水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

6　航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

資料　交通規制路線図

○ 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震（警戒宣言発令も含む）が発生した場合の交通規制計画

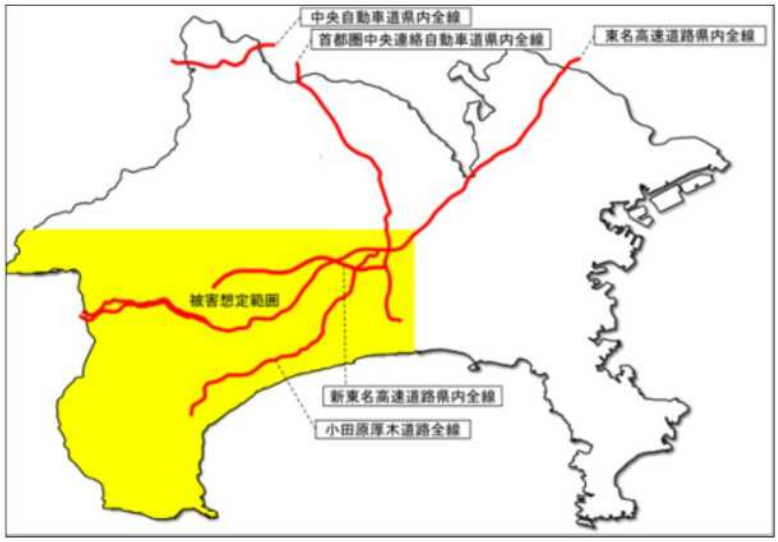

○ 大正型関東地震が発生した場合の交通規制計画

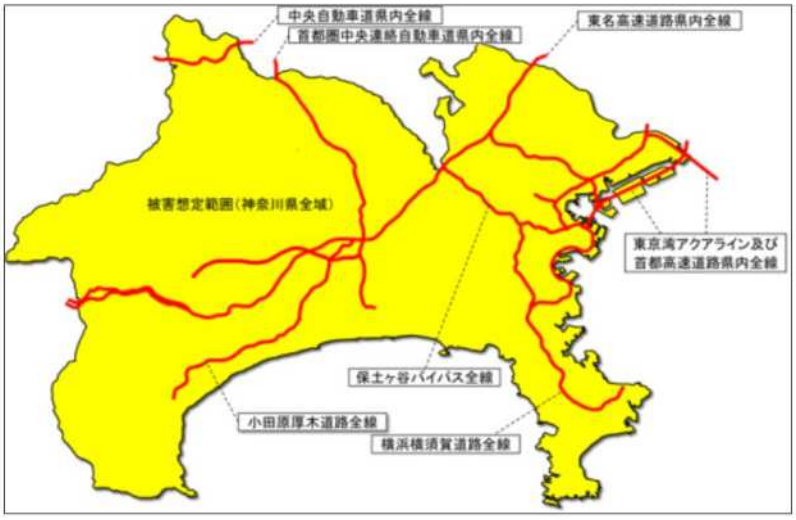

三浦半島断層群の地震が発生した場合の交通規制計画

都心南部直下地震が発生した場合の交通規制計画

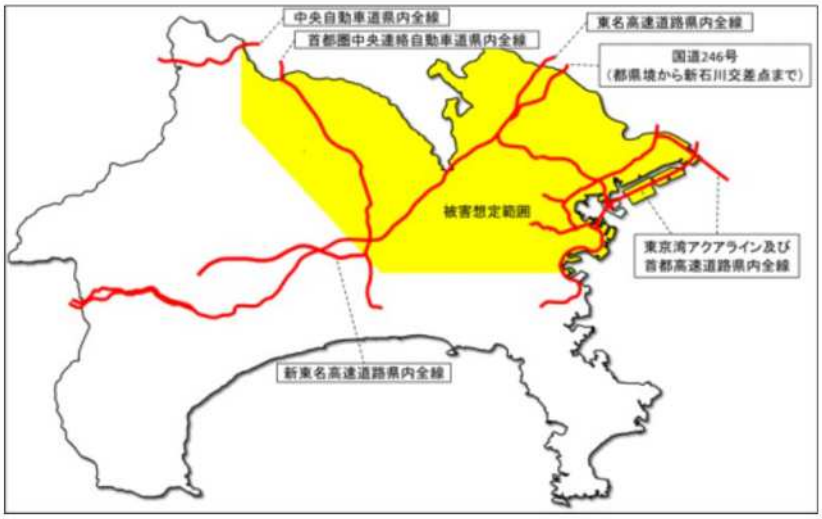

意思決定による交通規制概念図

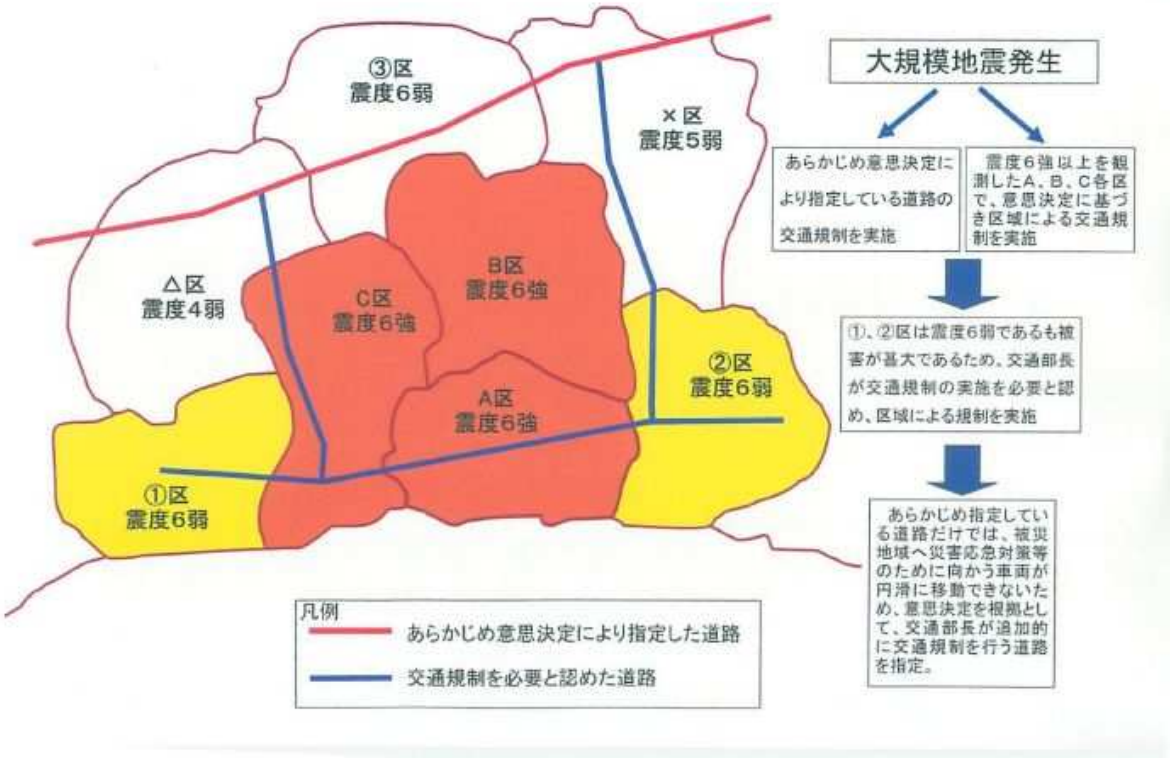

第４章　医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局、区】

震災時においては、その災害の規模によって、地域の医療機関の通常の診療能力を超えた死傷者の発生、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、震災時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。また、震災時の時間経過ごとの医療ニーズへの対応をガイドラインに示すものとする。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉調整ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとする。

第１節　医療救護活動体制の整備

１　災害対策本部健康福祉部の役割

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(1) 保健医療調整本部

第３部第１章第２節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は本庁舎６階災害対策本部事務局室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所６階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。

保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。

(2) 川崎市災害医療コーディネーター

川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。

(3) 川崎市災害医療対策会議

川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。

２　区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師をはじめとした医療職及び事務職等による保健衛

生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。区内のコーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。

3　市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

4　地域の医療関係団体等との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、区医師会医療救護隊本部を設営（各休日急患診療所等）のうえ医療救護班を編成し、市又は区の設置した医療救護所において医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎支部

神奈川県柔道整復師会川崎支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

(7) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

(8) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第１６条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。

5　市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル１から４のいずれかに位置付ける。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。

なお、レベル２から４の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。

(1) レベル１

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省ＤＭＡＴ事務局やＤＭＡＴ調整本部からＤＭＡＴの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。

(2) レベル２

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。

- 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- 神奈川県が指定する災害協力病院
- 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区の中心となる役割を期待できる病院

(3) レベル３

所在する区において、レベル２の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル１及び２を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。

(4) レベル４

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル２及び３の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル１から３に該当しない（救急告示を受けていない)、全ての病院が該当する。

市内病院の位置付け

ﾚﾍﾞﾙ	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。
2	レベル1以外の災害拠点病院 災害協力病院 上記のほか、設備、規模、体制等から、区の中心となる役割を期待できる病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル２の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。

市内の災害拠点病院（令和６年４月現在）

医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急ｾﾝﾀｰ	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）
市立川崎病院	川崎区新川通12－1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）
関東労災病院	中原区木月住吉町1－1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）
市立井田病院	中原区井田2－27－1	383		○		井田病院専用ヘリポート（屋上）
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1－383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小杉病院専用ヘリポート（屋上）
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区溝口3－8－3	400		○		諏訪河川敷（1500ｍ）
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2－16－1	1,208	○	○	○	聖マリアンナ医科大学病院専用ヘリポート（屋上）
市立多摩病院	多摩区宿河原1－30－37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）

6　診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、医師会メールシステム等により報告する。

自院での診療が可能な場合には診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。

7　災害時情報伝達体制の整備

市は、「広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、ＥＭＩＳに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、ＦＡＸ、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からＥＭＩＳの入力体制を整備するものとする。

(1) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、ＥＭＩＳの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。

ア　倒壊状況

イ　ライフライン・サプライ状況

ウ　患者受診状況

エ　職員状況

オ　その他

(2) 詳細入力

続報が入り次第、ＥＭＩＳの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。

（資料編　川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目）
（資料編　川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定）
（資料編　川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定）
（資料編　川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定）
（資料編　川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定）
（資料編　川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎支部との災害時における応急救護活動に関する協定　）
（資料編　川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定）
（資料編　災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書）

第２節　医療救護班等の編成・活動

1　市内の医療関係団体等

(1) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。

ア　川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況等に応じ、各区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部（各休日急患診療所等）を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）を編成する。

イ　地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。

(2) 医療救護班の出動

ア　川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

イ　川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

ウ　地域の医療関係団体への出動要請等

ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(3) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

ア　応急医療

イ　トリアージ

ウ　患者搬送指示

エ　薬剤又は治療材料の支給

オ　看護

カ　助産救護（搬送指示）

キ　口腔ケア

ク　死亡の確認

ケ　死体の検案

2　市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。

なお、医療ボランティアは、第４部第５章第７節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応

じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。

3　医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。

○医療救護所の目的別分類 (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所） (2) 地区臨時診療所型救護所 (3) 避難所巡回型救護所

(1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。

特に、レベル１及び２に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。

(2) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。

(3) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。

4　医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

5　書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

第３節　被災傷病者の収容医療施設

1　病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川

崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2　川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者等の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入れに可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、即応体制を整備するものとする。

3　病院体制の維持・向上

市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。

第４節　市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、ＥＭＩＳ等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

1　患者の搬送

市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

2　医薬品等の確保

市は医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

3　ライフラインの確保

市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

4　食料、生活必需品等の確保

医療機関等において各施設の食料、生活必需品等の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第４部第９章に基づき供給体制を整備する。

5　川崎ＤＭＡＴの派遣要請

川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者２名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎ＤＭＡＴ指定病院の長に対して川崎ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（資料編　川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定）
（資料編　川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」）
（資料編　川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定）
（資料編　川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定）

第５節　市外への応援要請

市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

１　医師・保健師等の派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。

２　医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

３　後方医療機関の確保

大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方医療機関の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入れ・搬送体制を確立する。

４　ＤＭＡＴの派遣要請

(1) 神奈川ＤＭＡＴ又はＤＭＡＴ－Ｌの派遣要請

局地災害が発生し、２０人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川ＤＭＡＴ又は神奈川ＤＭＡＴ－Ｌの派遣を要請する。

(2) 日本ＤＭＡＴの派遣要請

広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本ＤＭＡＴ派遣を要請する。

５　ＤＰＡＴの派遣要請

災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とＤＰＡＴ派遣について調整のうえ、ＤＰＡＴ派遣を要請する。

（資料編　21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書）
（資料編　21大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書）

第６節 災害時の福祉対応【健康福祉局、区】

１　災害福祉調整本部

(1) 目的、役割等

災害福祉の体制や対応状況を整理し、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設(以下この節において「社会福祉施設」という。)や災害時要援護者等の情報を集約

し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置する。なお、設置場所は本庁舎12階執務スペースを基本とし、当該スペース等が利用できない場合は、災害対策本部と連絡・調整が可能となる適切な場所を危機管理本部協力のもとで選定し、設置するものとする。

災害福祉調整本部の役割
1　社会福祉施設の情報集約 2　被災した社会福祉施設への支援 3　他都市からの災害時の福祉活動チーム、介護専門職等の受入調整 4　各区の災害時要援護者等の情報収集 5　二次避難所の開設・運営に関する総合調整 6　情報の整理及び分析等の総合調整やマネジメント 7　本部会議等への報告

(2) 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣する。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行う。

(3) 災害時情報伝達・収集体制

関係局区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進める。

2　区本部保健衛生・福祉班の役割

区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担う。

(1) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。

(2) 災害時要援護者の安全確保に関すること。

(3) 災害時要援護者の状況調査に関すること。

(4) 災害時要援護者の情報に関すること。

(5) 二次避難所となる施設との連携に関すること。

3　市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入に努めるものとする。

（資料編 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

4　二次避難所の開設

健康福祉部長は、避難を要する災害時要援護者等の安定した避難生活を確保するため、災害の状況、避難所等の開設状況、地域の特性、施設の被害の程度、避難者の人数等を勘案し、市の施設や協定により確保した社会福祉施設の中から二次避難所を開設する。

5　神奈川ＤＷＡＴの派遣要請

災害福祉調整本部は、大規模災害時に、避難所における要配慮者への福祉ニーズに応じて、「神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」に基づき、神奈川県に対し神奈川ＤＷＡＴの派遣要請を行う。

注)「神奈川ＤＷＡＴ（神奈川県災害派遣福祉チーム)」とは、大規模災害時に、一般避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームを指す。

(資料編 神奈川県災害派遣福祉チーム設置運営要綱)

6 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、健康福祉局は、関係局区、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を実施する。

第５章　応援体制【危機管理本部、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】

発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。その際、平成29年７月に策定した「川崎市受援マニュアル」及び令和5年3月に策定した「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受入れる体制等を整えるものとする。

第１節　要請方法

１　判断・指示

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

２　要請の基本事項

応援要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにして、要請するものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(2) 派遣期間
(3) 派遣区域及び活動内容
(4) その他参考事項

３　受入体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受入体制については、関係局区と調整を行い確保することとする。

第２節　応援の要請

１　民間企業、各種団体等への応援要請

市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。

(1) 広報、情報通信に係わる応援要請
(2) 救出・救助、消火に係わる応援要請
(3) 医療救護、福祉に係わる応援要請
(4) 物資（燃料・食料品・生活必需品・トイレ・葬祭用品）に係わる応援要請
(5) 輸送に係わる応援要請
(6) 上下水道に係わる応援要請
(7) 帰宅困難者支援、避難場所に係わる応援要請
(8) その他の応援要請

（資料編　第４部災害時応援協定等）

２　地方公共団体に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

(1) 災害時相互応援協定等に基づく応援要請
(2) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）
(3) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

（資料編　21大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目）
（資料編　九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目）
（資料編　災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市、町田市、横須賀市)）
（資料編　災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定）

3　職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次により職員の派遣を要請するものとする。

(1) 指定地方行政機関の長に対する当該指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
(2) 県知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣あっ旋要請（災害対策基本法第30条第1項）
(3) 県知事に対する職員の派遣あっ旋要請（災害対策基本法第30条第2項）
(4) 他の地方公共団体の長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

第３節　九都県市応援調整本部【危機管理本部】

「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、九都県市内の複数都県市で、震度６弱以上の震度が確認された場合には、九都県市応援調整本部が設置される。

1　職員の派遣

市長は、九都県市応援調整本部が設置された場合には、職員を派遣することとする。
派遣する職員は、あらかじめ3名以上を指定しておき、状況に応じた人数を派遣する。

2　広域応援調整

九都県市応援調整本部では、次の業務を行う。

(1) 情報の収集
(2) 情報の集約
(3) 情報の提供
(4) 協定に基づく調整

（資料編　九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目）

第４節　自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

1　派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

(1)　被害状況の把握
(2)　避難の援助
(3)　遭難者等の捜索救助
(4)　水防活動
(5)　消防活動
(6)　道路又は水路の啓開
(7)　応急医療、救護及び防疫
(8)　人員及び物資の緊急輸送
(9)　炊飯、給水及び入浴支援
(10)　物資の無償貸付又は譲与
(11)　危険物の保安及び除去

(12)　その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

2　派遣要請依頼

(1)　県知事が行う派遣要請先

区　　分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地　電話　県防災無線
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第１師団長(第31普通科連隊第３科)	第３１普通科連隊第３科／横須賀市御幸浜１－１ ０４６（８５６）１２９１　　内線　６３４ 県防災行政通信網　９－４８６－９２０１
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部第３幕僚室／ 横須賀市西逸見町１丁目無番地 ０４６（８２２）３５００　内線　２５４３ ０４６（８２２）３５２２（直通） 県防災行政通信網９－６３７－９２０１

(2) 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、危機管理本部が、文書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

ア　災害状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

連絡先　：　神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課
県防災行政通信網
時間内　９－４００－９３０１
時間外　９－４００－９３１３
９－４００－９３１４
９－４００－９３１５
９－４００－９３１６

(3) 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が陸上自衛隊にあっては第３１普通科連隊長を経由して第１師団長に、又は直接第１師団等に、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

（緊急の場合の連絡先）

部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線	
		時　　間　　内	時　　間　　外
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	０４６－８５６－１２９１ 内線　６３４ 県防災行政通信網 ９－４８６－９２０１	０４６－８５６－１２９１ 内線　６２９ 県防災行政通信網 ９－４８６－９２０１

海上自衛隊	横須賀地方総監部	０４６－８２２－３５００ 内線　２５４３ ０４６－８２２－３５２２ （直通） 県防災行政通信網 ９－６３７－９２０１	０４６－８２２－３５００ 内線　２２２２／２２２３ ０４６－８２３－１００９ （直通） 県防災行政通信網 ９－６３７－９２０１

(4) 通知を受けた第３１普通科連隊長等は、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合には、自衛隊法第８３条第２項により県知事の要請を待つことなく、自主派遣を実施できる。

3　派遣部隊の受入体制の整備

(1) 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

(3) 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

(4) 自衛隊との連絡窓口

危機管理本部を窓口とする。

(5) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの離着陸場所を用意する。

(6) 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

4　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

5　ヘリコプターの離着陸場

第８章第５節に定めるヘリコプターの離着陸場を適用する。

6　災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

第５節　海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、神奈川県と調整しながら情報収集に努め、その受入れと円滑な活動支援に努める。

第６節　活動拠点の配置

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要になることから、市、県及び民間の施設を活用し、配置することにより、円滑な災害対策の実施を図る。

また、警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等の活動拠点は、本市を南部、中部及び北部の３地域に区分し、各地域に配置する。

１　警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町２２－６
等々力陸上競技場	中原区等々力１－１
等々力緑地東駐車場	中原区等々力１－１
県立百合丘高校	多摩区南生田４－２-１

２　自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見１－５－１
等々力緑地運動広場	中原区等々力１－１
等々力緑地多目的広場	中原区等々力１－１
県立生田高校	多摩区長沢３－１７－１
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枡形７－１－１０

３　消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。

名　　称	所　在　地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見２－１
富士見球場	川崎区富士見２－１
等々力緑地催し物広場	中原区等々力１－１
等々力緑地テニスコート	中原区等々力１－１
等々力球場	中原区等々力１－１
消防訓練センター	宮前区犬蔵１－１０－２
県立生田東高校	多摩区生田４－３２-１

※災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見２－１－６）については、上記利用用途を妨げない

範囲で使用することができるものとする。

4　ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈祷殿駐車場	川崎区大師河原１－１－１
県立大師高校	川崎区四谷下町２５－１
会館とどろき	中原区宮内４－１－２
等々力緑地南駐車場	中原区宮内４－１
県立住吉高校	中原区木月住吉町３４-１
県立菅高校	多摩区菅馬場４－２－１

5　水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
長沢浄水場	多摩区三田５－１－１

6　他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
川崎競馬場１号スタンド	川崎区富士見１－５－１
川崎競輪場	川崎区富士見２－１－６
県立川崎工科高校	中原区上平間１７００－７
県立多摩高校	多摩区宿河原５－１４－１
県立麻生高校	麻生区金程３－４－１

7　重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置する。

名　　称	所　在　地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見１－５－１
等々力補助競技場	中原区等々力１－１
麻生水処理センター	麻生区上麻生６－１５－１

8　応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区の古市場多摩川河川敷一帯に配置する。なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合

科学高等学校屋上（幸区小向仲野町５－１）とする。

9　基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名　　称	所　在　地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島５８番地

第７節　災害ボランティアの活動支援

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（支援センター及び地域センター）等を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。

1　一般ボランティア

(1) 市は、社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。

(2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、地域センターを必要な区に設置する。

地域センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見２－１－３
	労働会館 （サンピアンかわさき）	川崎区富士見２－５－２
幸	幸市民館	幸区戸手本町１－11－２
中原	中原市民館	中原区新丸子東３－1100－12
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町14－16
	総合福祉センター	中原区上小田中６－22－５
	総合自治会館	中原区小杉町３－１
高津	生活文化会館 （てくのかわさき）	高津区溝口１－６－10
	男女共同参画センター （すくらむ２１）	高津区溝口２－20－１
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平２－20－４
多摩	多摩市民館	多摩区登戸1775－１
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺１－５－２

（資料編　川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則）

2　専門ボランティア

(1) 医療ボランティア、応急危険度判定ボランティア、介護ボランティア、動物救援ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。

(2) 消防ボランティアについては、各消防署においてボランティア対応窓口を設置し、情報及び活動場所の提供等を行う。

(3) 外国語通訳ボランティアについては、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した地域の外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動及び相談・問い合わせ等への対応を行う。

(4) その他専門ボランティアについては、関係局、社会福祉協議会等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。

第６章　避難対策【危機管理本部、シティプロモーション推進室、健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】

震災時には、建物倒壊、火災、崖崩れ、津波、コンビナート災害等により、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想されるとともに、臨海部においては火災、爆発等が発生するおそれもある。また、住居等が喪失するなど、引き続き支援を必要とする市民に対して、避難所を開設し収容保護するため、本章では、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について必要な事項を定める。

なお、震災時における帰宅困難者対策については、第４部第７章混乱防止及び帰宅困難者対策により対応するものとする。

また、コンビナート災害に伴う避難対策は、川崎市臨海部防災対策計画により対応するものとする。

第１節　避難場所等の指定

市長は、災害対策基本法に基づき、広域避難場所や避難所等から政令（災害対策基本法施行令）で定める基準に適合する施設又は場所を、異常な現象の種類ごとに、緊急避難場所として予め指定するとともに、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設として、地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等（跡地利用を含む。）を避難所として予め指定する。また、緊急避難場所又は避難所に指定したときは、公示等を行い、広く市民に周知する。

第２節　避難情報【危機管理本部、区、消防局】

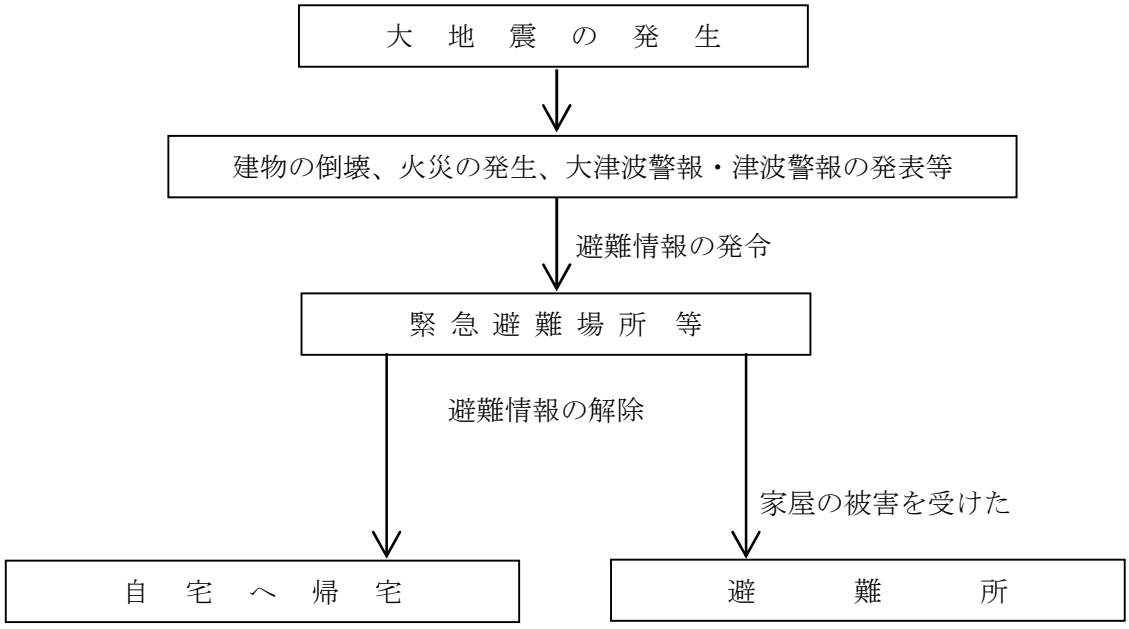

１　避難情報の発令者

市長などの避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、避難誘導を行う。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難情報を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

発令者一覧

発　令　者	根拠法令
市　　長 （水防管理者）	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条
警　察　官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
知事（又はその命を受けた者）	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自　衛　官	自衛隊法第 94 条

2　避難情報の発令基準

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難情報を発令する。なお、危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。また、避難情報の発令にあたっては必要に応じ、関係機関に助言を求めることとする。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤防等の被害、津波の到達予想時の潮位、予想される津波の高さ、慶長型地震による津波浸水予想地域の浸水深等を考慮し、避難情報を発令するものとする。なお、津波注意報が発表された場合には、臨海部の沿岸及び川崎区・幸区の多摩川の河川敷にいる人達に対して、津波注意報を伝達し、速やかに海岸から離れ、河川敷から堤内に出ることを促すものとする。

なお、津波避難の考え方は次のとおりとする。

(1) 原則として、慶長型地震の津波浸水予測地域外又は津波避難施設等へ避難するものとする。

(2) 津波対象地域内の堅牢な建物の３階以上にいる者（津波浸水予想が０．８ｍ未満の地域においては、堅牢な建物の２階以上にいる者）は、その場で待機するものとする。

※「堅牢な建物」：昭和５６年６月１日（新耐震基準）以降に建築された、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。

(3) 上記の対応が困難な場合には、近隣の堅牢な建物などに緊急退避するものとする。

3　避難情報の内容

避難情報を発令する場合、避難対象となる住民等に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝達内容	1　発令日時 2　発令者 3　対象地域及び対象者 4　避難すべき理由 5　状況、危険の度合い 6　避難情報の種別 7　避難の時期（避難開始時期及び完了時期） 8　避難場所 9　避難の経路（又は、通行できない経路） 10　住民の取るべき行動や注意事項 11　担当部署及び連絡先

4　避難情報の伝達方法

避難情報を発令した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。

伝達方法	1　同報系防災行政無線による放送 2　広報車、消防車両による放送 3　自主防災組織、町内会長等による電話・ＦＡＸ、又は口頭伝達 4　サイレンの吹鳴による注意喚起 5　ラジオ・テレビ等による放送 6　市ホームページのトップページ及び川崎市防災ポータルサイトへの掲載 7　メールニュースかわさき「防災気象情報」のメール送信 8　緊急速報メールの送信 9　ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による配信 10　Ｌアラート（公共情報コモンズ）への配信 11　テレビ神奈川データ放送の実施 12　コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ）による放送 13　消防ヘリコプターによる広報

5　関係機関等への通知及び報告

(1) 市長は、避難情報を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。

(2) 避難情報が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

6　避難情報の解除

(1) 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難情報を解除し、その旨を公表すると

ともに、県知事へ報告する。

(2) 避難情報が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

(3) 区長は、避難情報の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

第３節　住民説明の実施【危機管理本部、消防局、区】

市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難情報を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第４節　避難誘導【危機管理本部、消防局、区】

１　関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

２　災害時要援護者の避難支援

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。避難支援制度登録者に対しては、地域の支援組織の構成員が、自身・家族の安全を確保した後、避難支援活動を行う。避難支援を行う際は、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に、可能な範囲で活動を行うものとする。

３　情報の把握・再避難

避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難（他の安全な避難所又は補完施設への避難誘導）等の措置を講じる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することとする。

４　避難路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関等に対し、協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。

第５節　被災者の受入れ

震災により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受入れる。

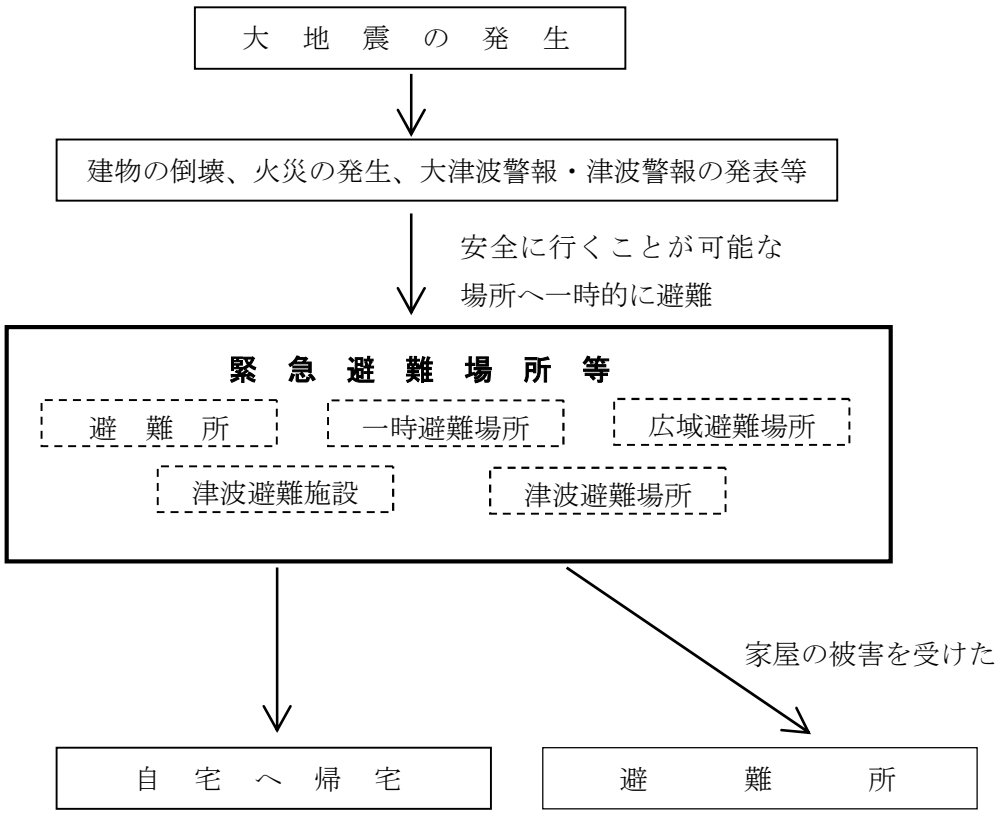

１　受入対象者

震災により、建物が被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とする。

２　受入施設

原則として指定された避難所（市内の市立小・中・高等学校〔跡地利用を含む。〕）等で受入れを行う。また、受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合や要配慮者向けスペースの確保が必要な場合は避難所運営会議で協議し、その他体育館以外の施設も含め収容場所の確保に努めるものとする。なお、避難所はあらかじめ原則として小学校の通学区域を基本に町丁単位等で指定されているが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行う。

３　受入期間

受入期間は、避難者が被災住宅を復旧、新築する等住宅を確保し自立することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。

ただし、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮するものとする。

４　避難所の開設

(1) 勤務時間内

区長は、勤務時間内に川崎市内で震度６弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度５強以下であっても開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員を派遣する。派遣された職員は、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設する。

(2) 勤務時間外

避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度６弱以上の地震が発生した場合、又は、発生した地震が震度５強以下であっても開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れる。

5　避難所の管理運営

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、避難者や避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力も得ながらその管理運営を行うものとする。合わせて、避難者等に協力要請を行う場合には、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動するものとする。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

(1) 避難所の業務

ア　避難所の開設・管理

イ　負傷者や急病患者への救援活動

ウ　避難者確認及び名簿の整備

エ　生活情報の提供及び臨時相談所の設置

オ　避難所自治組織の運営指導

カ　避難者及び地域住民への給食活動

キ　施設管理者との調整

ク　安否確認への対応

ケ　その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

(2) 避難所対策

ア　区長は、被災者への食料、生活必需品及び飲料水の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたるものとする。

イ　区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知するなど必要な配慮に努める。

ウ　区長は、避難所内における混乱の防止、秩序の維持等、被災者の収容及び救護対策が安全適切に行われるよう措置する。

(3) 避難所開設状況の報告

区長は避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

(4) 避難状況の報告

ア　避難所等に派遣された職員は、避難者数、避難者の健康状態、その他必要な事項について、区長へ報告する。

イ　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長に報告する。

ウ　避難状況の報告や取りまとめについては、市総合防災情報システムを活用する。

6　その他の避難施設の確保等

避難所を補完するものとして、次のとおり避難施設の確保に努めるものとする。

(1) 避難所補完施設の利用

区長は、あらかじめ指定した避難所だけでは避難者の収容が困難と認めた場合は、避難所補完施設として、その周辺の公共施設、公園等の安全性の確認をした上で利用を図るとともに、その施設管理者にその旨を報告する。

なお、民間施設を避難所補完施設として確保する場合には、平常時に、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、災害時には、利用する旨の連絡を行う。

(2) 要配慮者の避難施設（二次避難所）の確保

区長は、避難所では生活が困難な要配慮者の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、要配慮者を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたるものとする。

(3) 多様な避難施設の確保

さらに避難者の収容が困難となった場合には、特に災害時要援護者の避難施設としてホテル等を借上げる等、多様な避難施設の確保に努めるものとする。

(4) 広域的避難

他市町村又は他都県での避難の受入れが必要な場合は、災害時における相互援助協定締結市及び県に対し広域的な受入調整を要請する。

7　避難者の安否情報

市長又は区長は、避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努める。この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

8　避難所の閉鎖及び統合

区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。なお、避難所を統合するにあたっては予め指定した避難所以外の公共施設等も含めて検討し対応することとする。

9　感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等【危機管理本部、健康福祉局、区、教育委員会】

緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとする。

第６節　警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

1　市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、区長が設定するものとする。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

2　警察官又は海上保安官は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、この職権を行うことができる。さらに、市職員及び警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、災害派遣された部隊等の自衛官についても、この職権を行うことができる。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3　警戒区域の設定に伴い必要があると認めた場合は、警察と連携する。

（資料編　避難場所等の定義）
（資料編　広域避難場所一覧表）
（資料編　避難所一覧表）
（資料編　地域防災拠点一覧表）
（資料編　津波避難施設及び津波避難場所一覧表）
（資料編　帰宅困難者用一時滞在施設一覧表）
（資料編　川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）
（資料編　災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）
（資料編　ＪＸホールディングス株式会社の所有するグラウンド等を災害時における一時避難場所等として使用することに関する協定書）
（資料編　災害時における相互援助協定（山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市））
（本章末資料　津波警報に伴う避難対象町丁名(慶長型地震の場合)）

津波警報等に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）

警報の種類		避難対象地域(町丁名)
避難指示 ※１	川崎区	浅田１丁目、浅田２丁目、浅田４丁目、浅野町、旭町２丁目、池上新町１丁目、池上新町２丁目、池上新町３丁目、池上町、伊勢町、浮島町、江川１丁目、江川２丁目、榎町、追分町、扇町、大川町、扇島、大島１丁目、大島２丁目、大島３丁目、大島４丁目、大島５丁目、大島上町、小田１丁目、小田２丁目、小田３丁目、小田４丁目、小田５丁目、小田６丁目、小田７丁目、小田栄１丁目、小田栄２丁目、貝塚１丁目、貝塚２丁目、川中島２丁目、観音１丁目、観音２丁目、鋼管通１丁目、鋼管通２丁目、鋼管通３丁目、鋼管通４丁目、鋼管通５丁目、小島町、境町、桜本１丁目、桜本２丁目、塩浜１丁目、塩浜２丁目、塩浜３丁目、塩浜４丁目、昭和１丁目、昭和２丁目、白石町、新川通、大師河原１丁目、大師河原２丁目、台町、田島町、田辺新田、田町１丁目、田町２丁目、田町３丁目、千鳥町、出来野、殿町１丁目、殿町２丁目、殿町３丁目、中島１丁目、中島２丁目、中島３丁目、浜町１丁目、浜町２丁目、浜町３丁目、浜町４丁目、東扇島、東門前２丁目、東門前３丁目、日ノ出１丁目、日ノ出２丁目、藤崎１丁目、藤崎２丁目、藤崎３丁目、藤崎４丁目、富士見１丁目、富士見２丁目、水江町、南渡田町、宮前町、夜光１丁目、夜光２丁目、夜光３丁目、四谷上町、四谷下町、渡田１丁目、渡田２丁目、渡田３丁目、渡田４丁目、渡田新町１丁目、渡田新町２丁目、渡田新町３丁目、渡田東町、渡田向町、多摩川の河川敷
	幸区 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の調布堰（調布取水所）まで）※２

※１避難指示の地域

慶長型地震の津波浸水予測において、浸水深が０センチメートルより上の地域とする。

※２多摩川の河川敷

川崎区、幸区、中原区の河口から調布堰（調布取水所）までの河川敷を避難指示の対象地域とする。

第７章　混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部、シティプロモーション推進室、港湾局、交通局、区】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅等における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

第１節　情報パニックによる混乱防止措置

電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

１　市長は、防災行政無線、市ホームページ、川崎市防災ポータルサイト、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。

２　地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。

３　市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。

４　防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。

５　防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

第２節　主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

１　市長は、鉄道等の運行状況について情報収集に努める。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他の集客施設に対して、むやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう、各種広報媒体を通じて市内に広く広報する。

２　区長は、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、次の措置を実施する。

(1) 事業所等に対する退社抑制の要請
(2) 鉄道運行情報等の提供
(3) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制
(4) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
(5) 乗降客の規制及び避難誘導
(6) 改札規制
(7) 救助・救急及び応急医療
(8) 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営要請
(9) 帰宅困難者一時滞在施設への備蓄物資の搬入

３　帰宅困難者一時滞在施設は、区長からの要請を受けて、開設の判断を行い、可能な限り帰宅困難者の受け入れ及び支援等に努める。

(1) 施設及び周辺の安全状況の速やかな確認
(2) 区長、駅及び関係機関との連携
(3) 駅前滞留者の受け入れ及び施設内誘導
(4) 水道水、トイレ、災害情報等の提供支援
(5) 備蓄の配布

4　県警察は、駅前滞留者による混乱の抑制、滞留者の誘導・整理、道路交通整理、道路交通情報の提供を行う。

第３節　帰宅困難者への帰宅支援

大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする市民等の帰宅あるいは移動に対し、次の支援を実施するものとする。

1　市の支援

各区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市バスは道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。

2　臨海部における帰宅困難者の移動支援

臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、港湾局巡視船等の市保有船舶等や海上保安部保有船舶による緊急搬送を行う。

3　協定による各種団体等による支援

協定を締結した次の各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。

(1) 神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）
(2) 自動車販売店
(3) コンビニエンスストア
(4) ファストフード・ファミリーレストラン
(5) 居酒屋
(6) カラオケスペース
(7) その他

（資料編　帰宅困難者一時滞在施設一覧表）
（資料編　災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合））
（資料編　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

第８章　輸送計画【総務企画局、経済労働局、建設緑政局、消防局、港湾局、危機管理本部、交通局、区】

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員､物資の輸送等、緊急を要する輸送について、防災関係機関等と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。

なお、「川崎市受援マニュアル」及び「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第１節　輸送の優先順位【危機管理本部】

災害時に輸送活動を行うに当たっては、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急活動を円滑に実施するため、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の順位で実施する。

第１順位	1　救出・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資 2　消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資 3　後方医療機関へ搬送する重症者等 4　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資
第２順位	1　食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 2　傷病者及び被災者の被災外への輸送 3　輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第３順位	1　災害復旧に必要な人員及び物資 2　生活必需品

第２節　輸送の実施【危機管理本部、港湾局、交通局、消防局、区】

人員、物資等の輸送は、次により行う。なお、市保有車両等では不足する場合や市保有車両等の確保が困難な場合は、協定等に基づく応援要請を行う。

1　車両による輸送

(1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。

(2) 危機管理本部は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、緊急輸送を実施する。

(3) 区は、避難所の物資の備蓄状況等を踏まえ必要に応じ、関係局と連携し、各区の備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）から各避難所等に備蓄物資を輸送する。

2　舟艇による輸送

輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。

浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。

3　航空機による輸送

輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。なお、航空機の離発着場所は「臨時離着陸場一覧表」のとおりとする。

4　緊急通行車両

(1) 確認の手続き

危機管理本部は、災害対策基本法第７６条第１項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両（確認標章等、または事前届出済証等の交付を受けている車両及び、緊急自動車（道路交通法３９条）を除く）の把握を行い、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 対象車両

ア　警報の発令及び伝達並びに避難情報の伝達に使用される車両

イ　消防、水防その他応急措置に使用される車両

ウ　被災者の救難、救助その他保護に使用される車両

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両

オ　道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両

カ　清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両

ク　医薬品、水及び食料品等の緊急輸送の確保に使用される車両

ケ　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に使用される車両

5　燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、関係団体に対し、あらかじめ定められた方法により、供給を要請する。（第４部第５章第２節参照）

なお、緊急通行車両及び緊急自動車（消防車・救急車等）は、自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い「中核ＳＳ」での優先給油を行う。

6　応援要請

必要な車両等の確保が困難な場合は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している防災関係機関等に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あっせんを要請する。

7　輸送実施機関の調整

各輸送実施機関の支援の調整は、危機管理本部が中心となり各局室区と調整し行う。

（資料編　臨時離着陸場一覧表）

（資料編　災害時における緊急輸送の応援に関する協定
((一社) 神奈川県トラック協会)）

（資料編　災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定
(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合)）

（資料編　災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部)）

（資料編　災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定
(神奈川県石油業協同組合各支部)）

第３節　物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送【危機管理本部、経済労働局、関係局、区】

大規模災害時に国が実施するプッシュ型支援（第２部第８章第６節参照）は、被災都県が設置する広域物資輸送拠点、被災市区町村が設置する地域内輸送拠点を経由し、避難所に輸送される計画

となっている。本市では、こうしたプッシュ型支援などに対応するため、地域内輸送拠点のほか、物資保管拠点を開設し、民間事業者や関係団体と連携を図りながら、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を実施する。

1　広域物資輸送拠点【危機管理本部、経済労働局】

国等から供給される物資を受入れ、地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点として被災都県が設置する。「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、中央卸売市場北部市場が同拠点の一つに指定されていることから、市は発災直後、速やかに北部市場の受け入れの可否を確認し、神奈川県に報告する。

2　地域内輸送拠点【危機管理本部】

広域物資輸送拠点から支援物資等を受入れ、避難所へ送り出すための拠点として市が設置する。

被災状況等によって使用の可否や使用条件が異なることから、あらかじめ施設を指定せず、候補施設の中から、市内の被災状況や道路等の状況、施設の被災状況等を踏まえ、選定の上、速やかに開設を行う。

3　物資保管拠点【危機管理本部】

小口物資、余剰物資などが庁舎や地域内輸送拠点のスペースを圧迫し、避難所への支援物資の輸送等に混乱が生じないよう滞留物資の保管を目的に市が設置する。

地域内輸送拠点と同様に、あらかじめ施設を指定せず、物資の滞留が見込まれる場合に、候補施設の中から、物資の保管量や施設の被災状況等を踏まえ選定の上、開設を行う。

4　地域内輸送拠点等の運営及び避難所等への物資の輸送【危機管理本部、関係局区】

(1) 本部長は、地域内輸送拠点等における物資の受入れ、仕分け、配分、保管などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。

(2) 地域内輸送拠点等に派遣された職員は、協定事業者等と連携し、災害対策本部事務局、区本部、避難所及び県と情報共有を図りながら物資拠点の運営を行う。

(3) 地域内輸送拠点から避難所等への物資の輸送は、協定事業者等の応援を得て、道路状況等を踏まえ実施する。

（資料編　災害時における生鮮食料品等の供給、
輸送及び荷役作業に関する協定書（北部市場・南部市場内各事業者）
（資料編　災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会））
（資料編　災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定（アクティオ））
（資料編　災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部））
（資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（佐川急便株式会社神奈川支店））
（資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（福山通運株式会社
横浜支店・相模原支店））
（資料編 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（日本通運株式会社横浜支店））
（資料編 災害時支援物資の受入等及び備蓄物資等の検討に関する協定書（一般社団法人
AZ-COM丸和・支援ネットワーク、株式会社丸和運輸機関））

第４節　基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、区】

東扇島地区に整備された、大規模災害時の救援物資の物流に関するコントロール拠点及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地として機能する基幹的広域防災拠点からの救援物資の円滑な受入れについて、国、県等の関係機関と連携を図っていく。

※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点

・大師河原河川防災ステーション（川崎区大師河原１丁目）

・戸手緊急船着場（川崎市幸区戸手２丁目）

（資料編　川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（関東地方整備局））

第５節　ヘリコプターの離着陸場及び管制等【消防局】

１　離着陸場

災害発生時における、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行うため、消防局が、一般災害、救急搬送その他の消防活動を行うために、臨時離着陸場一覧表のとおり指定した離着陸場を活用する。

２　ヘリコプターの管制及び誘導

ヘリコプターの管制及び離着陸場での誘導は、消防局が行う。

（資料編　臨時離着陸場一覧表）

第９章　物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、危機管理本部、環境局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。

なお、「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第１節　飲料水・生活水の供給【上下水道局】

市は、災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図る。

１　給水量

応急給水量は、原則として１人、１日当たり３ℓ 程度とする。

２　応急給水計画

(1) 区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。

(2) 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

３　応急給水方法等

(1) 水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とする。

(2) 発災から3日目以内の応急給水は、原則として市所有車両、市が調達した車両等による運搬給水並びに災害対策用貯水槽及び開設不要型応急給水拠点にて行い、可能な場合は管路による拠点給水を実施する。

(3) 発災から3日目以降は管路による拠点給水を順次拡大し、半径約750m内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設して、給水を行うように努めるものとする。

(4) 耐震管が整備された重要な医療機関等への給水は、仕切弁操作により耐震管ルートを確保したうえで行い、状況に応じ運搬給水にて補完する。

４　災害時確保水量

上下水道局では、災害時確保水量として、原則として２池以上ある配水池・配水塔の１池分の水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。

令和6年4月現在

名　称	水　量	所　在　地
長沢配水池	20,311　㎥	多摩区長沢5－1－1
生田配水池	23,849　㎥	多摩区生田5－30－1
潮見台配水池	13,631　㎥	宮前区潮見台4－1
鷺沼配水池	54,804　㎥	宮前区土橋3－1－2
末吉配水池	38,579　㎥	鶴見区上末吉1－4－1
高石配水塔	3,140　㎥	多摩区西生田5－28－1
黒川高区配水池	666　㎥	麻生区黒川1643
黒川配水池	4,061　㎥	麻生区黒川313
宮崎配水塔	1,567　㎥	宮前区鷺沼4－11－6
災害対策用貯水槽等	4,930　㎥	災害対策用貯水槽　市内35箇所
貯水量合計	165,538　㎥	

※配水池・配水塔の確保水量は、１池分の有効容量として算出

５　給水資器材

災害用応急給水資器材は上下水道局にて備蓄する。

６　応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

（資料編　災害時応急給水拠点一覧表）
（資料編　応急給水資器材表）
（資料編　19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目）
（資料編　東京都との緊急応援に関する業務協定）
（資料編　東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書）
（資料編　横浜市との緊急応援に関する業務協定）
（資料編　日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書）
（資料編　川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項）
（資料編　社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領）
（資料編　災害時における応急給水の実施に関する協定書（神奈川県内広域水道企業団））
（資料編　関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則）
（資料編　災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・実施に関する覚書
（川崎市管工事業協同組合））

第２節　食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、都市農業振興センター、中央卸売市場北部市場、危機管理本部、健康福祉局、港湾局、区】

市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。

１　食料の応急供給の基準

(1) 食料の応急供給の方法

災害発生から約３日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、他都市等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。

なお、国が必要不可欠と見込まれる物資を被災地に緊急輸送するプッシュ型支援については、第2部第8章第6節を参照。

(2) 食料の応急供給の対象者

ア　避難所の被災者

イ　住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者

ウ　在宅での避難者で物資の確保が困難な者

エ　災害応急対策に従事する者

オ　その他区長が必要と認める者

(3) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、簡易食料（クッキー）、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。

(4) 供給数量の基準

１人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100％とする。ただし生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

ア　アルファ化米等

１人、１食当たり精米換算100ｇ程度

イ　簡易食糧

１人当たり60ｇ程度

ウ　乳児用粉ミルク

１人、１日当たり粉換算135ｇ程度

(5) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。

2　食料の調達方法及び手続き

(1) 区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から食料の調達要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と食料の在庫場所等を勘案して調達先を決定し、食料の売り渡しの要請等を行う。

物資区分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」 「災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書」	経済労働局

	「災害時における物資の供給に関する協定書」 「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	
	「災害時における調理飲料物等提供に関する協定」	健康福祉局
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局
	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	危機管理本部

3　食料等の供給の実施

(1) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とする。

(2) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(3) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとする。

（資料編　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書）
（資料編　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書）
（資料編　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目）
（資料編　全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書）
（資料編　災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定書
（北部市場・南部市場内各事業者））
（資料編　災害時における物資の供給に関する協定書）
（資料編　災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書）
（資料編　災害時における調理飲料物等提供に関する協定（川崎市食品衛生協会））
（資料編　災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定
（神奈川県ＬＰガス協会川崎南支部・北支部））
（資料編　災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定
（神奈川県石油業協同組合各支部））
（資料編　災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会））
（資料編　主要パン製造工場一覧表）

第３節　生活必需品等の供給

【経済労働局消費者行政センター、危機管理本部、港湾局、区】

市は、災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとする。

1　生活必需品等供給の基準

(1) 生活必需品等供給の対象者

ア　避難所の被災者

イ　住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活

を営むことが困難な者

ウ　在宅での避難者で物資の確保が困難な者

エ　その他区長が必要と認める者

2　生活必需品等の供給の品目及び基準

(1) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(2) 生活必需品等の供給基準

ア　避難所の被災者

衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物

イ　住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

(3) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(4) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は､生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。

3　生活必需品等の調達方法及び手続き

(1) 区長は、生活必需品等の応急供給が必要で、市の備蓄生活必需品等では不足が生じると認める場合は、直ちに市長にその供給を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から生活必需品等の要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と在庫場所等を勘案して調達先を決定し、生活必需品等の売り渡しの要請等を行う。

協定等名称	実施者
「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	危機管理本部
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

4　生活必需品等供給の実施

(1) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とする。

(2) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

5　物価の安定、物資の安定供給

生活必需品等の供給不足や価格が著しく高騰した場合、経済労働局長は、関係機関との連絡調整や情報収集等を行い、価格の安定と供給の確保に必要な措置を講じるものとする。

（資料編　災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定）
（資料編　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書）
（資料編　災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書）
（資料編　災害時における物資の供給に関する協定書）
（資料編　災害時における緊急措置の支援に関する協定（神奈川倉庫協会））

第４節　災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されるため、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

1　区長は、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。

2　環境局長は、調達要請があった場合等は、速やかに必要数の供給を行う。なお、必要数が備蓄数を上回る場合等には、次の協定等に基づき支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務企画局長に要請するものとする。

協　　定	実　施　者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局

（資料編　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書（旭ハウス工業株式会社））

第５節　義援物資の受付等【危機管理本部、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】

健康福祉局長は、次により義援物資を適正に受け付け、早期に効果的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

1　義援物資の受付

(1) 個人等から寄せられる小口物資、混載物資、賞味・消費期限や使用期限の短いまたは切れた物資、ニーズの把握が困難な物資（古着・レジャー用品等）等が不規則かつ大量に届けられた場合、適切な処理をするには多くの人手や時間を要し、また、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理をすることが困難となる場合もあるため、原則として、受け付けないものとする。

(2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。また、運搬手段は提供側で確保し、原則として、避難所まで輸送するよう依頼する。

2　義援物資の取扱い

事前に連絡がなく、市役所及び区役所、地域内輸送拠点等に直接届けられた義援物資は、原則、物資保管拠点へ輸送する。

第６節　応援要請【危機管理本部】

災害発生に伴う被害の状況及び応急対策の実施状況によっては、相互応援協定等を締結する他都県市等に対し、米穀類等の食料及び生活必需品等の応援提供を要請するものとする。

第７節　災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局労務厚生課、経済労働局、上下水道局】

広域災害の発生時には、災害対策に従事する職員等が食事をとるいとまのない場合が想定されるため、次によりその確保を図るものとする。

１　飲料水

総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、上下水道事業管理者と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。なお、運搬等供給方法は、災害対策本部事務局が調整するものとする。

２　食料

(1) 総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、経済労働局長と協議し食料を調達するものとする。

(2) 食料の内容・数量については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）に応じ確保するものとする。

(3) 配給方法等については、災害対策本部事務局が調整する。

第１０章　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】

被災建築物の応急危険度判定作業は、大規模地震により被災した建物の余震等による二次災害の防止を図るための判定を応急的に行うもので、主として市民の生活基盤となる居住用建物に対するものであるが、一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置付け、その利用上の安全確認を、すみやかに行わなければならない。

また、被災宅地危険度判定は、地震等により被災した宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止することで、住民の安全の確保を図るため行う。

第１節　被災建築物応急危険度判定

１　神奈川県建築物震後対策推進協議会

地震が発生した直後において、余震等による建物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するために行われる応急危険度判定制度について、神奈川県及び県下 33 市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において推進してきたところである。

今後も引き続き判定士の派遣応援体制の整備、模擬訓練の実施などの協力関係の強化を図るものとする。

２　応急危険度判定活動体系図

被災建築物の応急危険度判定活動体制は、次のとおりとする。

応急危険度判定活動体系図

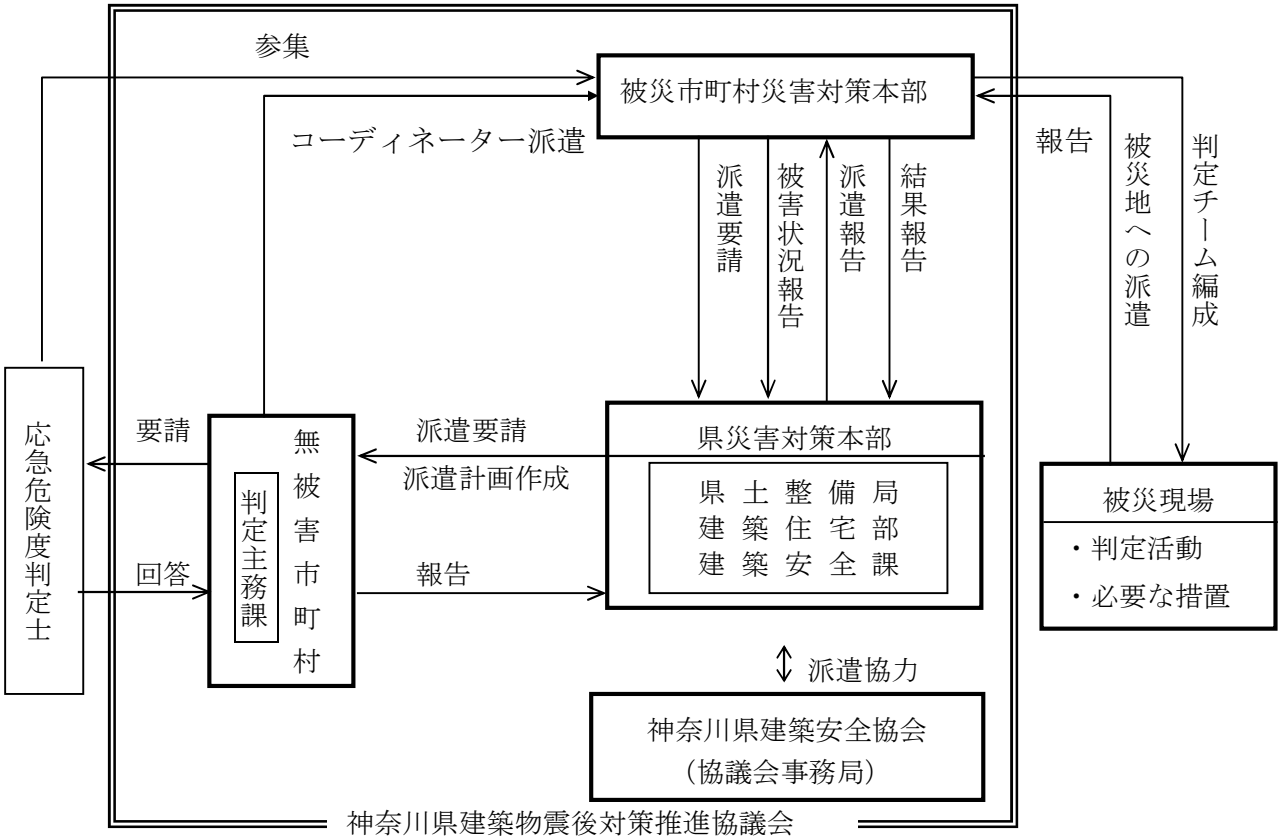

３　コーディネーター

被災時に民間ボランティア、他都市行政職員等で構成される応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）が迅速に活動できるように的確な指示を与える必要があるため、市職員の判定士がコー

ディネーターとなり、判定活動を行う判定士に指導支援を行う。なお、他都市行政職員がコーディネーターとなる場合がある。

4　市職員による判定活動

被災後、迅速に災害応急対策上重要な建築物の使用上の安全の確認を判定するため、コーディネーター以外の市職員の判定士が、あらかじめ定められた建築物の判定作業を行う。

5　応急危険度判定活動

(1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、応急危険度判定実施本部と各判定拠点（別表１）が設置される。

(2) 応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて市内又は近郊に住む判定士の参集要請を行う。

(3) コーディネーターの指示により、一般建築物の判定を行う。

川崎市応急危険度判定活動フローチャート

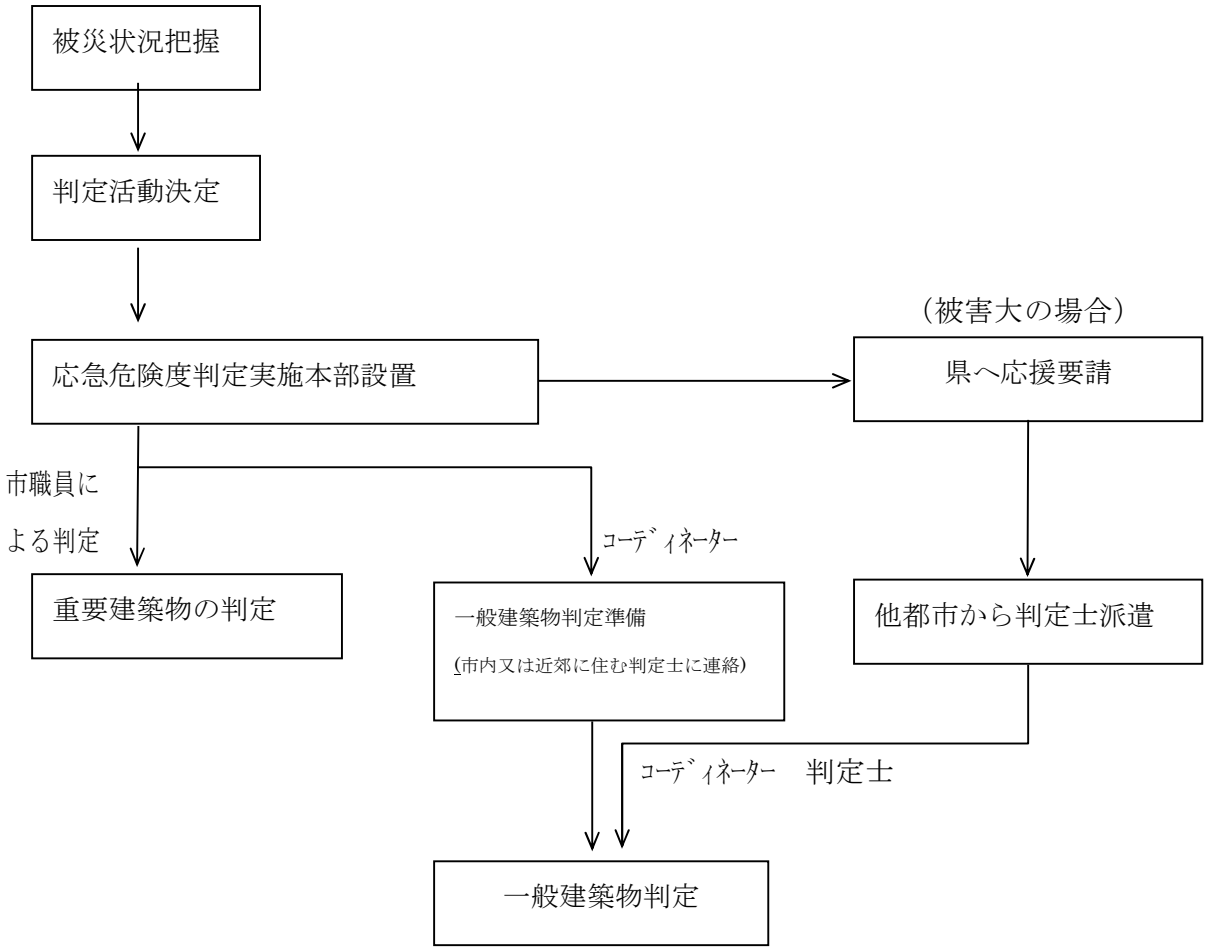

6　資機材等

判定士及びコーディネーターの判定活動用資機材を別表１のとおり各判定拠点に、別表２の資機材等を配置する。

別表１　　応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧

区名	判定拠点	倉庫名	所在地
川崎区・幸区	川崎競輪場	川崎競輪場詰所１０９	川崎区富士見２－１－６
中原区	中原区役所	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町３－２４５
高津区・宮前区	高津区役所	高津区役所内倉庫	高津区下作延２－８－１
多摩区	多摩区役所	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸１７７５－１
麻生区	麻生区役所	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺１－５－１

別表２　　応急危険度判定資機材等の一覧

種　類	名　　称
機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計
用紙類	調査表、判定標識、判定マップ、受付台帳、判定結果集計表

（資料編　地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定）

第２節　被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し、二次災害の発生を防止・軽減することを目的とする被災宅地危険度判定制度は、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において判定士の養成及び判定士の派遣応援体制の整備を図っているところである。

今後、判定資機材の確保対策等が必要となっており、引き続き制度の拡充を図る。

第１１章　災害廃棄物等処理計画【環境局】

大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物対策指針（環境省）、災害廃棄物処理計画（神奈川県）及び阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。

なお、廃棄物関連施設の耐震性や安全化等の取組については、第２部予防計画第２章第６節「廃棄物処理関連施設の安全対策」に別途定める。

また、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画（風水害対策編）を基本とし、必要に応じ本計画を準用するものとする。

第１節　計画の対象

本計画の対象とする災害廃棄物は、次の種類のものとする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物と併せて、以下「災害廃棄物等」という。

種類		内容
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、フロン類・ＣＣＡ処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど

	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	ごみ	普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物
		避難所から発生するごみ
	し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等

第２節　災害廃棄物等処理に係る組織体制

災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。

また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。

なお、各班の統括は環境部長が行う。

【組織図】

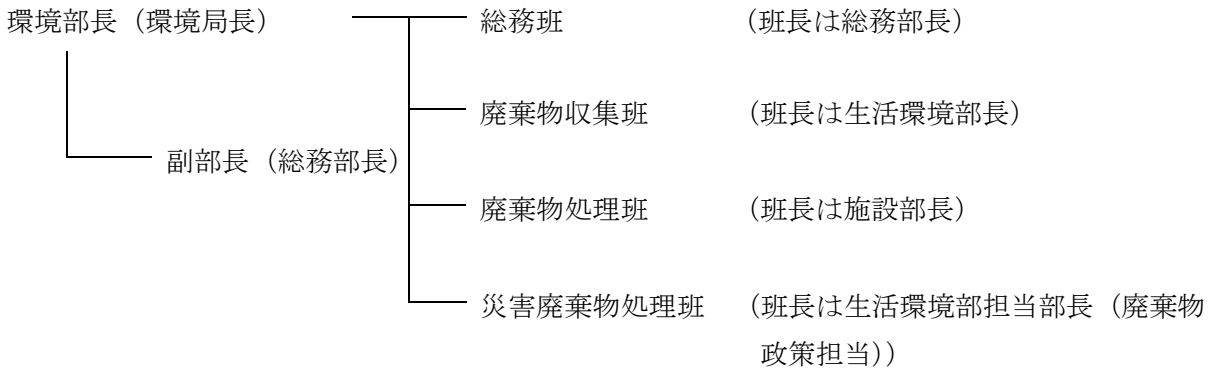

災害廃棄物等対策組織及び分担業務

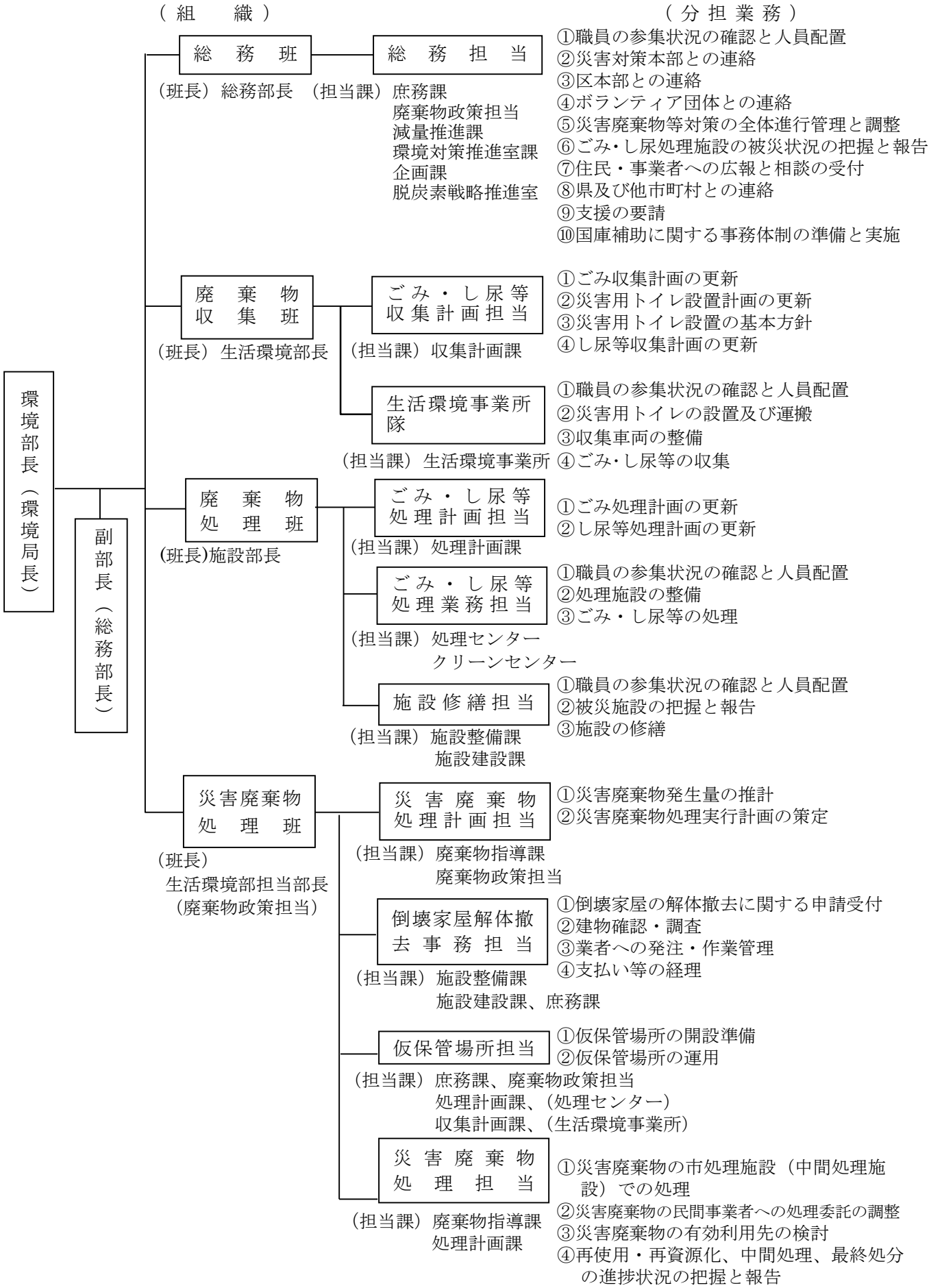

第３節　災害廃棄物等の処理に係る基本方針

１　処理の基本方針

(1) 計画的な処理

被災状況を踏まえ、計画的な処理体制を構築し、災害廃棄物等の処理を推進する。

(2) 生活環境の保全

災害廃棄物等の処理にあたっては、周辺環境に配慮し、公衆衛生の悪化を防止する。

(3) 再使用・再資源化の徹底

災害に伴い発生するがれき等の処理にあたっては、最終処分量を低減させるために、倒壊家屋解体現場における事前の荒選別、仮保管場所での分別など様々な手法を用いて再使用・再資源化に努める。

(4) 適切な情報発信

市民・事業者の混乱を招かないよう、平時（発災前)、発災後において災害廃棄物等の処理に関する情報を適切に発信する。

(5) 適正な保管・管理

災害廃棄物等の円滑な処理のため、仮保管場所を設置し、処理を行うまでの間、適正に保管・管理を行う。

２　具体的な対応

次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。

(1) 処理方法

自区内で計画的に処理・処分することを原則とする。ただし、被災状況等により自区内での処理が完結できないと判断した場合は、他都市、民間事業者を含め処理方法等について検討する。

(2) 収集・処理

ア　ごみ

収集・処理体制について、臨機の対応を図るものとし、災害発生時における分別区分及び対応については、次のとおりとする。

(ｱ) 普通ごみ

住民の在宅している世帯から発生する普通ごみを収集する。

(ｲ) 避難所ごみ

避難所から排出されるごみを収集する。

(ｳ) 粗大ごみ

地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。

(ｴ) 資源物

普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。

(ｵ) 事業系一般廃棄物

事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。

(ｶ) その他

処理施設が稼動不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。

イ　災害廃棄物

(ｱ) 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。

(ｲ) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者にその解体撤去と仮保管場所または処理施設への運搬を発注する。

(ｳ) 災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、排出・選別・保管については、「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「腐敗性廃棄物」、「廃家電」、「廃自動車等」、「廃船舶」、「有害廃棄物」、「その他処理困難物」、「津波堆積物」の１２区分に分別する。

(ｴ) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保管場所を確保する。

(ｵ) 市（環境局）は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。

ウ　し尿

収集・処理体制について、臨機の対応を図る。

(ｱ) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。

(ｲ) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。

(ｳ) 機器破損及びクリーンセンター等での希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。

(ｴ) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。

(3) 災害用トイレの設置

ア　災害用トイレの設置計画は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。

イ　避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。

ウ　災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。

(4) 市民・事業者への情報発信

ア　平時（発災前）において、ホームページ、リーフレット等により、廃棄物の分別方法等について情報発信を行う。

イ　発災後において、リーフレット、貼り紙の掲出等の可能な手段で収集体制の変更、倒壊家屋の解体撤去について情報発信を行う。

3　業務の着手時期

各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。

初動期 （発災後３日以内）	応急期 （発災後３日～１月以内）	復旧・復興期 （発災後１月以降）
【総務班】（庶･政･減） ○総務担当（**庶･政･減**） ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・区本部との連絡 ・ボランティア団体との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請	**【総務班】（庶･政･減･対）** ○総務担当（**庶･政･減･対**） ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施	**【総務班】（庶･政･減･対）** ○総務担当（**庶･政･減･対**）
【廃棄物収集班】（収･生） ○ごみ・し尿等収集計画担当（**収**） ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ○生活環境事業所隊（**生**） ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集	**【廃棄物収集班】（収･生）** ○ごみ・し尿収集計画担当（**収**） ○生活環境事業所隊（**生**）	**【廃棄物収集班】（収･生）** ○ごみ・し尿収集計画担当（**収**） ○生活環境事業所隊（**生**）
【廃棄物処理班】（処･整･建･セ･ク） ○ごみ・し尿等処理計画担当（**処**） ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当（**セ･ク**） ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当（**整･建**） ・職員の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕	**【廃棄物処理班】（処･整･建･セ･ク）** ○ごみ・し尿等処理計画担当（**処**） ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当（**セ･ク**） ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ○施設修繕担当（**整･建**） ・施設の修繕	**【廃棄物処理班】（処･整･建･セ･ク）** ○ごみ・し尿等処理計画担当（**処**） ○ごみ・し尿等処理業務担当（**セ･ク**） ○施設修繕担当（**整･建**） ・施設の修繕
【災害廃棄物処理班】（庶･政･指･処･整・建） ○災害廃棄物処理計画担当（**政･指**） ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当（**整･庶・建**） ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○仮保管場所担当（**処**） ○災害廃棄物処理担当（**指･処**）	**【災害廃棄物処理班】（庶･政･指･処･整・建）** ○災害廃棄物処理計画担当（**政･指**） ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当（**整･庶・建**） ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当（**処**） ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当（**指･処**） ・災害廃棄物の有効利用先の検討	**【災害廃棄物処理班】（庶･政・指･処･整・建）** ○災害廃棄物処理計画担当(政･指) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○倒壊家屋解体撤去事務担当（**整･庶・建**） ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当（**処**） ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当（**指･処**） ・災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告

庶:庶務課、対:環境対策推進課、減:減量推進課、収:収集計画課、指:廃棄物指導課、

政:廃棄物政策担当、生:生活環境事業所、処:処理計画課、整:施設整備課、建:施設建設課、
セ:処理センター、ク:クリーンセンター

第４節　各班の主な業務

班	担当	業務内容
総務班	総務担当	①　職員の参集状況の確認と人員配置 ②　災害対策本部との連絡 ③　区本部との連絡 ④　ボランティア団体との連絡 ⑤　災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ⑥　ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑦　住民・事業者への広報と相談の受付 ⑧　県及び他市町村との連絡 ⑨　支援の要請 ⑩　国庫補助に関する事務体制の準備と実施
廃棄物収集班	ごみ・し尿等収集計画担当	①　ごみ収集計画の更新 ②　災害用トイレ設置計画の更新 ③　災害用トイレ設置の基本方針 ④　し尿等収集計画の更新
	各区本部生活環境事業所隊	①　職員の参集状況の確認と人員配置 ②　災害用トイレの設置及び運搬 ③　収集車両の整備及び燃料の確保 ④　ごみ・し尿等の収集
廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理計画担当	①　ごみ処理計画の更新 ②　し尿等処理計画の更新
	ごみ・し尿等処理業務担当	①　職員の参集状況の確認と人員配置 ②　処理施設の整備 ③　ごみ・し尿等の処理
	施設修繕担当	①　職員の参集状況の確認と人員配置 ②　被災施設の把握と報告 ③　施設の修繕
災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理計画担当	①　災害廃棄物発生量の推計 ②　災害廃棄物処理実行計画の策定
	倒壊家屋撤去事務担当	①　倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ②　建物確認・調査 ③　業者への発注・作業管理 ④　支払い等の経理
	仮保管場所担当	①　仮保管場所の開設準備 ②　仮保管場所の運用
	災害廃棄物処理担当	①　災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ②　災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③　災害廃棄物の有効利用先の検討 ④　再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告

資　料

○災害廃棄物発生量の推計

1　家屋の倒壊状況の把握

災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握する。

2　災害廃棄物発生量の推計

(1) 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害棟数を把握する。焼失棟数については、木造・非木造の棟数についても把握する。

被害棟数の想定（川崎市直下の地震）　※1　（棟）

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
全壊		8,403	4,899	7,487	6,386	3,252	1,992	1,442	33,862
半壊		11,707	6,445	9,417	8,901	7,667	6,778	5,786	56,700
床上浸水		0	0	0	0	0	0	0	0
床下浸水		2	0	0	0	0	0	0	2
焼失※2	木造	1,727	866	1,397	759	843	984	1,057	7,632
	非木造	1,289	408	798	344	301	389	298	3,827
合計		23,127	12,618	19,099	16,389	12,062	10,143	8,583	102,022

※1　被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用（合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり）

※2　焼失については、冬 18 時の数値を使用。平成 25 年調査の全建物棟数と上記の焼失以外の被害棟数の比から、焼失以外の被害と重複している棟数分について推定して算出し、平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の考え方により、焼失以外の被害の区分にて算出（調査報告の焼失棟数×１－焼失以外の被害棟数／全建物棟数)。また、木造・非木造の内訳は地震被害想定調査では数値が示されていないため、平成 25 年調査の全建物棟数の木造・非木造の比から算出

津波による被害棟数の想定（慶長型地震）　※3　（棟）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
全壊	8	0	0	0	0	0	0	8
半壊(床上浸水)	10,025	0	0	0	0	0	0	10,025
(床下) 浸水	4,606	11	0	0	0	0	0	4,617

※3　平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書より。当調査報告書では半壊と床上浸水を区分せずに半壊として計上

(2) 推計に用いる１棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）は、次の数値を使用する。

１棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）　（ｔ／棟）

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	焼失	
					木造	非木造
津波浸水地域以外	161	32	－	－	106.26	135.24
津波浸水地域	117	23	4.6	0.62	77.22	98.28

（平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による）

(3) 推計に用いる災害廃棄物種類別の発生割合は、次の数値を使用する。

災害廃棄物種類別発生割合

	津波浸水地域以外			津波浸水地域
	火災焼失以外	火災焼失		
		木造	非木造	
可燃物	8%	0.1%	0.1%	18%
不燃物	28%	65%	20%	18%
コンクリートがら	58%	31%	76%	52%
金属	3%	4%	4%	6.6%
柱角材	3%	0%	0%	5.4%

（平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による）

(4) 次の式により災害廃棄物発生量を推計する。

ア　災害廃棄物発生量（ｔ）

＝　発生原単位【全壊】（ｔ／棟）×全壊棟数
＋発生原単位【半壊】（ｔ／棟）×半壊棟数
＋発生原単位【木造焼失】（ｔ／棟）×木造焼失棟数
＋発生原単位【非木造焼失】（ｔ／棟）×非木造焼失棟数
＋発生原単位【床上浸水】（ｔ／棟）×床上浸水棟数
＋発生原単位【床上浸水】（ｔ／棟）×床上浸水棟数

イ　種類別災害廃棄物発生量（ｔ）

＝　火災焼失以外の災害廃棄物発生量（ｔ）×種類別発生割合（%）
＋火災焼失による災害廃棄物発生量（ｔ）×種類別発生割合（%）

被害想定の災害廃棄物推計発生量（川崎市直下の地震）　（ｔ）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
可燃物	138,558	79,746	120,796	105,165	61,643	43,166	33,538	582,612
不燃物	637,823	349,451	539,940	429,338	281,636	229,005	197,909	2,665,102
コンクリートがら	1,191,281	647,579	1,001,977	821,840	504,633	384,190	307,498	4,858,998
金属	66,136	35,739	55,457	44,473	28,276	22,414	18,624	271,119
柱角材	51,825	29,849	45,203	39,389	23,067	16,128	12,519	217,980
合計	2,085,623	1,142,364	1,763,373	1,440,205	899,255	694,903	570,088	8,595,811

津波による被害想定の推計発生量（慶長型地震）※4　（ｔ）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
可燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984
不燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984
コンクリートがら	25,951	4	0	0	0	0	0	25,955
金属	3,294	0	0	0	0	0	0	3,294
柱角材	2,695	0	0	0	0	0	0	2,695
合計	49,907	7	0	0	0	0	0	49,914

※4　合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり。平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書では半壊と床上浸水を区分していないため、この発生原単位については全て床上浸水のものを使用

○災害時における石綿含有廃棄物の処理

1　石綿含有廃棄物の発生量の予測

災害時における石綿含有廃棄物発生量は、石綿が非木造建物に多く使われていることを考慮し、次の算出方法によることとする。

●算出式：（鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造大破棟数＋０．５×鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造中破棟数）×１棟あたり平均床面積×発生原単位×石綿含有率５重量%

区別の石綿含有廃棄物推定発生量は、次の表のとおりとなる

・区別石綿含有廃棄物推定発生量

川崎直下型の地震被害想定による推計発生量　（ｔ）

	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合　計
川崎区	１７，３４７	２７，４２３	４４，７７０
幸　区	７，３８７	７，３４５	１４，７３２
中原区	７，５４０	６，７２８	１４，２６８
高津区	５，５２２	３，８９６	９，４１８
宮前区	３，５４６	１，８２３	５，３６９
多摩区	２，１３３	１，５９１	３，７２４
麻生区	１，８５１	１，１９９	３，０５０
全　市	４５，３２６	５０，００５	９５，３３１

元禄型関東地震被害想定による推計発生量　（ｔ）

	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合　計
川崎区	１４，６４３	２４，６２２	３９，２６５
幸　区	１，９４４	２，４５６	４，４００
中原区	２，３７０	２，４８６	４，８５６
高津区	１，６１３	１，２９５	２，９０８
宮前区	１，９２７	９４４	２，８７１
多摩区	６６８	５４８	１，２１６
麻生区	８４５	６１８	１，４６３
全　市	２４，０１０	３２，９６９	５６，９７９

※鉄筋コンクリート造及び鉄骨造・軽量鉄骨造の災害廃棄物発生量は、川崎市地震被害想定調査報告書「元禄型関東地震被害想定」の数値に基づく。

〇ごみ発生量の推計

1　家庭系普通ごみ

(1) 発生量推計式

ア　総発生量

一日発生量＝避難所からのごみ発生量＋在宅世帯からのごみ発生量

イ　避難所からのごみ発生量

一日発生量＝発生原単位×当該当該期間の避難住民数×１．７１倍（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）

ウ　在宅世帯からのごみ発生量

一日発生量＝（総人口―避難所人口）×発生原単位

(2) 原単位等の設定

ア　り災者の発生原単位　５３８ｇ

・平成２８年度実績の全市平均とし、在宅世帯と同量を見込む。

・事業系一般廃棄物・家庭系粗大ごみを除く

イ　り災者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・１８時による被害想定）　（人）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
り災者数	96,514	79,063	88,544	77,473	59,337	46,310	34,482	481,723

ウ　避難所生活者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・冬１８時による被害想定）　（人）

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
川崎市直下の地震	1～3日後	67,689	56,363	65,467	58,457	50,719	33,575	28,806	36,1077
	10日後	59,970	54,131	45,088	40,872	43,133	13,281	10,156	26,6632
	28日後	36,127	30,616	31,293	24,423	16,577	13,281	10,156	16,2472

(3) 推計発生量（1日あたり）

（t）

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
総発生量	発生～0.5か月	144	107	153	138	137	123	100	902
	0.5～1.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870
	1.5～2.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870
	2.5～3.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870
避難所帯	発生～0.5か月	48	42	40	35	32	15	12	224
	0.5～1.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148
	1.5～2.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148
	2.5～3.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148
在宅世帯	発生～0.5か月	95	64	113	104	105	108	88	677
	0.5～1.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719
	1.5～2.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719
	2.5～3.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719

２　粗大ごみ

(1) 発生量推計式

一日発生量＝通常分（平成２８年度粗大ごみ実績量÷年間日数）＋増加分（通常分×５．５（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）×当該期間の一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率）

ア　粗大ごみ増加分

通常分×５．５倍とする。（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より）

イ　一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率

排　出　時　期	地震発生～ 0.5か月	0.5～ 1.5か月	1.5～ 2.5か月	2.5～ 3.5か月
一日あたりの排出率	97%	114%	60%	23%

(2) 粗大ごみ推計発生量

（ｔ）

種　　別		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
通　常　分		3.8	3.0	4.8	4.0	3.9	3.5	2.9	25.9
増加分	発生～0.5か月	20.3	16.0	25.6	21.3	20.8	18.7	15.5	138.2
	0.5～1.5か月	23.8	18.8	30.1	25.1	24.5	21.9	18.2	162.4
	1.5～2.5か月	12.5	9.9	15.8	13.2	12.9	11.6	9.6	85.5
	2.5～3.5か月	4.8	3.8	6.1	5.1	4.9	4.4	3.7	32.8
一日発生量	発生～0.5か月	24.1	19.0	30.4	25.3	24.7	22.2	18.4	164.1
	0.5～1.5か月	27.6	21.8	34.9	29.1	28.4	25.4	21.1	188.3
	1.5～2.5か月	16.3	12.9	20.5	17.2	16.8	15.1	12.5	111.4
	2.5～3.5か月	8.6	6.8	10.9	9.1	8.8	7.9	6.6	58.7

3　事業系一般廃棄物

(1) 推計発生量

ア　発生原単位の設定

事業系一般廃棄物の発生原単位　約 327ｔ／日

・平成 27 年度実績（119,547ｔ）÷日数（366 日）≒327ｔ

・災害廃棄物を除く

イ　推計発生量（１日あたり）

事業系一般廃棄物の推計発生量　約 193ｔ／日

・一日発生量＝発生原単位－（発生原単位×（被害棟数÷総棟数））

・193t／日≒327－（327ｔ×（102,017 棟÷249,368 棟））

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
事業所総数	11,278	4,777	7,285	6,146	4,368	5,077	3,685	42,616
事業系一般廃棄物発生量（案分）（ｔ）	51	21	33	28	20	23	17	193

※事業所総数出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果　事業所数及び従業者数

※被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用

○し尿発生量の推計

1　基礎数値

・基礎資料として、避難所の収容人数を把握する。

・し尿収集対象人口（おむつ使用者及び簡易トイレ使用者を除く）

し尿人口

・発生原単位

１人１日　　１．５L とする。（平成２８年４月内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より）

2　発生量推計式

・避難所からのし尿発生量推計式

一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想

・災害用トイレからのし尿発生推計量　〔発生原単位〕×〔トイレ基数〕×60（1 基あたり使用人数）

・携帯トイレ発生推計量

〔発生原単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕

（人）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
避難人口	55,318	38,215	59,692	46,519	31,828	20,307	15,841	267,720
仮設トイレ組立式人口	50,500	34,886	54,493	42,467	29,056	18,538	14,461	244,401
簡易トイレ等人口	4,818	3,329	5,199	4,052	2,772	1,769	1,380	23,319

・対象人口の推移率

日数	推移率	避難者数（人）
発災～4 日目	100%	267,720
5 日目	98%	262,366
6 日目	95%	254,334
7～9 日目	90%	240,948
10～19 日目	80%	214,176
20～29 日目	65%	174,018

※平成８年１月神戸市「阪神・淡路大震災 ―神戸市の記録 1995 年―」を参考に推計

3　推計発生量

（地震発生～１カ月）

(1) 仮設トイレ組立式し尿推計発生量

（ｋＬ）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計（日）	合計（延べ）
発災日	31.7	21.9	34.2	26.6	18.2	11.6	9.0	**153.2**	153.2
2日目	43.9	30.3	47.4	36.9	25.3	16.1	12.6	**212.5**	365.7
3日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	**271.9**	637.6
4日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	**271.9**	909.5
5日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	**271.9**	1181.4
6日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	**271.9**	1453.3
7～9日目	52.6	36.3	56.8	44.2	30.3	19.3	15.0	**254.5**	2216.8
10～19日目	45.0	31.1	48.6	37.9	25.9	16.5	12.8	**217.8**	4394.8
20～29日目	39.3	27.2	42.5	33.1	22.6	14.4	11.2	**190.3**	6297.8

※初動対応時の運搬・設置にかかる日数を考慮した。

(2) 携帯トイレ（ごみ）推計発生量

（ｔ）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計（日）	合計（延べ）
発災日	44.9	31.0	48.5	37.8	25.8	16.5	12.8	**217.3**	217.3
2日目	32.6	22.5	35.3	27.5	18.8	12.0	9.3	**158.0**	375.3
3日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	**98.6**	473.9
4日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	**98.6**	572.5
5日目	18.8	13.0	20.3	15.8	10.8	6.9	5.4	**91.0**	663.5
6日目	16.4	11.3	17.8	13.8	9.4	6.0	4.7	**79.4**	742.9
7～9日目	16.0	11.1	17.3	13.5	9.2	5.9	4.6	**77.6**	975.7
10～19日目	15.7	10.9	17.0	13.2	9.0	5.8	4.5	**76.1**	1736.7
20～29日目	9.5	6.6	10.4	8.0	5.5	3.5	2.7	**46.2**	2198.7

※仮設トイレ組立式人口に含まれる人口の一部も避難所等の既存便座を活用し携帯トイレを使用する想定である。

〇災害廃棄物処理可能量推計

被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。

1　要災害廃棄物処理能力

(1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量

廃棄物量　582,567 t

(2) 処理に要する期間（災害廃棄物の処理が完了するまでの期間）

3 つの区分（1 年、2 年、3 年）を仮定

(3) 要災害廃棄物処理能力の算出

１年：582,567t ÷　365 日 ＝ 1,597 t/日

２年：582,567t ÷　730 日 ＝　799 t/日

３年：582,567t ÷ 1,095 日 ＝　533 t/日

2　補完が必要となる焼却処理能力

(1) 処理施設の処理能力

各施設稼動時の処理能力を次に示す

浮島処理センター　：597t/日（一般廃棄物 498t/日、災害廃棄物　99t/日）

橘処理センター　　：470t/日（一般廃棄物 392t/日、災害廃棄物　78t/日）

王禅寺処理センター：344t/日（一般廃棄物 287t/日、災害廃棄物　57t/日）

※一般廃棄物については、過去の実績処理量等を引用し、一般廃棄物の最大 20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定

(2) 算出パターン

本市焼却処理施設である３処理施設の被災有無により想定されるパターンは８つあるため、それぞれについて検討

処理施設の被災有無による検討パターン

検討ﾊﾟﾀｰﾝ	浮島処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
1	稼働	稼働	稼働
2	稼働	稼働	被災
3	稼働	被災	稼働
4	被災	稼働	稼働
5	稼働	被災	被災
6	被災	稼働	被災
7	被災	被災	稼働
8	被災	被災	被災

1：3 処理施設とも稼働
2：王禅寺処理センターが被災し、他の 2 処理施設で処理
3：橘処理センターが被災し、他の 2 処理施設で処理
4：浮島処理センターが被災し、他の 2 処理施設で処理
5：橘・王禅寺処理センターが被災し、浮島処理センターのみで処理
6：浮島・王禅寺処理センターが被災し、橘処理センターのみで処理
7：浮島・橘処理センターが被災し、王禅寺処理センターのみで処理
8：3 処理施設とも被災

(3) 補完が必要となる焼却処理能力

本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が 1 年、2 年、3 年の場合の、焼却処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。

不足する処理能力 (t/日)

検討ﾊﾟﾀｰﾝ	処理能力合計	災害時に必要となる処理能力			不足する処理能力 ※		
		１年	２年	３年	１年	２年	３年
1	234	1,597	799	533	1,363	565	299
2	177				1,420	622	356
3	156				1,441	643	377
4	135				1,462	664	398
5	99				1,498	700	434
6	78				1,519	721	455
7	57				1,540	742	476
8	0				1,597	799	533

※不足する処理能力：要災害廃棄物処理能力－処理能力合計

３　市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合

市の処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、仮設処理施設の設置等により処理能力の補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者に処理協力を要請する。

第１２章　防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

第１節　防疫対策

１　防疫体制の確立

健康福祉部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図る。

２　感染症発生状況等の調査及び健康診断

(1) 区本部は、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。

(2) 健康福祉部は、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。

３　感染症のまん延防止対策

感染症が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき積極的疫学調査を実施する。

また、患者等に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努める。

災害時の衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止する必要がある場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。

４　消毒の実施

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

５　ねずみ族、昆虫等の駆除

(1) 区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施する。

(2) 健康福祉部は、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。

また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。

６　臨時予防接種の実施

感染症予防上必要と認めるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。

７　避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。

８　その他

健康福祉部は、国、県、他自治体や関係機関との連絡調整を図りながら、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

（資料編　災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書）

第２節　環境・食品衛生対策等

１　食品衛生対策

健康福祉部及び区本部は、食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施する。

２　環境衛生対策

(1) 健康福祉部は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、区本部と支援や応援要請に関する調整に行う。

(2) 区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。

３　生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

４　災害時の動物救護対策

市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。

(1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。

災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

(2) 動物救護センター等の設置

健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。

また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- 被災動物の健康相談等

(3) 避難所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとする。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整する。

健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。

(4) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。

区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼

養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(5) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(6) 特定動物対策

健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

（資料編　災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱）

（資料編　川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱）

（資料編　災害時の動物救援活動に関する協定書）

（資料編　災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書）

第３節　保健衛生対策【健康福祉局、区】

1　被災者の健康管理

(1) 保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。

(2) 区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。

並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。

(3) 市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策本部健康福祉部が窓口となり、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。

2　精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部でＤＰＡＴの受け入れ調整を行い、各地域みまもり支援センター等において、ＤＰＡＴ、医療機関及び関係機関とともに精神保健医療活動を行う。なお、精神保健医療活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

（資料編　21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書）

第１３章　行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【危機管理本部、健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第３１普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとする。

第１節　行方不明者・遺体の捜索

１　行方不明者・遺体の捜索

災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、原則として災害発生から１０日以内に完了させなければならない。なお、１１日目以降も行方不明者の捜索を行う必要があるときは、期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

(1) 延長の期間

(2) 期間の延長を必要とする地域

(3) 期間を延長する理由

(4) その他必要な事項

２　遺体の発見

災害現場において遺体を発見若しくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

第２節　遺体の取扱い【危機管理本部、区、県警察、健康福祉局】

１　遺体安置所

(1) 施設の指定

遺体安置所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

名　　称	所　在　地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見１－１－４
幸スポーツセンター	幸区戸手本町１－１１－３
石川記念武道館	幸区下平間３５７
とどろきアリーナ	中原区等々力１－３
高津スポーツセンター	高津区二子３－１５－１
高津高等学校体育館	高津区久本３－１１－１
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵１－１０－３
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦４－１２－５
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生３－６－１

(2) 開設・運営

ア　災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。

イ　要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。

(3) 遺体安置所への職員の配置等【危機管理本部、関係局室区】

災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。

2　衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

3　資器材等の調達

区長は、健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視・調査及び検案に必要な資器材等を調達・確保する。

4　遺体の検視・調査等

警察は、医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等を行う。

5　遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により臨場した医師が行う。

6　遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付する。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、死体と共に保管して紛失防止に努め、鑑別資料とする。

(2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察、歯科医師会等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し等

区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報する。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行うものとする。

(6) 遺体の処理期間

災害の発生から原則として１０日以内に実施するものとする。なお、１１日目以降も遺体の処理を行う必要があるときは、期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア　延長の期間

イ　期間の延長を必要とする地域

ウ　期間を延長する理由

エ　その他必要な事項

７　遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行う。

８　応援要請

市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。

（資料編　川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目 ）

（資料編　川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目 ）

（資料編　川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関するする協定・実施細目）

（資料編　川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目 ）

（資料編　災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書）

第３節　火葬【健康福祉局生活衛生担当、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。

１　火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名　　称	所　　在　　地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光３－２－７	１２基	６０体（１日）
かわさき北部斎苑	高津区下作延６－１８－１	１６基	８０体（１日）

２　火葬の内容

火葬の内容は応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

ア　棺（付属品を含む）

イ　骨つぼ及び骨箱

３　焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は次の場所とする。

名　　称	所　　在　　地
緑ヶ丘霊堂 （緑ヶ丘霊園内）	高津区上作延３３番地

4　火葬の実施期間

災害発生の日から原則として 10 日以内に完了するものとする。なお、11 日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア　延長の期間

イ　期間の延長を必要とする地域

ウ　期間を延長する理由

エ　その他必要な事項

5　応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。

第１４章　文教対策【教育委員会、こども未来局】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の応急復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う事項について定めるものとする。また、学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めるものとする。

第１節　学校施設の応急対策【教育委員会】

学校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備について次により措置を図るものとする。

１　事前措置

(1) 校長は、学校の施設及び消防設備の定期点検を実施する。

(2) 校長は、可燃物を適切に管理し、冷暖房・調理用器具の定期点検を実施する。

(3) 校長は、施設内備品等の転倒・落下防止措置を実施する。

(4) 校長は、プール・貯水槽への貯水をできる限り実施する。

２　応急措置

(1) 校長は、被害状況等をすみやかに把握し、教育長に報告するものとする。

(2) 教育長は被害状況等について、市長に報告する。

(3) 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、事態に即応した応急復旧計画を策定する。

第２節　児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】

災害の発生若しくは発生のおそれがあり、授業等の実施が困難な場合、校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは校長の判断により、次の措置をとるものとする。

１　児童・生徒の措置

(1) 校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度５強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させる。

保護者以外の者への引き渡し、震度５弱以下の場合の下校方法、大規模停電等の地震以外の予期しない災害が発生した場合の下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すといった対応を行う。

(2) 校長は、児童・生徒が学校にいるときに、大規模な地震が発生した場合は、学校の立地を踏まえて津波の発生や校庭の液状化等を警戒した適切な避難措置を講じる。また、被害の状況によっては、区本部等と緊密な連絡のもとに、児童・生徒を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。

(3) 教育長は、被災校の実態を把握し、被災児童・生徒数にしたがって学校施設の管理に基づく収容対策を講ずる。

(4) 教育長及び校長は、学校において児童・生徒を一時保護する場合に必要となる食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

2　臨時休業の措置

(1) 川崎市内のいずれかの地域に、震度５強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業とする。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業とするが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は、校内に受け入れ安全確保を図る。

(2) 発生した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童・生徒の活動をすべて中止とする。

(3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。

(4) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。

3　応急教育の実施

(1) 校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。

(2) 校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して、状況に応じた教育活動を実施する。

第３節　わくわくプラザにおける措置【こども未来局】

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応する。

1　あらかじめ学校と協議し定めた学校内の安全な場所に利用児童を避難誘導する。

2　利用児童の所在確認及び安否確認を行う。

3　あらかじめ利用児童の保護者が合意した連絡方法により、保護者に利用児童の引取りを依頼する。

4　管理者は、保護者等による引取りまで、利用児童を保護する。

5　利用児童の安全な保護のために必要な防災用品を備えるよう努めるものとする。

第４節　勤務時間外における教職員体制【教育委員会】

教職員（非常勤職員を除く）は、勤務時間外に、川崎市内のいずれかの地域に震度６弱以上の地震が発生した場合は、学校が定めた防災体制に基づき、可能な通勤手段を講じて自動参集する。また、それ以外の災害時についても児童・生徒の安否確認や施設設備の安全確認に必要な職員体制をあらかじめ定めておく。

第５節　学用品等の調達・支給【教育委員会】

1　住家の倒壊、焼失、浸水等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。

(1)　教育長は、被災した児童・生徒について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得るなどして調達する。

(2)　学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。

2　学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

第６節　学校給食の対応【教育委員会】

１　校長又は学校給食センター長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

２　校長又は学校給食センター長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとる。

(1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合

(2) 給食用物資の入手が困難な場合

(3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合

(4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

３　教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧計画をたてて、学校給食衛生管理基準等に照らし、特に衛生管理に留意し、正常な学校給食の実施に努める。

第７節　教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

１　施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。

２　消防計画に基づく自衛消防組織を運用し、応急活動を実施する。

３　施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

第８節　文化財の保護【教育委員会】

所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。

１　所有者又は管理者は、直ちに消防機関への通報及び教育長へ被災状況の報告を行うとともに、実施可能な措置を行う。

２　教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係局の応援を得て行うものとする。

第１５章　応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。

また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。

第１節　被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

１　対象者

原則として以下の要件を満たす者

(1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度（準半壊）の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度（大規模半壊）に住家が半壊した者

なお、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から１カ月を超えると見込まれる者であること。

２　修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。

３　期間

原則として、災害発生の日から３か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）に完了すること。

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、６カ月以内とすること。

４　住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、合成樹脂シートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

（資料編　災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

（資料編　災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（神奈川県電気工事工業組合））

第２節　障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

１　対象者

原則として以下の要件を満たす者（世帯）

(1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者

(2) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者

2　除去の範囲

居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。

3　期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

（資料編　災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

第３節　応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1　建設型応急住宅

(1) 対象者

原則として以下の要件を満たす者

ア　住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ　応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者

(2) 住宅仕様

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、仕様を定める。

(3) 建設用地

建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。

また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。

(4) 供与期間

建築工事完了後、２年以内とする。

(5) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(6) 大規模災害時の神奈川県域全体での公平・迅速な供与

神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。

（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（プレハブ建築協会））
（資料編　災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））
（資料編　災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本木造住宅産業協会神奈川支部））
（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））
（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））
（資料編　災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会））
（資料編　災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会））
（資料編　災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合））
（資料編　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（日本ムービングハウス協会））

2　賃貸型応急住宅

(1) 対象者

建設型応急住宅と同じ。ただし、応急修理期間において賃貸型応急住宅を使用する場合は、災害のため住家が半壊又は半焼し、応急修理の期間が災害発生の日から１カ月を超えると見込まれる者であること。

(2) 借上げ条件

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。

(3) 供与期間

賃貸借契約による。（最長２年間の定期借家契約）

なお、応急修理期間における賃貸型応急住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、６カ月以内とすること。

（資料編　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書（神奈川県宅地建物取引業協会））
（資料編　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書（全日本不動産協会神奈川県本部））
（資料編　災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書（全国賃貸住宅経営者協会連合会））

第４節　一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。

1　一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

2　認定方法

区長が認定し、罹災証明書を交付する。

3　供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として３か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

（資料編　災害による市営住宅の一時使用に関する要綱）

第１６章　公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局、区】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は公共性を配慮し、次により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第１節　土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】

震災時における道路、橋りょう、河川等の被害に対し、応急復旧対策に万全を期し、避難・消火・救援対策のための交通の確保を図るものとする。

１　道路

（第４部第３章第１節　道路の啓開活動　参照）

２　橋りょう

（第４部第３章第１節　道路の啓開活動　参照）

３　河川

震災により、堤防や護岸の損壊等被害が発生した場合又は震災と集中豪雨・台風が重なった場合には、浸水・氾濫等の被害が懸念されるため、気象情報・水位監視等の状況把握に努め、水門の開閉等、流水量の適切な調節を行うなど二次災害の発生防止のための応急対策を実施するものとする。

４　応急対策の実施

道路・河川の応急対策は、次により実施するものとする。なお、震災時に発生する浸水・氾濫等の被害については、「川崎市地域防災計画（風水害対策編）」を準用し対策を図るものとする。

(1) 区長は、道路・河川の被害状況について、災害の種類、発生日時、場所及び規模等を具体的かつ速やかに収集し、市長に報告するものとする。

(2) 応急対策の実施は、区道路公園センターが所管して行う。

(3) 被害が広域に及ぶ場合は、協定を締結する川崎建設業協会及び神奈川県建設重機協同組合と区道路公園センターが合同の作業班を編成し、応急対策の実施にあたるものとする。

５　資機材の整備、備蓄

道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。

(1) フレコン、砕石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。

(2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。

第２節　建築物等応急対策【まちづくり局、関係局】

災害による建築物等の損傷箇所に対して応急的な修繕を行い、その建築物等の機能回復を図るとともに、機能回復が不可能な建築物等については、応急的な施設を建設する。

１　市有建築物の応急修繕

市営住宅を除く市有建築物のうち、災害により損傷を受けたものについて応急的な修繕を行う。

(1) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、必要最小限度の修繕を行う。

(2) 次の応急修繕は、施設管理者の依頼に基づきまちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア　市有建築物（市営住宅を除く。）の修繕

イ　市有建築物に属する電気、機械、通信施設等の修繕

2　市営住宅の応急修繕

被災した市営住宅の応急修繕については、次により実施するものとする。

(1) 対象

市営住宅のうち災害により損傷を受けた住宅で日常生活に必要不可欠な部分

(2) 修繕の期間

災害発生の日から原則として１箇月以内に修繕を完了する。

(3) 実施の方法

被害の状況を確認した後、修繕順位を定めた計画を作成し、平常時の修繕工事の方法に準じ必要最小限度の修繕を行う。

(4) 市営住宅の応急修繕は、市営住宅管理課の所管とする。

3　仮設事務所等の建設

(1) 対象

災害により甚大な損傷をうけ、応急修繕を施してもその建築物の機能の回復を図ることができない市有建築物（市営住宅を除く。）で、市長が当該施設の機能上、特に緊急を要すると認めた場合は、仮設事務所等を建設する。

(2) 建設の時期

市長の指示による。

(3) 構造、規模

施設規模や附帯設備等は必要最小限度にとどめる。また、緊急を要するため、建設が容易なプレハブ式構造とする。

(4) 建設場所

市長の指示により、決定するものとする。

(5) 仮設事務所等の建設は、まちづくり局長が公共施設対策班に所管させ行うものとする。

ア　市有建物（市営住宅を除く）に係る仮設事務所等の建設に関すること

イ　仮設事務所等に属する電気、機械、通信施設工事に関すること

4　建設資機材等の確保

応急仮設事務所建設資機材及び労務は、プレハブハウス業界、川崎建設業協会、川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会及び神奈川建設重機協同組合を通じて確保する。

第３節　上水道・工業用水道施設応急対策【上下水道局】

災害が発生した場合、上水道・工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

1　応急対策

被害調査の結果、送・配水機能が維持されている場合は、上水道・工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送･配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

(1) 人員の配備

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配備を行う。

(2) 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

(3) 被害調査

災害発生と同時に、下記の順位で上水道・工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

ア　取水、導水、浄水施設及び配水池・配水塔並びに周辺管路

イ　送水管、配水本管及び主要配水支管

ウ　配水支管、給水装置

(4) 応急復旧

応急復旧活動は、市長の指示に従い、川崎建設業協会及び川崎市管工事業協同組合の協力を得て作業にあたるものとする。

ア　取水・導水・浄水施設

各施設とも壊滅的な被害を受けるとは考えられないが、施設に被害が発生した場合は、被害状況を把握し、二次災害防止に努めるとともに、各上水道施設の能力を極力維持するため、総力をあげて復旧するものとする。また、工業用水道施設については、その重要度に従い応急復旧を行う。

イ　送・配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池及び調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、できる限りの給水に努める。上水道については、各配水池及び応急給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への供給ルート等、その重要度に従い応急復旧を行うものとする。また、工業用水道については、配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

ウ　給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

2　復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

3　応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

第４節　下水道施設応急対策【上下水道局】

下水道施設に被害が発生した場合、次の応急対策により、下水道機能を迅速に復旧するよう努める。

1　初動体制

(1) 情報の収集

迅速な情報収集により、施設の被災状況、周辺状況を把握する。また、局内及び外部関係機関

との連絡体制を確立する。

(2) 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検により的確に把握し、当該関連施設の被災状況について局内で情報を共有するとともに災害対策本部長に報告し、適切な応急処置を実施する。

(3) 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果に基づき、施設内の安全対策を図り、機能維持に必要な回復処置を施す。

2　応急処置及び復旧資機材の確保

各施設で応急処置及び復旧に必要な資機材の管理を行うとともに、施設間で融通できる体制を整える。

3　関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

4　非常用ポンプ

非常用ポンプとして可搬式自吸水ポンプを保管する。

ポンプ仕様

馬　　力	32ｐｓ　ディーゼルエンジン
ポンプの口径	150ｍｍ
揚　水　量	2.8m³／ｍｉｎ
揚　　程	22m
ホースの長さ	吸込側 10m　出口側 150m

保管場所

上下水道局等々力水処理センター

5　応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編　下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)
(資料編　関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール)
(資料編　災害時における下水道管きょの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎市環境整備事業協同組合))
(資料編　災害時等における災害復旧業務に関する協定書（全国上下水道コンサルタント協会))
(資料編　川崎市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道管路管理業協会))
(資料編　災害時における復旧支援協力に関する協定書（日本下水道事業団))

第５節　港湾施設応急対策【港湾局】

震災時における救援物資等の受入施設及び復旧時の資機材搬入施設として、公共ふ頭の荷さばき施設及び係留施設を中核的な基地として、円滑な海上輸送を確保するため、次の措置を行う。

1　荷さばき施設及び臨港道路の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。また、港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な集積ヤードを確保する。

2　港湾区域における障害物の発生状況や係留施設の被災状況を調査し、災害対策本部及び国土交通省に報告する。また、港湾区域に障害物が発生した場合や係留施設等に亀裂・陥没等の被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て、応急復旧措置を実施する。

3　海底トンネル施設の被災状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、被害が生じた場合は、関係機関の協力を得て応急復旧措置を実施する。

4　船舶に関する措置を次により行うものとする。

(1) 接岸スペースを確保するため、公共ふ頭に停泊中の船舶を離岸させる。

(2) 港湾局所属の船舶により海上の状況、在港船舶の状況を調査するとともに、必要な場合は海上保安部に対し、入港船舶の交通規制措置を要請する。

5　港湾区域内において、油流出事故等の海上災害が発生した場合には、港湾局所属の船舶等により被災状況を調査し、災害対策本部及び海上保安庁等関係機関に報告するとともに、川崎管内排出油等防除協議会等の協力を得て、応急復旧措置を実施する。

6　護岸の損傷、倒壊の状況及びそれによる港湾区域への影響を港湾局所属の船舶等により調査し、災害対策本部、国土交通省及び海上保安庁に報告する。

（資料編　災害時の緊急対策業務に関する協定（日本埋立浚渫協会関東支部））

第１７章　災害救助法【危機管理本部】

第１節　災害救助法に基づく救助の実施等

１　救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第２条の２に基づく救助実施市（平成31年４月１日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

２　災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

（参考）これまでの適用事例（救助実施市に指定されて以降に限る。）

年月日	種別	適用時期・場所	適用基準
令和元年 10 月 12 日～13 日	風水害 （令和元年東日本台風）	令和元年 10 月 12 日 23 時・全区	４号

第２節　災害救助法の適用基準

災害救助法第２条に基づく本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

１　住家等への被害が生じた場合

(1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみに適用する。

(2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

２　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

３　災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

第３節　被害程度の認定基準

１　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもってそれぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流失世帯は滅失世帯とする。

(1) 全壊（焼）、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。

(2) 半壊（焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。

(3) 床上浸水

前記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

２　世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

第４節　大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

第５節　救助の内容

１　救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

(1) 救助の種類

① 避難所、応急仮設住宅の供与

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

④ 医療及び助産

⑤ 被災者の救出
⑥ 被災した住宅の応急修理
⑦ 学用品の給与
⑧ 埋葬
⑨ 死体の捜索
⑩ 死体の処理
⑪ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

（資料編　救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用）

2　応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名
避難所の供与	第４部　第６章　避難対策
応急仮設住宅の供与	第４部　第15章　応急住宅対策
食品の給与	第４部　第９章　物資等の供給
飲料水の供給	第４部　第９章　物資等の供給
生活必需品の給与	第４部　第９章　物資等の供給
医療及び助産	第４部　第４章　医療救護・福祉対応
被災者の救出	第４部　第４章　医療救護・福祉対応 第４部　第13章　行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
被災した住宅の応急修理	第４部　第15章　応急住宅対策
学用品の給与	第４部　第14章　文教対策
埋葬	第４部　第13章　行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
死体の捜索及び処理	第４部　第13章　行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第４部　第15章　応急住宅対策

第６節　従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要やむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要

な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

（資料編　災害救助基準）

第５部　　復旧計画・復興体制

第１章　民生安定のための緊急措置【危機管理本部、健康福祉局、財政局、まちづくり局、こども未来局、経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、市は、必要に応じて庁内システム等も活用し、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保する。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。

第１節　相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

１　被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。

２　被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。

３　相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。

４　関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

第２節　義援金等の配分【健康福祉局地域包括ケア推進室】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について、必要な事項を定める。

１　義援金等の受付

(1) 一般市民及び他都市等から川崎市に寄託された義援金等について、健康福祉局において受付ける。

(2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

２　義援金の保管

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。

３　義援金等の配分及び輸送

(1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。

(2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

第３節　弔慰金・見舞金等の支給

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児等福祉手当を支給するものとする。

１　災害弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

ア　市内において住居が５世帯以上滅失した災害

イ　県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害

ウ　県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

エ　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害（この場合、適用となった都道府県外の市町村の被害も対象となる。）

(2) 支給額

ア　生計維持者が死亡した場合　　500 万円

イ　その他の者が死亡した場合　　250 万円

(3) 遺族の範囲

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

カ　兄弟姉妹

2　災害障害見舞金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

１－(1)　に同じ

(2) 支給額

ア　生計維持者　　250 万円

イ　その他の者　　125 万円

(3) 対象となる障害の程度

ア　両眼が失明したもの

イ　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ　両上肢の用を全廃したもの

キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク　両下肢の用を全廃したもの

ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3　災害見舞金及び弔慰金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象

市内において火災その他異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

ア　住家の被害　50,000 円以内

イ　死亡者又は重傷者　100,000 円以内

4　災害遺児等福祉手当【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア　目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ　対象者

災害遺児及び災害により父、母等が１級又は２級の身体障害者となった児童の保護者。

ウ　事業内容

児童１人につき年額 36,000 円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア　目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ　対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する児童。

ウ　事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

・小学校入学児童　　50,000 円相当の祝金品
・中学校入学児童　　50,000 円相当の祝金品
・中学校卒業児童　　100,000 円相当の祝金品
・上記に該当しない児童　　10,000 円相当の祝金品

（資料編　川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則）
（資料編　川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則）
（資料編　川崎市災害遺児等援護事業実施要綱）
（資料編　川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則）

第４節　資金の貸付

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

１　災害援護資金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が１以上ある災害。

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第１項に該当し、かつ、その被害程度が次に該当するものであること。

ア　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷

イ　家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね３分の１以上である損害

ウ　住居の半壊、全壊、若しくは住居全体の滅失又は流失

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表

① 世帯主の１か月以上の負傷	150 万円
② 家財の１／３以上の損害	150 万円
③ 住居の半壊	170 万円（250）
④ 住居の全壊	250 万円（350）
⑤ 住居の全体が滅失もしくは流失	350 万円

※　被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（　）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

所得制限	（世帯人員）	（市町村民税における総所得金額）
	１　人	220 万円
	２　人	430 万円
	３　人	620 万円
	４　人	730 万円
	５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円	
利率	無利子	
据置期間	３年　（特別の事情のある場合は５年）	
償還期限	10 年　（据置期間を含む）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	

2　生活福祉資金【神奈川県社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、神奈川県社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象経費等

災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（原則として官公署の発行する被災証明書が必要、被災より６か月以内の申込）

災害慰問金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として貸付対象とならない。

(2) 資金の種類

福祉資金

(3) 貸付限度等

ア　貸付限度　　1,500,000 円

イ　据置期間　　６月

ウ　償還期限　　７年

エ　貸付利子　　連帯保証人がある場合は無利子、連帯保証人がない場合は年１．５％
ただし、据置期間中は無利子

(4) 相談、受付

各区社会福祉協議会

3　災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書」に基づき、住宅金融支援機構が住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア　災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

(ｱ) 建設資金

土地を取得する場合（※）	土地を取得しない場合
5,500 万円	4,500 万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

(ｲ) 購入資金

5,500 万円

イ　災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者

補修資金　2,500 万円

(2) 融資条件

ア　金利　　（独）住宅金融支援機構が定める金利が適用される。

イ　返済期間　　最長 35 年以内

ウ　返済方法　　元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い　※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

4　災害対策資金【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア　融資対象者

(ｱ) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

(ｲ) 中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の認定を受けた中小企業者等

イ　融資条件

(ｱ) 融資限度額　　8,000 万円

(ｲ) 金利　　年 1.7%以内

(ｳ) 返済期間　　運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間１年以内を含む）

(ｴ) 返済方法　　割賦返済

(ｵ) 信用保証　　川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア　融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ　融資条件

(ｱ) 融資限度額　　2 億 8,000 万円

(ｲ) 金利　　年 1.7%以内

(ｳ) 返済期間　　運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間１年以内を含む）

(ｴ) 返済方法　　割賦返済

(ｵ) 信用保証　　川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）

5　天災資金融資【経済労働局都市農業振興センター】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るもの。

県または市が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給等を行う。

(1) 融資対象者

農業者の場合、減収量３０％以上、かつ、損失額１０％以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者

(2) 実施内容

資金の借入を希望する被害農林漁業者等は、市長の被害認定書を借入申込書に添えて金融機関に申し込みを行う。

第５節　市税等・保険料等の減免措置等

1　市税等【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税等についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア　災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ　被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税等を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第 34 条及び第 49 条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 11 条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。

ア　減免の範囲及び税額

災害により被災した納税義務者の市民税（県民税を含む）及び固定資産税並びに森林環境税は、次表により減免する。

イ　減免の手続き

市税等の減免については市税事務所、その他保険料等の減免については区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">減免する範囲</th><th>減免額</th></tr>
<tr><td rowspan="9">個人の
市民税

（県民税
を含む）</td><td colspan="3">災害により納税者が死亡した場合
ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。</td><td>全額</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害により納税者が障害者となった場合
ただし、当該納税者の当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。</td><td>10 分の 9</td></tr>
<tr><td rowspan="7">災害により納税者の所有する住宅（その方の居住に係るものに限る。）又は家財に損害を受けた場合</td><td rowspan="3">損害の程度が 10 分の５以上のとき。</td><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。</td><td>２分の１</td></tr>
<tr><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき。</td><td>４分の１</td></tr>
<tr><td rowspan="3">損害の程度が 10 分の３以上 10 分の５未満のとき。</td><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。</td><td>２分の１</td></tr>
<tr><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。</td><td>４分の１</td></tr>
<tr><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき。</td><td>８分の１</td></tr>
<tr><td rowspan="8">固定資産税

都市計画税</td><td rowspan="4">土　　地</td><td rowspan="4">災害による地形の変形程度</td><td>10 分の７以上</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>10 分の５以上</td><td>10 分の７</td></tr>
<tr><td>10 分の３以上</td><td>10 分の５</td></tr>
<tr><td>10 分の２以上</td><td>10 分の３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家　　屋
償却資産</td><td rowspan="4">災害による被害の程度</td><td>10 分の７以上</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>10 分の５以上</td><td>10 分の７</td></tr>
<tr><td>10 分の３以上</td><td>10 分の５</td></tr>
<tr><td>10 分の２以上</td><td>10 分の３</td></tr>
<tr><td>10 分の１以上</td><td>10 分の１</td></tr>
</table>

＊減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の１月１日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">減免する範囲</th><th>減免額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">森林環境税</td><td colspan="3">災害により納税者が死亡した場合</td><td rowspan="4">全額</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害により納税者が障害者となった場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害により納税者の所有する住宅又は家財に損害を受けた場合</td><td>損害の程度が 10 分の３以上のとき。</td><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき。</td></tr>
<tr><td>損害の程度が 10 分の５以上のとき。</td><td>当該災害が発生した日の属する年の前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき。</td></tr>
</table>

＊減免の事由に該当することとなった日の属する年度（当該年度の１月１日以後にその事由に該当することとなった場合は、当該年度及び翌年度）においてその事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2　市国民健康保険【健康福祉局医療保険課】

(1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除する。

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

家屋等の被害程度	滅失又は ７割以上の被害	５割以上 ７割未満の被害	３割以上 ５割未満の被害
免　除　期　間	12 か月以内	９か月以内	６か月以内

(2) 一部負担金減免

災害により世帯主が死亡し、障害者となり、又は資産に重大な被害を受けたことにより、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難な世帯に対し、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金を減額又は免除する。

次表に掲げる収入の基準に基づき減額又は免除する。

収　入　の　基　準	
免除	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の 115%以下のとき

減額	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の115%を超え、130%以下のとき

3　後期高齢者医療保険【健康福祉局医療保険課】

広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

(1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

(2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたときなど、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

(3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免すること。

4　市介護保険【健康福祉局介護保険課】

(1) 保険料

第１号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第１号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

ア　徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

イ　減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合、保険料を減免する。

(2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

5　国民年金保険料【健康福祉局国民年金・福祉医療課】

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充

された金額を除く。）が、その価格のおおむね２分の１以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。（日本年金機構の審査により決定）

第６節　罹災証明書の交付【財政局、区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付する。また、罹災証明書の交付にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。

１　発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき発行する。

２　建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。

３　証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が交付し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。

４　証明の範囲

災害対策基本法第２条第１号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

ア　全壊・全焼
イ　大規模半壊
ウ　中規模半壊
エ　半壊・半焼
オ　床上浸水
カ　床下浸水
キ　準半壊
ク　準半壊に至らない（一部損壊）

(2) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

第７節　被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局危機管理担当】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

１　対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象により生ずる被害）

(1) 市内で災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害

(2) 市内で 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

(3) 神奈川県内で 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

2　対象世帯

１の自然災害により

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3　支援金

支援金は、次の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

(1)　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊	解　体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	―

(2)　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借（公営住宅以外）
支給額（中規模半壊以外）	２００万円	１００万円	５０万円
支給額（中規模半壊）	１００万円	５０万円	２５万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

4　支援金の支給申請

	申請期間	申請書類
基礎支援金	災害発生日から 13 か月以内	罹災証明書、住民票等
加算支援金	災害発生日から 37 か月以内	契約書（住宅購入、賃借等）等

支援金支給のしくみ

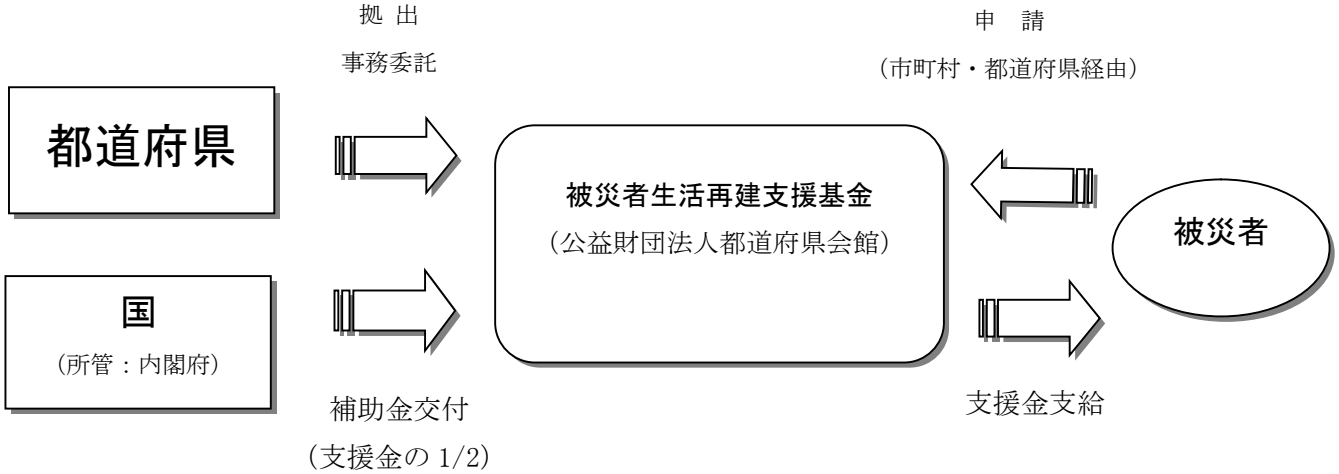

第２章　公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第１節　事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○　社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	 生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業	 公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第２節　激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

１　激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

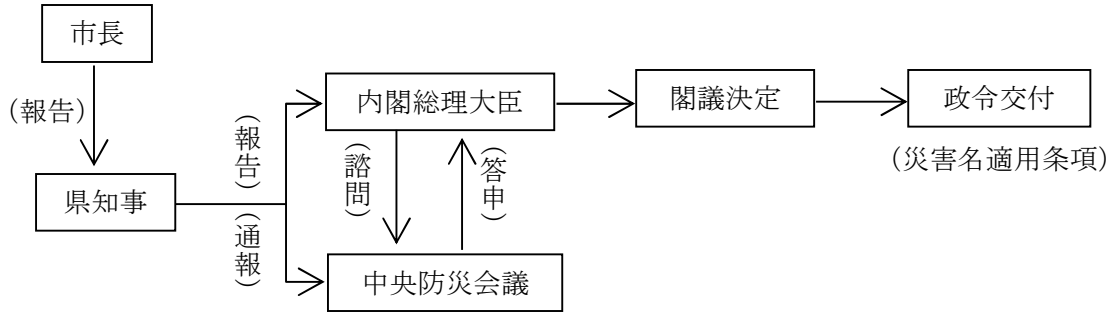

２　調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

３　特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

第３節　激甚法に定める財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業	法第３条関係
	(2) 公共土木施設災害関連事業	法第３条関係
	(3) 公立学校施設災害復旧事業	法第３条関係
	(4) 公営住宅又は共同施設事業	法第３条関係
	(5) 生活保護施設災害復旧事業	法第３条関係
	(6) 児童福祉施設災害復旧事業	法第３条関係
	(7) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	法第３条関係
	(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	法第３条関係
	(9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業	法第３条関係
	(10) 婦人保護施設災害復旧事業	法第３条関係
	(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業	法第３条、第 19 条関係
	(12) 感染症予防事業	法第３条、第 19 条関係
	(13) 堆積土砂排除事業 （公共的施設区域内・公共的施設区域外）	法第３条、第９条関係
	(14) 湛水排除事業	法第３条、第 10 条関係
２　農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業	法第５条関係
	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	法第５条、第６条関係
	(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業	法第７条関係
	(4) 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例	法第８条関係
	(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	法第９条関係
	(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業	法第 10 条関係
	(7) 共同利用小型漁船の建造	法第 11 条関係
	(8) 森林災害復旧事業	法第 11 条の２関係
３　中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	法第 12 条関係
	(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	法第 13 条関係
	(3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業	法第 14 条関係

4　その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業	法第 16 条関係
	(2) 私立学校施設災害復旧事業	法第 17 条関係
	(3) 市町村が施行する感染症予防事業	法第 19 条関係
	(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	法第 20 条関係
	(5) 水防資材費の補助の特例	法第 21 条関係
	(6) 罹災者公営住宅建設等事業	法第 22 条関係
	(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入	法第 24 条関係
	(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	法第 25 条関係

第３章　復興体制【総務企画局、危機管理本部、まちづくり局、関係局】

市長は、市が震災により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

第１節　復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後１週間後程度の時期を目途に設置する。

第２節　被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

第３節　復興方針

復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について、生活者の視点に立った多様な主体の意見を踏まえて市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

第４節　復興計画

「復興基本方針」の策定後、６か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】

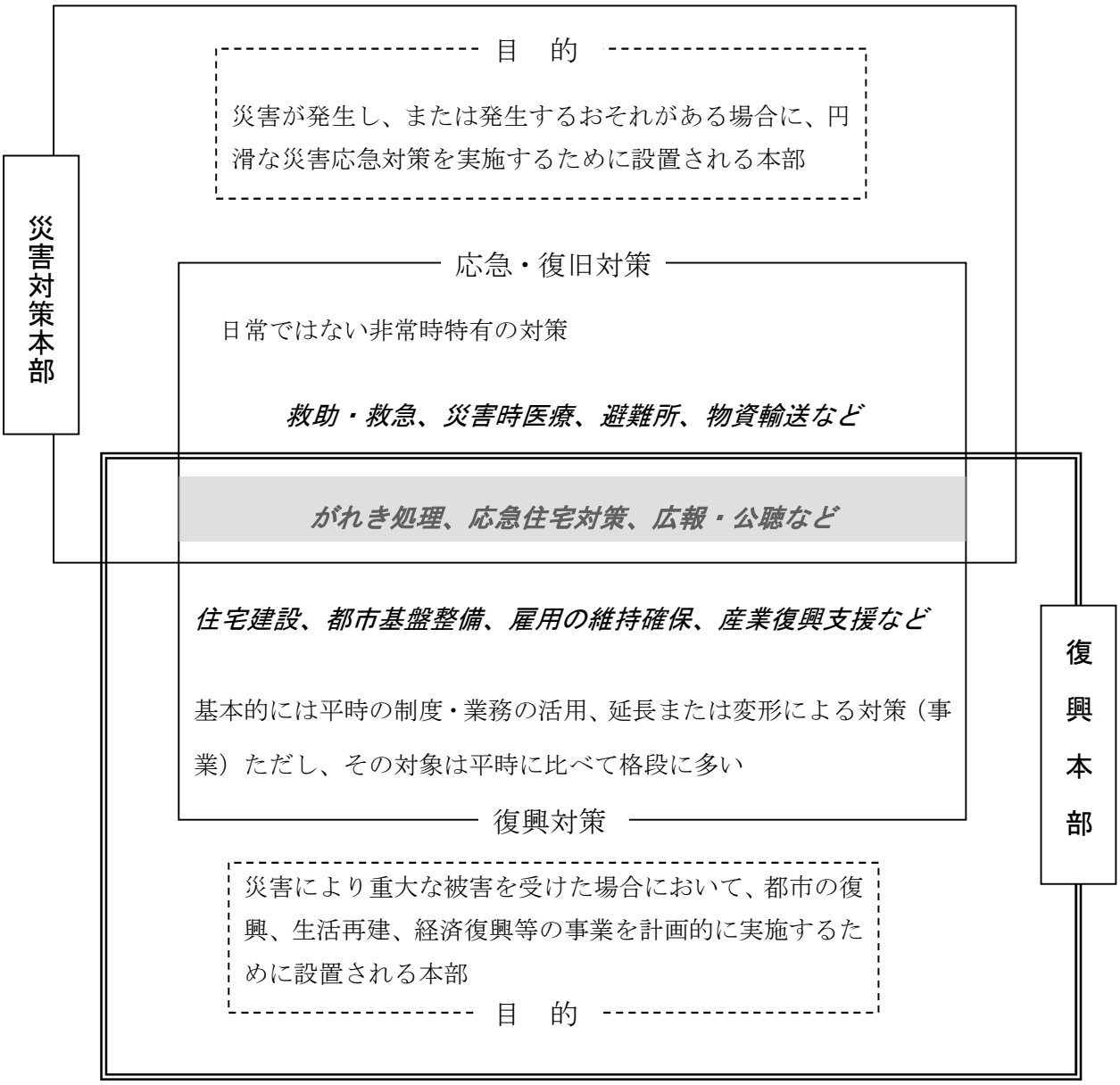

※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】

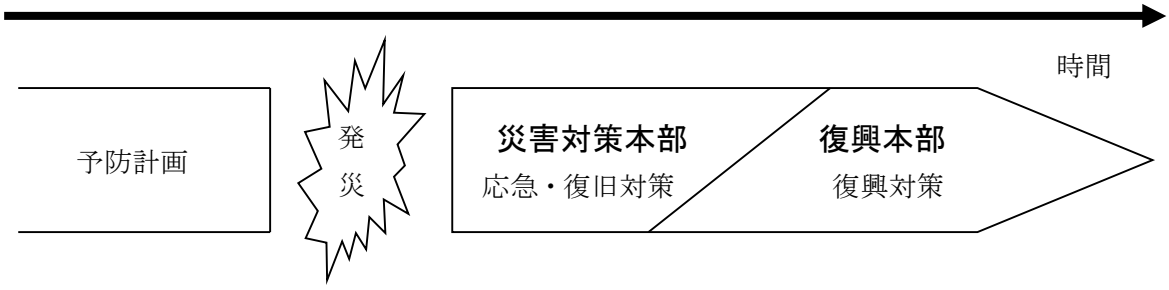

第６部　　南海トラフ地震に係る対応

第１章　基本方針【危機管理本部】

第１節　主旨

南海トラフ地震とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震で、東海地震を包括する地震をいう。

市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではないが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、市の南海トラフ地震に係る対応を定める。なお、現時点の科学的な知見では、地震の発生時期・規模・位置等についての確度の高い予測は困難であるとされていることに留意する。

第２節　南海トラフ地震の震度等

国が実施した南海トラフの巨大地震に関する被害想定（平成２４年８月発表）によると、本市における最大震度は５強とされている。また、川崎区においては、津波が最短８０分で到達すると見込まれている。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】」に定める「事前避難対象地域」（津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域）は設定していない。

また、長周期地震動（周期の長いゆっくりとした大きな揺れ）の発生により、高層ビル等は大きな揺れが発生する可能性がある。

※　地表震度（東側ケース）

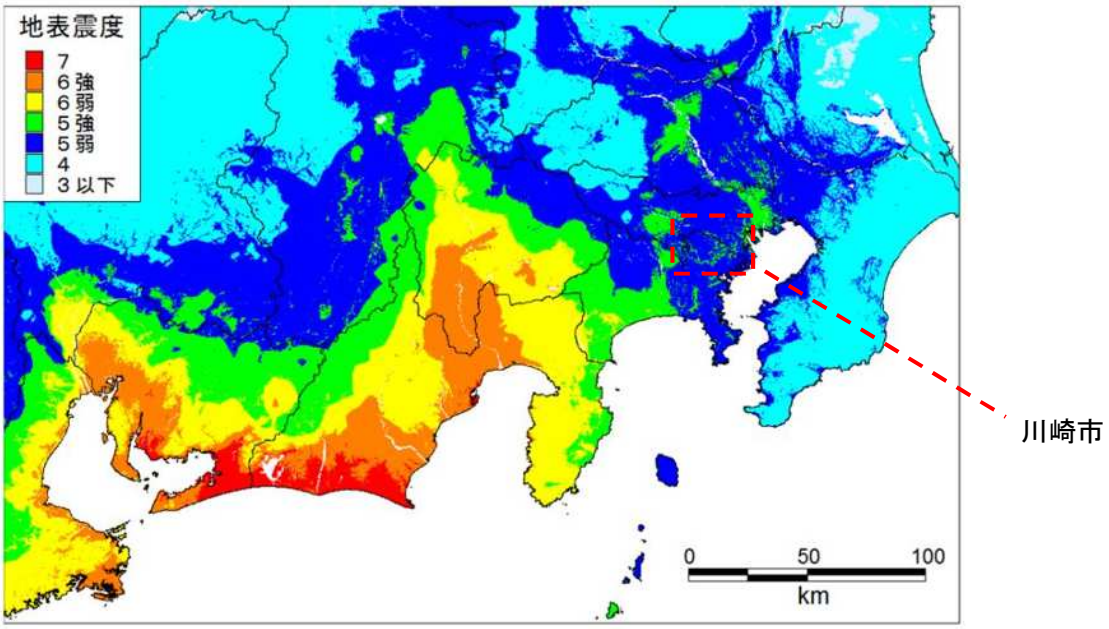

※　津波による浸水図（最も浸水範囲が広いケース）（津波が堤防等を越流すると破堤すると仮定）

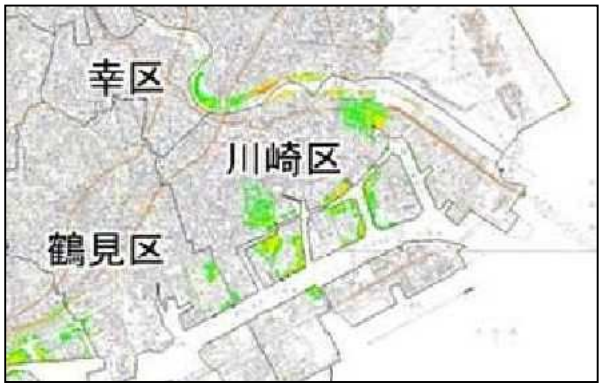

浸水深（m）
1.0 - 2.0
0.3 - 1.0
0.01 - 0.3

第３節　対応の方針

ここでは、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時から地震発生までの間における対応を規定する。

なお、地震発生後の対応については、第４部応急対策計画によるものとする。

第４節　業務の大綱

１　市の処理すべき事務又は業務の大綱

南海トラフ地震臨時情報の発表によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべき対応に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の収集・伝達・広報
(2) 南海トラフ地震臨時情報等の発表に伴う活動体制の確立・運営等
(3) 児童・生徒等の安全確保
(4) 食料、飲料水等の調達準備
(5) 医療救護・福祉体制の準備
(6) 緊急輸送
(7) 市が管理又は運営する施設の事前対応
(8) 消防対策
(9) 地震防災上、必要な啓発に関する計画
(10) 地域防災体制の整備・推進
(11) 地震防災応急計画の基本となるべき事項

２　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市域の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、第６部に定める防災業務を勘案し、それぞれの公共的な業務に応じ、協力するものとする。

第２章　南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台、危機管理本部】

第１節　南海トラフ地震に関連する情報【横浜地方気象台】

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※　南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより、臨時に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催する場合 ・監視領域内※1でマグニチュード 6.8 以上※2の地震※3が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0 以上の地震 が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0 以上の地震※3 が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第２節　南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる３つのケースが想定されている。

１　半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）８以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

２　一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、Ｍ７クラスの地震が発生した場合をいう。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてＭ７以上、Ｍ８未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したＭ７以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

３　ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合をいう。

※　情報発表までのフロー（概念図）

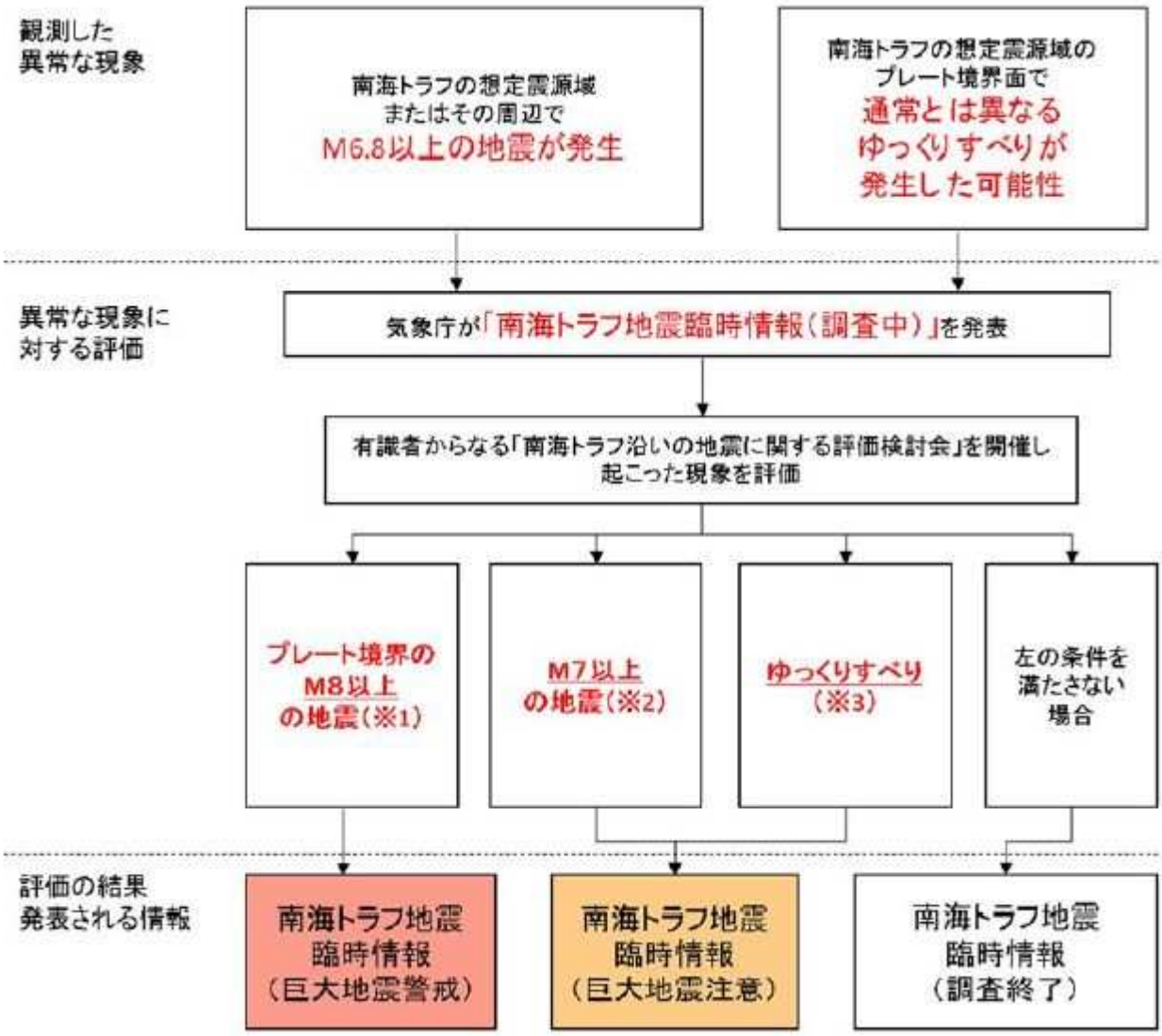

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第３節　南海トラフ地震臨時情報の伝達【危機管理本部、各局室区】

南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図による。なお、情報の伝達については、第３部第４章第８節参照。

・南海トラフ地震臨時情報に関連する情報の伝達系統図

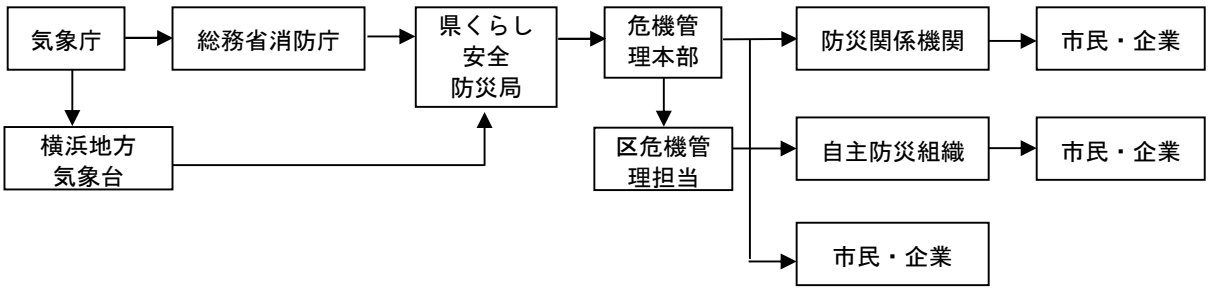

第３章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応【危機管理本部】

本章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき対応について定める。

第１節　南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（Ｍ９クラス）の後発地震の発生を想定し、発表された情報の内容に応じて市民や企業は次のような対応を行う。

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

巨大地震警戒対応に備え、情報収集に努める。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時（半割れケース）

(1) 最初の地震発生から１週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような防災対応を行う（巨大地震警戒対応）。

ア　日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う。

イ　地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動することを検討する（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）。なお、市による「避難指示」等は原則として行わない。

(2) 最初の地震発生から１週間経過以降２週間経過までの間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う（巨大地震注意対応）。

(3) 最初の地震発生から２週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(1) 最初の地震発生から１週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの再確認等しながら通常の生活を行う（巨大地震注意対応）。

(2) 最初の地震発生から１週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

<table>
<tr><th>地震発生からの経過時間</th><th>プレート境界のＭ８以上の地震
（半割れケース）</th><th>Ｍ７以上の地震
（一部割れケース）</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>直後
「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</td><td colspan="2">南海トラフ臨時情報（調査中）の発表

●情報収集に努める</td><td>南海トラフ臨時情報（調査中）の発表

●今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度</td><td>南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の発表
＜巨大地震警戒対応＞

●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う

●地震発生後の対応では間に合わない可能性のある災害時要援護者等はあらかじめ移動（津波による浸水が想定される場所から移動しておくなど）</td><td>南海トラフ臨時情報
（巨大地震注意）の発表
＜巨大地震注意対応＞

●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う</td><td rowspan="3">南海トラフ臨時情報
（巨大地震注意）の発表
＜巨大地震注意対応＞

●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>１週間

２週間</td><td>南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の発表
＜巨大地震注意対応＞

●日頃からの地震への備えを再確認等しながら通常の生活を行う</td><td rowspan="3">●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>●地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

※　上記対応は、個々の状況に応じて変わるものである

第２節　市の組織・配備【危機管理本部】

常設の災害対策本部事務局（危機管理本部）において川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとるとともに、防災活動上必要と認められる場合には体制を強化する。

勤務時間外に、南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合、電子メール、有線電話等により予め指定された危機管理本部職員へ連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、予め指定された危機管理本部職員は、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

第３節　消防局の組織・配備【消防局】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、震災警戒第１号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保するとともに、防災活動上必要と認められる場合は、体制を強化する。

また、出火防止の広報活動、機械器具等の点検整備、消防団や警察との連携など必要な活動を行う。

第４節　広報【総務企画局、シティプロモーション推進室、消防局、区】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有する広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接住民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めるものとする。

1　市が実施する広報

(1) 広報内容

ア　南海トラフ地震臨時情報の内容

イ　事業所に対する応急対策実施の呼びかけ

ウ　地域住民が取るべき措置

エ　その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ（かわさきＦＭ)、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について配慮するものとする。

（資料編　災害情報等の放送に関する協定（かわさき市民放送))

（資料編　災害時等における放送要請に関する協定書(日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか))

（資料編　災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社、株式会社ｼﾞｪｲｺﾑ関東せたまち局、YOU ﾃﾚﾋﾞ株式会社))

（資料編　ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

(ｲｯﾂｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社))

（資料編　地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川))

（資料編　災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）

（資料編　災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))

2　防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等（電気、ガス、通信、鉄道等）は、住民等に対して、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

第５節　市による事前対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合、地震の発生に備え、市はおおむね次の事前対応を行う。

1　児童・生徒の安全確保**【教育委員会】**

教育委員会事務局は、南海トラフ地震臨時情報の入手後速やかに学校に連絡し、学校は在校の児童・生徒の安全確保に十分留意するものとする。

2　食料・飲料水等の調達準備**【経済労働局、上下水道局、危機管理本部、区】**

市は、地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や、関係団体との連絡体制を確立する。

3　資機材の点検等**【危機管理本部、関係局】**

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行う。

4　医療救護・福祉体制の準備**【健康福祉局、病院局】**

川崎市医師会との連絡体制を確保し医療救護班の編成に備えるとともに、川崎市病院協会を通じ、市内の医療機関に対して入院患者等の安全確保を要請する。

市立病院は、入院患者等の安全確保に十分留意する。

また、市内の社会福祉施設と川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）等を活用して連絡体制を確保するとともに、災害時要援護者等の受入体制の準備を図るよう要請する。

5　緊急輸送の準備**【危機管理本部、総務企画局】**

応急対策要員や応急対策に必要となる資機材や物資の緊急輸送に備え、車両等の確保など必要な準備を進める。

6　市管理施設等の事前対応**【関係局】**

市が管理又は運営する道路、橋りょう、河川、港湾、下水道等及びその他の重要な施設（福祉施設、医療機関を含む）において、利用者等の安全確保、施設・設備の点検、設備・備品等の転倒及び落下防止措置、危険物の安全措置、非常電源の確保等必要な対応を行う。

第６節　市民・事業所等の対応【経済労働局、危機管理本部】

1　市民等の対応

市民等は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し品の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とする。

2　事業所等の対応

事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することが望ましい。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・消火設備、防災資機材等の点検を実施する。

第７節　警備対策【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

1　警察

警察は、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、警備体制を確立し、迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動や情報伝達に努めるものとする。

2　第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第８節　交通対策【交通局、神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、指定地方公共機関】

1　道路【神奈川県警察】

警察は、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が実施

する緊急輸送（通行）車両の円滑を確保するため、必要に応じ、交通規制等の交通対策を実施する。

2　海上交通【第三管区海上保安本部】

港内にある船舶や危険物取扱い事業所の管理者等に対する注意喚起等を行う。

3　鉄道【東日本旅客鉄道（横浜支社）、東海旅客鉄道、東急電鉄、京浜急行電鉄、小田急電鉄】

旅客等への情報伝達、列車の運行停止又は徐行、施設・設備の対策・点検などの必要な対策を実施する。

4　バス【交通局、指定地方公共機関】

警察による道路規制の状況等を的確に把握しながら、原則運行を継続し、乗客等の安全確保に留意するとともに、車両や施設・設備の対策・点検や燃料の確保などの必要な対策を実施する。

第９節　公共機関の事前対策【指定公共機関】

1　電気【東京電力パワーグリッド株式会社】

平時から、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立並びに要員及び資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育・訓練の充実を図る。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、施設訪問者の避難誘導、火災等の二次災害防止のための安全措置に関する広報、津波来襲に備えた工事・作業等の中止等を実施する。

2　電話通信【東日本電信電話株式会社】

平素から設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備とするよう努め、被災地との通信が全面的に途絶することのないよう最小限の通信手段を確保する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、非常態勢等をとるとともに、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するための利用制限等や、災害用伝言ダイヤルの提供、通信建物・設備等の巡視及び点検、工事中の設備に対する安全措置等必要な対策を行う。

3　ガス【東京ガス株式会社】

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、警戒体制等をとるとともに、従業員や訪問者等に対する避難等の要請、地震発生時に使用中のガス栓の即時閉止等を要請するなどの安全広報、ガス工作物等の工事又は作業の中断など必要な対策を行う。

第４章　地震防災上必要な事前対策の推進【危機管理本部、各局室区】

第１節　市職員に対する啓発

各局室区は、それぞれの職場における南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応について、職員に対する防災啓発に努めるものとする。

第２節　住民等に対する広報【危機管理本部】

住民等に対し、平常時において、南海トラフ臨時情報の内容等の理解を深めさせ、社会的混乱の防止を図るための広報活動を行う。

第７部　　公共事業施設防災計画

第１章　電力施設防災計画【東京電力パワーグリッド株式会社】

第１節　計画方針

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第２節　防災体制

１　非常態勢の区分

災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。

非 常 態 勢 の 情 勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合	第１非常態勢
・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合	第２非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合	第３非常態勢

２　非常態勢の組織

本社、総支社ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。

事　業　所	組織	機　　能
本　　社	非常災害 対策本社本部	・本社における非常災害対策活動の実施 ・全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関（支社、その他指定事業所）等	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活動の実施
総　支　社　等	非常災害 対策総支社 本部	・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮
第一線機関等 ┌支社 └その他指定事業所	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活動の実施

第３節　非常災害対策活動

1　非常災害時における電力設備の運転

(1) 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

(2) 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

2　非常災害時の情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集し、災害情報を集約・共有するシステム（以下、災害情報システムという）へ登録する。

- 当社設備等に係わる人身災害発生状況
- 停電状況（停電件数・停電地域等)、停電による主な影響、重要なお客さま等の停電状況、停電復旧状況
- カスタマーセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- 各設備ごとの被害状況（被災画像等)、設備復旧状況
- 復旧用資機材、要員等の応援、食料等の手配・調達状況、要望事項
- 非常災害対策要員の出動状況、社員および家族の被災状況
- 社外応対状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署)、報道機関およびお客さま等への応対状況）
- 公共交通機関や道路等の被害情報等
- その他気象等に関する情報、交通状況等

(2) 情報集約

各非常災害対策本部は、災害情報システムにより自動集計された総合的な被害状況を把握する。

3　被害の復旧

(1) 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備ごとに復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、復旧資機材の調達、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

(2) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定められたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況ならびに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きなものから行う。

(3) 復旧作業上の留意事項

ア　災害発生の状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続きを実施する。

イ　復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧作業者であることを明示する。

ウ　幹線道路上にある当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。

エ　河川、海岸および急傾斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

4　広報活動

(1) お客さまに向けた広報

ア　非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。

イ　当社独自では速やかな広報活動ができない場合（停電規模が数万軒で１時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合）は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼する。詳細については、区市町村との協議による。

(2) 報道機関を通じての広報

ア　広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。

イ　報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部情報班が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。

ウ　首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度５強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本社広報室に設置してある端末により、ＮＨＫおよび在京ラジオ６社に同時広報を行う。

（資料編　川崎市ライフライン連絡会議設置要綱）

第２章　ガス施設防災計画【東京ガス株式会社】

第１節　ガス施設の災害予防措置に関する事項

１　施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

２　ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

３　非常用設備の整備

(1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

第２節　災害応急対策に関する事項

１　非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第０次非常体制	１．震度５弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	１．震度５強の地震が発生した場合、その他必要な場合 ２．地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ３．地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意報）が発表された場合
第二次非常体制	１．震度６弱以上の地震が発生した場合 ２．震度５弱・５強の地震が発生し，中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 ３．地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合

２　対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(2) 他会社等との協力

ア　協力会社等とは、災害発生後直ちに出動要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ　自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

３　通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

４　情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(1) 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(2) 被害情報

ア　一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

イ　対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

ウ　出社途上における収集情報

エ　その他災害に関する情報(交通状況等)

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

(5) 社員の被災状況

(6) その他災害に関する情報

5　広報活動

(1) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

6　事業継続計画の発動

必要により事業継続計画を発動し、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

(1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

(2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

(3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

(4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

7　復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(1) 取引先・メーカー等からの調達

(2) 被災していない他地域からの流用

(3) 他ガス事業者等からの融通

8　復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

9　応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

10　危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第３節　災害復旧に関する事項

1　復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア　復旧手順および方法
イ　復旧要員の確保および配置
ウ　復旧用資機材の調達
オ　供給停止需要家等への支援
カ　宿泊施設の手配、食料等の調達
キ　その他必要な対策

エ　復旧作業の期間

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

2　復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア　高・中圧導管の復旧作業

a　区間遮断
b　漏えい調査
c　漏えい箇所の修理
d　ガス開通

イ　低圧導管の復旧作業

a　閉栓作業
b　復旧ブロック内巡回調査
c　被災地域の復旧ブロック化
d　復旧ブロック内の漏えい検査
e　本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
f　本支管混入空気除去
g　灯内内管の漏洩検査および修理
h　点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
i　開栓

（資料編　川崎市ライフライン連絡会議設置要綱）

第３章　通信施設防災計画【東日本電信電話株式会社】

第１節　計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

第２節　支店の所在地

支　店　名	所　在　地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部	横浜市中区山下町198	045-212-8945

第３節　事前措置

１　措置計画

災害によりネットワークに異常が発生した場合、各種措置によって重要通信の確保、不接対地の解消、呼のそ通の最大限の確保等を行うとともに、事前に措置方法について計画する。

２　災害対策機器等の点検

各種災害対策機器については、配備計画・維持管理及び定期的に点検を実施する。

３　資材等の備蓄

復旧資材は配備計画に基づき確保する。

第４節　発災時等の措置

１　情報連絡室の設置

災害の発生する恐れがある場合、あるいは大規模地震に関する東海地震注意情報を受けた場合において、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施する為、必要があると認めた場合に設置する。

２　地震災害警戒本部の設置

大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合に設置する。

３　地震災害対策本部の設置

地震災害警戒本部設置後、大規模地震が発生し、管内に被害が発生した場合は、地震災害対策本部に移行する。

４　広報対策

災害発生時、報道機関等（テレビ、ラジオ、新聞等）へ通信設備の被害状況及び輻輳発生状況、通話規制状況、回復見込み等について情報を提供し放送の協力要請する。

５　ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため、次の考え方で対処する。

(1) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。

(2) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。

(3) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

(4) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供を開始します。提供開始は報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じお知らせします。

6　警戒宣言発令下のサービス確保

警戒宣言発令におけるＮＴＴ業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通話を確保することを基本として業務を実施する。

(1) 確保する業務

ア　防災関係機関等の災害時優先電話からの通話及び街頭公衆電話からの通話は利用制限の措置は行わない。

7　被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位（重要通信を確保する機関）に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

第１順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第２順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体

第３順位

第１順位、第２順位に該当しないもの。

8　復旧活動

(1) 輻輳対策

一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

(2) 避難場所への特設公衆電話の設置

罹災者が利用する避難場所へ特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル「１７１」・災害用伝言版「web171」の運用

大規模災害の発生等により、電話が輻輳した時の安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「１７１」・災害用伝言版「web171」の運用を開始する。

提供条件等は、報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知する。

（資料編　川崎市ライフライン連絡会議設置要綱）

第４章　東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画

【東日本旅客鉄道株式会社横浜支社】

第１節　計画の目的

この計画は鉄道施設について、地震災害の被害を軽減するため、災害予防・応急対策並びに復旧対策を計画し、これをもって防災活動の総合的な推進を図り、旅客及び社員の安全・財産の保護と輸送の円滑を期することを目的とする。

第２節　施設の現況

当社の川崎市内に敷設されている鉄道線は、東海道線・横須賀線・鶴見線・南武線・武蔵野線であり主たる施設の概要は本章末資料１のとおりである。

第３節　災害予防計画

１　線路構造物等の定期検査

災害に伴う被害が予想される高架橋・橋りょう・盛土・土留等の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える耐震性、防災強度を確保するような定期検査を行い、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の計画をたて施設管理の徹底を図る。

２　通信・警報設備の整備

関係気象官署、地方自治体及び防災機関との密接な連絡並びに社内機関相互間における予報・警報の伝達・情報収集の円滑を図るため、必要な通信施設・警報装置を次により整備する。

(1) ＪＲ・ＮＴＴ電話の緊急連絡用

(2) 指令専用電話・高速模写電話及びＦＡＸ

(3) 自動車無線・列車無線と中継基地及び携帯無線機

(4) 風速計・雨量計及び地震計

３　応急資材等の整備

災害復旧に必要な応急用建設資材及び災害予備用貯蔵品の種類・数量等について、整備しておくとともに、災害時には部外関係機関・関係業者の協力体制を得られるようあらかじめ協議しておくものとする。

第４節　災害応急対策

１　災害時の活動体制

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた次の災害対策本部の組織を構成しておくものとする。

(1) 地区災害対策本部は、地区長を本部長とし地区センターの実勢に応じて構成する。

(2) 駅・区（所）災害対策本部は、駅・区（所）長を本部長とし、統括センターの実勢に応じて構成する。

(3) 現地対策本部は、被害状況により迅速な応急対策・復旧対策を図る必要がある場合、設置する。

２　地震時の措置

(1) 地震時の運転規制手順

ア　輸送指令は前号の報告に基づき運転規制基準に達している場合、当該区間を運転中の列車に対し、徐行又は運転中止を指令する。

(2) 一時停止後、乗務員のとるべき措置

ア　停止位置は、二次災害防止のため可能な限り安全な場所で停止する。

イ　駅間に停車した場合は直ちに無線又は沿線電話により、輸送指令若しくは隣接駅長に停止地点、列車の被害及び旅客の状況その他必要事項を速報し、その指示に従うとともに被害状況に応じ、適切な手段をとり旅客の安全確保に努める。

(3) 線路の巡回点検

保線技術センター所長は、徒歩・列車添乗巡回を行い被害状況により、規制の緩和又は解除しても運転に支障がないと認めた場合はその旨輸送指令に報告する。

3　広報

災害による被害が発生した場合、災害線区の輸送状況及び被害状況等を迅速かつ適切に把握し、次に定めるところにより報道機関等に発表できる体制をつくるとともに、利用者に対し周知徹底を図る。

(1) 情報機関に対する広報

広報資料をすみやかに本社広報部に報告するとともに、報道機関・利用者からの問合わせがあった場合、すみやかに回答できる体制を確立する。

(2) 駅等の広報

災害時、旅客の不安感を取除き混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い旅客の鎮静化に努める。

(3) 列車乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合、輸送指令の指示・情報並びに自列車の停止・徐行位置等の状況を把握し、放送により案内する。

4　避難誘導

災害の発生に伴い、建物の倒壊・火災発生その他二次災害のおそれがある場合、旅客等を次の各号により避難誘導する。

(1) 駅における避難誘導

ア　駅構内及び列車等の被害並びに周知の状況を考慮し、危険のおそれがある場合一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

イ　広域避難場所への避難情報があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、広域避難場所に案内する。

(2) 乗務員の避難誘導

運転中の列車乗務員は、輸送指令の指示又は振動・信号等により地震その他の災害を知った場合、列車の運行を中止するとともに二次災害のおそれがある場合は旅客を安全と思われる場所に一時避難誘導する。

第５節　復旧対策

1　救出救護活動

(1) 災害等により負傷者が発生した場合は負傷者の救出救護を最優先とし、消防警察機関に通報するとともに救急車が到着するまで負傷者を安全な場所に救出し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 列車等の大規模被害により多数の負傷者が発生した場合は前節１(3)に定めた現地対策本部を設置し、救護対策・復旧対策を講ずるとともに、地方自治体及び防災関係機関に通報し応援・医師の派遣・負傷者の収容先・救護資材等の救援を依頼する。

２　災害復旧の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動を早急に回復し、復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、復旧対策の計画にあたっては被害状況・復旧工事の難易を勘案し運転再開によって復旧効果の最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。

３　災害復旧計画

(1) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後すみやかに本復旧計画をたて実施する。

(2) 早期復旧が困難な場合、横浜支社長は関係機関に対し応援を要請するとともに、関係箇所長に対し指定請負業者に対する作業員の派遣要請を指示する。

資料

（本章末資料１　鉄道施設の概要）

資料１　鉄道施設の概要

東海道線

施設名＼区分	箇　所　数	延　　長	適　　要
橋りょう	26	1,267m	
高　架　橋	16	2,972m	
ト　ン　ネ　ル	2	5,492m	
駅　　舎	木　造　1	鉄骨造　鉄筋コンクリート造　計　1	
線　　路	平　地	切　土　盛　土　2,180m	延長　2,180m
その他の施設	発電所　変電所　1		

横須賀線

施設名＼区分	箇　所　数	延　　長	適　　要
橋りょう	24	433m	
高　架　橋	2	882m	
ト　ン　ネ　ル	1	32m	
駅　　舎	木　造　1	鉄骨造　鉄筋コンクリート造　計　1	
線　　路	平　地	切　土　3,890m　盛　土　4,150m	延長　8,040m
その他の施設	発電所　変電所　1		

鶴見線

施設名＼区分	箇　所　数	延　　長	適　　要
橋りょう	13	762m	
高　架　橋	6	494m	
ト　ン　ネ　ル		m	
駅　　舎	木　造　3	鉄骨造　1　鉄筋コンクリート造　1　計　5	
線　　路	平　地	切　土　1,920m　盛　土　3,300m	延長　5,220m
その他の施設	発電所　1	変電所　2	

南武線

施設名＼区分	箇所数	延長	適要
橋りょう	54	787m	
高架橋	12	4,093m	
トンネル			
駅舎	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	計
	3	13		16
線路	平地	切土	盛土	延長
	9,609m	19,459m	29,068m
その他の施設	発電所	変電所
	3

武蔵野線

施設名＼区分	箇所数	延長	適要
橋りょう	12	182m	
高架橋	2	80m	
トンネル	2	14,337m	
駅舎	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	計
線路	平地	切土	盛土	延長
	1,226m	2,013m	3,239m
その他の施設	発電所	変電所
	2

第５章　東急電鉄株式会社防災計画

第１節　計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

第２節　施設の現況

当社の東横線24.2㎞のうち約 3.6㎞、目黒線11.9㎞のうち約3.6㎞、田園都市線31.5㎞のうち約6.7㎞、大井町線12.4㎞のうち、約2.1㎞が川崎市内に敷設され、延長16.0㎞の軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

路　　線	東横線		目黒線		田園都市線		大井町線	
施設名　　区分	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
橋りょう	22	563 m	21	556 m	25	883 m	18	519 m
高架橋	12	2,676 m	6	1,862 m	6	1,981 m	4	1,647 m
ずい道	－	－	－	－	5	561	－	－
線路延長	3,580 m		3,580 m		6,592 m		2,162 m	
駅　　舎	3 （鉄骨）		3 （鉄骨）		7 （鉄骨）		3 （鉄骨）	
その他施設	変電所2		変電所2		変電所3		変電所1	

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線（二子新地駅～溝の口駅間）は、複々線として、駅、変電所等の施設を共用している。

第３節　施設の災害予防計画

１　各施設の点検整備計画

新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、定期的に検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

２　列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、列車乗務員と運輸司令所との連絡と通報の迅速を図り、円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる場合、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止する。

３　応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

第４節　応急対策

1　災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

2　地震時における緊急措置

(1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）

震度４
- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置または規制区間の終端まで２５㎞/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転より進路等に異常がない旨、及び構造物等に異常がない旨確認後、速度規制を解除する。

震度５弱
- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、電力管理システムにより、き電線、高圧配電線の送電に異常がない旨、および規制区間内の駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで２５km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨、及び電力司令長より構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、速度規制を解除する。

震度５強以上
- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より、規制区間内の構造物等に異常がない旨、及び巡回係員等による安全確認のうえ異常がない旨、並びに規制区間内の駅長・区長から構造物等に異常がない旨の報告を受けたのち、運転士に対し、規制区間内の先行列車位置また規制区間内の終端まで２５km/h以下の注意運転を指令する。
- ・運転士より進路等に異常がない旨の報告を受けたのち、注意運転を解除する。

(2) 乗務員の対応

運転士は、強い揺れを感知したとき、または早期地震警報システムを受報したとき、及び運輸司令所長から地震が発生し列車を停止させるよう指示を受けたときは、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避け速やかに停止する。列車停止後、運輸司令所長から運転に関する指示がない場合は、周辺状況をよく確認し、最も安全と認められる取り扱いをする。

3　通信情報連絡計画

(1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。

(2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、設備保全課、現業区、電気司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

4　避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う。また、その指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

5　人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

第５節　応急復旧計画

本社に事故・災害対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

第６章　京浜急行電鉄株式会社防災計画【京浜急行電鉄株式会社】

第１節　計画の目的

この計画は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）の鉄道における大地震による被害の未然防止ならびに災害発生時の旅客の人命保護と救済および被害の軽減を図ることを目的とする。

第２節　施設の現況

１　路線の概況

当社の鉄道線は、本線（泉岳寺～浦賀間）及び支線の空港線（京急蒲田～羽田空港第１・第２ターミナル間)、大師線（京急川崎～小島新田間)、逗子線（金沢八景～逗子・葉山間)、久里浜線（堀ノ内～三崎口間）からなっており、その営業キロは、延長87.0㎞である。このうち川崎市内に敷設された鉄道は約７㎞である。

２　施設の現況

区分／施設名	箇所数	延長	摘要	
橋りょう	9（本 7、大 2）	727m（本 685m、大 42m）	架道橋７箇所含む（本６、大１）	
高架橋	１０（本 １０、大 0）	1250m（本 1250m、大 0m）		
隧道	1（本 0、大 1）	456m（本 0m、大 456m）		
線路	4015m（平地部（本 135m、大 3880m））	179m（盛土部（本 179m、大 0m））	合計延長　4194m	
駅舎	1（木造（本 0、大 1））	6（鉄骨造（本 2、大 4））	１（本０、大１）（鉄筋コンクリート造）	８駅（合計）
その他	変電所２箇所（本１、大１）			

（本：本線　　大：大師線）

第３節　事前対策

１　鉄道施設の耐震化及び安全対策

これまで高架橋および駅施設の耐震化を進めており、今後も計画的に取り組むことにより、人災を未然に防ぎ、震災時における輸送力の確保へと繋げていく。また、土構造物、高架橋・橋りょう、抗土圧構造物、トンネルの通常全般検査を確実な検査サイクルで実施し、変状の早期発見と迅速な補修措置によるパッケージングで安全を図っていく。

2　列車無線装置の完備

列車乗務員と総合司令所との業務連絡と通報の迅速を図り、運転業務の円滑な運行管理を行うとともに、災害が発生し列車運行に支障があると認められる時、一斉指令により全列車の緊急停止を行い、併発事故を未然に防止するため、全列車に列車無線を装備している。

3　災害用資機材・用品の備蓄

災害時に備え、復旧用資材・用品の備蓄場所を定め所定の数量を確保する。

4　乗客に関する一般的知識等の普及処置

(1) 震災に関する一般的知識等の普及

(2) 避難場所の掲示

5　防災教育および各種訓練

（訓練項目）

(1) 列車の一旦停止訓練

(2) 列車の減速運転訓練

(3) 情報伝達訓練

(4) 対策本部設置訓練

(5) 安否登録訓練

(6) 踏切道改良促進法施工規則14条３項に基づく連絡訓練

(7) その他の教育訓練

（実施時期・回数）

９月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。

その他の教育訓練として、鉄道事故総合対応訓練、テロ対策訓練、津波避難誘導訓練、津波避難者受入訓練を年１回実施する。

第４節　災害応急対策

1　活動方針

地震等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」により、鉄道部門災害対策本部（本章末資料１参照）を設置して、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図るものとする。

2　地震発生時における緊急措置

(1) 運輸司令長の取り扱い

運輸司令長（以下「運輸司令」という。）は地震を感知したときは、震度計を設置してある停車場の駅長または営業主任（信号担当）（以下「震度計設備駅長」という。）および施設司令長（以下「施設司令」という。）から震度の報告を受け、そのいずれかが震度４以上である場合は、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア　震度４の場合

(ｱ) 地震発生時

a　列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。

b　駅長（以下「営業主任（信号担当)」を含む。）に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。

c　施設司令および金沢検車区長（以下「保守担当責任者」という。）に対して，震度を通報する。

(ｲ) 地震終息後

a　列車の乗務員に対して、毎時３５キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。

b　関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

イ　震度５弱の場合

(ｱ) 地震発生時

a　列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。

b　駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。

c　保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(ｲ) 地震終息後

a　駅長から停車場構内の運転諸設備について、異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。

b　前ａの報告により列車の運転に支障のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時２５キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。

c　関係駅長からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

ウ　震度５強以上の場合

(ｱ) 地震発生時

a　列車の乗務員に対して、地震の発生とその震度を通報し、列車の停止を指令する。

b　駅長に対して、震度を通報するとともに列車の停止を指令する。

c　保守担当責任者に対して、震度を通報する。

(ｲ) 地震終息後

a　駅長から停車場構内の運転諸設備について異常の有無の報告を受け、また保守担当責任者から要注意箇所について異常の有無の報告を受けて、その状況を把握する。

b　停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の停止した場所の最寄り駅長から停車場構内の運転諸設備に異常がない旨の報告と、当該列車の乗務員から見通しの範囲に異常がないことを確認した場合は、施設司令と協議のうえ、旅客の避難誘導のため毎時１５キロメートル以下の速度で最寄駅まで運転を指令することができる。この場合駅長に対して、その旨を通報する。

c　前aの報告により、停車場構内の運転諸設備及び要注意箇所に異常のないことを確認したときは、列車の乗務員に対して毎時２５キロメートル以下の速度での運転再開を指令し、駅長及び保守担当責任者に対して、その旨を通報する。

d　関係駅長及び保守担当責任者からの報告により、報告指定駅間が列車の運転に支障のないことを確認したときは、駅長及び乗務員に対して、当該区間における指定速度規制の解除指令を行い、逐次正常運行の確保に努める。

(ｳ) 列車の運転に支障がある場合

地震終息後、駅長、乗務員又は保守担当責任者から列車の運転に支障があること、又は要注意箇所に異常があることの通報を受けたときは、その状況及び復旧見込みを把握し、当該箇所の関係責任者又は乗務員に対して速やかに適切な指令を行う。

(2) 駅長の取り扱い

駅長は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度４以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取扱いをしなければならない。また、震度計設備駅長は、地震を感知したときは停車場備え付けの震度計により震度を確認し、その震度を速やかに運輸司令に報告しなければならない。

ア　震度４の場合

(ｱ) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(ｲ) 地震終息後

a　速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検を行い、列車の運転に対する支障の有無を把握する。

b　列車の運転が再開されたのち、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間と、その区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は、後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。

c　運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

イ　震度５以上の場合

(ｱ) 地震発生時

列車の乗務員に対して、その旨を通告し、列車の出発を見合わせる。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。

(ｲ) 地震終息後

a　速やかに管轄する停車場構内の運転諸設備の目視点検、動作試験等を行い、速やかに列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。

b　運輸司令から列車の運転を再開した旨の通報を受け、列車が到着し、又は通過する列車を停止させたときは、その列車の乗務員から運転した区間とその区間における線路等の状態の列車の運転に対する支障の有無を確認し、運輸司令に対して、その旨を報告する。この場合、運輸司令に対する報告は後方隣接報告指定駅と自駅間の状況が判明したのちに行う。

c　運輸司令から指定速度規制の解除司令を受けたときは、逐次正常運行の確保に努める。

ウ　列車の運転に支障がある場合

地震終息後列車の運転に支障があることを確認したときは、列車防護等を行い、列車を停止させ、又は列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令にその状況を報告する。

エ　通信が途絶したとき

通信が途絶したときは、線路その他施設に異常があったとみなし、管轄する停車場間に列車を確認したときは、旅客及び乗務員の安否と線路その他施設の状態を把握する。

オ　旅客の避難誘導

常時、旅客の動態を把握し、適切な放送により、旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導すること。この場合、被害を認めたときは、救急の手段に最善を尽くす。

(3) 乗務員の取り扱い

乗務員は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令もしくは駅長から震度４以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア　地震発生時

橋りょう、トンネル及び踏切道を避けて安全と思われる場所に速やかに列車を停止させる。

イ　地震終息後

(ｱ) 運転再開の指令を受けたときは、指定された速度以下で注意運転を行う。この場合、特に線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を確認する。

(ｲ) 最寄りの報告指定駅へ到着したときは、駅長に対して運転した区間とその区間における線路等の状態の列車運転に対する支障の有無を報告する。この場合、通過する列車であるときは列車を停止させて報告する。

(ｳ) 運輸司令から指定速度規制の解除指令を受けたときは、逐次正常運行に復するよう努める。

ウ　列車の運転に支障がある場合

列車の運転再開後、列車の運転に支障があることを確認したときは、列車を停止させ、運輸司令にその状況を報告する。この場合、隣接線路が支障しているときは、隣接線路を運転する列車の停止手配をとる。

エ　旅客の避難誘導

列車を停車場間の途中で停止させ、その停止した場所が危険となったときは、旅客を安全と思われる場所へ避難誘導する等、臨機の処置をとる。この場合、乗務員相互に協力して、併発事故の防止を考慮するとともに旅客の混乱防止と秩序維持に努める。

(4) 保守担当責任者の取扱い

保守担当責任者は、強い地震を感知したとき、又は運輸司令から震度４以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の各号に定める取り扱いをしなければならない。

ア　震度４又は５弱の場合

施設司令は、保線区長、土木区長、建築区長、変電区長、電力区長および通信区長（以下「施設関係区長」という。）に、金沢検車区長は新町検車区長及び久里浜検車区長（以下「車両関係区長」という。）に、それぞれ地震の発生とその震度を通報する。運転再開後、保守担当責任者は、線路その他の点検を行なうとともに、これを施設関係区長および車両関係区長に要請する。

イ　震度５強以上の場合

(ｱ) 前号に定めるほか、地震終息後速やかに要注意箇所の点検を行うとともに、これを施設関係区長及び車両関係区長に要請する。

(ｲ) 諸点検の結果と施設関係区長及び車両関係区長からの報告に基づき、列車運転に対する支障の有無を運輸司令に報告する。

(5) 施設司令の取り扱い

運輸司令より地震発生の通報を受けた施設司令（震度計測定担当者）は、各震度計の指示値を確認し、速やかに運輸司令に報告する。

第５節　応急復旧対策

１　地震等の非常災害により事故が発生したときは、死傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止に万全を講じるとともに、その救急措置及び復旧については「鉄道事故・災害対策規程」等により最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行うものとする。

２　防災機関および地域防災組織との連絡方法

主に、本章末資料２連絡系統図により実施する。

(1)「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、所轄警察署、所轄消防署へ速報する。

(2)「鉄道事故・災害対策規程」に基づき、特殊車両の出動要請、救急医療機関へ連絡する。

資料（本章末資料１　鉄道部門災害対策本部の組織ならびに業務分掌）（本章末資料２　連絡系統図）

資料１　事故対策本部の組織及び業務分掌

資料1　対策本部の組織及び業務分掌

※班員については，必要に応じて部署間で応援を行う。

対策本部長

対策副本部長

司　令　班

○班　長
総合司令所長

【各現業への司令業務】・当規程第11条～第14条に基づく連絡を行う。
・状況の把握，ならびに関係者へ通報する。
・臨時運転計画を策定する。
状況によっては段階的に運転区間を延長，縮小する。
・不通区間，運転区間，復旧見込み等を関係箇所へ連絡する。
・臨時運転計画に合わせた，車両の手配等を行う。
・振替輸送，代行輸送の手配を行う。
【安否確認・非常招集】・所属員の安否確認および非常招集を行う。

事　務　局　班

○班　長
安全推進部長
○情報担当者
安全推進部課長
事業統括課長

注）事務局班には，鉄道統括部を含む。

【対策本部事務局業務】・事務局の役割を行う。
・危機対策総本部設置時，総本部との連絡調整を行う。
・各班の連絡，調整を行う。
・関係機関等との連絡，要請等を行う。
・運輸安全委員会対応の総括を行う。
【庶務業務】・現金の出納手配の指示を行う。
・対策本部および作業員の給食手配の指示を行う。
【安否確認・非常招集】・所属員の安否確認および非常招集を行う。

広　報　班

○班　長
新しい価値共創室課長

【広報業務】・対外発表資料の作成を行う。
・報道機関への発表を行う。
・必要に応じて記者会見を行う。

救　急　班

○班　長
運輸営業部長（兼務）

【被害者救護対応】・衣食の確保および一時的な宿泊設備等の手配を行う。
・被害者の救援，医薬品，給食の手配に関する調整を行う。
・被害者の収容先，住所，氏名，年齢，連絡先，負傷程度の
確認，遺失物，遺留品の調整・管理を行う。

現地指揮所

○総括責任者
現地指揮所に常駐する最上位職の者，または対策本部長が指名した者

【現地における対策の指揮】・事務局担当は，総括責任者を補佐し，対策本部事務局との連絡調整，時系列の作成，運輸安全委員会対応の現地総括を行う。
・駅担当は，被害者に関する現地対策，警察・消防対応の現地総括を行う。
・運転・車両・工務・電気担当は，復旧に関する現地対策，関係行政機関対応を行う。

建　設　班

○班　長
建設部長
○情報担当者
建設部課長

【工事箇所の施設調査業務】・鉄道施設，建物等の被害状況を詳細に調査する。
・復旧予測を行う。
・原因調査および証拠物件の保管を行う。
・関係行政機関等の調査が行われる場合，担当する鉄道施設に係る部分の
対応を行う。
【工事箇所の施設復旧業務】・工事箇所に関する仮復旧計画をたてる。
・関係業者に仮復旧を依頼する。
・復旧作業を行う。
・臨時運転計画に合わせた，諸設備を仮設置する。
・復旧所要資材の見積・手配を行う。
【安否確認・非常招集】・所属員の安否確認および非常招集を行う。

運　輸　営　業　班

○班　長
運輸営業部長
○情報担当者
管理課長
運転課長

【運転・駅調査業務】・乗務区，信号所，信号扱所等の被害状況を詳細に調査する。
・駅等の被害状況を詳細に調査する。
・事故の調査，報告を行う。
・関係行政機関等の調査が行われる場合，運転・駅関係に係る部分の対応を行う。
【運転復旧業務】・運転に関する仮復旧計画をたてる。
【旅客対応業務】・代行バスの手配に関する調整を行う。
・協定外の振替輸送，代行輸送の手配に関する調整を行う。
・旅客営業に関する調整を行う。
・駅務機器の管理，運用を定める。
【安否確認・非常招集】・所属員の安否確認および非常招集を行う。

車　両　班

○班　長
車両部長
○情報担当者
検修課長

【車両調査業務】・検車区，工場等の被害状況を詳細に調査する。
・車両の被害状況を詳細に調査する。
・復旧状況の確認記録および復旧予測を行う。
・関係行政機関等の調査が行われる場合，車両関係に係る部分の対応を行う。
【車両復旧業務】・脱線車両の復旧，撤去を行う。
・車両の修理を行う。
【安否確認・非常招集】・所属員の安否確認および非常招集を行う。

施　設　班

○班　長
施設部長
○情報担当者
保線課長
通信課長

【工務・電気施設調査業務】・各区，鉄道施設，建物等の被害状況を詳細に調査する。
・電気設備の被害状況を詳細に調査する。
・復旧予測を行う。
・原因調査および証拠物件の保管を行う。
・関係行政機関等の調査が行われる場合，工務・電気施設関係に係る部分の対応を行う。
【工務・電気施設復旧業務】・工務施設および電気施設に関する仮復旧計画をたてる。
・復旧の際は，通信設備の復旧を優先して行う。
・関係業者に仮復旧を依頼する。
・復旧作業を行う。
・臨時運転計画に合わせた，諸設備を仮設置する。
・復旧所要資材の見積・手配を行う。

資料２　連絡系統図

その１　鉄道運転事故，電気事故，災害等

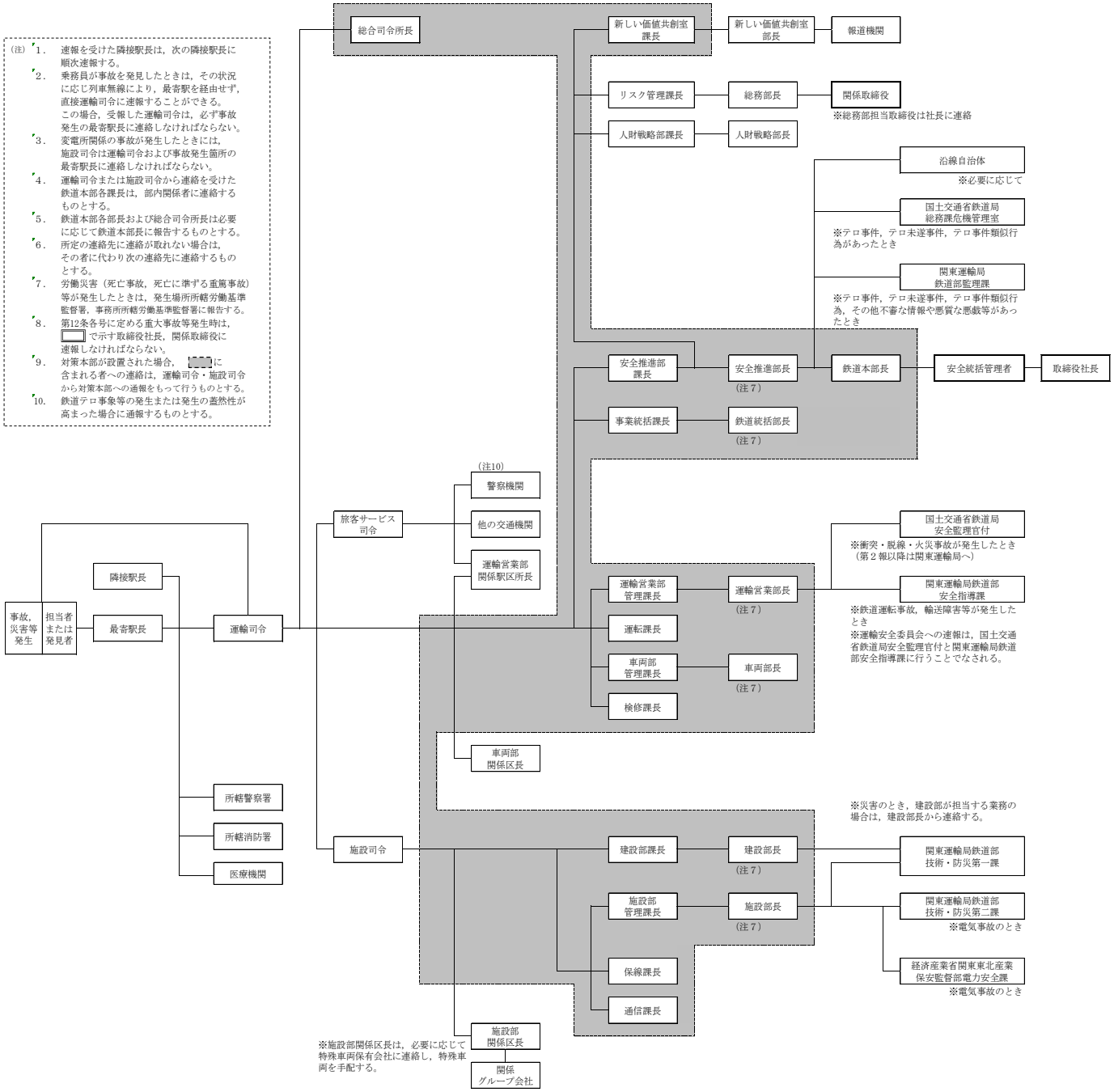

その２　業務上の死傷事故および火災盗難等

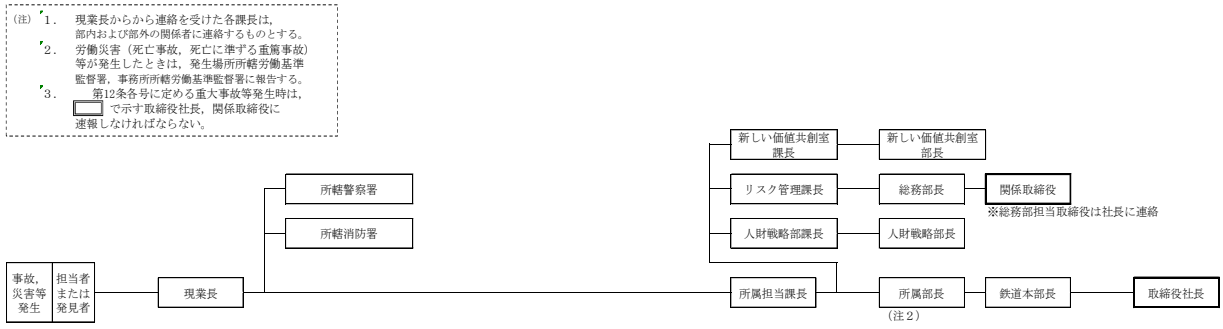

第７章　京王電鉄株式会社防災計画【京王電鉄株式会社】

第１節　計画の目的

この計画は、震災に関する予防、応急活動、および復旧について定め、旅客の安全確保を第一に、二次災害を最小限にとどめ公共輸送機関としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第２節　施設の現況

京王電鉄全線84.7㎞のうち、川崎市内に敷設してある 2.927㎞の施設の現況は、次のとおりである。

施設名＼区分	箇 所 数	延 長（m）	摘　　要
橋　　梁	1	146	
高 架 橋	6	1,762	
トンネル	1	73	
盛　　土	4	611	若葉台構内～トンネル
駅　　舎	2		京王稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ﾌﾞﾛｯｸ造

第３節　事前対策

１　施設点検

諸施設は定期的に点検を行い、不良箇所の早期発見に努める。

２　環境の把握

隣接工事による地形等、環境の変化を充分把握し、災害防止に努める。

３　通信施設の完備

緊急時に総合指令所から一斉指令により直ちに全列車の運転を停止することのできる列車無線装置や指令電話装置、一斉放送装置等を備え、連絡体制を確立する。

４　応急資材等の備蓄

災害応急活動に必要な資機材を備蓄し、災害復旧体制を確立する。

５　旅客の避難誘導措置

旅客を安全に避難をさせるため、あらかじめ避難場所を定め、駅の場合は、自衛消防組織の各任務分担により避難誘導班が混乱を生じないよう誘導する。

また、列車の旅客を駅間途中で降車させる場合は、安全を確保するとともに、パニック防止に留意し、適切に誘導する。

第４節　応急対策

１　地震発生時の措置

(1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合せる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。

(2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上

等の危険な箇所は避けなければならない。

(3) 運輸指令所長は、当社の地震計により６カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。

エリア	運転規制区間	帰属地震計
1	京王新線	笹塚・下北沢
2	京王線（新宿～つつじヶ丘）	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘
3	京王線（つつじヶ丘～京王八王子） 競馬場線、動物園線	調布・府中・聖蹟桜ヶ丘・長沼
4	高尾線	長沼・高尾山口
5	相模原線	調布・聖蹟桜ヶ丘・京王多摩センター・橋本
6	井の頭線	笹塚・千歳烏山・下北沢・富士見ヶ丘

① ６カイン以上～１２カイン未満と判明したエリア

ア　列車の乗務員に対し、速度25km／h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。

イ　各現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに駅構内および要注意箇所の点検を指令する。

ウ　各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。

② １２カイン以上と判明したエリア

ア　現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。

イ　各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。

ウ　２０カイン未満の場合で、駅間に停車した列車に対し、「線路・架線・踏切道・線路脇の建築物の状態に注意しかつ、速度15km/h以下のいつでも停車できる速度」で、最寄の停車場（有人・無人を問わず）または、後方停車場（退行した方が安全と判断した場合）まで移動することおよび旅客の避難を行った後、運転を見合せることを指令する。

(4) 点検箇所、通常運転に復する場合の運転方等は、各部の防災取扱規則に定める。

(5) 管区長は、状況により予め定めてある避難場所および広域避難場所に旅客を案内する。

(6) 列車内の旅客を避難誘導する場合は、周囲の安全を確認し、併発事故を防止しなければならない。

第５節　応急復旧計画

1　地震等で災害が発生した時は「防災取扱規則」「鉄道事故取扱規則」に基づき、本社と被災現場に災害対策本部（次表）を設置し、生命の安全確保を最優先に、従事員の招集、情報の収集、資材の運搬等に努め、二次災害の防止に万全を講じて早期復旧を図る。

〔本社災害対策本部〕

本社

本社災害対策本部長
　鉄道事業本部長
鉄道事業本部副本部長

本社災害対策本部員
　計画管理部長
　鉄道営業部長
　工務部長
　車両電気部長

連絡・調整班	計画管理部	企画管理担当
災害調査班	安全推進部	安全推進担当
旅客対策班	鉄道営業部	営業課
運転対策班	〃	運転課
死傷者対策班	安全推進部	鉄道テロ・災害対策課
軌道対策班	工　務　部	保線課
土木対策班	〃	土木課
建築対策班	〃	建築課
電力対策班	車両電気部	電力課
通信対策班	〃	通信課
車両対策班	〃	検車課

〔現地対策本部〕

指令本部

運輸指令所長
　各部課長

京王線東部地区災害対策本部
　本部長…桜上水乗務区長または関係部長（課長）

京王線西部地区災害対策本部
　本部長…高幡不動乗務区長または関係部長（課長）

相模原線地区災害対策本部
　本部長…若葉台乗務区長または関係部長（課長）

井の頭線地区災害対策本部
　本部長…富士見ヶ丘乗務区長または関係部長（課長）

第８章　小田急電鉄株式会社防災計画【小田急電鉄株式会社】

第１節　計画方針

鉄道事業の総合的、計画的な防災対策の整備推進を図り、旅客および従業員の安全確保と更には沿線自治体との協調、協力を前提に広域的な防災計画とすることで、安全・安心で災害に強い鉄道を実現し、公共輸送機関としての使命を達成することを基本方針とする。

第２節　路線の現況

小田急電鉄全線120.5㎞のうち、川崎市内14.8㎞の施設の現況は、次のとおりである。

区　分 施設名	箇所数	延長（m）	摘　要
橋　梁	40	806	多摩川橋梁は別線の為２橋梁と計上
高架橋	18	639	
トンネル	3	364	
盛　土	37	4,163	小田急管理台帳の箇所数とする
駅　舎	11		小田原線：登戸～柿生 多摩線：五月台～はるひ野
変電所	3		

第３節　事前対策

１　各施設の耐震性強化等整備計画

構造物の設計は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づくほか、関係法令を準拠して実施する。また、構造物、建築物及び設備等の点検は、社内制定の鉄道技術実施基準に基づき定期的に実施し、機能の維持に努める。

２　早期地震警報システムの運用

早期地震警報システムを運輸司令所に設置しており、当社鉄道施設への被害を予測した場合、緊急信号を発報し列車を停止させる。

３　応急用品の点検整備等

応急用資材の種類、数量、配置場所等については、社内の規定に定め、定期的に点検整備を行い災害発生時の応急措置に備える。

４　通信（連絡）手段の確保

自社設備の列車無線、鉄道内線電話、専用回線電話、現場携帯端子電話及び外部設備の衛星携帯電話、ＮＴＴ固定電話、携帯電話を配置する。

５　防災教育及び訓練

異常時において的確かつ迅速な行動ができるよう、次の訓練等を実施する。

（１）非常招集訓練

（２）情報収集と伝達訓練

（３）旅客避難・誘導訓練

（４）従業員避難訓練

第４節　応急対策

１　対策本部の設置

大規模地震により災害が発生、又は地震により甚大な損失を受けると判断した場合は、社内制定の「危機管理規則」、「大規模地震事業継続計画（地震ＢＣＰ）」に基づき、本社に総合対策本部を、また、状況により鉄道現地対策チームを設置し、人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。

（本章末資料１　総合対策本部組織　参照）

２　発災直後における運転取扱

（１）列車の停止手配

①　乗務員は運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

②　前項により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。

③　運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。

（２）地震計の計測値が４０ガル以上９９ガル以下の場合

①　全線の列車に対し緊急停止を指令する。

②　関係駅区所長に点検を指示し施設等の異常の有無を確認する。

③　「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づき、当社設置の地震計の計測値により構内点検、線路点検および運転規制を実施する。

④　異常を認めない区間より平常運転に復す。

（３）地震計の計測値が１００ガル以上の場合

①　駅間に停車した列車の乗務員は、旅客の降車誘導を行う。

②　振動停止後、徒歩点検を基本に駅構内、駅間の点検を実施する。

③　１５０ガルを計測した区間については試運転列車による確認を行う。

④　点検終了後、異常を認めない区間より注意運転を開始する。注意運転終了後、異常を認めない区間より平常運転に復す。

３　震災時の初動措置

（１）非常招集

災害が発生し、総合対策本部及び現地対策チームを設置する場合は、各部門の「緊急動員手配系統図」により関係従業員の非常招集を行う。

（２）応急措置

被災地の当該現業長は、現地対策チーム長が到着するまでの間、災害現場の状況を的確に把握し、人命を最優先とする応急措置を行う。

（３）初期消火及び火災防御活動

社内規則の「防火管理規則」に基づき、初期消火及び火災防御活動を行う。

（４）旅客の避難及び避難誘導

①　駅長の取扱

構内放送等により広域避難場所又は安全と思われる避難場所（駅前広場、運動場等）への避難を案内する。

②　乗務員の取扱

安全な場所に列車を停止させる。また、更に車内が危険であると判断した場合は、車内放送等により旅客に対して、降車及び避難場所への避難を案内する。

（５）救助及び初期救護活動

車内及び駅施設内等で負傷者が発生した場合は、直ちに救急機関へ通報するとともに救助と応急手当に努める。

（６）防災機関及び防災組織への情報提供・出動要請

関係官庁、関係自治体、警察署、消防署及び医療機関等への情報提供、出動要請は、別途定める経路により的確に行う。

第５節　災害復旧

１　総合対策本部は、大規模地震に関する被害、経過、緊急措置等の状況を把握したうえで災害復旧を実施する。

２　災害復旧は、負傷者の救出救護と安全の確保を最優先に実施する。

３　災害復旧にあたっては、必要により関係官庁、関係自治体、警察署等に通報し協力を要請する。

資料

（本章末資料　総合対策本部組織）

資料　総合対策本部組織

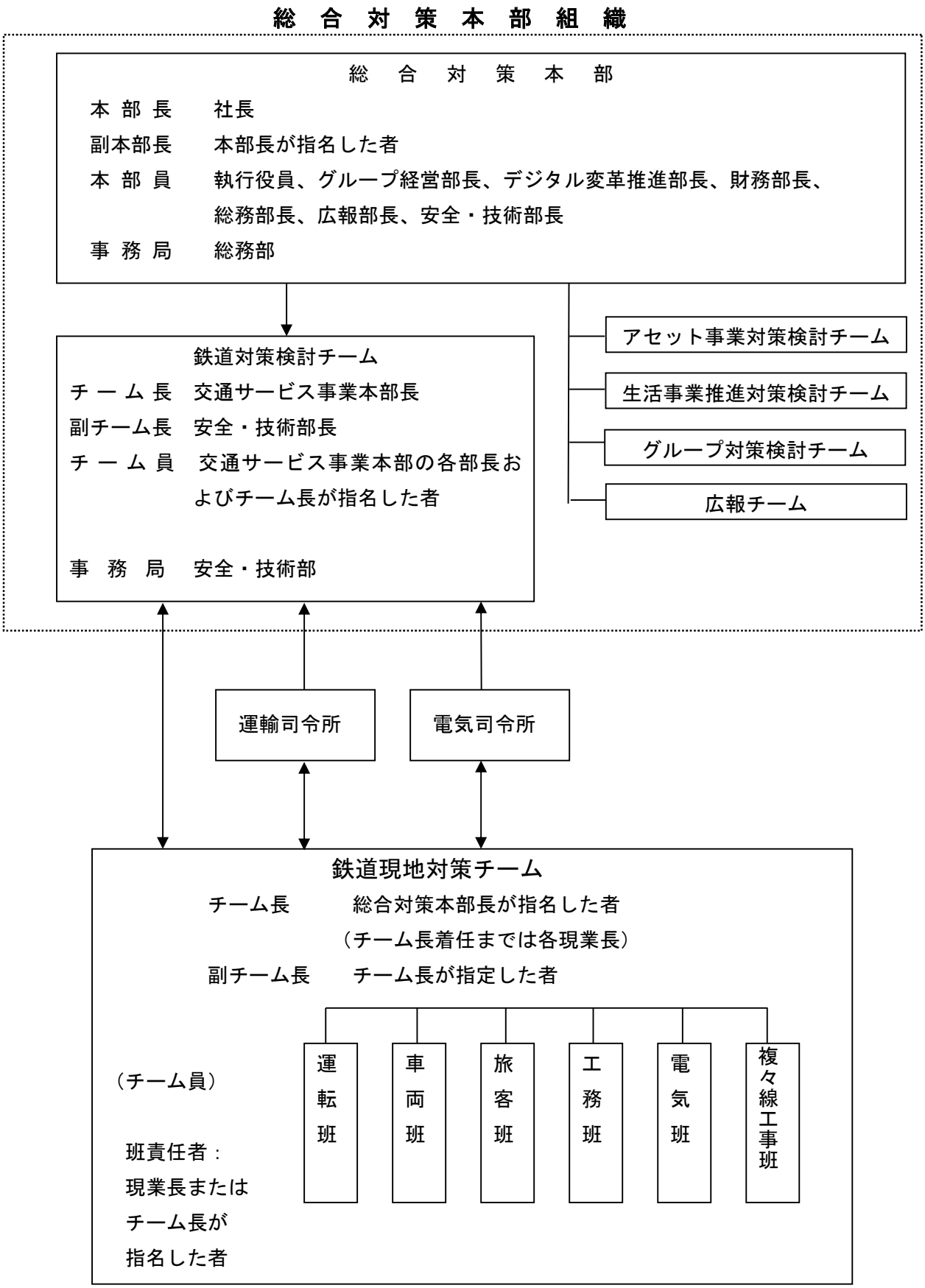
総　合　対　策　本　部　組　織
総　合　対　策　本　部
本 部 長　社長
副本部長　本部長が指名した者
本 部 員　執行役員、グループ経営部長、デジタル変革推進部長、財務部長、総務部長、広報部長、安全・技術部長
事 務 局　総務部
鉄道対策検討チーム
チ ー ム 長　交通サービス事業本部長
副チーム長　安全・技術部長
チ ー ム 員　交通サービス事業本部の各部長およびチーム長が指名した者
事　務　局　安全・技術部
アセット事業対策検討チーム
生活事業推進対策検討チーム
グループ対策検討チーム
広報チーム
運輸司令所
電気司令所
鉄道現地対策チーム
チーム長　総合対策本部長が指名した者
（チーム長着任までは各現業長）
副チーム長　チーム長が指定した者
（チーム員）
班責任者：
現業長または
チーム長が
指名した者
運転班
車両班
旅客班
工務班
電気班
複々線工事班

第９章　首都高速道路株式会社防災計画【神奈川管理局】

第１節　計画方針

この計画は、首都高速道路等に係る地震その他の災害に対処するため、首都高速道路㈱が実施する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等について定め、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、もってお客様等の安全を図りつつ、首都高速道路を災害から保護するとともに、災害時における道路交通機能を維持し、緊急交通路及び緊急輸送道路としてその社会的役割を充分発揮できるよう、国、関係都道府県等及び関係防災諸機関等と相互に緊密な連携を保ちつつ、地震その他の災害に対する万全の措置を講ずることを目的とする。

第２節　施設の現況

１　道路の現況

名　　称	市内延長	入　口	出　口	非常電話	非常口
高速神奈川１号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り　9箇所 下り　9箇所	上り　16箇所 下り　16箇所
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、 浮島 〔西行き〕 浮島、 東扇島	〔東行き〕 東扇島、 浮島 〔西行き〕 浮島、 東扇島	東行き47箇所 西行き43箇所	東行き 6箇所 西行き 5箇所
高速神奈川６号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）	上り　23箇所 下り　28箇所 建設中	上り　16箇所 下り　14箇所 建設中
計	23.0km	―	―	―	―

・建設中の出入口名は仮称。

２　耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成７年５月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成８年１１月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などは、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

3　トンネルの現況

トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導設備	その他設備				
			非常電話	押ボタン式通報装置	火災検知機	トンネル入口警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備	非常口（高速上扉）	ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
多摩川	高速湾岸線	2,170	47	90	183	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消火兼用
川崎航路	高速湾岸線	1,954	39	80	162	2	有	158	80	有	62	有	43	有	384	消火兼用
大師	6号川崎線	1,060	23	67	95	3	有	47	47	無	11	有	46	有	230	無

第３節　事業計画

1　事業計画の概要

(1) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(2) 災害時に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

2　実施計画の内容

(1) 高架橋の安全性の強化

ア　落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化

イ　地盤の液状化により生じる地盤流動に対する対策の実施

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は、平成１０年度をもって完了している。

(2) 道路構築物、管理施設等の常時点検

(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

第４節　応急対策計画

1　災害時における体制

地震による災害が発生したときは、別に定める首都高速道路㈱「防災業務計画」に基づき緊急体制、非常体制等、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

2　災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

(1) 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車

両の通行に利用されるため、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。

(2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

3　災害時の広報

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

4　緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物の除去を実施する。

5　復旧対策

(1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

(2) 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第10章　中日本高速道路㈱東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画

【中日本高速道路㈱東京支社横浜保全・サービスセンター】

第１節　計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、豪雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

第２節　防災体制

１　防災体制

特別巡回及び防災体制（以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。

(1) 特別巡回　　「資料１」に定める基準に達したとき。
その他必要があると認められるとき。

(2) 警戒体制　　「資料１」に定める基準に達したとき。
管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。
その他必要があると認められるとき。
災害が発生する恐れのあるとき。

(3) 緊急体制　　「資料１」に定める基準に達したとき。
通行止めを必要とするとき。
災害が発生したとき。

(4) 非常体制　　重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。

２　防災体制等発令基準

防災体制の発令基準は、「資料１」によるものとする。

３　防災体制等における組織及び事務分掌

(1) 特別巡回

地　　震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を２時間程度で巡回させるものとする。

(2) 防災体制

地　　震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。

４　社員等の緊急連絡体制

夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、川崎道路管制センターより当番課長に連絡するものとする。

第３節　交通規制等

１　交通規制

(1) 交通規制の基準

「資料１」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を支社防災担当課及び管制室に通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊と協議するものとする。

(2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、人員が揃い次第本線閉鎖用規制機材等を用いて速やかに通行止めの措置を講ずるものとする。

2　停滞車両対策

(1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料１」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設営業者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

(2) 本線内停滞車両排除

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、高速警察隊と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。

3　情報提供

周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制室の所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

第４節　応急復旧対策

1　応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線／方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

2　災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

3　応援体制

(1) 協力要請会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、地元建設会社等に協力・応援を要請するものとする。

(2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全のための復旧工事にわけられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等

に配慮しておくものとする。

資料

（本章末資料１　保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等基準）

資料1　風水害・地震防災体制発令基準と道路通行規制等基準

体制発令基準		注意体制	特別注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
事象	地震	－	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合であり、緊急地震速報を特別警報に位置づける)	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	次の各号の一に該当する場合 一　東名(東京～厚木)　:計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 東名(厚木～大井松田)　:計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1 圏央道(茅ヶ崎JCT～相模原):計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 新湘南バイパス:計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1 二　点検の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度5.5以上の地震が発生した場合★1 二 広範囲かつ長時間にわたり通行止を必要とする場合 三 死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	異常降雨	次の各号の一に該当する場合 一　時間雨量が、注意体制発令基準値に達した場合★2 二　管内の通過市町村に対して気象庁より大雨警報が発表された場合※1	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)	連続雨量が、警戒体制発令基準値に達した場合★2	次の各号の一に該当する場合 一　連続雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 二　組合せ雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 三　点検等により、通行止めが必要と判断される場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	強風(台風)	－	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合)	10分間平均風速が15m/sに達した場合	10分間平均風速が20m/s以上を継続し、通行止めが必要と判断される場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	津波 [対象路線] 新湘南バイパス	－	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発表された場合 (高いところで3mを超える津波が予想される場合であり、大津波警報を特別警報に位置づける)	津波警報(津波)が発表された場合	津波警報(大津波)が発表された場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	事故	事故等が発生して通行止等を実施した場合	－	事故等が発生して通行止を実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一　道路構造物等が損傷を受け、復旧に時間を要する場合 二　死傷者又は事故対象車両が比較的多い場合 三　トンネル火災により通行止を行った場合	事故等が発生して通行止を実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一　通行止が長時間に及ぶと予想される場合 二　死傷者又は事故対象車両が多い場合 三　周辺地域に影響を及ぼした場合	事故等が発生して通行止を実施した場合で、次の各号の一に該当する等、社会的影響が甚大である場合 一 死傷者が多数にのぼった場合 二 事故対象車両が非常に多い場合 三 周辺地域に大きな影響を及ぼした場合 四 自社の責に帰する可能性がある場合
	その他	－	－	次の各号の一に該当する場合 一　災害のおそれがある場合 二　気象事象(異常降雨、強風を除く)により、通行止めになりそうな場合	次の各号の一に該当する場合 一　災害により通行止めとなった場合 二　気象事象により通行止めとなった場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
道路通行規制等基準		速度規制の協議 (上記※1に該当するものは除く)	－	速度規制の協議 (上記※2に該当するものは除く)	通行止め	通行止め

★1　設置された地震計が不測の事態によって計測されなかった場合、震度階級(気象庁発表)を代替基準として、次のとおり適用するものとする。
(震度5弱以上は計測震度4.5以上とみなし(震度5強以上は計測震度5.0以上とみなし)、緊急体制以上とする。　震度4は計測震度3.5以上4.5未満とみなし、警戒体制とする。)

★2　異常降雨における体制発令基準値は、実施細則によるものとする。

（令和７年２月１２日　川崎市防災会議決定）

令和６年度修正

川崎市地域防災計画　（震災対策編）

編集発行　川崎市防災会議

〔事務局〕　川崎市危機管理本部危機管理部
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
ＴＥＬ　044(200)3134